

令和5年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和5年2月28日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和5年2月28日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第2号 令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第4 議第3号 令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議第4号 令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第5号 令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第6号 令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第7号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第8号 令和5年度人吉市一般会計予算
- 日程第10 議第9号 令和5年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第11 議第10号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議第11号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第12号 令和5年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第13号 令和5年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第14号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第15号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第18 議第17号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第19 議第18号 人吉市学校教育振興基金条例の制定について
- 日程第20 議第19号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第20号 人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議第21号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第23 議第22号 人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第23号 人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第25 議第24号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第25号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議第26号 人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第27号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第28号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第29号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第30号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第31号 人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 日程第33 議第32号 人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第33号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第34号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第35号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第36号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 日程第38 議第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第40 議第39号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 議第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第42 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村	太 君
2 番	徳 川	禎 郁 君
3 番	池 田	芳 隆 君
4 番	牛 塚	孝 浩 君
5 番	西	洋 子 君

6番	宮	原	将	志	君
8番	高	瀬	堅	一	君
9番	宮	崎		保	君
10番	平	田	清	吉	君
11番	犬	童	利	夫	君
12番	井	上	光	浩	君
13番	豊	永	貞	夫	君
14番	福	屋	法	晴	君
15番	本	村	令	斗	君
16番	田	中		哲	君
17番	大	塚	則	男	君
18番	西		信	八郎	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君
副市	長	迫	田	浩	二	君
教	育	志	波	典	明	君
総務部	長	永	田	勝	巳	君
復興政策部	長	浦	本	雄	介	君
復興政策部政策統括監		小	林	敏	郎	君
市民部	長	丸	本		縁	君
健康福祉部	長	渕	上	麻	美	君
経済部	長	溝	口	尚	也	君
復興建設部	長	瀬	上	雅	暁	君
復興建設部	長	若	杉	久	生	君
(復興担当)						
総務部次	長	立	場	康	宏	君
総務課	長	森	下	弘	章	君
秘書課	長	上	村	英	明	君
水道局	長	秋	永		敦	君
教育部	長	小	澤	洋	之	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	北 島 清 宏 君
次	長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長		平 山 真理子 君
書	記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和5年3月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る2月21日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これにつきまして議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。

令和5年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月21日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月28日開会、明日3月1日休会、3月2日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、復興のまちづくりに関する特別委員会、3日から6日まで休会、7日議案質疑及び一般質問、8日一般質問、9日一般質問及び委員会付託、10日予算委員会、11日、12日休会、13日から15日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日予算委員会、17日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は3月3日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、7日の議案質疑の回数は、1議案につき、質問席から2回以内ということに決定しております。なお、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

また、議第36号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてにつきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定すること
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に11番、犬童利夫議員、12番、井上光浩議員を指名いたします。

日程第3 議第2号から日程第42 報第2号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第2号から日程第42、報第2号までの40件を一
括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和5年3月第2回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

2月6日のトルコ南部を震源とする大地震により、トルコ共和国並びに隣国のシリア・アラブ共和国において甚大な被害が発生しました。特にトルコ共和国におかれましては、本市の豪雨災害の際にも友好的な支援をいただいております。今回の大災害には大変心を痛めております。2月17日には関係者の意向や被災地の状況等を踏まえ、熊本県トラック協会人吉球磨支部の御協力により、本市に備蓄している毛布やテントなどを、中継先である福岡県内の施設に届けさせていただきました。犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、被害に遭われた全ての皆様に御見舞い申し上げますとともに、一日も早い両国の復旧、復興をお祈り申し上げます。

私が市長として市民の皆様の負託を受け、市政のかじ取りという重責を担わせていただい
てから8年を迎えようとしております。本日開会しました市議会定例会は、この4月に任期満了となる私、そして議員各位にとりまして最後の定例会となります。この間、市議会において議論を交わし、議員各位をはじめ多くの市民の皆様に御理解、御支援を賜り、また、ときには厳しい御意見や御指摘もいただきましたが、全て市政発展への激励と受けとめており、心から感謝申し上げます。

振り返れば、令和元年5月21日開催の第2回人吉市議会臨時会の冒頭において、令和という新しい時代の幕開けに期待を募らせながらも、市政における根本的課題へ挑戦していくことをお約束いたしました。しかしながら、その後の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大

への対応、令和2年7月には豪雨による未曾有の大災害に見舞われ、本市最大の危機的状況の中で市政の大転換を余儀なくされました。このことは、災害からの復旧・復興に大きくかじを切ったことはもちろん、二度とこの悲劇を繰り返さないための地域防災力の強化や、近未来のものとして予測していた地域の抱える課題が時代を超えて一気に顕在化したことから、復興計画の策定や、その後の復興まちづくり計画の中に施策等を位置づけ、対策を講じながら今日を迎えております。

一方、災害からの復旧・復興に傾注する中で、継続的に取り組んできた事業の休止や中断、延期など、市民の皆様の要望に応えることが叶わず、市民生活や市民サービスへの影響が少なからず生じたことも事実であり、大変申し訳なく、自省しているところでもあります。

そのようなことも踏まえ、現在、策定準備を進めている第6次人吉市総合計画の後期基本計画は、復興計画をも包含させたものとして予定しており、復旧・復興を第一義としながらも、発災前から現在に至る地域課題にもしっかりと向き合った、市の均衡ある発展に期する計画にしなければならないと考えております。豪雨災害によって、貴い人命をはじめ余にも多くのモノやコトを失い、また、感染症のパンデミックによる社会経済への影響によって、ここ数年は本市にとって最大の危機ともいえる苦しく厳しい期間を経てまいりました。この苦難を前向きに捉えるなら、被災したことにより、待ったなしで市の将来の姿を描く必要があり、それも抽象的な漠然としたものではなく、確実にソフトに裏づけされたハード整備等を伴うもので、20年後、30年後の人吉の姿を描き、新たなビジョンとして市全体で共有し具現化していかなければなりません。

特に、少子高齢化の進展など慢性化する人口減少社会という現状にあって、さらにマイナスからの出発ではありますが、新たなまちづくりのスタートラインに立った私たちの彼方には、我々だけが思い描くことができる人吉の未来があり、現在の市にとって最も必要な希望や理想を胸に、進めていくことが肝要だと考えております。

発災以降、現在まで国、県、全国の自治体をはじめ、多くの関係機関、関係の皆様にも多大なる御支援、御尽力をいただきながら、復旧・復興に係る問題、課題等の解決や、行政機能、行政サービスの維持・拡充に取り組んでまいりました。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。

今後は、受援地としての経験を生かし、感謝をもって他の地域の災害対応、災害復旧等への貢献にも努めてまいりたいと存じます。

今議会は、先ほど申し上げましたように今期最後の市議会定例会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様と共に取り組んでまいりました市政を振り返り、総括して申し上げてまいりたいと存じます。

はじめに、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興に関しまして、これまでの経緯や現在の状況等について申し上げます。

防災対策関係でございますが、豪雨災害では、本市でも、災害関連死を含め21名の貴い人命が失われ、また、住まいや事業所など多数の家屋が被災し、さらには道路や橋梁、農地、山林なども大きな被害を受けました。また、発災直後から、人命救助を最優先に、避難所の開設、応急住宅など住まいの確保、市中に堆積した災害土砂の撤去、災害廃棄物の処理など、次々と降りかかる課題の解決に、市の総力を挙げて取り組んでまいりました。この数々の難題に対し、行政規模としては決して大きくはない本市が、単体で取り組んでいくことは簡単ではなく、発災後すぐに駆けつけていただいた多くのボランティアの方々をはじめ、国、県、全国の自治体、消防、警察、医療機関など、あらゆる関係の皆様御尽力をいただいたことに対し、深く感謝を申し上げます。

このような中、豪雨災害での経験を踏まえ、大規模災害など有事における防災体制の見直しに着手したところであり、早期避難を促す手段として、防災ラジオや想定最大規模の浸水想定区域図を全世帯に配布したところです。また、緊急時の警報サイレンの吹鳴や実績浸水深の標識設置、河川、気象、避難の防災・災害情報を集約した防災ポータルサイトの構築、そして、市ホームページ、市公式LINE（ライン）、ツイッター、フェイスブックなどを活用し、情報伝達手段の多重化を図っております。加えて、スマートシティ構想に資する取組の一環であり、平時・有事双方において、現状を視覚的に認識していただくための施策として、水ノ手橋にライティング防災アラートシステムを構築したところでございます。

一方、被災した指定避難所については、西瀬コミセンを西瀬小学校に変更するなど、見直しに取り組んでおります。また、避難所施設につきましては、マンホールトイレや備蓄倉庫の設置、市内全小中学校体育館への空調設備の整備などを行ったところであり、さらに、避難所運営においては、スムーズな受付が可能となるようデジタル避難所サービスを開始するとともに、簡易ベッド、プライベートテントなどを整備したところでございます。

地域における防災力の強化策としましては、自主防災組織の再構築や、地区防災計画及びコミュニティタイムライン、マイタイムラインの策定支援に加え、防災の専門性を有する地域防災官を新たに任命し、町内や事業所の出前講座、自主避難訓練などの場において、地域の皆様への防災啓発活動に取り組んでおります。さらには、世帯ごとの災害リスクの軽減策として、市内全域を対象に、水災補償を附帯した火災保険等に参加された場合に保険料の一部を助成する制度を創設しております。また、消防団につきましても、被災した詰所の復旧に加え、積載車両や小型ポンプの修繕、再取得などを行ったところでございます。

このような取組に加え、昨年に引き続き、避難行動を確認する日として、全ての市民を対象とした防災情報伝達訓練を計画しております。市民の皆様に早く、確実に避難情報をお伝えできるよう、防災行政無線によるサイレン吹鳴に加え、市公式LINE、フェイスブックなどを活用した実践的な訓練を行いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

青井、中心市街地、両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でござい

ますが、青井地区につきましては、事業主体である熊本県に対し、去る2月7日、土地区画整理事業に係る事業計画について、国からの認可が下り、2月21日に事業計画決定の公告がなされたところです。この決定により、令和5年度は、熊本県と連携し、工事着手に向けて詳細な測量や設計を進めるとともに、土地評価基準や換地設計基準等のルールのもと、換地設計とその後の仮換地の指定の開始に向け、事業を進めてまいります。また、並行して、県においては、建物調査が必要となる権利者について、建物の調査・補償費の算定を実施し、市においても、土地区画整理区域外で実施する避難路整備に必要となる用地測量を進めてまいります。

一方、中心市街地地区におきましては、去る1月21日に住民説明会を開催し、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業計画（案）について説明を行いました。参加された方からは、山田川の河川整備や宅地のかさ上げ等に係る御意見をいただいております。事業計画（案）の縦覧、意見書の提出といった手続を経て、現在、事業計画の認可に向けた申請手続を進めております。

今後も引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

避難路整備関係でございますが、早く、確実に避難するための路線の整備は、復興事業における重要課題であり、「災害に負けないまちづくり」を推進していくためにも、早急に取り掛からねばならない施策であると存じます。このような中、1月下旬から、地区ごとに避難路整備計画についての説明会を開催しており、各会場でいただいた御意見等も参考に、事業化路線の検討を進めてまいりたいと存じます。

球磨川流域治水対策関係でございますが、令和2年7月豪雨において、本市を含む球磨川流域市町村に甚大な被害が発生したことを受け、同年8月に設置された令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証、さらに30回にわたる関係市町村長、関係団体、事業者、住民の方々との意見交換を踏まえ、同年11月19日に、蒲島熊本県知事が「命と環境を守る『流域治水』を進め、その1つとして新たな流水型のダムを国に求める」ことを表明されております。併せて、「新たな流水型のダムが球磨川流域の安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川的环境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要がある」との考えから、客観的かつ科学的な環境影響評価を国に求められたところです。

その後、国において、球磨川水系河川整備基本方針の見直しと、球磨川における今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容が示された球磨川水系河川整備計画が、河川管理者である国及び熊本県において、昨年8月9日に策定されております。内容としましては、流下能力を向上させる対策としての堤防整備や河道掘削などの河川整備に加え、流量を低減させる対策として、川辺川における流水型ダムや遊水地の整備、既存ダムの有効活用など多

岐にわたる計画となっております。

このような中、昨年12月25日に、熊本県副知事を座長とした、流域12市町村及び流域住民、有識者で構成される、第1回新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組みの会議が設置され、事業の方向性と進捗の確認や、情報について県民への周知を図る仕組みの構築がなされたところです。流水型ダムの建設については多様な御意見があることは十分に認識いたしておりますが、球磨川流域の治水安全度の向上のため、市内の中心部を球磨川が貫流する人吉市の市長として、早期完成に期待をするところです。

球磨川水系河川整備計画の基本理念である「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」、「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」、「持続可能な発展」の実現に向け、国、県、関係機関と協働し、そして何よりも、市民をはじめ球磨川流域にお住まいの皆様と共に、治水安全度の向上に資する取組に尽力してまいりたいと存じます。

本市の貴重な地域資源である球磨川の安全性、親水性、周遊性を向上させ、かわを生かしたまちの賑わいづくりを促進することを目的とした「かわまちづくり」関係でございますが、現在、かわまちづくり協議会委員の皆様、そして具体の施策を検討いただく同実行委員会委員の皆様と共に、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画の変更に伴う協議を重ねております。

本市のかわまちづくり計画については、令和2年3月に国土交通省から認定登録を受けておりましたが、直後の令和2年7月に豪雨災害が発生し、市内全域が甚大な被害を受け、計画自体の見直しを行う必要が出てまいりましたことから、変更登録に向けた協議を、昨年11月21日の第1回協議会を皮切りに再開したところです。これまでに、中川原公園での現地説明会や球磨川沿いの現地視察などを開催しており、委員の皆様から様々に御意見をいただいているところでございます。同計画については令和6年度中の変更登録を予定しており、今後かわまちづくり協議会の皆様と共に、かわとまちが一体となった賑わいのあるまちづくりに資する活動を展開してまいりたいと存じます。

J R肥薩線関係でございますが、これまで100年以上にわたり、沿線地域の生活を支え、地域の産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしてきた肥薩線の復旧は、今後の地域を支え、観光需要の喚起を図る上では、その重要性や価値はますます高まるものと考えております。これまでも、肥薩線利用促進・魅力発信協議会によるJ R九州への継続的な要望活動に加え、令和4年3月には肥薩線復旧を願うアピール集会を開催し、沿線の各団体や住民の皆様と共にその想いを強く共有してまいりました。また、同じく令和4年3月に、国、熊本県、J R九州の三者で設立されたJ R肥薩線検討会議におきましても、鉄道での復旧について検討することが確認され、現在、鉄道を軸とした地域振興・活性化に取り組むための再生ビジョン・利活用策の策定に向けた調査・検討事業が進められております。さらに、令和4年4月に熊本県や本市を含む関係自治体により設立したJ R肥薩線再生協議会におきましては、復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共交通の確保に向けた今後の利活用促進策等

について検討を重ねているところです。

このような中、肥薩線の川線を走る姿で鉄道ファンをはじめ多くの人々を魅了してきたSL人吉が、令和6年3月をもって引退することがJR九州から発表されております。100歳に到達する車体で本地域の観光を牽引してくれたSL人吉の引退は、この蒸気機関車のかつての保存場所であり活躍の場でもあった人吉市の市長としても非常に残念で、寂しい気持ちを抱いたところです。これは市民の皆様のお気持ちも同様ではないかと感じており、SL人吉の引退後は、ぜひ人吉での保存・展示を望むといったお声や要望等を多数いただいております。私もまた、最後は人吉を終着駅にしてもらいたいという想いを強く持っておりますことから、観光関連など関係団体の皆様ともしっかりと連携し、本市での保存・展示の実現に向け、JR九州や関係機関と粘り強く協議を重ねてまいりたいと存じます。

また、肥薩線と同じく甚大な被害を受けたくま川鉄道関係でございますが、中でも球磨川第四橋梁の流出は、くま川鉄道の復旧にとって、時間的にも、そして財政的な面からも大きな損害でありました。特に、地域の子供たちの多くが通学に利用していたことから、被災後、速やかに不通区間での代替バス運行を開始するなど、通学手段の確保に努めたところです。発災から1年4か月後の令和3年11月には、肥後西村駅から湯前駅間において部分運行を再開し、残りの区間につきましても、球磨川第四橋梁の架け替えと併せ、早期の復旧を目指しております。くま川鉄道の全線運行再開は、本地域の住民にとって悲願でもありますことから、国、県、関係機関と共に、令和7年度中の復旧完了を目指し、鋭意取り組んでまいります。

被災者支援関係でございますが、被災された方々の早期の生活再建のため、これまでも様々な施策を実施してまいりました。発災から約4か月後の令和2年10月30日には地域支え合いセンターを設置し、応急住宅入居者や在宅避難者などの生活支援や現状把握を行うため、巡回訪問等を通して被災者の健康状態や生活環境、困りごと等をお聞きし、国や県など関係機関と連携しながら、生活や住まいの再建に向け、継続して支援を行ってまいりました。同センターでは、訪問や電話、文書等を通じ、これまで延べ6万回を超える支援を実施しており、支援済み世帯の割合も、1月末日現在で85.08%に達しております。

また、住まいの再建に関しましては、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅、市営単独住宅の整備等により、住まいの確保を優先して支援してまいりました。被災された世帯の応急住宅への入居状況につきましては、2月17日現在で、建設型応急住宅に入居された総世帯が370世帯、現在も入居されている世帯が191世帯、既に退去された世帯が179世帯でございます。賃貸型応急住宅につきましては、入居総世帯が535世帯、現在入居世帯が119世帯、退去世帯が416世帯で、市営単独住宅への一時入居総世帯が155世帯、現在入居世帯が61世帯、退去世帯が94世帯となっております。

このような中、応急住宅における孤立の防止を図り、コミュニケーションの場を創出する

ため、建設型応急住宅においては、毎月1回、なんでも相談会やオープンカフェを開催しており、お住まいの皆様の自主活動としても、編み物サークルやラジオ体操なども開催いただいております。さらに、多数のボランティアに御協力をいただき、見守り体制の強化など、延べ1,270回にわたる支援活動に取り組んできたところです。

発災から約2年8か月が経過する中、被災者の皆様の生活や住まいの再建は徐々に進んでいるものと実感しておりますが、支援を必要とされている方々も多数おられますことから、早期の生活再建、住まいの再建のため、きめ細かな支援を継続してまいります。

建設型応急住宅の利活用関係でございますが、現在、西間第一仮設団地及び下原田第一仮設団地につきましては、用地取得が完了しております。令和5年度は、西間第二・第三仮設団地の地権者の皆様と協議を進め、用地が確定した団地から順次、再建に向けた住戸改修や外構工事の設計など準備を進めていく予定としております。

一方、災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設中の買取型災害公営住宅につきましては、令和6年1月の入居開始を目指し、順調に工事を進めております。東校区地区に整備予定の買取型災害公営住宅につきましては、昨年12月の事業者選定が不調に終わり、改めて事業者の募集・選定を進めているところです。3月下旬には事業者を決定する予定であり、入居時期に関しましては、令和6年の夏頃を予定しております。

また、両災害公営住宅の入居世帯に関しましては、昨年11月に本申込みを受け付け、12月に世帯数が確定しております。仮申込みの時点では175世帯が入居を希望されておりましたが、それぞれの御事情により、最終的には当初より10世帯減の165世帯を整備することといたしました。このような状況から、東校区地区に整備予定の災害公営住宅については、整備戸数を55戸から45戸に変更しております。入居を心待ちにされている方々も多くおられますことから、被災された皆様の一日も早い生活再建、住まいの再建のため、地域住民の皆様の御理解を賜りながら事業を進めてまいります。

中川原公園関係でございますが、流域の治水安全度を高める方策として、現在、国による公園の地盤を下げる工事が行われており、来月までに完了する予定となっております。今年の秋頃には芝張りなどの工事を市の施工にて行う予定としており、これからも市民の憩いの場として末永く愛される公園となりますよう、鋭意整備を進めてまいります。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、被災した道路38か所、橋梁5橋、河川12か所について、国土交通省の権限代行で復旧工事を行っている天狗橋を除き、今年度内での完了を目指し、工事を行ってまいります。また、県道人吉水俣線の西瀬橋につきましても、国土交通省による迅速な仮橋の設置、その後の本格復旧により、無事、2月19日に開通いたしております。同橋は市民の生活道路や児童・生徒の通学路として重要な橋でございますので、早期の復旧に御尽力いただきました関係の皆様に、改めて感謝申し上げます。

上水道関係でございますが、人吉市水道事業ビジョンに基づき、安全で安定した水道水の

持続的な供給に資するための事業に取り組んでおります。老朽化した原城配水池の改修につきましては、豪雨災害に伴う法面復旧工事のほか、基礎杭打設のため、地下防空壕の充填工事が完了しております。また、復旧工事が完了した西瀬橋につきましても、引き続き配水管添架工事を実施するとともに、給水区域内の基幹管路等につきましても、老朽化の度合いなどを鑑み、耐震性のある水道管への更新を計画的に進めていくこととしております。

公共下水道事業関係でございますが、豪雨災害で被災した人吉浄水苑につきましては、今年度中に復旧見込みとなっております。また、雨水・汚水ポンプ場6か所につきましては、令和5年度の復旧完了を目指してまいります。被災した中心市街地における下水道施設の計画につきましては、被災市街地復興土地地区画整理事業と並行し、雨水・汚水施設の整備を進めてまいります。

浄化槽関係でございますが、令和3年度から浄化槽設置に対する補助制度を設けております。また、し尿汲み取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進についても補助制度を設けており、生活排水処理など住環境の改善に努めております。なお、一般住宅の新築につきましては、県補助の廃止により一部減額となりますが、被災住宅の新築につきましては従来の補助制度を維持してまいります。

農地・農業用施設及び林道の災害復旧関係でございますが、被災した農地104ヘクタール及び農業用施設128件、林道11路線22か所につきましては、一部工事を除き、今年度内での完了を目指してまいります。

豪雨災害で農業用機械や倉庫などが被災された農業者へ支援を行う、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）でございますが、今年度、事業が完了しております。申請いただいた98件の農家に対し、約6億4,280万円の助成を行っており、早期の営農再開に向けた支援ができたものと存じます。

豪雨災害により被災された商工業者への支援関係でございますが、なりわい再建支援に関しましては、熊本県や人吉商工会議所、人吉しごとサポートセンターをはじめとした関係機関が連携し、令和2年度から今年度まで、合わせて299件の補助が採択されるなど、被災事業者の意向に沿ったきめ細かな支援に努めてきたところです。

一方、復興事業等の関係により申請を行われていない事業者も複数おられますので、令和5年度以降も申請が可能となるよう、国や県に対し、今後も働きかけを行ってまいりたいと存じます。

中心市街地活性化関係でございますが、紺屋町界限において民間主導により建設が進められておりました「人吉紺屋小町」につきましては、去る12月1日に開業されております。現在、仮設商店街からの移転事業者と、新規に創業された事業者の2店舗が入居されており、復興が進む中で食の魅力の発信拠点として、中心市街地のにぎわい創出に寄与していただけるものと期待するものでございます。

また、人吉商工会議所の主催により開催いただいております「紺屋町H I T O N O W Aマーケット」でございますが、今年度も7回開催されております。昨年度から定期的に開催いただいたこと、また、ハロウィンやクリスマスなど、季節ごとに企画イベントを実施いただいたことで、地域住民をはじめ市内外の皆様に根付いたイベントとなったものと存じます。会場となりました人吉復興コンテナマルシェにおきましても、次年度以降リニューアルされ、新たにスタートされると伺っておりますので、同マーケットにおいても、今後も引き続き開催いただき、人が集まる、笑顔があふれる商店街の再生につなげてほしいと心から願っております。

仮設商店街関係でございますが、モゾカタウン人吉駅前につきましては、店舗の再建の遅れや市内のテナント不足等の事由により、令和5年度以降も、15事業者が継続して入居を希望されておられることから、設置期間を1年延長したところでございます。また、モゾカタウンくまりばにつきましては、全ての事業者が退去されたことから、建物の撤去を行ったところでございます。人吉駅前に入居されている事業者の一日も早い本格再建に向け、本市としましても、関係機関と協働し、支援を継続してまいります。

豪雨災害では、本市の主要産業である観光面においても甚大な被害を受けており、誘客に欠かせない宿泊施設においても、市内全体の約7割に当たる27の施設が被災されております。そのような中、被災後に廃業された事業者もおられますが、現在、一部再開を含め、20の事業者が営業を再開されております。施設の改修、修繕については、なりわい再建支援補助金のほか、国の既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業や地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業を活用いただき、これまで以上に、各施設が持つ魅力を向上させた改修等を実施いただいております。

市内各所に湧き出る温泉や球磨川と一体となった風景など、自然と調和した観光立市をうたう本市の魅力をさらに生かすためには、宿泊施設の復旧は早期に成し遂げなければならない喫緊の課題でございます。コロナ禍や肥薩線の不通等の影響もあり、観光客の入込数は以前の水準までは回復しておりませんが、令和2年度から毎年実施している宿泊割引事業や、人吉ひかりの復興プロジェクト、球磨川・人吉地区かわまちづくり事業など、様々な取組と連携しながら、観光都市人吉の復活に向け、全市一丸となって魅力ある観光施策を展開してまいりたいと存じます。

コミュニティセンターの災害復旧状況でございますが、東西コミセンにつきましては、国からの御支援をいただき、現地での原形復旧に向け昨年8月から工事に取りかかっており、今年4月からの利用再開に向け、予定どおり工事は順調に進んでおります。

西瀬コミセンにつきましては、東西コミセン同様、国からの御支援をいただき、工事を進めております。復旧は隣接地への移転新築を計画しており、被災した建物の解体工事が昨年9月に完了し、現在、移転予定地の造成工事を進めているところでございます。新しいコミ

センの建設に関しましては、造成工事完了後、速やかに行うこととしており、令和5年度中の完成を目指しております。施設の完全復旧には今しばらくの期間を要しますことから、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

社会体育施設の復旧関連でございますが、豪雨災害後、約半年間にわたり指定避難所として使用しておりました人吉スポーツパレス大アリーナにつきましては、昨年度、床面及び空調熱源設備の改修工事を完了し、今年度から利用を再開しております。また、第2武道場につきましては、熊本地震に伴い庁舎機能の一部を移転し、市庁舎第2別館として使用しておりましたが、庁舎機能の閉鎖後、床面などの改修工事を行い、今月から利用を再開したところでございます。

また、豪雨災害により一部が被災した市民プールにつきましては、管理棟の床面や空調などの復旧を行い、昨年度から、50メートルプールを除いて営業を再開しております。しかしながら、従前からの課題であった施設全体の老朽化等が激しく、これからの市民プールの方向性についても改めて検討する必要があることから、スポーツ団体や外部有識者などで構成される人吉市市民プール検討委員会を設置し、今後の市民プールの在り方等について協議を行っていただいたところです。同委員会では、諮問に応じ、8回にわたる熱心な御議論をいただき、昨年12月、「新たなプール建設の検討を早急に開始すべき」との答申をいただいております。子供から高齢者まで、幅広い年齢層に対応した遊泳環境の確保は、市民のスポーツ振興や日頃からの健康増進の場づくりにもつながってまいりますので、答申内容を真摯に受け止め、新プール建設等も視野に、検討を進める予定としているところでございます。

人吉城歴史館の復旧に関しましては、これまで有識者会議や関連団体等との意見交換を重ねてきたところでございます。この会議等の場における参加者からの主な御意見として、国指定史跡人吉城跡内に位置することが重要であるとの認識のもと、現地での原形復旧を望む声が多くございましたことから、改めて同施設の持つ魅力や市民の皆様の想いなどを確認したところでございます。本市といたしましても、被災した麓・老神地区の復興に向けた重要な拠点であると認識しておりますことから、史跡の景観保護の観点からも、施設のかさ上げは行わないこととし、さらには会議等での御意見も踏まえ、現地での原形復旧を行う方針を固めたところでございます。復旧に当たりましては、まちづくりの方向性やガイダンス施設としての機能性、文化財等の展示方法、防災面など課題もございしますが、今後も関連団体等と検討を重ね、令和6年度中の復旧完了を目指してまいりたいと存じます。

文化財保護事業関係でございますが、今年度は、被災した史跡人吉城跡や史跡大村横穴群の災害復旧に関する事業を最優先に実施してまいりましたが、令和5年度につきましても同様に、復旧関連工事を集中して進めてまいります。

主な事業としましては、史跡大村横穴群法面崩落箇所復旧、史跡人吉城跡北外曲輪陥没復

旧、被災した展示文化財の復旧の各工事を実施する予定です。また、御館跡西側石垣の修復につきましては、隣接する歩道が児童・生徒の通学路であること、さらに市民や来訪者の安全確保の面も鑑み、早期の復旧を行ってまいります。そのほか、指定文化財や国登録有形文化財、地域でコミュニティーの場として長い間活用されてきた祠や御地蔵さんなど、地域等からの御要望にお応えしながら、鋭意復旧を進めてきたところでございます。

豪雨災害を受け、本市の復旧・復興に向けた取組を進めるため、発災直後から、また現在も、全国の自治体から中長期的に職員を派遣いただいております。これまでに27の自治体から、延べ81人の応援職員に復旧・復興業務に従事いただいております。貴重な人材を本市に派遣いただいた各自治体の皆様、応援職員の皆様、調整等に御尽力をいただいた熊本県をはじめ関係機関の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係でございますが、同ウイルスが国内で初めて確認されてから3年余りが経過いたしました。この間、幾度となく感染拡大の波が押し寄せ、ときには緊急事態宣言が発令されるなど、国民の生活にも大きな変化をもたらしました。このような中、本市といたしましても、ワクチン接種をはじめとする感染予防対策や事業者への支援策など、様々な施策を実施してきたところでございます。

現時点における国の動向でございますが、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて、今年5月8日から「5類感染症」へ移行することが決定されております。なお、ワクチン接種においては、これまで同様、自己負担なしでの接種が見込まれております。

このような状況下、市民の健康面に係るワクチン接種状況でございますが、2月21日現在、従来型及びオミクロン株対応ワクチンによる3回目の接種を完了された方は2万4,456人、接種率は78.55%、4回目の接種を完了された方は1万7,810人、接種率は57.2%、5回目の接種を完了された方は1万844人、接種率は34.83%、オミクロン株対応ワクチンを接種された方は1万6,232人、接種率は57.36%となっております。

一方、市民、事業者の皆様に対する支援策については、これまでも様々な施策に取り組んできたところでございます。市民の皆様に対しましては、保育園などの児童福祉施設等や学校、コミセン、指定避難所等へのマスク配布などコロナ感染予防対策をはじめ、固定資産税、都市計画税の納期限延長や個人市県民税の申告期限の延長、水道料、下水道使用料の減免措置、さらに、いずれも収入減少等の要件はございましたが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免措置や、市営住宅入居者に対する家賃の減免などを行っております。さらには、小学校の臨時休業等による放課後児童クラブへの利用料補助や修学旅行のキャンセル費補助、出産・子育て応援交付金事業などを実施するとともに、各町内に対しましても活動経費の支援や公民館等の空調設備の改修、空気清浄機の配備などを行ったところでございます。

事業者の皆様に対しましては、営業時間短縮に伴う協力金の支給に加え、本市独自の緊急

経済対策として、売上げが一定程度減少した事業者に対する小規模事業者持続化臨時給付金や雇用支援補助金、利子補給金の各制度を創設するとともに、飲食店支援のための食べ飲み応援券事業などを実施しております。さらに、観光客向けに人吉よか旅事業や宿泊支援事業を実施するなど、市内観光産業の需要喚起を図るための施策等を展開しております。そのほか、医療機関への感染拡大防止のための補助や、公共交通事業者に対しての支援など、様々な施策を実施してきたところでございます。

また、変動する世界情勢等の影響による原油価格・物価高騰対策としましても、様々な支援を行ってきたところでございます。市民の皆様に対しましては、水道料、下水道使用料の減免や、浄化槽管理料、し尿汲み取り料への支援などに加え、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増など、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する国の臨時交付金に市独自の補助を上乗せで支援する事業を実施しており、教育面では、食材費の高騰による学校給食事業の負担軽減に係る事業なども実施いたしております。

事業者の皆様に対しましては、保育園等への一時金の支給や、介護・高齢者等施設、障害福祉サービス等事業所への支援、医療機関等や調剤薬局への支援も実施してきたところであり、さらには、農家等への支援として、飼料等価格や農薬の高騰に係る負担軽減のための事業を行うとともに、交通・運輸関係では、燃料費高騰に係るバス・タクシー等の公共交通事業者やトラック業者への支援を行ってきたところでございます。

このように、物価の高騰など、これからも厳しい状況が続いていくものと存じますが、市民の皆様の健康を守り生活を守るための施策等について、関係の皆様のお力添えを賜りながら、今後も尽力してまいりたいと存じます。

次に、私の２期目の市政運営における主な事業の進捗状況等につきまして、御説明申し上げたいと存じます。

市庁舎関係でございますが、平成28年の熊本地震発災以降、カルチャーパレスなど数か所に市役所機能を分散し、業務を行ってまいりました。新市庁舎建設途中の令和２年７月には、人吉球磨地域を含む九州南部に甚大な被害をもたらしたかの豪雨災害が発生しましたが、関係各位の御尽力により予定どおり完成を迎えることができ、総合防災センターとしての機能を有した堅牢な庁舎として、新たな一步を踏み出しております。

新市庁舎周辺の整備に関しましては、現在、市庁舎別館の改修を進めております。今年の５月には保健センター等の移転を予定しており、市役所機能の一元化により、これまで以上に市民の皆様の利便性の向上が図られるものと存じます。

総合計画・復興計画関係でございますが、令和２年度から新たにスタートした第６次人吉市総合計画前期基本計画に基づき、本市の各施策を実施しております。しかしながら、計画初年度の７月、豪雨災害が発生し、平時における計画の遂行が困難となり、また、本市の復旧・復興を最優先に施策を展開していく必要が生じたことから、令和３年３月に人吉市

復興計画を策定し、さらに同年10月、復興施策の具体的内容を盛り込んだ人吉市復興まちづくり計画を策定し、一日も早い復旧・復興の実現に全市一丸となって取り組んできたところでございます。

このような中、第6次総合計画につきましては、令和5年度に前期基本計画の期間が終了しますことから、現在、後期基本計画の策定に取り組まっております。また、復興計画につきましても、総合計画と同じく、終期が令和5年度となっておりますことから、総合計画後期基本計画につきましては、復興計画を包含し、総合計画の中で市の各施策と復興関連施策の融合・両立を図ることとしております。さらには、国のデジタル田園都市国家構想を反映した総合戦略部分についても、総合計画前期基本計画と同様、後期基本計画への統合を図り、地方創生、DXなどの施策を併せて展開する予定としております。

公共交通関係でございますが、本市の交通政策の基本計画となります人吉市地域公共交通計画については、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、今年度内の策定に向け作業を進めております。市の総合計画や復興計画などを踏まえ、まちづくりや観光、教育、福祉などの関連計画との整合を図り、誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となり目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和2年以降は、仕事面でもオンラインでの会議が増え、自宅等でのテレワークが当たり前になるなど、デジタル技術に触れる機会が多くなり、デジタルそのものを身近に感じる方が増えてきたものと存じます。また、国においても、デジタル技術の推進を政策の大きな柱とし、地方からデジタルの実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できるデジタル田園都市国家構想の実現を掲げられております。

このような中、豪雨災害で甚大な被害を受けた本市としましても、災害からの復旧・復興を一日も早く成し遂げるため、さらには、災害前よりも豊かで住みよいまちを創るため、スーパーシティ型国家戦略特区に挑戦するなど、様々な施策に取り組んできたところでございます。中でも、本市のスマートシティ構想を実現するための取組の1つとして構築したライティング防災アラートシステムは、水ノ手橋に水位センサーと連動した、変色可能なLED照明を設置することで、有事には防災、平時には観光としての活用を図ってきたところです。さらには、本市のスマートシティ構想を推進するための方向性を定めた人吉市スマートシティ推進計画についても、年度内の策定を目指し、現在、最終調整に入っております。

本市が災害からの未来につながる復興を果たすためには、市民の皆様をはじめ、国や県、そして民間企業など関係の皆様との緊密な連携は不可欠であります。本市においても、行政手続のオンライン化を図るなど、デジタル技術のさらなる活用を図り、市民の皆様の利便性向上につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

豪雨災害を受け、改めてその重要性が認識された行政からの情報発信関係でございますが、

災害情報やライフラインに関することなどを迅速に市民の皆様にお伝えするため、発災直後の令和2年7月6日から、市公式ツイッターの運用を開始しております。また、昨年6月には、多くのSNSの中でも、国内での利用率が高いLINEを活用した市公式LINEを開設するなど、緊急時の防災情報に加え、通常の市政情報等についても、より多くの皆様へ確実に伝えるための仕組みの充実を図ったところです。併せて、既に運用を開始しているフェイスブックやInstagram等の情報発信ツール、市ホームページ、そして広報ひとよしなど紙面での媒体も活用し、市民の皆様へ確実に情報が届く仕組みを構築しております。さらには、人吉高校の生徒と協働し、豪雨災害での経験と教訓を踏まえ、復旧・復興の状況や被災地としての思いを世界に発信するため、令和3年12月、ユーチューブを活用した「ぎゃんとこ人吉ch（チャンネル）」を開設しております。高校生が主体となって「人吉の今」を発信しており、若者ならではの感性を生かした人吉球磨の復興に資する取組となっております。

広聴関係でございますが、地域座談会「ひとよし未来カフェ」につきましては、コロナ禍と豪雨災害の影響により休止しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が一定の落ち着きを見せたことから、各校区の町内会や各団体の皆様に御参加いただき、昨年10月から再開いたしました。参加者からは、豪雨災害からの復旧・復興に関することや各地域における課題、まちづくりのアイデアなど、様々に御意見・御要望を頂戴しており、活発な議論の場になったものと認識しております。参加いただいた各町内の皆様、各団体の皆様に、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

環境関係でございますが、地球温暖化に関する事項は世界的にも大変重要な問題となっております。本市としましても、国、県の動きを受け、昨年3月、2050年までにCO₂実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行い、地球環境に貢献する施策に取り組んできたところでございます。この取組の第一歩として、同じく昨年3月、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社と本市との間で連携協定を締結し、スポーツパレスに太陽光パネルや蓄電設備を設置するなど、一連の施設整備を実施することでCO₂排出量の削減を図ることとしております。

子育て支援関係でございますが、国は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁を創設し、こども政策をさらに強力に進めていく方針を打ち出しています。子供の成長過程において、子供と家庭の福祉の増進、保健の向上を図ることは大切であり、子供の育成に相当な経費がかかる現代の子育て世帯の支援については、さらなる充実が求められており、本市の取組も一部見直しが必要であると認識しているところでございます。中でも子ども医療費無償化につきましては、以前から拡充を望む声を多くいただいております。これまでも慎重に検討を重ね、段階的に制度の充実を図ってきたところでございますが、さきの熊本県議会12月定例会において、蒲島熊本県知事からも、県内市町村への補助拡大など、子育て支

援対策を後押しするような発言があり、現代社会の情勢等も踏まえ、さらには県内各市、近隣町村との格差をなくすためにも、この機会に制度の見直しを図る必要があると強く感じているところでございます。このようなことから、今回、無償化の対象となる児童の年齢を、現行の「15歳まで」から「18歳まで」に引き上げ、子育て世帯の負担軽減と適切な保健・医療・福祉の提供に資することで、子育て世帯の支援につなげてまいりたいと考えているところでございます。

出産・子育て応援交付金事業関係でございますが、国全体において核家族化が進展し、また、地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が増加しておりますことから、子育てに係る相談・支援体制のさらなる充実と強化が求められています。このような中、国においても出産・子育てに係る交付金制度を新たに創設されており、本市におきましても、子育て世代包括支援センターでのこれまでの取組に加え、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談体制の確立と伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金の支給など、安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

さらには、経済的な支援に加え、家庭や子供を取り巻く環境の変化に対応するため、国のこども家庭庁創設の動きなども勘案しながら、本市の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」の創設につきまして、令和6年度中の設立を目指し、準備を進めてまいります。

また、長引くコロナ禍や物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の支援といたしまして、熊本県独自の新たな生活支援特別給付金が支給されます。対象となる世帯には、世帯当たり2万円が給付され、複数児童がいる世帯には、第2子以降1人当たり5,000円が加算されることから、速やかな給付に向け準備を進めてまいります。

障害者福祉関係でございますが、現在、多くの自治体において手話言語条例の制定が進められております。全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会の実現は、必ず成し遂げなければならないものであると強く認識しておりますので、本市におきましても、市の責務と市民及び事業所等の役割などを明記した「人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、障害者支援のさらなる充実を図るべく、様々な施策を推進してまいります。

高齢者福祉関係でございますが、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の第7期計画に基づき、健康づくりの推進や関係機関との連携強化、適切なサービスの提供体制の整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいりました。さらには2025年、そして現役世代の急減が見込まれる2040年を見据えた対策も講じる必要がありますことから、令和2年度に第8期計画を策定し、医療・介護が連携したサービス基盤の整備や介護人材の確保に加え、地域で共に暮らす人と人が支え合う自助・互助の関係を構築し、持続可能な介護保険

制度となるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めているところでございます。

地域包括支援センター関係でございますが、高齢者の皆様が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を包括的に提供するための取組を行っております。その中核である地域包括支援センター業務につきましては、令和2年度から人吉市社会福祉協議会に委託しておりますが、その初年度となる令和2年7月に豪雨災害が起こり、要支援者の安否確認や避難所での相談対応、介護サービスの調整など、発災直後から迅速な支援活動を行っていただいております。また、介護や健康、権利擁護などの各種相談に社会福祉士等の専門職が対応する総合相談窓口や、認知症の疑いなど早い段階で積極的に関わっていく「認知症初期集中支援チーム」による活動など、高齢者支援に努めていただいているところでございます。

介護予防関係でございますが、高齢者の身近なところでのデイサロンを実施しており、今年度は12月末現在で、各地域で537回開催し、延べ5,069人の方々が参加されました。また、高齢者の介護予防のために必要な運動・脳トレの体操をバランスよく取り入れた「人吉ころばん体操」の普及を通じて、住民主体の集いの場づくりに取り組まれておられる団体の支援を行っております。

身近な生活の場での介護予防活動を継続するためには支える人材の養成が必要であり、本市においても、平成24年度から介護予防サポーター養成講座を開催し、今年度までに113人の方々が受講されております。講座終了後は、通所型サービスC（短期集中）事業やデイサロン、または地域で自主的に開設されているサロンなどで、介護予防の担い手として活躍しておられます。

また、全国的にも認知症高齢者の方が増加していることから、認知症の早期発見、早期対応、予防にも取り組んでおり、令和3年度からの新たな取組として、脳いきいきサポーターの養成講座や脳いきいき教室を開催しております。特に脳いきいき教室においては、受講の前後で認知機能や短期記憶力、計算処理力が伸びるなどの効果が得られておりますことから、介護予防の取組と併せて、認知症予防にも取り組んでまいります。

市民の健康増進関係でございますが、自分の健康は自分で守るという意識を持つことが、生涯にわたる健康づくりの基本であると考えますことから、自らの健康状態をしっかりと把握していただくための取組として、市民健診など様々な施策を実施しております。また、市民の健康づくりを推進するため、第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画に基づき各施策を進めておりますが、令和5年度に第3期計画が最終年度を迎えますことから、生活習慣病予防や重症化予防対策等を進めながら改訂作業に取り組んでまいります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 引き続き施政方針を述べさせていただきます。

農政関係でございますが、「人・農地プラン」につきましては、今年度、新たに大畑・大畑麓地区と上・下田代地区の2地区について計画を作成し、作成済みの14地区と合わせ、市内18地区のうち16地区の計画を策定いたしました。農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加といった問題は年々厳しさを増しておりますことから、今後も地域の皆様と話し合いを重ねながら、残り2地区の作成も含めまして、市全域での農業振興策の在り方等を検討してまいりたいと存じます。

団体営農業農村整備事業につきましては、令和元年度から実施してきた下戸越地区用排水路改修整備が昨年度完了し、今年度は、年次計画に基づき赤池水無地区頭首工ゲート設置工事を実施しております。

県営上原田地区土地改良事業につきましては、令和3年度、土地改良事業参加者へ、水の意向調査を実施するとともに受益面積の確定を行い、事業計画変更に伴う関係機関との協議を行っております。今年度中には土地改良法手続に伴う事業参加者への同意徴収が完了しますので、令和5年度からの事業実施に向け、県営土地改良事業の申請手続を進めてまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」の関係でございますが、長引くコロナ禍の影響を鑑み、今年度も10月、12月の2回にわたり、プレミアムポイント事業を実施いたしました。なお、これまでの取組により、きじこアプリのダウンロード件数も順調に伸びており、現在、約1万2,000人の皆様に御利用いただいております。併せて、加盟店舗数も、目標としていた100店舗を超え、御利用いただきやすい環境が整ってきたものと存じます。今後の対策としましては、市役所の手数料等の支払いにも利用可能となるよう準備を進めており、同コインのさらなる利便性の向上に努めてまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は2月19日現在で1万7,463件、3億8,229万円の寄附をいただいております。これまでは豪雨災害に関連する寄附が多かったこともあり、件数、寄附額ともに昨年度より減少しておりますが、豪雨災害前と比較しますと一定の水準を保つ結果となっております。

また、企業版ふるさと納税でございますが、今年度は合わせて10社から、合計390万円の寄附をいただいております。御寄附いただきました個人及び企業の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、支援いただいた施策を着実に進め、本市の未来型復興に取り組んでまいります。

球磨川くだり関係でございますが、豪雨災害で被災した発船場につきましては、発災から1年となる令和3年7月、「HASSENBA HITOYOSHI KUMAGAWA」

としてリニューアルされ、新たな船出を切られたところです。本市としましては、豪雨災害によって被害を受けた備品等について再取得の支援や、リバーアクティビティに対する割引補助を行うなど、同社の早期復活に向け支援を継続してきたところでございます。

広域観光に関する取組でございますが、人吉球磨観光地域づくり協議会につきましては、令和3年6月の一般社団法人への移行後、さらなる広域観光への取組強化のため、候補DMO（観光地域づくり候補法人）への申請を行っており、昨年3月に、国から認定登録を受けております。今後は、地域連携DMO（観光地域づくり法人）への3年以内の登録を目指し、人吉球磨地域が一体となって取組を進めてまいります。

コロナ禍や豪雨災害の影響により中止しておりました人吉温泉まつりにつきまして、令和5年度は、規模を縮小しながらも開催する方向で検討が進められております。時期や内容等については、現在、同まつり実行委員会で検討いただいております、決定次第、市民の皆様にお知らせいたします。

企業誘致関係でございますが、誘致活動を推進し、新たな雇用の場を確保することは、若者等が地域に留まる要因の1つとなり得ますことから、人口減少が続く本地域にとりましても喫緊の課題であると認識しております。これまでも、南九州地域におけるアクセス環境の良さなど本市の地理的優位性を生かし、様々な産業分野における誘致活動や地場企業の事業展開支援など、雇用の促進、地域経済の発展につながる活動を展開してまいりました。

このような中、令和3年1月には、本市に本社を置く高橋酒造株式会社と旧田野小学校跡地等の利活用に関する覚書を締結したところでございます。その後、昨年12月市議会におきまして譲渡承認をいただき、今年1月には、旧田野小学校の校舎や体育館を活用し、ウイスキー製造施設及び見学施設などの地域交流施設の整備計画について発表されております。

また、令和3年2月には、東京のITベンチャー企業である株式会社iTAN（イタン）と、くまりば内のサテライトオフィス進出に係る協定を、同じく2月に、東京の不動産会社である株式会社エフ・アール・エスと、データセンター及びコールセンターの進出に係る協定を、それぞれ締結いたしました。株式会社iTANにおかれましては、くまりば2階に入居されており、プログラミング教育やアプリ開発、大学生向けのプログラミング事業を展開されております。株式会社エフ・アール・エスにおかれましては、同年6月から開業されておりましたが、当初計画していた人員の確保が困難という判断から、残念ながら事業を撤退されております。

昨年6月には、上益城郡山都町に本社を置くヒノキ専門の製材業、株式会社ランバーやまとと、人吉中核工業用地への施設の進出に関する協定を締結いたしました。土地の売却に向けた登記の手続など、現在、同社と継続的に協議を進めております。本市の森林における主要な樹種であり、また資源としても豊富なヒノキを活用した本地域産材のブランド化や、新産業創出などの波及効果、そして新たな雇用の場の創出も見込まれることから、本地域の林

業全体の振興にも大きく寄与されるものと存じます。

さらに7月には、大阪のIT企業である株式会社エービーケーエスエスと、サポートセンターの進出に係る協定を締結しております。今後、コールセンター運営やICTサポート業務などの事業を展開されますが、今年の春から採用を始められる予定と伺っており、本地域におけるしごとの創出、地域雇用の創出につながっていくことを期待するものでございます。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」につきましては、平成30年7月にプレオープンし、令和元年7月には、1階にコワーキングスペース「OSOTO Hitoyooshi（オソト ヒトヨシ）」を開設しております。その後、令和2年3月には、1階に会議室、2階にサテライトオフィスやシェアオフィスを整備しております。さらには、令和2年度中には、レンタルキッチンや簡易宿泊施設の整備を予定しておりましたが、同年7月に発生した豪雨災害で施設が被災し、整備工事も中断を余儀なくされております。

一方、施設自体の復旧に当たりましては、くまりばにつながりのある皆様をはじめ、多数の災害ボランティアの皆様にも復旧作業などに御協力いただき、発災から7か月後の令和3年2月には再開を果たしております。

再開後の状況でございますが、工事の中断を余儀なくされていたレンタルキッチンや簡易宿泊施設の整備も完了し、また、サテライトオフィスについては4部屋全てに入居いただいております。シェアオフィスについても6ブースが埋まるなど、順調に御利用いただいております。このようなことから、人が人を呼び、企業が企業を呼ぶ好循環が生まれているものと存じますので、地域住民から復活の要望が多い温泉の復旧と併せまして、くまりばが持つ拠点性など、その可能性をさらに磨き、地域に元気と活力を与える施設となりますことを期待しております。

ひとよくま熱中小学校関係でございますが、豪雨災害後の令和3年4月から、計4回のオープンスクールを開催し、同年10月に第1期を開校しております。第3期までの生徒数は延べ470名となっており、高校生から高齢者まで、全国各地の幅広い年齢層の方々に御参加いただいております。人材育成や関係人口の創出を目的とし、学びたい大人の社会塾として開校しております熱中小学校が、今後も継続し、発展していくことを心より願う次第でございます。

移住定住関係でございますが、専用ポータルサイト「人よしライフ」を活用し、本市への移住定住に関する情報提供を継続的に行っております。また今年度は、東京や福岡などの都市圏で開催された移住関連イベントやオンラインによる移住マッチングイベントに参加し、移住定住に関心がある方へのPRを行うなど、積極的に活動を行ってきたところでございます。

都市計画関係でございますが、まちづくりや土地利用の基本的な考え方、道路、公園等の都市施設の整備方針などを明らかにするとともに、具体的な都市計画を定める際の体系的な

指針となります人吉市都市計画マスタープランについて、都市計画審議会の委員の皆様にとりまとめるための御意見をいただいたところでございます。本計画は、豪雨災害等の教訓を踏まえ、市民生活の基本となる基盤施設の復旧整備を行いながら、安心して永遠に住み続けられるまち、賑わいあふれるまち、自然環境が豊かで歴史と文化が息づくまちの創造に向け、都市づくりを推進していく予定としております。

また、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを目指すための指針となり、都市計画マスタープランの一部となる人吉市立地適正化計画につきましても、令和5年度の策定を予定しているところでございます。

九州縦貫自動車道における人吉球磨地域の新たな玄関口として、令和元年8月に開通した人吉球磨スマートインターチェンジでございますが、本地域にもたらす波及効果は大きいものがあり、交流人口の増加に加え、物流の変化等に伴う経済の好循環にもつながっているものと存じます。併せて、本市においても、農免道路など外環状における交通渋滞の緩和など、地域間交通の利便性向上に寄与しております。

また、スマートインターチェンジの開通に合わせ、「道の駅人吉」として開駅した人吉クラフトパーク石野公園におきましても、昨年の入園者数が7万人台に達するなど、回復の兆しを見せております。同公園の活性化は、本市にとりましても重要な課題として捉えておりますので、伝統工芸の展示体験等に加え、キャンプ場などその他の魅力的なコンテンツの充実を図りながら、市民や来訪者のにぎわいの場づくりに努めてまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、子供たちの学びと成長を支援するため、本市としましては様々な取組を進めてまいりました。新たな取組としましては、中学3年生の英語検定料に対する補助をはじめ、スクールタクシーの運行開始や外国にルーツを持つ児童・生徒への日本語支援など、子供たちにとってより豊かな教育環境を創造するため、できる限りの支援策を講じてまいりました。併せて、国のGIGAスクール構想に伴い、小学3年生以上の児童・生徒と教職員を対象に、1人につき1台のタブレット端末を配備し、また、電子黒板についても1学級に1台ずつ設置するよう整備を進めてまいりました。さらに、タブレットの持ち帰りにも対応可能な学習支援ソフトを導入し、教育分野における情報化の推進にも取り組んでまいりました。

また、公約の1つでもありました子ども議会の開催につきましても、コロナ禍や豪雨災害の影響により中止した令和2年度を除き、毎年度開催することができました。子ども議員からは、「ふるさと人吉」をもっと良くしたいという思いによる建設的な意見が相次ぎ、そのような子供たちの姿が大変うれしく、また頼もしく感じたところです。同時に、本市の将来を担う子供たちが、生まれ育ったこの人吉市を誇りに思えるようなまちづくりにさらに尽力していかなければならないと、私自身、決意を新たにしております。

時代の変遷とともに、日本国内、そして本市の教育現場においても様々な問題が顕在化しております。特に、子供の学力向上に向けた対策や特別支援教育の充実、いじめや不登校、家庭の経済状況などに起因する教育格差など、抜本的な答えを見いだすことが困難な問題が数多くあることも十分に受け止めております。このような問題を解決していくための努力を、市、教育委員会、関係機関等と連携し、今後も粘り強く続けていく必要がございますし、そのためにも、これまで以上に子供たちの学習環境や学校生活環境のより一層の充実に努めていくことが重要であると考え次第でございます。

学校給食関係でございますが、平成28年度から開始した学校給食費の一部助成は、子育て世帯の負担軽減のため、小中学生を対象に1か月当たり約1,000円の助成を行ってまいりました。また、長期化するコロナ禍や世界情勢の変動等に起因する物価高騰対策につきましても、保護者の皆様の負担を軽減するため、食材費への助成等も実施してきたところでございます。

向上心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒の学びを支え、人材育成を目的として設置しております人吉市奨学金制度でございますが、従前の貸与型奨学金制度に加え、令和3年度、新たに給付型奨学金制度を創設いたしました。2年目となる今年度は、令和5年度に高校や大学等に進学を予定している生徒7名を給付型奨学生として、4名を貸与型奨学生として内定しております。さらに、今年度は市内の事業所2社から寄附をいただいております。同基金のさらなる充実が図られたものと存じます。本制度を活用した生徒たちが、このような温かいお心遣いを忘れることなく、自身が描いたそれぞれの夢に向かって大きく羽ばたいていくことを心より期待しております。

地域による学校支援関係でございますが、平成20年度から二中校区における学校支援地域本部事業に取り組んでまいりました。令和元年度からは、これまでの二中校区に加え、新たに一中校区、三中校区を含めた市全体の取組として、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動へと移行しております。内容も、書写や読み聞かせ、ミシンなどの技術指導、社会科見学などの学習支援、一斉下校やあいさつ運動などの登下校見守り、図書の修繕や美化作業、さらには門松づくりや学習発表会への参観など多岐にわたり、支援回数、支援者数とも大幅に増加しております。御支援、御協力を賜りました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

小学校運動部活動の社会体育移行関係でございますが、平成31年4月から、熊本市を除く県内全ての市町村において小学校の運動部活動が廃止となっております。このことを受け、本市としましても、地域の皆様と検討を重ねながら、「児童の運動習慣の二極化の防止」、「児童の生涯スポーツの入口として運動機会の創出」、「児童の身体機能向上並びに健康増進」を目的とし、市内の全小学校で移行に向けた取組を行っております。

具体的には、令和元年度から、市内小学校の4年生以上の児童に対し、特定の競技種目に

限定しない総合的な運動の場を提供しております。令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍や豪雨災害の影響により、活動回数や参加者も減少傾向にありましたが、今年度は、活動の愛称を「モリスポ」と決定し、また、市PTA連絡協議会の御協力による体験会などを実施したことから、参加児童についても増加傾向にあるところです。参加者へのアンケートなどからも、多くの児童が運動する楽しさや喜びを感じているといった御意見等をいただいております。運動機会を提供する場として有効に活用いただいているものと存じます。

スポーツ関係でございますが、令和元年度以降は、数々の国際的なイベントが続いた期間でもございました。本市関連で申し上げますと、令和元年11月から12月にかけて、女子ハンドボール世界選手権大会が熊本県で開催され、本市においても、キューバ代表チームが事前キャンプを行われております。キャンプの受入れに当たり、御協力を賜りました関係の皆様、心から御礼申し上げます。

また、令和3年5月5日には、東京2020オリンピック競技大会の聖火リレーが行われ、ふるさと歴史の広場から青井阿蘇神社までの約2キロの区間を、12人の聖火ランナーが走り抜けました。当日はあいにくの荒天となりましたが、沿道には多くの人々が訪れるなど、豪雨災害からの復旧・復興を目指す本市にとりましても、また市民の皆様にとりましても感慨深く、また心に残るイベントになったものと存じます。

ひとよし温泉春風マラソン大会については、令和2年度はコロナ禍や豪雨災害の影響により中止したところですが、同大会に代わるイベントとして、豪雨災害復興支援「ひとよし応援マラソン」をオンライン形式にて開催しております。また、令和3年度からは、名称を「ひとよし温泉マラソン大会」と改称し、前年同様、オンライン形式にて開催しております。

なお、今年度については、コロナ禍の状況及び豪雨災害からの復旧・復興状況等を鑑み、残念ではございますが中止したところです。開催を楽しみにしておられる方も多くいらっしゃいますことから、同大会実行委員会の皆様と共に、来年度の開催に向け協議を進めてまいりたいと存じます。

現在、国で進められているデジタル田園都市国家構想は、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指しており、WELL-BEING、いわゆる幸福度の増大を図ることが1つの指標とされています。年頭の記者会見で岸田首相が「異次元の少子化対策」という発言をなされ、今年4月にはいよいよ「こども家庭庁」が設置されることとなりますが、一昨年11月に出されたこども政策の推進に係る有識者会議の報告書によりますと、我が国の子供のWELL-BEINGは低く、かけがえのない子供時代を健やかに過ごすことができていない、内閣府の調査では、「自分自身に満足をしている」子供・若者の割合は45.1%と諸外国に比べて低く、ユニセフの調査によれば、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっている、という報告がなされています。新聞報道などでも、今後、国において対症療法的な少子化対策から、時間がかかっても社会のありようを見直す政策へ

の転換が図られることへの期待が言及されており、子ども・子育て、そして、子供の成長が幸福度につながるような日本であってほしいと存じます。

我々に大きな感動を与えてくれた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、そのパラリンピックの生みの親と言われるルートヴィヒ・グットマン博士は、人生の苦難に対し「失ったものを数えるな、残されたものを最大限生かせ」という名言で、その精神を残しております。我々も大きく傷つき、多くのモノを失いましたが、現在、明日、近未来、未来とそれぞれの時間軸にあっても、未来の子供たちを含む市民の幸福向上を追求していくために、現在全力を挙げて取り組んでいる未来型復興と、さらにその先にある50年後、100年後の豊かなまちづくりに向けて進んでいく人吉であってほしいと願っております。

心の復興という点では、熊本県立大学との連携による地域おこしスタートアップ事業における大学生の発表の中で、復興における絆や関係の紡ぎ直しの大切さということが訴えられておりました。個人や一家族では解決できないことも、コミュニティというチーム力によって対応できることを私たちは学び、支えられてきました。今こそ、一人一人の心を1つにして、御近所、町内、校区、人吉というコミュニティの再構築が求められています。一燈照隅万燈照国の例えどおり、市民一人一人が一隅を照らせば、現在取り組んでいる人吉ひかりの復興プロジェクトの拡がりのように、人吉全体が輝くものと強く確信しております。

ここで、国が定めました令和5年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は令和5年度予算において、令和4年度第2次補正予算と一体として「経済財政運営と改革の基本方針2022」に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要政策課題にめり張りの利いた予算措置を行い、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指すとしています。

また、地方財政計画においては、地方税の伸びを4.0%、地方譲与税の伸びを0.1%、地方交付税の総額は、前年比1.7%の増と見込む一方、臨時財政対策債の抑制に努め、社会保障関係経費の増加や地域のデジタル化、脱炭素化の推進など様々な行政課題に対し、安定的に財政運営ができるよう、一般財源総額について、令和4年度と同水準を確保することとされています。

しかし、本市におきましては、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に係る財政的負担など、地方財政計画では計れない財政的課題を抱えていることに留意する必要があるとございます。本市の令和5年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、令和4年度の決算見

込みを勘案し、令和4年度当初予算と比し4.5%の増を見込んでいるところでございます。
また、地方交付税は、特別交付税におきまして、過疎地域の指定に伴い、これまで準過疎地域として算入されていた交付税額が減となることを考慮し、令和4年度当初予算と比し1.2%の減を見込んでいるところでございます。

歳出におきましては、令和5年4月が改選期ということもあり、骨格予算として編成をしておりますが、災害復旧などに係る起債償還が始まっており、減災基金から2億5,000万円を繰り入れるなど、引き続き厳しい財政運営になることが予想されるところでございます。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や、単独事業等の最終見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当などが主なものです。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ11億7,513万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億3,194万3,000円とするものです。

議第3号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ1,579万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億390万1,000円とするものです。

議第4号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ2,791万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,609万円とするものです。

議第5号令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ2億3,177万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,751万4,000円とするものです。

議第6号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の営業収益を3,569万8,000円、営業外収益を136万2,000円増額し、収入総額を5億7,230万1,000円とし、支出の営業費用を2,726万円増額し、支出総額を5億1,493万2,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を8万7,000円減額し、その他の資本的支出を同額増額するもので、支出予算総額に変更はございません。

議第7号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を1億6,626万7,000円増額し、収入総額を12億1,595万円とし、支出の下水道事業費用を3億2,430万6,000円増額し、支出総額を13億7,066万3,000円とするものです。資本的収入につきましては、収入の資本的収入を528万8,000円減額し、収入総額を3億507万5,000円とするものです。

議第8号令和5年度人吉市一般会計予算案は、御説明いたします前に、今回の予算の概要

を申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税ですが、令和4年度当初予算に比べ約1億5,400万円の増を見込んでいるところです。個人及び法人の市民税につきましては、所得や業績に関し、令和4年度の最終見込み等を勘案し、令和4年度当初予算に比べ約1,200万円の増収を見込んでおります。また、固定資産税につきましては、令和4年度の最終見込み等を勘案し、令和4年度当初予算に比べ約8,400万円の増収を見込んでおります。地方消費税交付金につきましては、令和3年度決算額と令和5年度地方財政計画を勘案し、令和4年度当初予算に比べ7.8%の増で予算計上をしているところです。

地方交付税につきましては、地方財政計画において交付総額で1.7%の増となっているところですが、普通交付税につきましては、決して過大な見積もりとならないよう慎重に判断する必要もありますことから、令和5年度の普通交付税の算定につきましては、令和4年度普通交付税交付決定額に対し、算定に係る影響額を増減いたしまして、前年度同額にて計上しているところです。

次に、歳出ですが、令和5年度は骨格予算で編成を行い、投資的な経費につきましては、災害復旧事業や継続事業、緊急を要する事業のみ計上しております。災害復興関連事業につきましては、令和5年度に竣工予定の相良町の災害公営住宅買取りに係る経費を予算計上しております。また、社会保障関係経費につきましては、子ども医療費助成事業におきまして、条例改正に合わせ、助成対象年齢を18歳まで拡充する予算を計上しております。

歳入歳出予算の総額は204億1,592万3,000円で、令和4年度当初予算と比較しますと3.0%の増となっております。

議第9号令和5年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000円としております。

議第10号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億9,863万6,000円としております。

議第11号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,333万2,000円としております。

議第12号令和5年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,458万2,000円としております。

議第13号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入に水道事業収益5億2,627万8,000円を計上し、支出では水道事業費用を4億9,716万9,000円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に8,107万5,000円を計上し、支出を4億286万2,000円としております。

議第14号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入に下水道事業収益11億7,688万9,000円を計上し、支出では下水道事業

費用を11億2,446万9,000円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に7億5,686万円を計上し、支出を12億462万4,000円としております。

議第15号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億908万4,000円としております。

議第16号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,000万3,000円としております。

議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長等の令和5年4月分の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

議第18号人吉市学校教育振興基金条例案は、人吉市立小学校及び中学校の学校教育施設及び教育環境の整備、その他教育振興の事業の財源に充てる基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

議第19号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例案は、第2武道場に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第20号人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例案は、人吉市市民プール検討委員会の所期の目的は果たされたので条例を廃止するものです。

議第21号人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例案は、国がまち・ひと・しごと創生総合戦略を改定し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第22号人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例案は、総合計画策定審議会の委員を増員するため、条例の一部を改正するものです。

議第23号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例案は、人吉市復興計画策定委員会の所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものです。

議第24号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第25号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第26号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例案は、ほっとステーション九ちゃんクラブの位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議第27号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案は、子ども医療費の助成の対象となる者の年齢を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

議第28号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第29号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第30号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第31号人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例案は、手話が言語であることの普及及び障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定するものです。

議第32号人吉市保健センター条例の一部を改正する条例案は、令和5年5月8日から保健センターの位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議第33号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、土地区画整理審議会及び土地区画整理評価員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものです。

議第34号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例案及び議第35号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、住宅の家賃に係る債権等について債権放棄をすることができる規定を設けることにより、当該債権の合理的な管理を行うため、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第36号人吉球磨広域行政組合格約の一部変更についての案件は、人吉球磨広域行政組合の議会の議員定数を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議第37号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件は、佐無田学氏の任期が本年3月31日で満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

議第38号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件は、本田利一氏の任期が本年3月31日で満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

議第39号固定資産評価員の選任につき同意を求める案件は、迫田浩二氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

議第40号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、中島祐一氏の任期が本年3月

31日で満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございます。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業（その2）につきましては、令和4年12月に事業者決定を予定しておりましたけれども、契約に至ることができず、事業期間の延長が必要となりましたことから、継続費の変更をお願いするものでございます。変更内容につきましては、事業費総額に変更はありませんが、継続費の設定年度を令和6年度までとし、年割額を令和5年度を18億1,300万円からゼロ円へ、令和6年度を18億1,300万円へと変更を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正の追加、変更でございます。まず、追加が32件でございます。2款総務費、1項総務管理費、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）は、球磨川第四橋梁等の災害復旧事業でございます。事業主体のくま川鉄道株式会社におきまして、国等との協議に不測の日数を要しておりますことから、補助金の一部を繰り越すものでございます。特定空き家除却工事は、入札の不調により不測の日数を要し、年度内完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。市庁舎別館改修工事は、工事施工に関し、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいため、事業費の一部を繰り越すものでございます。復興まちづくり事業推進業務委託料は、復興まちづくり計画の実現に向け、魅力あるまちづくりを具現化するため、地域関係者との合意形成等に時間を要しており、年度内完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

城見庭園利活用調査検討業務委託料は、整備方針等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業費の全てを繰り越すものでございます。大柿地区移転団地整備等調査設計業務委託料は、詳細設計等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業は、戸籍情報システムにマイナンバーを導入するための改修でございまして、全国一斉の改修のため、システムエンジニアの不足が生じており、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、県低所得者子育て世帯特別給付金事業（その他世帯）及び県低所得者子育て世帯特別給付金事業（ひとり親）は、県の補助事業としまして4月以降の事業実施を予定しておりますことから、事業費の全てを繰り越すものでございます。

6 款農林水産業費、2 項林業費、林道等維持補修工事作業道草津線は、入札不調や関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金は、建築資材の納入遅延により年度内に事業完了が難しい2件の補助金につきまして、繰り越すものでございます。

2 項道路橋梁費、道路新設改良事業立石合ノ原線は、隣接する農地耕作者等と施工方法等の協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業瓦屋川村線は、地権者の補償物件移転の年度内完了が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業田野高原線と、その下の、社会資本整備総合交付金事業大野国有林出水線は、工事着手に当たり、地域住民及び関係者との調整等に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

3 項住宅費、公営住宅ストック総合改善事業原城団地給水設備改修工事ほかは、国庫補助金の追加交付に伴い、今後、事業を進める上で関係機関との協議に日数を要するため、年度内での竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。公営住宅建設事業建設型応急仮設住宅用地購入費ほかは、建設型応急仮設住宅を利活用するための用地取得でございまして、地権者との交渉に不測の日数を要しており、年度内の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。災害公営住宅建設事業東校区地区災害公営住宅用地購入費は、建設工事の事業者選定が不調となり、工程の見直しが必要となりましたことから、年度内の完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

4 項都市計画費、被災市街地復興推進事業は、地区計画策定等におきまして、住民の意向を踏まえた整備方針等の検討を進める必要がありますことから、その協議等に日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線は、取付道路等の工事につきまして、地権者との協議に不測の日数を

要し、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。街路事業都市計画道路紺屋町南町線ほかは、予備設計業務委託料でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

5 項河川費、河川浚渫工事桑木津留川ほかと、その下の、河川等整備事業椿谷川は、施工方法等について関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

7 ページをお願いいたします。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、過年発生補助農地災害復旧事業鹿目地区ほかから現年発生単独林業施設災害復旧事業萩の迫線までの6 件は、いずれも関係機関との協議に不測の日数を要したことや、入札の不調等による着工の遅れなどから、年度内での竣工が難しく、事業費の全額及び一部を繰り越すものでございます。

3 項公共土木施設災害復旧費、過年発生単独道路橋梁災害復旧事業球磨川堤防道路は、令和2 年7 月豪雨に伴うものでございまして、フットライトの復旧工事に当たり、資材の入手が困難となっており、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

4 項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業大村横穴群は、施工範囲に私有墓地があり、地権者との交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡は、資材の入手に不測の日数を要し、年度内完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、団体営農業農村整備事業赤池水無地区頭首工から、11 款災害復旧費、3 項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助河川災害復旧事業井出川までの6 件は、いずれも事業費及び繰越額の確定によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。第4 表債務負担行為の補正でございます。変更が2 件でございまして、第6 次電算システム導入事業機器リース料（基幹系端末等）及び給食調理業務委託料は、いずれも入札等に伴い金額が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。

廃止は2 件でございまして、生活保護システム改修業務委託料とタブレット端末等使用料は、被保護者の医療扶助オンライン資格確認導入事業に伴うものでございまして、国が定めるシステム改修の仕様に遅れが生じているため、事業の年度を令和5 年度へ変更しますことから、廃止するものでございます。

9 ページをお願いいたします。第5 表の地方債補正の追加、変更でございます。

追加の1 件、過年発生直轄災害復旧事業債は、国におきまして復旧工事を進めていただいております市道中神大柿線に係る地方負担に対する起債でございまして、70 万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。市庁舎別館施設改修事業債から、10ページになりまして、保健センター施設整備事業債までの17件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。ここから歳入でございます。1款市税でございます。2項、1目固定資産税261万9,000円の減額補正と、6項、1目都市計画税42万8,000円の減額補正は、滞納繰越分の最終見込みによる減でございます。

14ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料703万3,000円の減額補正は、くまりばの宿泊料等の使用料の最終見込みによる減でございます。

15ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6,766万6,000円の減額補正は、2節児童福祉費負担金で児童手当交付金の減、3節生活保護費負担金で医療扶助費等負担金の減などでございます。

16ページをお願いいたします。上のほうになります。3目災害復旧費国庫負担金1億9,296万円の減額補正は、公園施設災害復旧に係る過年災公共土木施設災害復旧費負担金の減などでございます。

19ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金755万6,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金で、低所得者子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金及び事業費補助金の増が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。下のほうになります。9目災害復旧費県補助金5億9,883万6,000円の減額補正は、1節農林水産施設災害復旧費補助金で過年災農地等災害復旧事業費補助金の最終見込みによる減などでございます。

22ページをお願いいたします。下のほうになります。18款、1項寄附金、5目教育費寄附金100万円の増額補正は、奨学基金に対する寄附金でございます。

23ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入5,566万4,000円の増額補正は、1節総務費雑入の県派遣職員給与等負担金受入金と熊本県市町村振興協会交付金、それから、24ページ、次のページになりまして、2節民生費雑入の生活保護費返還金（現年分）、その下の、3節衛生費雑入の「資源の日」収集売上料の増が主なものでございます。

25ページから26ページの22款市債は、第5表地方債補正での説明と重複しますが、事業費の確定や最終見込みにより補正を行うものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金など人件費の増減につきましては説明を割愛させていただきます。

27ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,732万4,000円の増額補正は、3節職員手当等における退職手当の増のほか、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、中長期派遣職員給与等負担金の減、次のページに

なりまして、上のほうの補助金で、地方バス運行等特別対策補助金の増、地区公民館等整備費補助金の減、くま川鉄道経営安定化補助金の増、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）の減が主なものでございます。また、その下の、27節繰出金、水道事業特別会計繰出金2,462万2,000円は、水道事業特別会計におきまして退職を迎える職員の退職手当、及び繰り出し基準に基づく児童手当を繰り出すものでございます。

次に、6目財産管理費3,083万9,000円の減額補正は、14節工事請負費で、市庁舎別館改修工事の最終見込みによる減などでございます。

31ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,619万2,000円の減額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の最終見込みによる減や、27節繰出金で、介護給付費の減に伴う介護保険特別会計繰出金の減などでございます。

33ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童支援費3,216万7,000円の減額補正は、19節扶助費で、児童手当の最終見込みによる減が主なものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）504万円と、3目母子父子福祉費の18節負担金、補助及び交付金の給付金で、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）1,004万円は、事業費の全額が県補助金でございまして、原油価格・物価高騰の長期化に伴う住民税非課税世帯の子育て世帯や児童扶養手当を受給するひとり親世帯に対する生活支援対策でございまして、1世帯当たり2万円と、子供第2子以降1人につき5,000円を給付する給付金でございます。

34ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費3,963万5,000円の減額補正は、生活扶助費等の最終見込みによる減でございます。

35ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費3,820万4,000円の減額補正は、次のページになりまして、12節委託料の個別接種委託料で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の最終見込みによる減などでございます。

40ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費2,856万3,000円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金や被災宅地復旧支援事業補助金などの最終見込みによる減でございます。

41ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費1,434万3,000円の減額補正は、14節工事請負費で、国の補助金の追加配分に伴う原田団地1号棟の外壁改修工事などの増、及び16節公有財産購入費で、建設型応急仮設住宅の利活用に伴う用地購入費の最終見込みによる減などでございます。

42ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費1,913万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県施工に伴う青井地区土地区画整理事業に係る市負担金の増などでございます。

43ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費4,342万2,000円の減額補正は、17節備品購入費の災害用備品で、配布世帯数の確定に伴う防災ラジオ購入費の減でございます。

47ページをお願いいたします。中ほどになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費1億491万9,000円の減額補正は、14節工事請負費で、過年農地等災害復旧工事におきまして補助限度額を超える事業費が発生しますことから、単独事業として工事費を増額するもののほか、入札残及び最終見込みによる事業費の減などがございます。2目農業用施設災害復旧費4億4,932万1,000円の減額補正は、14節工事請負費で、入札残及び最終見込みによる事業費の減などがございます。

48ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費2億9,432万7,000円の減額補正は、14節工事請負費の過年災公共土木施設災害復旧工事で、中川原公園災害復旧工事の計画変更に伴い令和5年度に着工予定となりましたことから、工事費の全額を減額するものなどがございます。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費4,085万8,000円の減額補正は、14節工事請負費で、人吉城跡災害復旧工事の入札残及び最終見込みによる減などがございます。

50ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を6,194万円増額補正いたしております。

以上で、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）につきまして、補足説明を終わります。

続きまして、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。令和5年度の当初予算案は204億1,592万3,000円、対前年度比5億9,485万5,000円、3%の増となっております。増額となりました主な要因といたしましては、災害公営住宅購入費の増のほか、農地などを含みます災害復旧事業費の減などがございます。なお、市庁舎建設事業及び災害復旧事業関連経費、新型コロナウイルス感染症対策を除く予算で比較をいたしますと、令和5年4月が改選期ということもあり、骨格予算での編成に伴い、前年度比4億2,670万3,000円、2.7%の減となっております。

説明につきましては、第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債により、それぞれ説明をいたします。第4条の一時借入金につきましては、最高額を30億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

予算書7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。基幹系端末二段階認証システム使用料は、基幹系住民情報システムのセキュリティ強化のため、二段階認

証システムを導入するものでございまして、使用の期間及び限度額を定めるものでござい
ます。その次の、地域福祉計画等策定業務委託料は、第4次人吉市地域福祉計画地域福祉活動
計画の策定に伴う業務委託につきまして債務負担を設定するものでございまして、委託の期
間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、第3表地方債でございます。臨時財政対策債は、令和5年度地方財政計画及
び令和4年度の確定額を勘案し予算計上いたしております。電気自動車等整備事業債から、
次のページ、8ページになりまして、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債までの16件
につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の
方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の大きいものを中心に、主な
ものを事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。歳入でございます。1款市税、1項市民税のうち、1目個
人が11億9,594万7,000円で、前年度に比べ1,437万円の増額となっております。主に現年課
税分における所得割の増でございまして、令和4年度の最終見込額を勘案し、増収を見込ん
だものでございます。2項、1目固定資産税が14億9,915万7,000円で、前年度に比べ8,427
万円の増額となっております。こちらは、令和4年度の家屋と償却資産の伸び率を勘案し、
増収を見込んだものでございます。

12ページをお願いいたします。中ほどになります。4項、1目市たばこ税が2億8,971万
1,000円で、前年度に比べ6,080万円の増額となっております。こちら、令和4年度の最終
見込額を勘案し、増収を見込んだものでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款地方譲与税、1項、1目地方
揮発油譲与税3,050万円から、予算書17ページになりまして、一番上になります、10款、1
項、1目地方特例交付金1,100万円につきましては、令和5年度地方財政計画の伸び及び令
和4年度交付額を勘案して予算計上いたしております。その下になります。11款、1項、1
目地方交付税49億7,200万円は、前年度と比べ5,911万6,000円の減額となっております。こ
ちらは、特別交付税におきまして、過疎地域指定に伴い、準過疎地域として算入されていた
交付額の減などを見込んだものでございます。

19ページをお願いいたします。上のほうになります。13款分担金及び負担金におきまして、
過年災農地災害復旧事業の終了に伴い、分担金を廃項としております。

20ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料
1,821万7,000円は、前年度に比べ1,026万8,000円の増額となっております。これは3節社会
教育使用料で、東西コミュニティセンターの災害復旧からの全館再開見込みに伴う使用料の
増や、人吉市カルチャーパレス小ホールや会議室の使用を再開したことに伴うカルチャーパ
レス使用料の増などが主なものでございます。

22ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金14億902万9,000円は、前年度に比べ5,660万4,000円の減額となっております。主な要因は、3節生活保護費負担金におきまして、医療扶助費の減に伴い、医療扶助費等負担金が減となったものでございます。

23ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3,355万9,000円は、前年度に比べ1億7,689万6,000円の減額となっております。こちらは、令和4年度に実施しました新型コロナウイルス感染症に対応した経済活性化対策や事業者支援などに対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などでございます。下のほうの4目土木費国庫補助金23億5,630万2,000円は、前年度に比べ19億912万8,000円の増額となっております。こちらは、2節住宅費補助金の、次のページの一番上になりまして、相良町に建設中の災害公営住宅購入に対する災害公営住宅整備事業費補助金の増などでございます。6目災害復旧費国庫補助金3,155万6,000円は、前年度に比べ2億3,797万3,000円の減額となっております。こちらは、人吉城跡と大村横穴群の災害復旧に係る過年災文教施設災害復旧費補助金の減でございます。

29ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金184万9,000円は、前年度に比べ8億174万9,000円の減額となっております。これは、令和2年7月豪雨に係る農地・農業用施設等災害復旧事業が、令和4年度事業で完了することに伴う過年災農地等災害復旧事業費補助金の減でございます。

30ページをお願いいたします。3項委託金、5目土木費委託金1億2,572万6,000円は、前年度に比べ1億2,449万7,000円の増額となっております。こちらは、1節都市計画費委託金で、被災市街地復興推進事業委託金の増が主な要因でございまして、中心市街地地区の土地区画整理事業におきまして、熊本県が管理しています山田川沿いに供する建物調査や換地設計等の事業費に対する委託金でございます。

33ページをお願いいたします。一番下になります。19款繰入金、2項基金繰入金、4目減債基金繰入金2億5,000万円は、起債償還に係る財源調整として繰入計上をいたしております。

34ページをお願いいたします。上になります。5目応援団基金繰入金につきましては、ふるさと納税に関する事務経費として2億7,102万4,000円を、また、農業活性化対策事業や、公園維持管理業務、まち・ひと・しごと総合交流館温泉施設整備事業など11事業に1億円を、合計3億7,102万4,000円を繰入れするものでございます。下のほうになります。20款繰越金を、前年度と同額の1億5,000万円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。上からでございます。21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目くま川鉄道災害復旧資金貸付金元利収入6億5,100万円は、くま川鉄道の災害復旧資金貸付償還に伴います元利収入でございます。4項、2目雑入1億4,518万4,000円は、前年度

に比べ2,492万円の増額となっております。これは、1節総務費雑入の県派遣職員給与等負担金受入金で、青井地区の県営土地区画整理事業に係る県派遣職員人件費の受入金や、37ページになりまして、下のほう、7節土木費雑入で、一般廃棄物処理施設周辺整備事業負担金の増などでございます。

38ページをお願いいたします。中ほどからになります。22款、1項市債、2目総務債2,060万円は、前年度に比べ2億6,970万円の減額となっております。これは、市庁舎別館施設改修事業債の減などでございます。4目商工債6,570万円は、人吉中核工業用地調整池の災害復旧に伴うものでございます。5目土木債8億6,510万円は、前年度に比べ3億3,070万円の増額となっております。これは、相良町の災害公営住宅整備事業に伴う公営住宅建設事業債の増、及び避難路整備事業や被災市街地復興推進事業に係る社会資本整備総合交付金事業債の減などの増減によるものでございます。

39ページをお願いいたします。8目災害復旧債3億3,660万円は、前年度に比べ1億4,860万円の減額となっております。これは、令和2年7月豪雨災害における社会教育施設や文化財の災害復旧事業に係る過年発生単独文教施設災害復旧事業債等の減、及びまち・ひと・しごと総合交流館温泉施設復旧工事に伴う過年発生単独その他公共施設災害復旧事業債の増などの増減によるものでございます。

次に、歳出でございます。40ページをお願いいたします。各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては説明を割愛させていただきます。

1款、1項、1目議会費が1億6,724万7,000円でございます。前年度に比べ48万5,000円の減額となっております。1節報酬、議員報酬は、4月が17名、5月以降は16名で予算計上いたしております。

42ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が10億550万4,000円で、前年度に比べ2億2,947万8,000円の減額となっております。主な要因としましては、まず、ページは43ページになります、3節職員手当等の退職手当が、職員の定年退職の段階的な延長に伴い令和5年度は正規職員の定年退職がないため、大幅な減となっております。また、46ページの中ほどの補助金で、こちらには記載がございませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策の地区公民館等整備費補助金や、被災された町内の公民館再建を支援する地区公民館等整備補助金などの減でございます。

49ページをお願いいたします。6目財産管理費が1億5,908万9,000円で、前年度に比べ3億4,124万3,000円の減額となっております。主な増減の要因としましては、50ページになりまして、節はございませんけれども、昨年の14節工事請負費で、令和4年度施工の市庁舎別館改修工事の減、また、17節備品購入費で、低公害車などの公用車購入の増などの増減によるものでございます。

予算書50ページの一番下になります。7目企画費が5,069万1,000円で、前年度に比べ

2,672万2,000円の減額となっております。主な増減としましては、次のページの12節委託料で、令和4年度実施の復興まちづくり事業推進業務委託料の減や、第6次人吉市総合計画後期基本計画に向けた総合計画策定支援業務委託料の増、16節公有財産購入費で、大柿地区の住民の方に安全な居住地へ移転していただくための団地造成に係る用地購入費の増のほか、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨広域行政組合（運営費・企画費）負担金の減などがございます。

55ページをお願いいたします。上のほうになります。令和4年度まで12目で予算措置をしておりました市庁舎建設事業費は、事業終了に伴い廃目といたしております。

60ページをお願いいたします。中ほどからになります。4項選挙費、2目県知事選挙費1,737万9,000円から、65ページまでになりますけれども、64ページの下のほうになります、5目藍田財産区議会議員選挙542万8,000円までの4件は、令和5年度執行のそれぞれの選挙に係る事務経費でございます。

68ページをお願いいたします。中ほどからになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費21億4,412万2,000円は、前年度と比べて2,311万5,000円の増額となっております。主な増減としましては、71ページをお願いいたします、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、応急仮設住宅等からの転居費用などを支援します住まい再建支援金の増や、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金で、介護給付費の減に伴う繰出金の減などがございます。

77ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童支援費が22億6,594万3,000円で、前年度に比べ1,321万4,000円の減額となっております。主な増減といたしましては、19節の扶助費で、子ども医療費の対象年齢を18歳まで拡充することによる増のほか、対象児童の減少に伴う児童手当の減などがございます。

79ページをお願いいたします。中ほど下になります。3項生活保護費、2目扶助費5億8,720万円は、前年度に比べ4,632万1,000円の減額となっております。こちらは、19節扶助費の医療扶助費等の減によるものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億6,871万円は、前年度と比べて2,435万2,000円の増額となっております。これは、12節委託料、個別接種委託料のうち、新型コロナウイルスワクチン接種費用の増によるものでございます。

89ページをお願いいたします。中ほどになります。5款労働費、1項労働諸費におきまして、人吉球磨能力開発センターの閉校に伴いまして人吉球磨地域技能振興費を廃目といたしております。

96ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費6,376万6,000円は、前年度に比べ1,027万7,000円の減額となっております。これは97ページの12節

委託料で、間伐材に係る素材生産販売委託料の増、放置林の適正管理業務や林業木育教室業務などを委託する森林経営管理業務委託料の増、及び市有林の除伐・新植業務委託料の減、林道等維持補修工事費の減などの増減によるものでございます。

98ページをお願いいたします。下のほうになります。7款、1項商工費、1目商工総務費4億7,476万8,000円は、前年度に比べ6,997万9,000円の増額となっております。こちらは99ページになりまして、中ほど下の27節繰出金の工業用地造成事業特別会計繰出金で、中核工業用地における調整池災害復旧工事に係る繰出金の増などでございます。その下、2目商工業振興費6,213万5,000円は、前年度に比べ1億80万6,000円の減額となっております。減額の主な要因は、昨年実施しております新型コロナウイルス感染症経済対策としまして、令和4年度に実施しました18節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県営業時間短縮要請協力金市町村負担金や、補助金で事業をしました地域デジタル通貨「きじうまコイン」を活用しましたデジタルプレミアム商品券事業補助金などの減でございます。

101ページをお願いいたします。3目観光費5,033万5,000円は、前年度に比べ2,454万1,000円の減額となっております。こちら、令和4年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のリバーアクティビティ等推進事業委託料や、次のページの18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の減などが主な要因でございます。

次に、予算書106ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費2,330万円は、前年度に比べ4,524万1,000円の減額となっております。これは、107ページの18節負担金、補助及び交付金の補助金で、令和4年度まで予算計上しておりました民間建築物吹き付けアスベスト除去等事業補助金などの民間住宅等に関する補助金を、3項住宅費、3目民間住宅対策費へ集約したことによる減が主な要因でございます。

109ページをお願いいたします。下のほうになります。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費5,181万9,000円は、前年度に比べ1億7,223万4,000円の減額となっております。こちらは、測量設計委託料や道路改良工事の減が主な要因でございます。

110ページをお願いいたします。中ほどになります。5目橋梁新設改良費2,701万9,000円は、前年度に比べ1億1,272万7,000円の減額となっております。こちらは12節委託料で、計画的に実施します橋梁点検におきまして、令和5年度の点検対象数が少なかったことによる道路橋梁点検委託料の減や、令和4年度施工の羽田橋補修工事の減などでございます。

112ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費33億2,048万8,000円は、前年度に比べ29億3,923万4,000円の増額となっております。こちらは、12節委託料の測量設計委託料で、あやめ仮設団地及び西間第一仮設団地を公営住宅に利活用するための敷地造成設計業務委託料の増や、14節工事請負費で、令和4年度施工の人吉球磨能力開発センター等解体工事の減、113ページになりまして、16節公有財産購入費の用地購入で、西間上第二仮

設・第三仮設団地の公営住宅への利活用に向けた用地取得費の増と、相良町に建設中の災害公営住宅購入の増などの増減によるものでございます。3目民間住宅対策費5,618万3,000円は、新しい目でございます。これまで各項に分散して予算措置をしておりました民間住宅等に係る支援事業などを1つの項目に集約したものでございます。

114ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億4,996万4,000円は、前年度に比べ4億4,379万円の減額となっております。これは、被災市街地復興推進事業や土地区画整理事業の事業費を明確化するため、新たに5目土地区画整理費を設け予算を集約化したことによる減や、115ページの一番上になります、27節繰出金の公共下水道事業特別会計繰出金で、下水道施設災害復旧工事に係る元利償還が始まったことによる繰出金の増などによるものでございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。一番下になります。4目街路事業費3,175万5,000円は、前年度に比べ4,964万3,000円の減額となっております。こちらは、下林願成寺線道路改良工事費の減でございます。

116ページをお願いいたします。5目土地区画整理費2億3,736万1,000円は、先ほど説明しました新しい目でございます。12節委託料に中心市街地地区に係る用地測量委託料、建物調査委託料及び被災市街地設計等業務委託料などを計上いたしております。

117ページをお願いいたします。中ほどになります。5項河川費、1目河川総務費1,916万4,000円は、前年度に比べ6,604万2,000円の減額となっております。こちらは桑ノ木津留川ほか河川浚渫工事費の減でございます。その下、9款、1項消防費、1目消防総務費4億3,576万2,000円は、前年度に比べ6,540万7,000円の減額となっております。こちらは118ページ、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の負担金の人吉下球磨消防組合負担金で、人件費及び公債費元利償還の減に伴う負担金の減が主なものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。下のほうになります。3目消防施設費2,455万円は、前年度に比べ6,686万3,000円の減額となっております。こちらは120ページの中ほどになります、17節備品購入費で、防災ラジオ購入費の減でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2億1,506万7,000円は、前年度に比べ1,151万7,000円の増額となっております。増の主なものとしましては、1節報酬の中の学校教育アドバイザー報酬で、これは令和5年4月から新たに設けるアドバイザーでございます。学校経営全般への助言や授業観察、指導・助言などを行い、学校教育の向上を図ることを目的とするものでございます。

137ページをお願いいたします。4項社会教育費、5目文化財保護費7,802万1,000円は、前年度に比べ3,861万5,000円の増額となっております。138ページ、次のページになりまして、14節工事請負費、石垣修理工事で、人吉城跡御館跡西側石垣修復工事に伴う増でございます。

142ページをお願いいたします。5項保健体育費、2目体育施設費6,745万2,000円は、前年度に比べ2,778万4,000円の減額となっております。こちらは人吉スポーツパレス第二武道場の改修工事費の減でございます。

予算書145ページをお願いいたします。中ほどになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の各目につきましては、令和4年度事業で災害復旧が完了しますことから、事業費が減額となっております。存目計上といたしております。

146ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費2億8,941万7,000円は、14節工事請負費過年災公共土木施設災害復旧工事で、中川原公園災害復旧工事でございます。

次に、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費4,509万5,000円は、前年度に比べ4億772万3,000円の減額となっております。こちらは、次のページになりまして、14節工事請負費で、大村横穴群災害復旧工事や人吉城跡災害復旧工事の減、また、令和4年度施工の西瀬コミュニティセンター解体工事費の減などでございます。

次に、147ページの下の方になります。5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費1億3,082万8,000円は、14節工事請負費のまち・ひと・しごと総合交流館施設整備災害復旧工事で、くまりばの温泉施設等の災害復旧工事の増でございます。

148ページをお願いいたします。12款、1項公債費、1目元金23億5,166万4,000円は、前年度に比べ1億7,170万3,000円の増額となっております。これは、防災行政無線整備事業等に係る起債償還が終了したことによる減や、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の償還金の増などの増減によるものでございます。

次に、149ページをお願いいたします。上のほうになります。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費7,500万4,000円は、職員の定年延長に係る対応としまして、退職手当を計画的に確保するため任意積立を行うものなどでございます。

次のページ、150ページをお願いいたします。中ほどになります。12目人吉市学校教育振興基金費は、小学校及び中学校の学校施設や教育環境の整備、その他教育振興の事業の財源に当てるため、新たに基金を設置するものでございまして、243万1,000円を任意に積み立てるものでございます。

最後に、14款予備費に6,174万円を計上いたしております。

長くなりましたけれども、以上で、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（丸本 縁君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。私のほうから、議第10号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億9,863万6,000円とするものでございます。第2条の一時借入金につきましては、最高額を4億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

予算書の2ページから4ページ、第1表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、その主なものを説明させていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税5億8,251万円、2目退職被保険者等国民健康保険税42万円は、主に、後ほど説明いたします歳出の国民健康保険事業費納付金の財源となるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金17万5,000円は、出産育児一時金が8万円増額されることに伴い、その3分の2を一般会計から繰り入れるほか、臨時的な財政支援として国から交付されるものでございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金28億8,986万5,000円のうち、1節保険給付費等交付金（普通交付金）27億9,300万7,000円は、医療費等の支払いの財源として県から交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。中ほどの、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3億3,964万7,000円のうち、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億5,796万5,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

11ページをお願いいたします。8款、1項繰越金、1目繰越金に8,000万円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,924万円は、国民健康保険担当職員の給料、諸手当等の人件費のほか、熊本県国民健康保険団体連合会が行います共同電算処理委託料などが主なものでございます。

飛びまして、17ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いなどに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料等を合わせ24億3,430万7,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。2項高額療養費3億6,717万7,000円は、自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,750万円は、被保険者が出産した場合に給付されるもので、1分娩当たり8万円増額し、50万円といたしております。

19ページをお願いいたします。中ほどの、6項傷病手当金100万円は、新型コロナウイルス感染症を発症したこと等により休職し、給与所得が減少した被用者に対する手当金でございます。新型コロナウイルス感染症対策の見直しに伴い、令和5年5月7日までに支給要件を満たす方に給付することといたしております。以上、2款保険給付費の総額は28億2,229万3,000円となっております。

次の、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらは、国民健康保険税などを財源として県に納付するものでございます。1項医療給付費分は6億6,595万1,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分は1億9,553万7,000円、次の3項介護納付金分は7,093万6,000円を計上しております。以上、3款の総額は9億3,242万4,000円でございます。

21ページから22ページにかけてでございますが、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費4,100万円は、特定健康診査と、その結果により必要に応じて実施いたします特定保健指導などに要する経費でございます。

以上で、議第10号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。

慎重御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部長（淵上麻美君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。議第12号令和5年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,458万2,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算は、予算の性質上、先に歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,110万8,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。下の段、3項、1目介護認定審査会費1,000万7,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。2目認定調査等費2,676万円は、訪問調査員の報酬や、15ページをお願いいたします、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る委託料などでございます。4項計画策定委員会費、2目計画策定費266万4,000円は、次期第9期の介護保険事業計画高齢者福祉計画策定のための委託料

でございます。

16ページをお願いいたします。2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成などに係る費用でございます。1項の合計34億9,075万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして3億1,140万3,000円の減で見込んでおります。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございます。17ページになりますが、2項の合計8,242万4,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、18ページをお願いします。3項の合計1億323万8,000円を計上いたしております。1つ飛びまして、5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分について支給をするもので、合計の1億2,203万4,000円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。下の段、5款地域支援事業費でございますが、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,210万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用でございます。

20ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございます。3,248万1,000円を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費9,019万6,000円は、地域包括支援センターの運営などに係る費用でございます。

23ページをお願いいたします。2目任意事業費1,136万7,000円は、緊急通報体制等整備事業委託料や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などでございます。

24ページから26ページにかけましての4項その他諸費から6款公債費、7款諸支出金、8款予備費までは説明を割愛させていただきます。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。お戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料などで賄う仕組みになっております。なお、介護保険料の水準は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、介護保険事業計画における月額基準額6,100円を算定基礎といたしまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額7億5,989万7,000円を計上いたしております。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございます。6億8,500万3,000円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、3億6,324万4,000円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございまして、介護予防・日常生活支援総合事業に2,080万1,000円、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外に3,819万8,000円を計上いたしております。4目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための交付金でございまして、461万8,000円を計上いたしております。5目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に支援するための交付金でございまして、655万1,000円を計上いたしております。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金10億2,649万9,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。

8ページをお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金2,808万1,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億5,059万8,000円を計上しております。2項県補助金は、国庫補助金と同様に、地域支援事業に対する県の交付金でございます。

9ページをお願いいたします。10ページにかけての7款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、2目及び3目は地域支援事業に対して、4目は低所得者に係る保険料の軽減に対して、5目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計の6億7,624万6,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費準備基金繰入金5,000万円は、保険給付費に対する第1号被保険者保険料の負担割合の不足分を補うため繰り入れるものでございます。

11ページをお願いいたします。8款繰越金から12ページの9款諸収入、3項雑入までは説明を割愛させていただきます。10款分担金及び負担金、1項負担金234万5,000円は、人吉球磨10市町村において連携して取り組んでおります人吉球磨在宅医療介護連携推進事業につきまして、令和5年度まで事務局が人吉市になるため、町村からの負担金でございます。

以上で、令和5年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わります。

慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○水道局長（秋永 敦君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、初めに、議第13号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,895戸、総給水量315万6,617立方メートル、1日平均給水量8,648立方メートルを予定しております。建設改良工事としましては、配水管改良工事のほか、原城配水池杭基礎工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出、並びに、2ページになりますが、第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

第5条でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条でございますが、一時借入金の限度額を5,000万円としております。次に、第7条は、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして職員給与費8,102万2,000円、交際費5万円としております。次に、第9条は利益剰余金の処分でございますが、減債積立金として6,981万4,000円、建設改良積立金として4,267万3,000円を処分することとしております。第10条は棚卸資産の購入限度額を780万8,000円とするものでございます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料及び上下水道料金徴収事務等業務委託料の限度額、予定額等を定めております。

再び飛びまして、19ページをお願いいたします。第3条の収益的収入及び支出につきまして、明細書により御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益を5億2,627万8,000円といたしております。内訳といたしましては、1項営業収益5億578万8,000円で、これは水道料金受託工事及び各種手数料でございます。前年度と比較いたしますと766万2,000円の減額は、水道料金の減が主な理由でございます。給水収益及び有収水量の状況を比較、精査し、伸び率をマイナス4%として算定をいたしております。2項営業外収益2,048万7,000円は、3目長期前受金戻入が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は、存目でございます。

21ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を4億9,716万9,000円といたしております。その内訳でございますが、1項営業費用は4億7,043万3,000円で、これは人件費、水源地及び配水池等の整備委託料、修繕費、動力費、減価償却費でございます。

少し飛びまして、24ページをお願いいたします。下段から25ページ上段にかけて委託料の欄でございますが、上下水道料金徴収事務等業務委託料などが主なものでございます。

26ページをお願いいたします。2項営業外費用の2,323万4,000円は、企業債利息及び消費税が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。3項特別損失の50万2,000円は、過年度損益修正損等でございます。4項予備費は、近年の自然災害の増加傾向を見据えまして、前年度から100万円増の300万円としております。

次に、28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、1款資本的収入は8,107万5,000円で、前年度と比較いたしますと4,030万6,000円の増額となっております。これは、本年度に策定しましたアセットマネジメント計画により、今

後の財政状況を見据え、1項企業債を3,940万円増額することが主な理由でございます。

次に、29ページをお願いします。支出でございますが、1款資本的支出は4億286万2,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、1項建設改良費の3億3,004万8,000円は、1目構築物費、1節一般改良工事と3節起債対象工事、2目機械及び装置費が主なものでございます。2項企業債償還金は6,981万4,000円で、前年度と比較しますと300万円の減額となっております。

30ページをお願いいたします。3項予備費は、前年度と比較しまして100万円増額の300万円といたしております。

それでは、前に戻っていただきまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足いたしますので、その補填財源につきましては第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,178万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,842万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,088万円、繰越利益剰余金処分額1億1,248万7,000円で補填することとしております。

以上で、議第13号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わります。

引き続き、議第14号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量は、接続戸数1万1,730戸、年間総処理水量383万2,500立方メートル、1日平均処理水量1万500立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としましては、人吉浄水苑監視設備改築更新工事、青井地区污水幹線布設替工事、青井宝来排水区雨水管渠築造工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出、並びに、2ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

次のページの2ページの第5条でございますが、債務負担行為でございます。水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償及び水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。続きまして、第6条企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を10億円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,290万7,000円でございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億6,640万1,000円を受け入れるものでございます。

4ページをお願いいたします。第11条利益剰余金の処分でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として6,180万6,000円を処分することとしております。

ページが飛びまして、21ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出につきまして、明細書により御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款下水道事業収益

を11億7,688万9,000円としております。内訳としましては、1項営業収益6億4,430万5,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。前年度と比較しまして2,559万2,000円の増額は、豪雨災害後、接続戸数の回復による増収等を見込んでいるところでございます。2項営業外収益の5億3,258万1,000円は、2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございまして、前年度と比較しますと1億161万4,000円の増でございます。

22ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、23ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を11億2,446万9,000円としております。内訳としましては、1項営業費用は10億3,735万6,000円で、これは24ページ上段の15節委託料、人吉浄水苑等運転管理業務委託料や、20節の動力費、4目総係費の給料などの人件費、25ページになりますが、15節委託料及び、26ページになりますが、5目減価償却費などが主なものでございます。

同じく26ページ、2項営業外費用は8,211万1,000円で、これは企業債の支払利息及び消費税などでございます。3項特別損失の100万2,000円は、27ページの2目過年度損益修正損などでございます。4項予備費は400万円といたしております。

次に、28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入を7億5,686万円といたしております。内訳といたしましては、1項企業債、1目建設改良等企業債が3億4,260万円、2項負担金が645万4,000円、3項補助金が4億780万5,000円、4項固定資産売却は存目でございます。

29ページをお願いいたします。次に支出でございますが、1款資本的支出を12億462万4,000円としております。その内訳は、1項建設改良費8億1,856万5,000円、これは、1目管渠事業費2億4,161万2,000円で、主なものは23節工事請負費として人孔蓋更新工事、青井地区の区画整理事業に伴う汚水幹線布設替工事、雨水管渠築造工事等によるものでございます。2目ポンプ場事業費は937万4,000円でございます。

30ページをお願いいたします。処理場事業費は5億6,757万9,000円で、主なものは、31ページの15節委託料、人吉浄水苑機械濃縮設備改築工事委託料などでございます。2項企業債償還金は3億8,505万9,000円でございます。3項予備費は100万円といたしております。

前に戻りまして、2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,776万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,362万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億5,233万2,000円、繰越利益剰余金処分額6,180万6,000円で補填することとしております。

以上で、議第14号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案についての補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）（登壇） 皆様、こんにちは。では、私から報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、説明をいたします。

お手元の議案書39ページをお願いいたします。これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年2月16日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決処分の内容について説明いたします。議案書40ページをお願いいたします。件名は損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和4年12月12日午前10時50分頃、市道瓦屋内白田線においてヤマト運輸株式会社の車両が走行中、進行方向右側側溝の雨水排水用グレーチングにタイヤが載った際にグレーチングを跳ね上げ、車両下部の燃料タンクが損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は6万9,542円。賠償（和解）の相手方は、人吉市西間下町字花切1021番地、ヤマト運輸株式会社リテール事業本部熊本主管支店人吉営業所所長、濱真吾様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第2号から報第2号までの提案理由等の説明は終了いたします。

ここで、お諮りをします。

議第36号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更については、議会運営委員長の報告にもありましたように委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに決しました。

質疑を行います。

本件について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第36号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時25分 散会

令和5年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月7日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和5年3月7日 午前10時 開議

日程第1	議第2号	令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）
日程第2	議第3号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第3	議第4号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4	議第5号	令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第5	議第6号	令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議第7号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第7	議第8号	令和5年度人吉市一般会計予算
日程第8	議第9号	令和5年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
日程第9	議第10号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
日程第10	議第11号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議第12号	令和5年度人吉市介護保険特別会計予算
日程第12	議第13号	令和5年度人吉市水道事業特別会計予算
日程第13	議第14号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
日程第14	議第15号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
日程第15	議第16号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
日程第16	議第17号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第17	議第18号	人吉市学校教育振興基金条例の制定について
日程第18	議第19号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議第20号	人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第20	議第21号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第21	議第22号	人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議第23号	人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定 について
日程第23	議第24号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議第25号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議第26号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例 の制定について

- 日程第26 議第27号 人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第28号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第29号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第30号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第31号 人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 日程第31 議第32号 人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第33号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第34号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第35号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 議第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第37 議第39号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第38 議第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第40 一般質問

1. 大 塚 則 男 君
 2. 宮 原 将 志 君
 3. 西 洋 子 君
 4. 本 村 令 斗 君
 5. 牛 塚 孝 浩 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件
- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- 1 番 松 村 太 君
- 2 番 徳 川 禎 郁 君

3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	迫田浩二君
教 育 長	志波典明君
総 務 部 長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市 民 部 長	丸本 縁君
健康福祉部長	渕上麻美君
経 済 部 長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長	若杉久生君
(復興担当)	
総 務 部 次 長	立場康宏君
総 務 課 長	森下弘章君
秘 書 課 長	上村英明君
水 道 局 長	秋永 敦君

教 育 部 長 小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	北 島 清 宏 君
次	長	栗 原 亨 君
庶 務 係	長	平 山 真理子 君
書	記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑及び一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議第2号

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑でございますので、一般質問にならないよう、また、要望はお控えいただきますようお願いいたします。

まず、日程第1、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 議第2号令和4年度一般会計補正予算の11款災害復旧費、2項、1目農地災害復旧費、11節役務費2,170万円は手数料として、また、15節原材料費1,980万円は農業施設原材料として、合計4,150万円計上してあります。この件は、大柿地区外農地災害復旧工事に対しての追加経費であると、経済建設委員会協議会、全員協議会にて説明を受けています。内容として、農地災害復旧工事は完了し、令和4年3月29日に竣工検査を行い、支払いも完了したものです。その後、事業者から追加経費の相談があったということですが、なぜこのような事態になったのか。業者からの追加経費についての相談は、何月何日にあったのか。この事業者と契約を交わした事業費は、幾らだったのか。追加経費相談があったその後、追加経費を支払う結論に至った経緯について、市としてどのような対応を行ってきたのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、1点目のなぜこのような事態になったのかという御質問でございますが、大柿地区外農地災害復旧工事において国の農地復旧限度額を超える結果となり、限度額を超えた工事費については国の補助を受けることができず、令和3年度当時は復旧限度額を超える例がまだなく、初めてのケースであったため、市の監督員及び請負業者の現場代理人は、復旧限度額を超えた場合の工事費用が全て農家負担の増額となるのではないかと考えておったことは当事者からの聴取によって分かっております。なお、復旧限度額を超えた工事箇所については、この事例の後にも複数ございまして、それにつきましては市単独経費により対応しているところでございます。また、当時、市の監督員と請負業者の現場代理人との間で復旧限度額

を超えそうであるとの口頭による協議は行われていたところでございます。しかしながら、請負業者が書面による協議を怠り、詳細な打合せもないままに時間が過ぎ、令和4年3月31日までの予定工期が迫っていたため、請負業者の判断で復旧限度額を超えないよう購入土、残土処分の数量を調整することで実際にかかった数量より少なく計上し、それに基づき必要な変更契約が行われ、工事を完了させております。その後、令和4年3月29日に市において竣工検査を行い、請負業者へは変更後の契約額である1億9,826万6,671円の支払いを完了したところでございます。

次に、2点目の業者からの追加経費についての相談は何月何日であったのか、担当課はどのような対応を行ってきたかという御趣旨の御質問でございますが、追加経費の相談につきましては、年度が変わりました令和4年4月に災害担当の職員に——これは前述の監督員とは別の職員でございますが——相談があったとのことでございます。相談内容でございますが、本工事の請負業者の工事担当社員から、追加した残土処分、表土購入に係る経費について、実際には現行契約以上の経費が生じているとの内容でございましたが、災害担当の職員により大柵地区外農地災害復旧工事の設計書あるいは竣工書類等の数量等を精査した結果、問題はなかったところでございます。市としましては、このことを同社の工事担当社員に説明をしましたが、実際の数量と相違があるとの主張を繰り返すため、その根拠を示すよう指示を行い、実際の数量の根拠になる書類等の提出を求めたところでございます。その後、こちらからも協議の連絡を行い、その請負業者の根拠資料の準備等から協議もできない状況が続いておりましたが、令和4年10月28日に請負業者の担当役員から正式に協議の申出があり、納品伝票・支払伝票等の提出を受け、協議、精査を行いました結果、当該相談に対する正式な内容確認ができたところでございます。本市としましては、竣工した農地災害復旧工事について請負業者に瑕疵があるものの、契約額以外に多額の経費を要している事態を重く受け止め、その後の対応については、この請負業者が支店であるため、その本社の代表者等との協議が必要と判断をし、正式に協議を開始し、併せて関係部署間の調整を重ねてきたところでございます。

また、追加経費を支払う結論に至った経緯でございますが、同社から提出されました納品伝票、支払伝票等の書類を精査し、事実確認を行ったところ、追加経費の残土処分数量及び表土購入数量ともに当該契約とは差異があることを確認をしまして、その額が4,136万7,791円と多額であったことから、追加経費として支払うこととしたものでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁で書類などを様々に精査されていますが、当時の市からの現場監督と請負業者の現場代理人との協議が口頭のみで行われ、書面で残されていないことについては、問題はなかったと判断されているのかお尋ねします。また、竣工検査及び工事費

の支払いも完了していることから、工事請負費の増額補正での対応は不相当と判断され、災害復旧費手数料として2,170万円、原材料費として1,980万円を計上されています。手数料、原材料としては高額な予算計上になって、通常では考えられない予算計上だと思います。この予算名での計上が妥当なのか。他の方策はなかったのか。また、契約外の支払いになると考えますが、法的な問題はないのか。また、今後、監査請求などの対象にならないのか。予算計上において問題はなかったのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） まず、当市の現場監督と請負業者の現場代理人との協議につきまして御答弁申し上げます。

工事契約に伴う条件変更等につきましては、人吉市公共工事請負契約約款第18条では「受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない」と記載されておりますので、必ず通知しなければならないとなっているところでございます。また、熊本県土木工事設計変更ガイドラインによりますと、受注者、発注者間の協議によって、設計図書の訂正、変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正や変更を行う責任範囲を明確にした上で必要な指示、協議等は書面で行うとなっております。つきましては、議員御指摘の通り、変更協議等については書面で行うべきでございます。

当時、令和2年7月豪雨災害における農地・農業用施設災害復旧につきましては、被害面積、箇所、被害額ともに未曾有の激甚災害のため、その事業量も膨大でございまして、他自治体からの派遣職員の応援を得て取り組んでいるものの、担当者も請け負われる請負業者も多く、多くの案件を抱えておられたところでございます。また、迅速な復旧のために熊本型簡素化による国の災害査定にて補助事業を実施していることから、これまでに本市が経験したことのない災害復旧事務が必要となり、さらに早急な営農再開を希望される農家と個人の私有財産である農地等の復旧でありますことから、農家の意向や負担金の徴収など個別の事情、状況等も配慮する必要がある、現場での施工管理も複雑多様な対応が求められている現状ではございました。したがって、確実な施工管理のためには、議員御指摘のように、受発注者双方のコミュニケーションを密にしながら書面による協議の確認と適切な施工管理の徹底を要するところでございますが、以上のような状況によりましてそれが十分になされないまま、結果として契約上のそごが生じてしまったと考えているところでございます。

つきましては、本件以降の復旧工事等については受発注側のコミュニケーションを一層重視し、特に変更契約の協議については請負業者に早め早めの対応を促すとともに、書面等で確実に協議結果の確認を行うなど、受発注者双方が組織的に進捗管理を行うことを徹底し、再発防止に努めているところでございます。

以上、お答えをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

本件につきましては、本来であれば工事請負費の変更契約として処理すべきところでしたが、当該工事請負契約が令和３年度で既に竣工していますことから、工事請負費の変更契約の処置ができなかったものでございます。また、令和４年度で新たに工事請負で工事契約するという処置につきましても、既に事業が完了していること、労務費と諸経費の伴わない土砂処理費用と表土購入費のみを契約することは公共工事請負契約にそぐわないとの判断をしたところでございます。

次に、手数料と原材料で予算措置をしていることの妥当性、方策につきましては、予算を確保して事業を実施する観点からしますと、既に執行されている経費を後追いで予算化することは明らかに妥当性を欠いております。しかしながら、そのことをもって本件への対応ができないとしましたら、請負業者に問題があるものの、竣工しました農地災害復旧工事について後日判明した多額の経費の増に対応するすべを閉じてしまうことになり、果たしてその対応がよいのかという問題も残るところでございます。

本件についての経緯は、先ほど経済部長が説明をいたしましたとおり、本市に特段の過失はないものの、公共工事について要した費用の一部が支払われていない現実が確認されていることから、発注者の責任として何らかの対応は必要との観点から、再度方策を検討したところでございます。結果としましては、過年度支出の解釈をかなり広義に捉えた形で予算の事前議決や会計年度独立の原則の例外における対応となっていることは事実でございます。ただし、事業費の予算化に当たりましては、市として事実が確認できるものに限るとし、担当課で残土処理料と表土購入料の確認を行うなど、事業費の精査は十分に行っているところでございます。

また、監査の関係でございますけれども、事業が終わった後は当然市の監査を受けてということですので、そういったことでは事業が終わった後には監査を受けるという流れになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 終わります。

○議長（西 信八郎君） ほかに本案について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第２ 議第３号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第２、議第３号令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第4号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第4号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第5号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第4、議第5号令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第6号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第5、議第6号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第7号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第6、議第7号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第8号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第7、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算を議題と

いたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 議第8号令和5年度一般会計予算、第10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費400万円が図書等購入費として計上されていますが、10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費には図書購入費としての計上がありません。小中学校は、図書購入についてはどのように対応されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

小中学校の図書購入費でございますけれども、毎年度当初予算編成時におきまして、次年度の図書購入費用につきまして各学校からの要望に応じて予算要求をしております。10款、2項小学校費、同じく3項中学校費ともに10節の需用費で学校で必要な消耗品費として計上いたしまして、予算案を今議会に上程しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 社会教育費の図書購入は備品扱いで、小中学校は消耗品扱いということですが、同じ図書で、なぜ違うのでしょうか。報道にもあるように、全国的に図書購入予算が減少している傾向にあります。小中学校にも明確な図書購入費が示されないと、ますます減少していくのではないのでしょうか、このことについてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市におきましては、人吉市物品会計規則第3条の規定に基づきまして備品購入費と消耗品費に分類をして予算要求を行うことが原則でございますが、学校につきましては、人吉市立小・中学校物品取扱基準というのが定めてございまして、その基準によって物品会計事務を処理することとなっております。この取扱基準第3条の中で、年鑑あるいは年度版の図書であって、長期間にわたって使用するものでないもの、百科事典類を除く児童・生徒向けの貸出用図書につきましては、特例物品として指定がなされてございまして、一品の取得価格が1万円以上であっても備品として管理しないものに分類されますことから、消耗品費として予算に計上しているところでございます。また、公立学校義務諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書につきましては、学級数に応じた冊数が定められていることから、それを下回らないように毎年度各学校からの要望に応じまして予算要求を行っておりまして、必要な図書の確保に努めております。

ちなみに、今年度（令和5年度）の当初予算における学校図書購入費用でございますが、小学校費につきましては136万2,000円、中学校費で119万円、これは予算書の中には表示がございませんけれども、需用費の消耗品費の中でその金額を要求をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 終わります。

○議長（西 信八郎君） ほかに本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第9号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第8、議第9号令和5年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第10号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第9、議第10号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第11号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第10、議第11号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第12号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第11、議第12号令和5年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第13号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第12、議第13号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第14号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第13、議第14号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第15号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第14、議第15号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第16号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第15、議第16号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第17号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第16、議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第18号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第17、議第18号人吉市学校教育振興基金条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第19号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第18、議第19号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第20号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、議第20号人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第21号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第20、議第21号人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第22号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、議第22号人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第23号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第22、議第23号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第24号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第23、議第24号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第25号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第24、議第25号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第26号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第25、議第26号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第27号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第26、議第27号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第28号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第27、議第28号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第29号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第28、議第29号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第30号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第29、議第30号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第31号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第30、議第31号人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第32号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第31、議第32号人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第32 議第33号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第32、議第33号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第33 議第34号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第33、議第34号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第35号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第34、議第35号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第35 議第37号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第35、議第37号固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第36 議第38号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第36、議第38号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第37 議第39号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第37、議第39号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第38 議第40号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第38、議第40号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第39 報第2号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第39、報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第2号から議第35号まで、及び議第37号から報第2号までの39件についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第40 一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。今議会最後の一般質問、1番登壇を務めます17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

1点目、人吉球磨地区税務関係団体長連絡協議会の新春公開講演会での管内3高校の研究・成果発表について、2点目、肥薩線復旧・復興へ向けての課題と蒸気機関車SL人吉号への対応について、3点目、カルチャーパレス大ホール、市図書館、及び老人福祉センター等の今後の取組について、4点目、復旧・復興へ向けた紺屋町地区区画整理事業、中心市街地対策と空き地対策について、5点目、市民の声から、御溝川二次放水路の治水対策事業について、植木市開催について、お尋ねします。

1点目、先月2月1日に人吉球磨地区税務関係団体長連絡協議会の新春公開講演会に議長代理として出席しました。第一部の講演会で、球磨工業高校、球磨中央高校、南稜高校の生徒さんによる研究及び成果発表がありました。地元高校生のすばらしさが強く印象に残りましたので、紹介させていただきます。

まず、球磨工業高校は、技術ボランティアで地域貢献、皆様御存じの竹を加工しての竹灯籠で、まちなかなどの賑わいと活性化、竹灯籠完成までの製作工程などを発表されました。

南稜高校は、日本初の雨庭研究発表、令和2年7月豪雨の管内降水量や田んぼダム、森林などの保水・貯水効果を数値で示し、それぞれの地域家庭で取り組める災害に強い地域づくりに向けた研究を発表されました。

球磨中央高校は、地元企業の協力で規格外イチゴを使っのスムーズー、そして紙の端材を活用したノートづくり、山崎製パンと共同開発し、全国展開されているランチパックや球磨栗を使用したタルトなどの成果発表がありました。

法人会会長から、何でも行政に頼りがちな面がある中、高校生自ら災害に対して地域を何とかしたい気持ちで取り組んでいる。このすばらしい取組をぜひ地元中学校でも発表して、

地元高校を紹介してほしいと述べておられました。

そこで、教育長にお尋ねしますが、今お聞きになり、どのような感想を持たれたか。また、地元中学校などに発表の機会を設けていくことについてはどのように思われるかお尋ねします。

○教育長（志波典明君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

議員が言われました発表会には残念ながら私は出席しておりませんが、インターネット上に3校の研究・成果発表の動画が公開されておりましたので、その動画を拝聴させていただきました。内容といたしましては、12月23日に本年度初めての取組といたしまして、中学校の教職員、生徒、行政機関、地元企業等を対象とした球磨管内4高等学校により開催されました人吉球磨地区高等学校実践発表会と重なる部分もございました。いずれの高校も質の高い発表でございまして、大変見応えのあるもので、その発表を興味深く拝見させていただきました。発表から特に、私は、次のようなことを強く感じたところでございます。まず、1点目が、各学校で学んだ知識、技能を社会とつながりながら総合的に働かせる学びの充実となっております。また、そのことが新たな学びを生み出しております。2つ目が、小中学校や地域、企業、大学などと連携した取組を通して、人と人をつないでいるということ。また、3つ目が、その姿から地域社会に活力を与えていること。以上のように、発表内容は言うまでもなく、発表する姿に頼もしさを感じた次第でございます。市内の校長会等で本動画を紹介して、活用をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、中学生に対して発表する機会につきましては、これまでも様々な形で取組が進められてきております。例年、中学校では夏休み前に高校説明会といたしまして各学校の特色や学校生活について紹介する場がございますし、その後、実際に中学生が各高等学校を訪れる体験入学も実施されております。体験入学では、各高等学校の特色や取組、各学科の特徴などにつきまして体験を交えながら詳しく紹介をしていただいております。教育委員会といたしましても、中高の連携は今後ますます重要になってくると考えておりますので、様々な機会を捉えまして高等学校の取組の発表をする機会について情報共有を行いまして、中高連携の充実を後押ししてまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ただいま答弁をいただきましたとおり、本当に高校生のすばらしい発表と私も受け止めております。また、松岡市長も所信で、人吉高校の生徒と共同し、豪雨災害での経験と教訓を踏まえた被災地としての思い出を世界に発信するため、ユーチューブを活用した「ぎゃんどこ人吉」を開設し、高校生が主体となり、若者ならではの感性を生かした人吉球磨の復興に資する取組となっていると紹介されました。すばらしいことであり、ぜ

ひ、今後、人吉市に残っていただく若者も必要と私は思いますので、感性豊かな若者で今後も人吉市を活性化していただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2回目です。2点目、肥薩線復旧・復興へ向けての課題についてです。

歴史的遺産、産業、経済、文化の振興、沿線地域の生活の支えなど、地域はもちろんのこと、各種団体、そして新聞報道においても、個人、鉄道ファンからも、肥薩線復旧を望む声が多く上がっています。松岡市長も所信において、肥薩線の復旧は、今後の地域を支え、観光需要の喚起を図る上で、その重要性や価値はますます高まるものと考えていると述べておられます。人吉市においては、令和4年3月に肥薩線復旧を願うアピール集会も行われました。肥薩線利用促進・魅力発信協議会様も、復旧に向け、J R九州様への継続的な要望活動などを行っていただいております。2月15日、そして2月27日も要望活動を行っていただいております。これまで国、県、J R九州三者において復旧について検討することが確認されているようですが、今後、確かな方向性が示されるのはどの時点なのか、肥薩線復旧に向け、期待と不安を抱えている皆さんがたくさんおられることと考えます。私自身どうしても不安というか、気がかりな面がありますので、端的にお尋ねします。

まず、肥薩線利用促進・魅力発信協議会は、J R九州様に対してどのような協議、要望をされたのか。J R九州様は、復旧に向け、どのような受け止め方をされておられるのか。復旧するとして、何年ぐらいかかる見通しなのか。復旧する場合の肥薩線運営方法は、どのような方式が考えられるか。毎年約9億円の赤字路線と言われている中、今後、各自治体に対して負担割合が示された場合、各自治体の協力体制についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

肥薩線利用促進・魅力発信協議会におきましては、被災直後の令和2年10月から毎年要望活動を実施しておりますが、今年度も、先ほど議員御紹介ありましたとおり、2月に部分運行での再開、吉松一隼人間の便数の現状維持、そして鉄道復旧の3項目について、J R九州鹿児島支社、熊本支社、福岡本社に要望活動を行ったところでございます。

J R九州は、現在、国、熊本県とともに立ち上げたJ R肥薩線検討会議の第3回会議で検討すべき課題を提示され、理解をいただいたところであり、今後、鉄道を軸とした地域振興・活性化に取り組むための再生ビジョン・利活用策についての調査・検討事業を実施していくこととなったため、地域へどういった貢献ができるのか、持続可能性をどのような形で担保できるか、まずは関係者での議論をしっかりと行っていくという考えでございまして、状況からも先行しての部分運行は困難であるとのことでございました。

復旧の見通しでございますが、過去に例を見ない甚大な被害であることから、復旧には相当の年月がかかることが予想されるところでございます。また、復旧する場合の肥薩線の運営方法、負担割合、協力体制に関しましては、今後、J R肥薩線検討会議で鉄道を軸とした

地域振興・活性化に取り組むための再生ビジョン・利活用策についての調査・検討事業が進められますので、状況を踏まえ、必要な段階で熊本県を含む関係自治体と連携して検討していくことになるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁の中で私なりに受け止めますと、なかなか困難な状況にあると言わざるを得ません。また、私も後ほど述べますが、部分運行についても困難であるという答弁がありました。私は、ぜひ前向きにできないのかなという期待もありまして、この質問を今回上げたんですけど、いきなり肥薩線そのものを全体を復旧するという考えのもと、それを確実にしないと部分復旧もできないということのようですので、かなり厳しいかなと今受け止めたところです。

私の考えとして、肥薩線を利用するので、どうしても必要とされる皆様、歴史的遺産あるいは鉄道ファンとして復旧を期待される皆様、観光産業として必要とされる方、ないよりあったほうがいいなどの受け止め方など、様々にあると考えます。利用する人、利用しない人、どちらともに期待が大きい中で、災害前の赤字が毎年約9億円というのは、結果的に利用客が減少してしまい、赤字路線になってしまったことです。もちろん交通体系も変わってきましたから、それも含んでいるかと思うんですけど、要は利用客が減ったということです。

そこで、今後、金の話になってしまうんですけど、開通した場合、維持管理も大きな課題と考えます。JR九州様への要望の中において、沿線自治体も赤字減少、利用客増に向けた取組など、自治体としての計画を積極的に示す必要があると私は考えます。やはりこれをやらないと、多分JRさんもなかなか腰が上がらないと思うんですね。どういった計画でおられるのかということ、そこをどのようにお考えかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

被災前の八代―吉松間の運行に関し、年間9億円の赤字が生じており、鉄道での持続可能性を図る上で、このランニングコストをどう担保できるかが大きな課題でございます。令和4年4月に熊本県と沿線12自治体が連携を強化し、復旧に向けた方策の検討や公共交通の確保に向けた今後の利活用促進策等について協議を行うJR肥薩線再生協議会を立ち上げ、この中で各自治体において様々に利活用策について知恵を出し合っている状況でございます。

先ほど御紹介いたしましたJR肥薩線検討会議において、熊本県が主体で実施される再生ビジョン・利活用策についての調査・検討事業が進められてまいりますので、この事業に沿って沿線自治体が一体となって取り組み、関係機関や鉄道を愛する地域の方や全国の鉄道ファンからも様々なアイデアなどをいただきながら、肥薩線全線復旧に向けた利活用策等についてJR肥薩線再生協議会で議論を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今からといいますか、テーブルに上がっていく、どうしようかと上がっていくわけですから、あまり私がここでくどくど言っても、どうかなと思うんですね。全く見えていない中ですので、それは理解しながらなんですけど、先ほど、最初、おっしゃっていただいたように、部分運行も厳しいということだったんですが、今の答弁に対して民間の方でも応援される皆様の様々なアイデアがあるとも聞いています。そのような意見を、例えば語られる場ですね、吸い上げる場、そういった方のお声を聞く場ですね、これをやっぱり考えていくべきだと思います。ぜひ利用者とといいますか、先ほどおっしゃっていただいたように、鉄道ファンの方の生の声が届くような施策を私は示していただきたいと思います。

次に、将来、肥薩線復旧が可能としても長い年月が必要とされます。全線開通までの観光産業や利用客の動向を考えますと、非常に厳しい状況に陥るのではないかと考えます。2月15日に松岡市長は、えびの市長、湧水町長、霧島市長が山線部分復旧の要望書をＪＲ鹿児島支社に提出されています。協議の内容は知り得ないところですが、私は山線の部分運行が実現することで、将来、肥薩線全線復旧に大きく結びつくものと考えますが、どのように受け止められるかお尋ねします。先ほど山線部分は困難であると答えを聞いていますが、あえてそこをどう受け止めるかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

肥薩線は、橋梁2本が流失するなど、計450か所で被害が発生し、過去に例を見ない甚大な被害でございましたが、その中において、通称山線と言われます人吉－吉松間においては比較的被害が小さいことから、沿線地域の復興や肥薩線全線復旧の前進のため、先行しての部分運行を被災直後から継続して要望させていただいた経緯がございます。

しかしながら、ＪＲ九州は、鉄道ネットワーク機能を発揮するには八代－吉松間を1つの運行区間として捉えられており、山線のみ部分運行は困難との考えから、大変厳しい状況にあると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 確かに答弁ありましたように厳しいということなんですが、肥薩線は、さっき述べられたように、山線、川線とも呼んでいますが、山線のほうは川線より被害が少なく、年月をかけずに運行できる体制がとれるのではないかと私は思います。私は、ＪＲ九州様の協力が得られるなら、観光列車として山線のすばらしい景観とスイッチバック、梅園など、観光誘客に結びつけることができると考えていました。また、くま川鉄道を乗り入れることが可能なら、より早く観光誘客に結びつくのではないかと考えていましたが、今の答弁で結果として厳しい状況だと受け止めざるを得ません。

では、もう1点、現在、高校生の通学手段として人吉駅よりバス通学になっています。今

回、くま川鉄道、錦町、一武駅から湯前間が一部開通したことから、上・中球磨においては家庭や生徒の負担が軽減されたものと考えます。一方、球磨村から高校に通学されている生徒は、早朝から人吉駅まで家族での送迎が続いている状況です。肥薩線復旧が不透明の中、現在の状況が続くことは、生徒、家庭にとって精神的、経済的にも大きな負担になってしまいます。

そこで、ＪＲ九州様に人吉駅から渡駅までの肥薩線区間をくま川鉄道での運行をお願いできないかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

くま川鉄道の機能充実、さらなる利活用策として渡駅までの延伸につきましては、乗り入れということであれば、所有者でありますＪＲ九州や、渡駅のあります球磨村のお考えを伺うなど、関係機関において協議を行い、延伸した場合の課題整理などが必要になってくると考えられます。

今後は、球磨川第四橋梁の復旧工事が始まるなど、令和７年度中の全線運転再開を目指し、着実に事業が進められているところでございますが、将来にわたって最大の課題となっているくま川鉄道の持続的な経営に向けて、本市としても株主としてくま川鉄道、並びに沿線自治体とともに、渡駅の延伸も含め、様々な利用促進のための方策を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今答弁をいただきましたように、球磨村の状況といえますか、お話を聞かなくちゃ、まだできませんし、いろいろな課題もあると思うんですけど、生徒さんのことを考えたら、今、くま川鉄道自体が多分８割強は通学生の利用じゃないですか。それを思ったら、やはり渡まで行ってあげることが私は大切じゃないかなと思っております。ぜひこれは検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2016年４月の熊本地震の影響により全線不通になっていました南阿蘇鉄道は、同年７月31日より中松駅から高森駅間7.1キロメートルの部分運転を開始されています。その後、立野駅から中松駅間10.6キロメートルも、立野峡谷に架かる第一白川橋梁の架け替えなど、被災箇所の復旧工事が完了し、約７年３か月ぶりに全線復旧となります。

肥薩線復旧と比較しますと、観光産業、利用状況など環境条件に違いもあるかとは思いますが、部分運行を行っていただくか否かで全線復旧へ向けての重要な方向性が明らかになると私は考えています。肥薩線全線開通を願うなら、まずは肥薩線利用促進・魅力発信協議会でＪＲ九州様に対して要望及び部分運行に向け、より踏み込んだ具体策や運営方法など、提案していくことも必要と考えます。もちろん今までもされてきていると十分認識しているんですが、やはり私はどうしてもせめて部分運行はできないかという思いがあるものですから、

あえてお尋ねするわけなんですけど、このことはどう受け止められるのかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

要望に対するＪＲ九州の回答によると、先行しての山線の部分運行の実現は大変厳しい状況でございます。災害によりまして、ともに全線で運休しておりました第三セクターの南阿蘇鉄道とくま川鉄道におきましては、地域になくってはならない鉄道での全線復旧方針が早い段階で決定され、被害が少なかった区間から先行して部分運行を実施されております。

肥薩線におきましては、ＪＲ肥薩線検討会議での議論、検討の結果、鉄道での全線復旧という方針が示されましたならば、復旧の進め方として山線を先行しての部分運行といった検討もされるのではないかとと思うところがございますが、まずは来年度にかけて実施されます再生ビジョン・利活用策についての調査・検討事業におきまして、将来的に持続可能な鉄道での復旧ビジョンが描けますよう、地域一丸となって肥薩線全線の復旧に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 先ほどから繰り返し部分運行を言っていますが、ＪＲ九州さんがなかなか厳しいというのを、これを再三申し上げても、かえって逆影響になると申し訳ないですので、これはやめておきますけど。ただ、市民として、肥薩線復旧は、期待度は高いんですね。そこだけはしっかり伝えていただきたいと思います。

次に、蒸気機関車ＳＬ人吉号への対応についてです。このことについては、12月議会でも福屋議員、西洋子議員から質問がなされています。その後、商工会議所、人吉温泉観光協会など4団体からも、ＳＬ人吉号を入吉駅への要望書をいただきましたので、再度質問させていただきます。

市長も所信で、本地域の観光を牽引してくれたＳＬ人吉号の引退は、人吉市の市長としても非常に残念で寂しい気持ちを抱いていると述べられ、最後は人吉駅を終着駅にとの思いを強く持っている。本市での保存・展示に向け、ＪＲ九州や関係機関と粘り強く協議してまいりたいと述べておられます。

ＳＬ人吉号ですが、現在、熊本一鳥栖間で運転されていて、令和6年3月で運転終了になるとのことでした。多くの方が人吉駅舎に帰ってきてくれることを願っておられ、人吉市の観光の一つになると考えますが、解体して人吉駅に帰ってくる方法と、原形のまま陸送あるいは鉄道を使つての帰郷があると考えます。いずれも多額の経費がかかることになります。それでもぜひ人吉駅に帰っていただくようお願いしていくべきと考えますが、市長は、今後、ＪＲ九州に対してＳＬ人吉号帰郷実現に向けてどのような方策を示していられるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

令和6年3月をもってSL人吉が引退することが発表されたことを受け、本市は、SL人吉のかつての保存場所であり、ホームタウンともいえる場所でもありますので、走っても、走らなくとも、最後は人吉を終着駅にと考えております。

現在の状況としましては、SL人吉の保存・展示に関し、実際の運搬方法はこういった手法となるのか、展示・維持管理についてはこういった課題があるのかなど、JR九州熊本支社に伺い、協議の場を持ったところでございます。また、関係団体からSL人吉の保存・展示に関する要望をいただきましたことから、関係団体との協議を踏まえ、引退後の人吉での保存・展示の実現に向け、まずは要望活動を実施することを決定し、来週14日に市及び関係団体によるJR九州福岡本社への訪問を予定しております。まずは、当市がSL人吉の故郷であることを重ねてお伝えし、SL人吉の帰郷の実現に向け、関係機関とともに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 答弁いただきましたが、やはり利用者自らが関わっていけるような展示・運営の在り方を考えていただきたいと思います。人吉へ帰郷後の利用・運営の在り方を示すことで、JR及び国、県、一般の方の理解もより深まっていくものと私は考えます。私が懸念しますのは、肥薩線復旧も見通しが立たず、山線部分も運行も厳しい、渡地区までのくま川鉄道乗り入れも厳しい中、蒸気機関車SL人吉号帰郷については検討段階とのことですが、人吉球磨の観光、文化、経済、産業、通勤・通学など大変厳しく、肥薩線復旧そのものがかなうのか危惧するところです。ここは、ぜひ市長に頑張っていただきたいところですが、松岡市長から市民の皆様に決意のほどをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨により肥薩線は甚大な被害を受け、早いもので八代―吉松間が不通となり、2年8か月が経過いたしました。鉄道を含む地域公共交通を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、大きく変わりましたが、肥薩線が熊本県、宮崎県、鹿児島県の3県を結ぶ人的・物的交流に欠かせない重要な交通ネットワークであることは、今も昔も変わらない事実でございます。沿線地域の生活を支え、地域の産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしてきた肥薩線の復旧は、今後の地域を支え、インバウンドなども含め、観光需要の喚起を図る上では、その重要性や価値はますます高まるものと考えております。JR肥薩線検討会議やJR肥薩線再生協議会におきまして、来年度にかけて鉄道を軸にした地域振興・活性化策等の議論が進んでまいりますが、いかに鉄道での持続可能性を担保できるか、どのような再生ビジョンを具体的に描けるか、まさに正念場を迎えていると言っても過言ではないと存じます。

3月2日にはSL人吉の最後の火入れ式がJR九州の小倉総合車両センターで行われ、S

SL人吉の煙突から勢いよく煙を吹き上げたという報道に胸が熱くなりました。SL人吉も4月8日から来年の3月23日のラストランまで全力で走り抜けてくれると信じております。我々もそれに負けないように肥薩線の鉄道での全線復旧、並びにSL人吉の保存・展示の実現を成し遂げるため、観光関係など関係団体、そして沿線住民の皆様をはじめ、全国の鉄道ファンの皆様のお力添えをいただきながら全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今、市長から強い決意をいただきましたが、やっぱり市長、市民の皆さんは待っていらっしゃるんですよ。いつかいつかと。待っている気持ちと、やっぱり駄目なのかなという気持ちとあるわけなんですね。ところが、待っているほうは、時間がたてばたつほどだんだん薄れていくんですよ。ですから、時間はかかるというのは分かっているんですけど、それでもやっぱり一日でも早く何とか動き出さないのかなという気持ちでおりますので、そこは市長としてしっかりお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、カルチャーパレス大ホール、図書館及び老人福祉センターの今後の取組についてです。

まず、カルチャーパレス大ホールは、耐震性、老朽化による側壁落下などの危険性があり、現在使用できない状況にあります。先月2月8日には人吉シニアクラブおたのしみ演芸会がカルチャーパレス小ホールにて開催され、議長代理で出席しました。拍手、声援、笑いなどが続き、会場にお見えの方からは、「楽しかった」「すばらしかった」「シルバーパワーはすごか」などの声をお聞きしたところです。コロナ禍の影響で歳末たすけあいの祭典もない中、この演芸会が果たした役割は大変大きかったものと感じています。今回、カルチャーパレス大ホールが使用できたら、もっと多くの市民の皆様に御覧いただけたのではないかと私は思いました。

私は、様々なイベントが開催できる大ホールは必要には感じていますが、そのための財源、今後の人口推移、維持費など、課題も見えてきます。そこで、松岡市長は、カルチャーパレス大ホールについて、今後どのような方向性を考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

カルチャーパレスホール等においては、小ホール天井に落下防止ネットの工事を施し、令和4年3月末より利用を再開いたしましたところ、再開後は新型コロナウイルス対策に御協力をいただきつつも、多くの団体に御利用いただいております。今、議員がおっしゃいましたように、去る2月8日に開催されました、おたのしみ演芸会が盛況に終わりましたことはもちろんのこと、多くのイベント等に御活用いただきましたことを大変喜ばしく思ったところでございます。また、様々なイベントに対応できる大ホールの再開は多くの御利用の団体から

切望されており、カルチャーパレス施設全般への御要望も含め、真摯に受け止め、令和4年5月の庁舎機能移転後は、会議室の充実や図書館増床など、実施可能な対応から順次取り組んでまいりました。

しかしながら、建設から39年が経過し、老朽化が進むカルチャーパレス大ホールの改修に係る費用は10億円以上が見込まれたことにより、本市の財政状況を鑑みると改修の実施は厳しい状況にあることを踏まえ、令和3年11月30日に開催されました全員協議会におきまして、カルチャーパレスの今後の在り方について、具体的な方針内容の1点目として大ホールの当面の間の利用休止、2点目が図書館の拡充、3点目に貸館業務の復活をお示しいたしたところです。なお、貸館業務は、令和4年10月から一部会議室の貸出しを再開しているところでございます。また、同協議会において、課題として大規模改修や新たにホールを建設するかを検討する必要がある、時間を要することをお示しいたしました。

いずれにいたしましても、カルチャーパレス大ホールの今後につきましては、議員御指摘の課題とされる人口推移——これは人吉球磨の圏域人口も含めたところと考えますが、適した収容規模とすること、また財政面においてはホールの稼働率に見合う建設費や維持管理費であること、そして地域の文化振興を図るため、利用者の御要望を反映していくなど、現施設の耐用年数も考慮の上、令和2年豪雨災害により被災した他施設の早期復旧とともに、この課題に向き合うことが必要な時期にあると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長がおっしゃるように、やっぱり人口推移、財源もそうですけど、厳しい状況というのは理解しておりますので、そこは十分分かります。しかし、ある団体の皆さんは、何とか大ホールを改修できないかというお声もあっているのは事実なんですね。人吉市に今後どれだけの規模のホールが必要なのかということは、今、市長言っていただきましたように、やはり見合った規模のホールというのはぜひ検討していただければと思います。小ホールだけで、満足するかなといったら、そうもいかないみたいで、やはりできましたら新たなのが将来的にできたらいいなと思っております。

次に、市の図書館についての考え方をお聞きします。

現在は、カルチャーパレス2階の一番奥にあり、2階の会議室をリフォームされ、より利用しやすいようになっています。豪雨災害後、図書館については、まちなかをお願いしたい旨の要望書が提出されています。中心市街地の予想図にも、まちなか建設と青空図書館の予想図が示されていて、期待は膨らむばかりですが、課題として財源、そしてあってはなりません、令和2年7月豪雨災害などを考えますと、どうなのかなという心配もあるわけなんです。

そこで、仮に多額の起債をしないで、カルチャーパレス1階をリフォームし、現在の図書

館を1階に移動、そして中庭を青空図書館として、2階を人吉球磨の偉人などの資料館として活用していく方法もあるのではないかと私は考えます。ただ、そうなりますと、シルバー人材センターの事務所などの移転問題も起きてきます。新たな事務所設置場所を検討しなくてはなりませんので、いずれにしましても財源確保が課題になってくるものと思います。それから、将来的には図書館そのものが民間委託になっていくことも考えられますので、新たな建設、リフォームにしても時期的な問題もあるのではないかと考えますが、松岡市長の図書館に対してのお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、図書館につきましては、第4次人吉市子ども読書活動推進計画に基づき、従来の図書館児童コーナーを拡充させるため、同じ2階フロアの別室に新たに書架、マット、ベンチ等の設置を行い、3月18日に子ども図書館としてのオープンに向け、準備を進めているところでございます。本館と子ども図書館に分けることにより、読書や学習を行うための静寂な空間と読み聞かせ等が可能な児童のための空間を創造することができ、さらに蔵書を増やすことができるようになります。また、4月には九ちゃんクラブが入居されることで、子育て中の保護者の方々の利用が増えるだけではなく、連携をしていくことで子育て支援の充実が図れるものと存じます。また、議員がおっしゃいましたように、豪雨災害後のまちなか賑わい施設として中心市街地に図書館機能を主とした複合施設の設置についての要望書が提出されているところでございまして、今議会でも総務文教委員会におきまして昨年12月議会からの継続案件として審議いただく予定でございます。

地域の声としましても、まちなかに人が集い、多様な世代が交流でき、歴史や文化など地域の魅力を知り、地域コミュニティーや持続的な賑わいにつながるような地域の核となる施設等の整備が提案されていることから、市といたしましても、本市の中心市街地地区における整備方針案にも位置づけているところでございます。この整備方針案を事業計画として取りまとめていくためにも具体的な構想が必要となることから、庁内関係各課による中心市街地複合施設構想策定プロジェクトの中で議論を進めているところでございます。

さて、図書館の今後の方向性としましても、議員御提案のように、カルチャーパレスの1階を図書館、中庭を青空図書館、2階を歴史資料館としてカルチャーパレスを複合施設として活用していく方法もあり、一方で、図書館の民間委託や新たな施設建設等につきましても検討していかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、時間的な問題、財源確保の問題等がありますので、あらゆる角度から、これからの図書館像、これからの図書館サービスの充実、その実現のために必要な取組を検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ありがとうございます。検討していただく部分に入っているのかなと思うんですけど、実は、私、どうしても市立とかの図書館は1階がいいと思うんですよ。2階じゃなくて。ましてや、今、一番奥なんですよ、2階の。利用面を考えたら1階が私は一番いいと思います。まちなかの図書館というのは、僕もいいなと思うんです。実際、僕、書店にですね、九日町におりましたので、まちなかの賑わいもいいと思うんですけど。ただ、一つ残念なのは、水害に遭ったらどうしようもないんです、紙は。それこそ書棚から何から全部壊れるんですよ。それを上げたり下げたり、大変なんですね。だから、それを考えますと、やはり安全性の高いほうにもっていったほうがいいなという期待はあります。今後、市長もいろいろ検討していただくんだと思うんですけど、そういった面も含めて、カルチャーパレスがいいのかどうか、また、まちなかの御意見も聞きながら、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、老人福祉センターの今後についてですが、先月2月6日に行われました中原校区の市政懇談会の場において、温泉を含む老人福祉センターの必要性和今後の方針について質問が 있습니다。それに対しての答弁として、復興まちづくり計画策定の中で意見や要望をいただいているが、最終的な方針には至っていない。温泉については、泉源を調査していく。その結果を踏まえ、地元町内会と意見交換を行いながら方向性を決定したいと述べておられます。

そこで、老人福祉センターそのものの建設を未定ということなのか、あるいは建設は決定していて、設置場所が未定なのか、泉源を調査するということは温泉町にて泉源を含めた老人福祉センターの原形復旧を考えておられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、こんにちは。お答えをさせていただきます。

老人福祉センター及びその建物等の今後の方向性につきましては、議員御紹介いただきましたように、地元町内会はもとより、市民の皆様方から様々な御意見や御要望をいただいておりますが、建物の復旧や再建も含めて最終的な方針の決定には至っていないところでございます。

老人福祉センターは、令和2年7月豪雨災害により被災した建物でございますので、現状のままでは安全性の面からも使用できないため休館中でございますが、温泉源につきましては、現在、ポンプ等の調査委託を実施しているところでございます。

今後、御意見、御要望や調査結果を含め、施設の方向性につきまして地元町内会や市民の皆様並びに議会にも丁寧に御説明をさせていただきながら、最終決定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁、お聞きました。これは、以前の中原校区の市政懇談会の答

弁と同じだと思うんですけど。でもですね、はっきり申しまして、財源が必要ですので、なかなか建設は厳しいということだとは思うんですね。老人福祉センターの建設には、かなり皆さん期待されているんですよ。それで、原形復旧もなかなか今のお話では厳しいようなんですけど、だからといって、よそに造ればもっと厳しくなるわけなんですね。ただ、答弁の中で、温泉は調査したい。ということは、せめて温泉だけでもあそこに可能かどうかを調査するというふうに受け止めてよろしいんですよね。福祉センターは別として、温泉だけを調査して、可能だったら温泉利用できるようなものは造りたいと、そういったことは考えられるというふうに受け止めてよろしいんですかね。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

温泉源につきましては、今調査中でございますので、結果が出ましてから。ただ、それを市として建物をどんな形で建設をしてという形になるのか、その部分をまた別の形でお願いをしていくのか、いろんな方法が考えられると思います。そのあたりのところも含めまして、地元町内会としっかり意見交換をさせていただきながら、最終決定に至らせていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 災害前、あそこの温泉はすごく利用者が多かったみたいで、町内会で言われたんですよ。遠方からも来て、入っていただいていたと。もちろん金額も安かったんですけど、それがあのようなようです。ただ、今、私、造るんですよと言ったのは、多分無理だと思うんです。何でかと言いますと、造ったら、それを維持していく経費がかかりますので、そこら付近はしっかりと話をやっていかなきゃいけないということで、まず温泉が出るかどうかの調査をして、その後、維持ができるかということも調査しなくちゃ分らないと、そういうことですよ。だから、老人福祉センター自体がどうのこうのじゃなくて、まず温泉だけを調査したいということのように受け止めておきたいと思います。

次に、復旧・復興へ向けた紺屋町地区区画整理事業と市街地対策と空き地対策についてですが、山田川堤防拡幅を含む紺屋町地区1.2ヘクタールの土地区画整理事業については、住民の皆様の御理解をいただき事業を進めていかれるものと考えますが、現段階で課題などはないのかお尋ねします。3月2日の復興のまちづくりに関する特別委員会で、事業完了までの予定として示された年度が令和11年です。当地において商いを計画されておられる方については、これからの最大でも6年間、どのような支援策が期待できるかお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君） 皆様、こんにちは。

まず、私のほうから紺屋町土地区画整理事業に係る現段階の課題等についてお答えいたします。

中心市街地地区で進めている紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、都

市計画法及び土地区画整理法に基づき手続を進めております。昨年6月の施工区域の都市計画決定及び現在進めております事業計画決定に当たっては、その都度説明会を実施し、同法に基づき、計画書等の縦覧、意見書の募集を実施してまいっているところでございます。施工区域の決定の際にはかさ上げに対する御意見の提出が1件ございましたけれども、事業計画決定の際には意見書の提出はなかったところでございます。

しかしながら、本年1月21日に開催いたしました土地区画整理事業の事業計画案の説明会におきましては、山田川の河川整備や、それに伴う堤防道路整備による商売への影響、それから宅地かさ上げによる住民不安への対応、さらには内水排水機能における地下浸透への御懸念、将来の土地評価に係る御懸念など、様々に御意見をいただいたところでございます。一方で、別の参加者の方からは、現計画でできるだけ早期に整備を進めていくべきであるとの御意見もいただいているところでございます。

以上のように、本事業に関しましては、住民の方々の中に様々な御意見や御不安があるということも承知しております。また、本市で初めて取り組みます土地区画整理事業の換地や移転補償等の手続、それから今後の事業スケジュールなどにつきましても、住民の方々への理解がまだまだ進んでないと感じているところでございます。今後も引き続き権利者の皆様をはじめ、周辺にお住まいの住民の皆様の御不安やお悩みごとなど、一つ一つ丁寧に対応し、県・市一体となって、一日も早い復興の実現に向け、スピード感を持って取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

土地区画整理事業完了までの間、当該地域におきまして商売を予定されていると、その再建を考えておられる方への支援策でございますが、土地区画整理事業等の影響で復旧工事ができない等の理由により、再建がいまだ果たせていない事業者等におかれましても、その他のエリア同様、国のなりわい再建支援補助金の活用が可能です。当該予算につきましては、このように対象となられる事業者が既にリストアップされており、国・県を通じ、各々の事業者の今後の再建の進捗状況を踏まえまして、再建をされる場合には引き続き予算措置が講じられるということとなっておりますところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今の答弁で、支援策についてはリストアップされているということで安心いたします。中には、やはり早く道路をはっきりしてくれと、そうしないと商売にかかれんという声もあるし、片や、どうしても嫌だという方がいらっしゃるんですね。それは十分承知されていると思うんですけど、やはりこれは、さっき部長言ってもらったように、本当に親切丁寧に応対していただきたいなと私は思います。なかなか難しいんだと思うんです

よ。言っても言っても駄目だと思われるかもしれませんが、やはりそこは何とか対応していただきたいなと思うんですね。

そこで、よく聞くんですけど、今、まちなかに行きますと、最近よくお聞きすることは、球磨弁で言いますと、「市は県に事業ば丸投げしとって全然進まん。おどんが言うても聞いてくれん」と、こう話されているんですね。私は、行政の説明と市民の受け止め方にそこがあるように感じます。青井地区については、松岡市長、西議長、宮原総務文教委員長、そして私で、熊本県に事業の取組について要望に行きました。その後、県の事業として進めていただいています。中心市街地区画整理事業については、人吉市の事業として取り組んでおられると思います。行政主導で進めるのではなく、被災地域の皆様の御意見、御要望をお聞きし、皆様が利用しやすい住みよいまちづくりに向け、一緒に取り組んでおられると考えますが、なぜ丸投げという受け止め方をされておられるのか私は分かりませんので、御理解いただくためにも明確な説明をお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

被災市街地復興推進地域内におきましては、市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災自治体はできる限り速やかに事業を施行することとなっているところですが、本市におきましては、土地地区画整理事業に関する技術的蓄積がないことや、他の復旧・復興事業等も同時に進めていく必要があり、人材確保や将来的な財政負担の面で市による事業実施が困難な状況にありました。このため、議員、今おっしゃいましたように、本市議会と執行部が連携して、青井地区の土地地区画整理事業の県施行について要望を行ったところでございます。その結果、令和4年3月27日に熊本県が事業主体となる施行協定を締結したところでございます。

本市としましては、これまで経験のない事業を円滑に進めるため、昨年4月から青井地区の土地地区画整理事業を進める県球磨地域振興局まちづくり用地課に用地業務の経験を有する市職員3名を派遣するとともに、新設した市街地復興課に事業の経緯を有する県職員を派遣いただくなど、体制を整え、取組を進めてまいりました。青井地区と中心市街地地区の復興事業を進めるに当たっては、本市が事務局となり、地域の担い手である住民や事業者等からなる復興まちづくり推進協議会を立ち上げ、地域住民等と連携して事業計画を取りまとめたところでございます。

現在、熊本県が事業主体となった青井地区の土地地区画整理事業については、令和5年2月に県事業として事業計画が決定され、事業に着手されております。また、本市が事業主体である中心市街地地区における紺屋町の土地地区画整理事業につきましては、山田川整備を進める県の河川部局とも連携し、今年度中の事業認可取得に向けた手続や用地先行買収等に取り組んでいるところです。

復興事業を進めるには、本市だけではなく、国、県や住民、事業者の方々がその経験、能

力を最大限発揮し、一体となって同じ方向を向いて取り組むことが肝要と考えます。今後も関係機関と連携を図り、引き続き賑わい創出や被災者の一日も早い生活再建に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長御自身もお聞きになったと思うんですけど、丸投げというのが、いい表現にもなることはあるんですよ。悪いことはあるんですけど。今回の受け止め方は、どうしても受け止め方が悪くなっているものですから、あえて今お願いしたんですけど、やはりきちんとしたすみ分けで市民の方に言っていただいたら、そんな間違いはないと思うんですけどね。そこは、今後ぜひしっかりと県ですよ、市ですよということは伝えてほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和5年度当初予算の都市計画費の中で被災市街地設計等業務委託料1億円が計上されていますが、この内容についてお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君） お答えいたします。

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、現在、事業計画決定に向けて熊本県の認可手続を進めているところであり、順調に進めば今年度中に事業計画が決定する見込みでございます。事業計画決定後は、速やかに換地設計や道路・宅地整備等の実施設計に取りかかりたいと考えているところでございます。

お尋ねの令和5年度当初予算における被災市街地設計等業務委託の内容でございますが、山田川の整備事業を進める熊本県に負担いただく公共施設管理者負担金として歳入に計上しております被災市街地復興推進事業委託金1億2,000万円を原資として充当いたしまして、業務を進めてまいります。具体的な内容としましては、主に換地設計を行うため、現在の建物の位置や形状等を正確に特定する測量関連業務、仮換地指定を行うため、宅地一筆ごとの再配置等を行う換地関連業務、宅地や道路排水等の工事を実施するための実施設計業務等がございます。これらの業務に速やかに着手し、取組を加速させてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） これは、要するに紺屋町1.2ヘクタール、あの地域にいく費用ですよ。そこについての業務設計委託料ですね。はい、分かりました。

次に、西九日町一帯の復興についてです。

3月2日の復興のまちづくりに関する特別委員会において、西九日町一帯については何も説明がありませんでした。そこで、西九日町中心を横断している国道445号は、かさ上げするのか、あるいは拡幅するのかお尋ねします。

何の対策も見えてこない中で、なぜあの地域も建築規制をかけられたのか私は理解できま

せん。東九日町と西九日町を見た場合、明らかに復旧・復興の違いが見てとれます。建築規制をかけてなかったら、早々と商いを立ち上げられた方もおられたと思います。2年も待つということは、商いを営まれる方には相当な苦労があると思います。2年経過したことで事業を起こしやすい条件が与えられたら少しは気持ちも安らぐかもしれませんが、2年たっても何も変わらないとなれば、さすがに見切りをつけられる事業主様もおられると思います。現に個人所有地が空き地のままになっています。人吉市では商売できないからと、熊本市や福岡市に移転した方もおられるとお聞きしています。このままですと、以前のまちなかに返るどころか、人けのない中心市街地になってしまいます。現状のままですと、完全復旧はいつになるのか私は危惧するところです。

そこで、5年から10年先の見通しの考えなんですが、人吉市が空き地を買い上げて整地し、例えば熊本市桜町のように様々な団体、個人などでイベントなどに利用していただく。もちろん児童公園も必要ですし、一角には屋根付きの催し場も必要になります。このように大ざっぱな提案ですが、とにかくあの地域が動き出すことが大事だと思っているんです。

そこで、松岡市長は、今後、中心市街地活性化と空き地対策についてどのような対策が必要と考えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国道445号につきましては、青井地区は土地区画整理事業と一体的に未整備区間の道路拡幅を予定しておりますが、中心市街地地区については、既に道路整備済みの区間となりますことから、復興事業に伴い、かさ上げや拡幅など、道路改良等の予定はございません。しかしながら、今後の詳細設計において、国道に配置されている排水施設等の排水機能を向上させる必要性が生じる可能性もあり、その場合は、管理者である熊本県と協議を行い、国道の現道内での既存施設改修工事などを行うことも想定しております。

一方で、まちなかの空き地に対する不安の声、いつになったら賑わいが戻るのかといった御意見など、数多くいただいております。現在、中心市街地の復興事業を検討している中心市街地復興まちづくり協議会の中で専門家の方々からもアドバイスをいただきながら、空き地等の対策も含めた賑わい創出の取組を検討しております。まちなかの賑わいを取り戻すための大事な視点は、そこに暮らしたい、お店を出したいと思わせる動機をいかに見いだすかという点であると思います。中心市街地は、球磨川、山田川にも近く、現在、国で取組を進めている、かわまちづくりの事業や、熊本県の山田川整備事業と連携し、まちと川をより身近で日常的に感じられるまちをつくるための議論をしているところです。そして、川、まち、双方のエリア価値をどう維持・向上させていくかという視点から、空き地の利活用について有効な仕組みづくりも重要であると思います。空き地を市が買収するだけでなく、議員が御提案された、市が借り上げて活用する方法等も参考にさせていただき、空き地を所有する人、使う人がうまくマッチングできるような仕組みを多角的に検討してまいります。未来の

大人に価値ある土地としてバトンを渡すためにも、空き地に魅力ある動機を見いだし、所有者も協力がしやすく、土地の価値を落とさないまちにしていけることは、現在の我々の使命であり、中心市街地のまちづくりの重要な視点と考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 市長、今述べておられましたけど、私も何とか空き地の利用をぜひ検討していただきたいと思います。もちろん所有者があるんですから、それは大変かと思いますが、でも、今のままで何年もたつよりも、市長自らが所有者の方に空き地をちょっと買い上げさせてくれと、そういったことでいろんな行事をやっていくということは、さっき言いました、私は何とか動き出さんことにはいかんと思うとですよ。今のままよりも。だから、ぜひそこは一つ、市長、空き地対策として取り組んでいただくようお願いいたします。

では、次ですけど、区画整理事業の中で避難路の整備とお聞きしますが、まちなかの皆さんは、道路が狭く、避難が困難であったとは私は伺っていません。もっと大切なことは、駒井田地区、上青井地区など避難される場合、避難先は人吉西小学校です。その際、県道人吉坂本線の駒井田、肥薩線の下のアnderパスが問題になってきます。現に、令和2年7月豪雨災害時は完全に水没してしまい、緊急車両など、全ての通行ができなくなりました。排水装置も故障し、通行可能まで相当の時間を要しました。避難路整備とするなら、まずはこのアnderパスを見直すことが必要と考えます。また、東小学校が避難場所になっていますが、前回のように浸水の危険が起きたら、人吉高校が避難所になります。東小学校から人吉高校までの道路を考えてください。避難路としては、大変狭いです。このようなところを改善すべきと考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、こんにちは。では、お答えをいたします。

県道坂本人吉線のアnderパスは、令和2年7月豪雨災害時には道路が水没し、車両等の通行が不能となりました。道路管理者である熊本県は、水害等によって通行が不可能になることは重大な課題であり、アnderパスの危機管理対策について検討を始めているとお聞きをしているところでございます。

市といたしましても、一日も早く住民の皆様が安全で安心して避難できる経路を設けることが必要と考えております。人吉駅裏の市道城本下城本線を避難経路とする計画を先の避難路整備に係る住民説明会においてお示しをしているところでございます。また、指定避難所となる人吉東小学校と人吉高校までの避難路といたしましては、復興まちづくり計画懇談会の中でも御意見をいただいております、市といたしましても、この区間は家屋等が立ち並び、狭小な道路であるということは十分認識をしているところでございます。避難路整備といたしまして、まずは指定避難所に直結する主要避難路等を優先に整備してまいりますので、議員御指摘の道路につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） アンダーパスについては、県のほうですので、今検討していくということですから、何とか早めの結論を出していただければと思います。御存じかと思うんですけど、令和2年7月のとき、自衛隊の車両も止まっていたんです。入って来れないから、あそこは。もちろん車が行けなくなってしまったんです。ですから、あそこは本当に主要道路なんですけど、避難できない。先ほど下城本線を避難とおっしゃいましたけど、あの当時は、駅のほうに向かって水は流れたんですよ。ということは、あそこは渡れないんです。御溝を通ってますから。そういったことを考えますと、果たして城本線のほうに避難するのが可能かどうかというの、また私はちょっと心配です。やはりアンダーパスを上にするのが先だと私は思います。

それから、東小学校のほうですけど、確かに狭いです。でも、電柱だけでも除けたら違うんじゃないですか。電柱だけ移設するという方法もあるかと思うんです。結構、道に出ていますので、電柱だけでも移設するということができればいいなと思っておりますので、ぜひ検討いただきますようお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）
17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） それでは、午前中に引き続き質問いたします。

次に、市民の声より、御溝川二次放水路事業についてです。

この事業は、県の事業であります。長期間事業休止になっていました。毎年冠水する瓦屋地区、御溝川沿いを見て、一日でも早い事業の着手を私は幾度となくお願いしてきました。工事着手できましたのは、熊本県、そして地権者の皆様と該当地区にお住いの皆様の御理解がいただけたことから、着手できたわけです。改めて、感謝申し上げます。完成後は、瓦屋地区、御溝川沿いから下流域において、冠水被害はかなり緩和されるものと期待しています。

そういった中で、今回事業が進んでいく中において、地域の方から指摘がありましたので、お尋ねします。御溝川第二放水路事業の用地交渉については完了したものと受け止めていましたが、工事を行うに当たり、工事用道路、土捨て場の確保などで利用する土地については地権者に対して交渉あるいは御理解をなされていたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

御溝川治水対策における二次放水路整備につきましては、事業主体が熊本県でございます

ので、熊本県球磨地域振興局に確認いたしました内容でお答えをさせていただきます。

御溝川第二放水路の事業用地として必要な土地については、用地買収を完了しております。また、工事用道路等の施工の際に利用する土地については、受注者の施工計画を踏まえ、地権者と借地の交渉をしておりますとのことでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 県の答えですからそうでしょうけど、では、私が何で今日わざわざ質問に上げなくちゃいけなかったというのは、話が最初はいってないんですよ。地権者の方から、確かに用水路については納得されていたんです。営農補償も確か分かっていらっしゃいました。でも、じゃあ、何で田んぼに道路を造るんだと、工事用道路を、そこまで詳しく聞いてないということなんです。土捨て場する人も、その土をどこに置くんですかって、その場所も細かい打合せはなかったということですから、こう出てきたんです。だから、私は、確かに工事は、本当にさっき言いました、ありがたいんですけど、もう少し地権者の方と本当に詳細な話をしていただかないと、中には御立腹されて、工事に対する不信感を持たれているんですよね。今、話が進んでいますので、私は何とかいくと思っているんですけど、この間、何回も県の方は来ていらっしゃいます、あそこに実際。県のほうはしたとおっしゃっていますけど、私が地域のほうで聞いたのは、そこまで細かいことは聞いてなかったと。だから、例えば営農補償ということをやってしまえば、土地をどう使ってもいいんですかということなんですよ。営農補償というのは、あくまでも水利ができないから補償しますでしょう。だからといって、じゃあ、工事用道路も、はい、造りますよと、これは通しますよって、それも一緒になってしまうんですかね。そこら付近の行き違いがあっているんですよ。じゃあ、泥を掘ります。その泥をどこに置くんですかって。その置き場所も確保しなくちゃいけない。そういった細かい部分が、私はいまいちできていなかったと思うんですね。ですから、これ以上は言いませんけど、せっかくやっていたくんですから、もう少しきめ細かな打合せを私はやってほしかったと思います。そういった意味で、今日これを上げているんですね。

次に、合ノ原町内の東側を通っている山江川の増水地を県は把握しておれるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

山江川の増水を考慮し、御溝川第二放水路分流位置——取水口でございます——は、御溝川本線と山江川の合流点から下流に計画しており、また、第二放水路の流下断面は、山江川からの流量を考慮しておりますとの答えでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 皆さん、手元に資料を配付してあるんですが、田中議員から御指摘が

ありましたので、平成10年7月の山江郷が、この「郷」じゃなく、「川」、三本川に訂正してください。表のほうが平成10年7月の山江川、冠水した水田です。これは、平成10年ですよ。写真の右側のほうが人吉市方面に向かって行く県道が走っているんですね。この白い建物があるんですけど、その下のほうが実は山江川なんですね。これ手前は全部水田なんです。浸かってしまっているんです。参考までに、裏のは令和2年7月の豪雨ですけど、これは瓦屋地区一帯の田んぼですね。御溝川に並んでいる田んぼなんですけど、これが令和2年の豪雨時です。表は、平成10年です。皆さん御存じのように、御溝川の上のほうには一次放水路があります。あれでかなり緩和してもらっていると思うんですけど、実際はこういった状況が起きてくるのは、山江川なんです。令和2年は、もちろんあれでまかないきらなかったから、結局全部浸かったんですけど、それくらい山江川の水量は多いんですよ。山江川は、県道人吉坂本線、瓦屋町内と合ノ原町内の境の県道下を流下した御溝川に合流します。その地点から二次放水路取水口になると思いますが、県道をまたいだ後、御溝川までの水路が極端に狭く、さらにその上を別の用水路を設けたり、山江川増水時には流れてきた木々類でせき止められ、写真のように田んぼは冠水してしまうんです。今回、二次放水路のほうで取水口を建設してもらおうんですが、これ自体はどういう工事が計画されているのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

山江川と御溝川の合流点付近に第二放水路へ分流するための施設、分流施設を設置する計画とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 計画は私も知っているんですよ。造ることは分かっています。それは知っています。私が気にしているのは、こういう、こうなってしまうんですよということなんです。それと、瓦屋に行く用水路が上を通っているから、ここに引っかかって、またこうなるんですよと言っているんです。だから、こういったのを考慮してされているんですかと言っているんです。造ることは分かっていますよ、私も。でしょう。そういったのを答えていただかんとですよ。誰でも知っていますよ、造ることは。そうじゃなくて、そういった山江川の冠水するのを防ぐようにちゃんと計画でしているというような答弁をやっぱりやっていただかないと、造りますよって、分かっています、それは。

それでは、現在、二次放水路工事のための工事用道路を御溝川に設置されていますが、山江川、御溝川の水位は問題なく流下すると考えておられるのか。現在の状況が数年も続くなれば、二次放水路取水口一帯と田んぼ、畑、住宅など、地域は冠水する可能性があります。その場合についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

現在の工事用道路は、資機材を搬入するために一時的に御溝川河川内に仮設管を設置して

おりますが、その仮設管は3月中に撤去する予定ということです。4月以降も県道側からの工事用道路が必要となりますが、御溝川の流下断面を確保した上での設置と考えております。引き続き、工事の実施により周辺へ影響を与えないよう、十分留意をしながら工事を進めてまいりますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） 今年の3月撤去ということですから、一つ安心するんですけど、さっき言いましたように、県道をまたいだ後の御溝川の間が大変狭いんですよ。それは県のほうで工事できるか分かりませんが、あそこの地域をまず広げるか何かやらないと、これ全く、取水口ができて、山江川のほうは田んぼ浸かります。間違いなく浸かります。ここを改良していただかないと。それは、ぜひ県のほうには考慮していただくようにお伝えください。

次に、植木市開催についてです。

コロナ禍でここ数年開催されていみせんでしたが、今回、54回目となる植木市がふるさと歴史の広場で開催されました。私の記憶ですと、以前は中川原公園で行われ、植木類はもちろんのこと、数多くの露店もあり、人吉市の春の風物詩として、それは大変な賑わいでした。その後、城内、現在の歴史の広場、石野公園と移動され、今回、歴史の広場で開催されました。コロナ禍、豪雨災害の影響もあるとは考えますが、植木苗木出店数、件数が2件、露店などもなく、年々規模が縮小していくように感じました。以前は、開催期間中、毎日でなくとも、様々な催しなどが企画されていましたが、現在は静かな植木市になってしまいました。

2月18日に出向いた際、植木苗木関係者の方、来場されている市民の方から意見をいただきましたので、お尋ねします。これは、言われたのをそのまま私は書いているんですけど。まず、苗木植木関係者の方が話されたのは、こんな状態では次回は来たくない。なぜか。場所の問題。水はけが悪く、コンパネを敷いても効果がなく、長靴を履いての対応。来場者の方は、近くまで来てもぬかるんでいる足下を見て、植木などを見ることもなく帰られていたと、役所の対応について、手続きするのに5か所も回されたとか、また、市民の方は、こんなに広い場所なのに、なぜ一番水はけの悪いところを指定されたのかと、何人もの方が不審がられていました。

この植木市を人吉市の春の風物詩として捉えるなら、もっと積極的な協力体制が必要ではないかと考えます。次回開催に向け、しっかりと検討していただくようお願いします。このことについて答弁をお願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

植木市の開催場所でございますけども、議員、今おっしゃられたとおり、令和2年の発災までは石野公園を会場として開催をしておりました。現在は、建設型の仮設住宅が建設されておりまして、また、ほかの公園につきましても十分なスペースを確保できる場所がないと

ということが課題となっているところでございます。また、会場となった場所は、昨年開催しましたところと同じ場所でございます。できる限り駐車場、それからトイレに近い場所ということで申請が上がったものと認識をしているところでございます。次回の開催場所につきましては、水はけ、駐車場及びトイレの課題について主催者側の御意向を伺いながら対応していく必要があると存じます。

ひとよし植木苗木市は、市民の緑化と環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、昨年より中心市街地に人を誘い、活気あふれる人吉市の復興の一助になるように開催されております。本市といたしましても、植木市の開催にふさわしい会場を関係機関、部署と協議を進めて検討させていただきたいと存じます。また、申請手続きに関しまして、市役所内の手続きにつきましては、横の協力体制を取りながら、手続の負担軽減となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） ぜひ次回も植木市が賑わうような開催方法をお願いいたします。

私は、これで今議会一般質問を終わります。執行部の皆さんにおかれてはなはだ迷惑かもしれませんが、また次回もこうして一般質問ができるように祈って、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時15分 休憩

午後 1 時26分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。6 番議員の宮原将志です。早いもので、今期最後の一般質問となりました。我々は、4 月に改選を迎えますが、今回の質問が今後の本市の政策として生かされるよう質問してまいりますので、市長並びに執行部の皆様には前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。今回は、復興まちづくり、人口減少対策、産業振興の 3 項目について通告しております。

それでは、まず初めに、復興まちづくりについて質問を行います。

令和 2 年 7 月に本市を襲った豪雨災害は、我々の生活に大きな爪痕を残しました。瓦礫や土砂で覆い尽くされたまちの姿を見たとき、復旧・復興にどのくらい時間がかかるのだろうかと思ひ、将来の姿を思い描くことが容易ではありませんでした。そのような中、市長は、自身も被災され、絶望的な状況だったと思いますが、復旧・復興の最前線に立たれ、陣

頭指揮を執ってられました。これまで大変な御苦労や葛藤があったものと推察するところであります。今では、まちは落ち着きを取り戻し、いよいよ本格復興の新たなステップの段階を迎えたと思っております。

そこで、豪雨災害が発生してから2年8か月がたちました。この間、市長は、どのような課題と向き合いながら本市の復興に取り組んでこられたのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市にとってこれまでに経験したことがない未曾有の大災害が発生してから、あっという間に2年8か月が経過いたしました。この間、市長として本市の一日も早い復旧と復興に向けて、前を向いて全力で走ってきたわけですが、今も脳裏には水害で変わり果てた人吉市の姿が焼き付いており、市長として多くの尊い人命や財産を奪った、あのような大災害を二度と繰り返してはならないという強い決意と責任が発災から今日までの自らの戒めと原動力になっております。

一方で、市民の皆様と同様に、これまで本市に様々な恩恵をもたらしてくれた球磨川への愛着も変わるものではなく、これからも球磨川と向き合い、共生していかなければならないとの思いは強く、治水安全という大前提はございますが、球磨川とともに生きるまちづくりを進めているところです。

市域全体では、農地や農業施設、林道等、そして河川や道路、橋梁といった社会インフラの復旧に取り組んでまいりました。各地における社会教育施設やスポーツ施設、公園といった公共施設についても、先行して行うことは困難な中でも、関係の皆様のお理解等をいただきながら、幾つかは復旧し、多くの施設の復旧の見通しが立ったところです。また、特に被害の大きかった地区、エリアを重点8地区と位置づけ、それぞれの課題やまちづくりの方向性等を模索し、市では技術的蓄積のない土地区画整理事業等の手法や河川防災ステーションの施設整備等も取り入れながら、国、県、全国の自治体の強力な支援のもと、今日を迎えることができしております。施政方針でも述べましたが、大災害によって私たちは新たなまちづくりを始めなければならない使命を胸に背負うことになりました。多くの市民の皆様、関係の皆様と何度も何度も話し合いながら、意見を交わしながら、あるべきまちの将来の姿を少しずつではありますが、具体化し、共有しようとしております。まちの復興には課題も多く存在しておりますが、新たな夢や理想を描くことも忘れてはならないと考えて進めてまいりました。

次の世代に災害前より住みよい人吉市を残すことが大きなテーマであり、我々の責務だと考えておりますが、その道のりはまだまだ道半ばであり、これからも引き続き着実に復旧、そして復興への取組を進めていくためにも、市民の皆様の御理解、御協力、国や県など関係機関からの御支援などをいただきながら、未来型復興に向けて、さらに邁進していかなければならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 住みよい人吉市をつくるため、本当に様々に課題があったと思います。

全国の自治体や関係機関から御支援いただきながら、そして答弁でもあったように、国や県としっかりと連携を取りながら、今まで復旧・復興を進めてこられたということで、そのおかげもありまして、現在のこの段階に来ていると思いますので、引き続き連携を取りながら、そして市民の皆様のお力をお借りしながら、復旧・復興を進めていただきたいと思います。

令和2年7月豪雨から2年8か月、この間、市民の皆様から様々な御意見や御質問をいただきました。市長におかれましては、我々以上に市民の皆様からの御意見をいただかれたと思いますが、その御意見や御質問の中で多いのが、これからの人吉はどうなるとねというような声であります。道を拡幅しますとか、公園を造りますといった話は、生活に関わることや地域に関わることでありますので、住民説明会などで話は聞きますし、我々も説明をすることはできるのですが、復興後の人吉市の姿というのは、正直まだ見えてきません。ですので、私は、人吉市の将来の姿を描き、市民の皆様はその姿を伝えていかなければならないと思っています。今の答弁の中にもありましたし、市長は、施政方針の中で、被災したことにより、待ったなしで市の将来の姿を描く必要があり、それも抽象的な漠然としたものではなく、確実にソフトに裏づけられたハード整備等を伴うもので、20年後、30年後の人吉市の姿を描き、新たなビジョンとして市全体で共有し、具現化していかなければなりませんと述べられています。

そこで、市長が描く復興後の人吉市の姿はどのようなものなのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

少しずつではありますが、復興が進んでいることを実感しつつも、発災からあと4か月で丸3年になる中、いまだ300世帯を超える皆様が仮設住宅での生活を余儀なくされているなど、多くの被災者の方々が元の生活を取り戻せていない現状について、市長として大変申し訳ない気持ちであります。令和2年7月豪雨災害は、過去において幾度か水害に見舞われてきた本市においても、これまでと比較にならない未曾有の大災害でありました。ゆえに、先人から脈々と受け継がれてきた、このまちの歴史や文化を生かしながら、今回の水害を教訓とした新たな付加価値を創造し、未来型復興を成し遂げるのが市長としての使命であると考えます。

今回、多くのもの、ことをなくし、大きく傷ついたことにより、我々は、何のために何を求めて人吉市に暮らしているのか、暮らしてきたのかという本質的な問いを何度も自問自答しました。私だけではなく、多くの人が人吉市に生きる意味を考えられたことと思います。都会になることはかないませんが、緩やかな時間が流れ、平和で豊かな暮らしが息づく美しい人吉市、市民が幸せで、訪れる人の心も震わせるまち、内外の人々に感動にあふれる空間

を提供する緑の城下町人吉市、人吉市らしいまちのありようを思い描いております。そして、市民の皆様には、この緑の城下町人吉市でどういう人吉市を目指していきたいかという青写真みたいなものをぜひ目に見える具体的なイメージとしてお示しし、市民の皆様に共感を感じてもらえるような人吉市の未来像を描いていきたいと存じます。

私が思い描いている具体的な事業等を一部御紹介しますと、市の将来にとって、やはり人づくりが最も大切だと捉えており、子育て世代を支える日本一の地域づくり、子どもから大人まで学び合う生涯学習環境の醸成をイメージしております。地域の立て直し、地域づくりの牽引力としては、地域経済の活発化が不可欠であり、中心市街地の賑わい創出と商店街の再生、かわまちづくりや山田川堤防整備等による水辺の利活用、防災・減災を学ぶ教育旅行等の誘致、県営北人吉地区農地整備事業による老朽化した農業施設の再整備などを予定しております。防災・防犯体制の強化として、常備消防は、下球磨、上球磨消防組合統合により、広域化を目指すべきだと考えておりますし、消防団組織の再編や処遇改善も喫緊の課題となっております。地域福祉にとって高齢者がいきいきと過ごせるシルバー社会や、地域医療における産科等の問題解決と充実強化なども取り組むべき大きなテーマです。また、公教育の在り方や市立学校再編の検討なども避けて通れないものとなっています。もちろんデジタル・スマートシティの実現にも大きな期待を寄せているところです。未来型復興の実現には被災以前からの取組等を踏襲し、尊重しながらも、前例にとらわれることなく、大胆かつ新しい発想でまちづくりを進めていく必要がある一方で、被災された方々に寄り添い、市民の皆様とも丁寧に意見交換を重ねながら進めていかなければならないと考えます。

今回の豪雨災害では、被災して生まれた新たな課題だけではなく、被災以前から本市が潜在的に抱えていた課題が顕在化したしました。一夜にして想像もしていなかった多くの課題に直面することとなった本市の復旧・復興は、長く険しい道のりになるものと認識いたしておりますが、これからも復旧・復興を最重要項目と位置づけ、職員の総力を結集し、強力に推進していく覚悟でございます。しかしながら、復旧・復興には本市の力だけでは不十分であるのも事実でございます。これからも引き続き市民の皆様からの御理解、御協力、そして国や県など関係機関のお力添えをいただきながら、一步ずつ着実に復興まちづくりを進めていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 緑の城下町人吉市の青写真を今後示していくという話もありましたし、今、市長から将来のまちの在り方について様々に語っていただきましたが、ぜひその姿を市民の皆様に伝えていっていただきたいと思います。具体的な将来のまちの姿を共有することによって、行政と市民が一体となったまちづくりが推進していけると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、市長にお願いなのですが、未曾有の豪雨災害に向き合った市長の経験や教訓などは、他自治体の防災や災害復旧に役立つだけではなくて、市長には次の世代に豪雨災害を伝承していく私は使命があると思っております。施政方針でも述べられましたが、他自治体の災害対応に貢献していただくとともに、やはり次の世代にもその経験を伝えていただきますようよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。次に、少子化対策の取組について質問してまいります。

先日、2022年に生まれた赤ちゃんの数、出生数が前年比5.1%減の79万9,728人となり、統計開始以来、初の80万人割れとなったことが厚生労働省の人口動態統計速報値で分かったとの新聞報道がありました。また、国立社会保障・人口問題研究所が2017年に発表した日本の将来推計人口では、出生数が80万人を割るのは2033年としており、推計よりも11年早く少子化が進んでいるとのことでありました。

ついこの間、出生数が100万人を切ったとの報道があったのを思い返し、調べてみると、2016年に出生数が100万人を切っており、僅か6年で2割程度落ち込んだこととなります。この急速な少子化の進展を受け、岸田総理は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況という強い危機感を示し、子ども・子育て政策を最重要政策と位置づけ、次元の異なる少子化対策を実現する意向を表明されました。私もこのまま少子化が続けば、地域経済や社会保障、労働市場などに大きな影響を与え、復興まちづくりの質問をしましたが、復興のまちづくりが進んでも、そこに人がいなければ、まちの活力や賑わいは戻ってこないのではないかという強い危機感を抱いています。

そこで、まず、本市の人口の推移と予測についてお尋ねいたしますが、人口数、それと15歳から64歳以下の生産年齢人口数、そして出生数を分かりやすいように、平成22年、令和2年、令和12年、令和22年の10年スパンでお答えいただきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） 御質問にお答えいたします。

実績値につきましては国勢調査のデータを、推計値につきましては総合計画の人口ビジョンのデータによりお答えいたします。

人口につきまして、平成22年が3万5,611人、令和2年が3万1,108人、令和12年が推計値2万7,841人、令和22年が推計値2万3,868人でございます。

生産年齢人口は、平成22年が1万9,859人、令和2年が1万5,261人、令和12年が推計値1万2,658人、令和22年が推計値1万415人でございます。

出生数は、平成22年が330人、令和2年が193人、令和12年が推計値207人、令和22年が推計値162人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） この10年間でかなり人口が減っておりますが、出生数においては10年

前の330人から193人とかなり減っています。将来予測についても、現在の人口が約3万700人ですので、17年後には人口が約7,000人減っていると。生産年齢人口は、現在、約1万5,000人ですので、約5,000人減少するという予測になっております。

出生数については、令和22年が160人ぐらいだと予測されていますが、これは調べてみると、令和3年度末（昨年度末）の出生数は168人だったので、私は、出生数はもっと減るのじゃないかと心配しております。私は、この数値から見ても、本市の人口減少、少子化に大変危機感を持っていますが、市長は、この少子化の現状や将来予測をどのように捉えられているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の総人口は、昭和30年の4万7,877人をピークに減少傾向に転じており、令和2年の国勢調査では3万1,108人まで減少しております。この結果を受けて、令和4年4月1日には過疎地域にも指定され、先ほどの部長答弁にもありましたが、令和22年には2万3,868人にまで減少するとの推計値が出ております。このことにより、労働力人口の減少による経済成長の低下、若者の減少による社会活力の低下、社会保障負担の増大など、深刻な影響を受けることが予想されることから、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、人口ビジョンによる人口の将来展望をもって、現時点から取り組むべき施策、政策の方向性を検討していくことが重要だと考えております。基本的には、人口減少の第一要因である少子化対策は、国全体の課題であり、全国市長会においても、また全国青年市長会においても、国に対し、子ども・子育て対策の充実を強く訴えてきたところでございます。議員も先ほどおっしゃいましたように、このたび政府により少子化対策から政策への転換が図られることに大きく期待を寄せています。

また、人口減少に歯止めをかけるということは、私たちの子どもたちから、観光客から、起業者から、企業から、そして外国人などから、この人吉市が選ばれるということであり、これまでもくまりばを中心に興味人口、関係人口、交流人口増加へ向けての取組や、観地協を中心に観光客を増やす取組を行ってまいりました。アナログな関係でその場がどんどん広がっておりますので、この地域の魅力をもっともっと高めながら、挑戦できるまち、自己実現できるまち、多様性を受け入れるまちづくりを地域全体で進めるとともに、先ほど申し上げましたように、人吉市の将来のビジョンをしっかりと描いた上で着実に確実に復旧・復興を遂げることが地域の持続発展につながるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 市長自身も全国市長会等で国に対して強い要望をしてきたとありますし、復旧・復興も最重要事項でありますけれども、この少子化対策も最重要事項として、ぜひ力を入れていただきたいと思います。この人口減少、少子化というのは、今に始まった

わけではなくて、これはずっと前から言われておりました。国においては、少子化対策として、1994年には子どもを育てやすい環境づくりのためにエンゼルプランが策定され、2003年には少子化社会対策基本法ができ、2004年には基本法に併せて少子化対策白書が内閣府から発行されるなど、これらに基づき様々な支援策が出されています。それらの対策が功を奏しているとは言えない状況かもしれませんが、本市においても国の方針に基づきながら、子ども・子育て支援をされてこられたと思います。

そこで、本市の子ども・子育て支援策とその成果についてお尋ねしたいと思いますが、私が議員になった2015年（平成27年）に本市では人吉市人口ビジョン、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、その中には若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現に向けて取り組むとされています。そこで、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定以降の子育て支援に係る取組とその成果についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

平成27年度の人口ビジョン、総合戦略策定以降の子育て支援に係る具体的な取組内容としては、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少克服のため、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという基本的視点に立ち、取り組んでまいりました。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制整備として、平成29年度に人吉市子育て世代包括支援センターを設置しております。子育て世代包括支援センター事業の実施により、妊婦の健康管理、妊産婦の自宅訪問や相談で把握した不安、悩みの解決など、妊娠期から子育て期を通して、多職種、関係機関等での包括的な支援を行っております。令和3年度の実績といたしまして、母子健康手帳交付時の面談や乳児全戸訪問に関わりました対象者225人中、妊娠中で20人、産後では35人への相談対応や関係機関と連携し必要な支援を行い、出産・子育ての不安や悩みの解決を図っております。産後のお母さん方の心身の疲れや育児の悩みの解消を目的とした取組といたしましては、産後ケア事業を令和3年度に開始しており、事業を受託いただいている市内産婦人科医院や助産所への短期入所や通所などを通して、出産後の身体的回復や心理的安定が図れております。今後もこれら事業の周知啓発に努め、事業の拡充を図ってまいりたいと存じておるところです。また、令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世帯の相談支援に係る体制の強化を図っており、様々な子育ての悩み、問題に対応しております。家庭支援が必要と思われるケースや療育が必要と思われるお子様については、市の子ども・子育て相談員や業務を委託している療育相談員、相談支援員、民間の事業所等と連携して、子に合った細やかな支援に取り組んでおるところでございます。

一方、乳幼児を預かる保育所等においては、平成27年度に認定こども園制度が開始されたことに伴い、本市においても現在11園が認定こども園に移行しております。各園において未

就学児の教育と保育事業を実施することにより、子どもたちがより多様な園生活を過ごすことができております。また、園で行っております放課後児童健全事業、いわゆる学童クラブも対応する園が、平成27年度は9園だったものが、令和4年度は13園にまで拡大しており、放課後の児童の居場所として多くの児童、保護者の支援につながっているものと存じます。ほかにも、令和元年度からは保育料の無償化に取り組み、令和4年度には医療的ケア児の保育事業の受入れを始めるなど、様々な園生活の取組を展開することで保育の充実が図られているものと考えております。

子ども医療費につきましては、平成29年10月から小中学生の一部負担金を完全無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりました。支援のさらなる拡充については、慎重を期してきたところですが、近年の社会情勢、地域の実情、市民の声などを考慮しますと、一層充実を図る時期に来ていると感じておるところでございますので、対象年齢の引上げを考えているところでございます。

さらに、民間の活動とはなりますが、市内にはこども食堂や子どもの居場所づくりに積極的に取り組まれている団体も多くありますので、先月、こども食堂に関する基本協定を締結いたしました本市としましては、こども食堂や子どもの居場所等の存在を広く周知するなど、地域活動の支援につながる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後も少子化、核家族化など社会情勢の変化に対応した様々な子育て支援策の充実が図れるよう、子どもの成長段階に応じ、保健、福祉、教育の分野で連携して、子育て支援策に取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、様々に本市の取組を説明していただきましたが、どちらかと言うと、子育てしやすい環境づくりに力を入れてこられたかなと感じています。私は、子育てが安心してできる環境づくりはとても大切だと思いますので、これからも医療や福祉、また教育の関係者の方々と連携しながら、安心して子育てができる環境づくりを進めていただきたいと思います。併せて、やはり子どもを2人、3人と育てても、経済的な不安を抱えなくてもいいような支援も考えなくてはならないと思っています。

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに出生動向基本調査をされていますが、その中で夫婦が理想の子どもを持たない理由を調査されています。理想子ども数と予定子ども数にギャップがあった人、例えば理想が3人ですけど、予定は2人といった人ですね。こういう人に理由を聞いているのですが、令和3年の結果では、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的理由を選択された方が最も多く、52.6%となっています。この経済的理由は、調査されるたびに毎回1番にきております。

私も現役の子育て世代ですので、友人と子育てについて話をする機会があるのですが、や

はり子どもが2人や3人と増えていくと教育や習い事にお金がかかるという話も出てきます。このように少子化に歯止めをかけるには、やはり子育てに関わる経済的不安を取り除くことも必要であると思っています。

そこで、今回、経済的支援として医療費の無料化を18歳まで拡充する予定となっておりますが、そのほかに経済的な支援を含めた今後の子ども・子育て支援策は何か考えられているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

令和4年12月の国の第二次補正予算成立により、本市におきましても、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、妊娠届出や出生届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施しておりまして、令和5年度につきましても引き続き実施していくこととしております。

令和5年4月にスタートする国のこども家庭庁では、結婚から妊娠期、出産、子育てと包括的な支援を検討されていますので、本市におきましても推進体制及び機能の強化を図るため、こども家庭センターの令和6年度創設を目指して取り組んでまいります。

こうした動きの中で、国の補助事業に関しましては、新たな事業を含め、有効な子育て支援策につながるものについては積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、本市独自の支援策としましては、厳しい財政状況下でございますので、経済的支援に係る事業につきましては慎重に検討していく必要があると感じておるところです。子育て支援策につきましては、経済的な支援のほかに、保健、医療、福祉に係る様々な取組がございます。子育てに係る悩みも、お子様によって、また家庭によって様々であろうと存じますので、お子様や子育て世帯の保護者、御家族の皆様に寄り添い、悩みを共有し、一緒に考えるなど、それぞれの環境に合う伴走型の支援を心がけ、安心して子育てができる環境づくりに資する取組、支援策について、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今答弁にありました、こども家庭センターについては、最終日に松村議員が質問されますので、そこで詳しく話を聞かせていただきたいと思います。本市独自の経済的支援については、財政を理由に考えられてないということで大変残念なのですが、私も財政が厳しいのは分かりますので、例えば保育施設の0歳児から2歳児までの保育料とか、副食費の無償化、また学校給食費の無償化などについては、こちらは国の政策としてぜひやっていただきたいと思いますし、ただ、市でできることはしっかり検討していただきたいなと感じています。財政が厳しいのであれば、ターゲットを絞って、子育て支援をし

ていく。これは、例えばの話なんです、多子世帯への支援ですね、子どもが1人や2人と、3人、4人と増えていくと、やはり経済的に厳しくなってきますので、こういった、例えば3人以上子どもがいるところに何かしら支援をするなどの政策も考えていただきたいなと思っております。子どもが欲しいけど、できない、子どもがもう1人欲しいけど、経済的な理由で諦めるといった方に支援が行き届けば、出生率は少しは上がるかもしれません。どのような支援が効果的かというのを調査しながら、経済的支援を含めた子ども・子育て支援の検討をよろしくお願いいたします。

今回、少子化対策における子育て支援について質問いたしましたが、少子化対策にはいろんなアプローチがあると思っております。また、名前を出して申し訳ないんですが、松村議員が質問される結婚支援や若者の定住、こういったものも少子化対策につながってきますので、それぞれの政策を充実させながら、少子化に歯止めをかけていただきたいと思います。

それでは、最後に、T SMC進出による波及効果について質問をいたします。

2021年10月に半導体受託生産最大手のT SMCが日本に半導体の新工場を建設すると発表され、現在、2024年の操業開始を目指し、菊陽町にて工場の建設工事が急ピッチで進められています。このT SMCの熊本進出は、世界的に半導体が不足していることを受け、国が経済安全保障の観点から、最大4,760億円の補助を決めた国家プロジェクトであり、九州への半導体産業集積によるシリコンアイランド復活への期待も高まっています。また、経済波及効果も期待されており、九州フィナンシャルグループは、2022年から2031年までの10年間で経済効果は約4兆2,900億円になると試算しており、T SMC熊本進出に伴い、関連産業の約80社が新たに拠点を構えるか増設すると想定されています。そのようなことから、本市においても経済波及効果が及ぶよう、あらゆる手を打っていく必要があると考えています。

そこで、T SMCが進出することによって、本市にはどのような波及効果がもたらされると予測しているのか。また、この件については、熊本県と連携をしながら進めていく必要があると思いますが、熊本県議会2月定例会において自民党の小早川県議の代表質問の答弁の中で、田嶋副知事は、T SMCの本県進出決定は本県に再び訪れたビッグチャンスである。県ではこの経済効果や派生する様々な活力を県内全域に波及させていくため、県内全市町村長と意見交換を実施したと答弁されています。そこで、市長はこの件について意見交換をされていると思われますが、熊本県とはどのような協議を行っているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

半導体受託生産最大手となるT SMCの熊本県の進出を受けて想定される波及効果についてでございますが、議員もおっしゃいましたように、半導体関連産業の県内への設備投資意欲の高まりを受けまして、製造業、物流関連企業の集積が進み始めており、主に県北、県央を中心に工場を建設する産業用地等がなくなってきておりまして、造成計画が進められているということも連日の報道等でも把握しているところでございます。

このような状況の中で、本市への産業誘致のお問合せにつきましては、バイオマスをはじめとした発電関連企業などが多くございまして、また一部地場企業の事業拡張の御相談なども受けておりますが、直接T SMC進出に関連した企業からの問合せについては、残念ながら現在に至っては入っていないというところでございます。

しかしながら、このT SMCの進出によりまして、議員もおっしゃいましたように、シリコンアイランド九州の復活が期待されておる中、熊本県のみならず、半導体関連産業の集積としましては、隣接の鹿児島県もございまして、関連産業も含めて非常に裾野の広い産業でありますことから、今後、県内に限らず、新規立地等が進むことで、当市にはインターチェンジもございまして、鹿児島県にも近い、熊本都市圏もそれなりの距離があるということで、本市でも可能性はあるのではないかと期待をしているところでございます。引き続き、情勢を注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと存じます。

また、T SMCの進出に伴いまして、台湾の本体から約300人の駐在員とその家族、約300人の合計600人超が長期滞在予定の計画と聞いているところでございます。そのほかにも台湾の関連企業や従業員の方々も相当数来熊されるということも思われますので、いわゆるインバウンド需要につきましても想定されるところでございます。そのほかにも、先般、熊本県は、県知事、県議会議長、経済団体を中心としたメンバーで台湾を訪問されておりますが、経済的、文化的交流を深めようということで台湾企業との連携推進や取引拡大を目指す取組を行っておられます。今後、球磨焼酎をはじめとした当地域の物産の販路拡大の機会にもつながるのではないかと想定しているところでございます。また、現在、T SMCは工場建設を進めておられますけれども、土日は工事につきましてもお休みということで、建設関係者をはじめとした人吉への小旅行ということも可能性として期待しているところでございます。

一方で、マイナスの波及効果としましては、人吉球磨地域からの労働力の流出を懸念する声もございまして、労働力の不足が一層深刻化することも残念ながら想定されるところでございます。

次に、県との協議を実施しているかとお尋ねでございまして、先ほどお話がありましたように、熊本県や県内自治体と適宜意見交換、情報共有を行っておりますし、熊本県とは先月2月14日に熊本県本庁の企画振興部長と人吉球磨管内の首長を交えたところでT SMC進出に関連して意見交換が行われたところでございます。その場での球磨地域振興局管内10市町村からの意見を熊本県の担当部署に持ち帰って検討されていると聞いているところでございます。また、県内の商工観光主管課長の連絡会議というものがございまして、これは去る2月21日に宇土市で開催されましたが、その中でもT SMCに関する課題等の意見交換を実施したところでございます。そのほかにも、球磨地域振興局を含めた人吉球磨の市町村の主に企業誘致を担当する部署の集まりでございまして人吉・球磨しごと創生連絡協議会の中でも情報収集、意見交換等を行っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 熊本県とは課題等について意見交換しているということですので、人吉球磨にT SMCの波及効果を広げるためにも、引き続き意見交換をよろしく願いいたします。

また、想定される影響として、まず労働力不足が懸念されるという課題がありました。現在でも建設業の方々から、急ピッチでT SMCの建設工事が進められているので、人がそっちにとられて、なかなか人が集まらないうと、材料もなかなか入ってこないという話も聞いています。確かに人材の流出は懸念される場所でもあります。今でも人を雇いたいけど、人がいないという声も様々な業種の方から聞きますので、人材の流出、人材の確保という点については、本市の大きな課題でもありますので、またこの場所に戻ってくることができましたら、そのときにお尋ねしたいと思います。

また、球磨焼酎をはじめとした物産の販路拡大やインバウンド観光への期待ができるということでしたので、ぜひ台湾との友好関係を築く取組をしていただきたいと思います。例えば、台湾の地方都市との友好交流協定を締結するなどといった取組も、今後ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、今回、T SMCの熊本県への進出による波及効果で私が気になっているのが関連企業の本市への進出であります。T SMCの熊本進出に伴い、関連産業の進出や増設するといった動きがある中で、今のところ関連する企業からの問合せはないということでしたが、仮に問合せがあった場合、梢山工業用地と中核工業用地は埋まっておりますので、本市には紹介できる工業用地はありません。問合せがあつてから用地の調査や造成をしても間に合いませんので、私は、工業用地についてはスピード感を持って検討を進めるべきだと思いますが、本市の工業用地の造成についての考えをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、現在、本市には、仮にT SMC関連企業、その他の企業が進出したいというお話があつた場合でも、すぐに御紹介、御提示できる産業用地がないのが現状でございます。一方で、先ほど申し上げましたとおり、現時点におきましては、直接T SMC進出に関連した企業からの用地等の照会があつていないというのも事実でございます。

ただ、「産業の米」あるいは「産業の脳」と言われる半導体につきましては、今後も成長分野であるとともに、現代社会で欠かせないものでございまして、現在の国際情勢等を鑑みますと、一層国内回帰が進むことも予想されることから、半導体の製造工場も多くあります熊本県内のみならず、鹿児島県にも隣接をしております本地域の地理的特性が生かせる機会も少なからずあるものと考えておるところでございます。人吉球磨管内でも半導体関連の事

業をされている企業がございますので、今回のT SMC進出に関する企業動向などの把握に努め、情報収集を行ってまいりたいと存じますし、また企業誘致につきましては、先ほど触れました球磨地域振興局と人吉球磨市町村で構成いたします人吉・球磨しごと創生連絡協議会の活動等を通じて、やはり人吉球磨管内において一体的に取り組むべきものと認識をしております。つきましては、熊本県を含め、管内市町村間で連携を取りながら、人吉市のみならず、人吉球磨管内におきまして工業用地として可能性があるエリアの洗い出しや開発可能性などの基礎調査が常態として必要と認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 確かに工業用地の造成というのは、用地がないと企業は来ませんし、あっても企業が来ないと塩漬けになってしまうというリスクはあると思っております。ただ、T SMCの波及効果を考えた場合に、やはり調査をしていくことは必要だと思います。私も場所がどこかあるかと言われたら、すぐに思いつきませんが、エリアの洗い出しや基礎調査が必要であるということでありましたので、ぜひこのあたりは検討を進めていただきたいと思います。

それでは、最後に、3月をもって退職をされる職員の皆様、長い間、本市の市政発展のために御尽力いただき、誠にありがとうございました。今後も健康に留意されまして、さらなる人吉市の発展、また復旧・復興のために御尽力、また御指導をよろしくお願いいたします。

一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員、西洋子です。4年前に動悸を抑えながら、足の震えを抑えながら、ここに立ちまして、今回が15回目の登壇となりました。いまだに慣れません。花粉症でもありますので、ちょっとお聞き苦しいところがあるかと思いますが、御了承ください。

それでは、早速、通告に従いまして、今期最後の一般質問を始めてまいります。今回の通告は、1、避難路整備計画について、2、遊水地について、3、大柿地区コミュニティーについての3点です。

各所、各地で復興が進んでおりますが、この計画の全ては流水型ダムありきの計画だと私は認識しております。そこで、お尋ねいたしますが、現在、建設予定の流水型ダムは、いつ

頃完成をするのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

流水型ダム completion 予定につきましては、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所から流水型ダム completion までのロードマップが示されており、ダム本体の基礎掘削工事が2027年度（令和9年度）から約4年、その後、ダム本体コンクリート打設工事等で約5年の期間を経た2035年（令和17年度）が事業完了予定とされております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） completion までに12年を要するということですね。ということは、最短でも12年間は今の危険にさらされているということになります。そのことを踏まえての避難路整備計画だと思いますけれども、その避難路整備の説明会について参加者の方が大変少なかったと思います。人数で示されていましたが、御夫婦、御家族で参加されていたところもありますので、世帯数で数えるともっと少なかったのではなかったのだろうかと思います。この避難路整備説明会についての周知方法について問題はなかったのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

避難路整備説明会の周知方法につきましては、重点地区の校区支部長に避難路説明会の実施について御相談し、実施日時及び会場等を決定させていただいたところでございます。また、重点地区以外の方々にも説明会に参加していただくよう、1月の広報配布に合わせ、人吉市内全町内に対して回覧文書にてお知らせをさせていただいたところでございます。一部の町内においては説明会に参加するよう住民に呼びかけをされていたと声もいただいております。市といたしましては、周知方法については問題はなかったと認識をしておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 問題はなかったという御答弁ですが、私は問題だったと思います。回覧ですよ。回覧板というのは、家族全員が目にはしないんです。誰かが見たら、お隣に回すんです。そうしないと、回覧板が回るのに1か月ぐらいかかることもあるんです。回覧文書で回した。こういうことは、少なくともこれは地区懇談会を受けての計画であつたはずですので、地区懇談会関係町内のところにおいては、もう少し丁寧な案内があつてしかるべきだったと思います。広報とか市からの配布物をどれだけの人が隅から隅まで見ていらっしゃると思つていらっしゃるんですか。しかも、そういうのを見て、予定をカレンダーに書き込む方がどのくらいいらっしゃると思つていらっしゃるんですか。私たちは仕事でやっていますから、いつもペンと、筆記用具ですね、紙と手元にあると思います。でも、電話なんかしていると、「じゃあ、ちょっと控えて」と言うと、「あつ、ちょっと待って、書くもん持っ

くる。あら、ボールペンはどこやったのかしら」、こういうところがほとんどなんですよ。それを回覧文書一つで問題はなかったとおっしゃっていますが、私は、これは問題だと思っております。ぜひとも次回からは、重要なものに対しては、どうすれば周知がもっとできるのか、もっと参加をしていただけるのか、説明会を開催するということは参加をしていただくことが目的です。「説明会をします」と言って、知らせることじゃないんです。参加をしてもらわなければ、こんな説明会なんかしたって、何にもならないんですよ。そういうことをこれから先、執行部としては、きちんとしていっていただきたいと思います。

そこで、次は、市道城本山王線、通称、地元では「あきだん坂」と呼ばれております。皆さんお分かりでしょうかね。不動坂を上り切ったところから、下に急勾配の道があります。その坂のことですが、今回の避難路整備計画にあきだん坂が上げられておりますが、このあきだん坂を測量した時期、そしてそれにかかった費用、そして地元との協議がそのときにあったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

お尋ねの市道城本山王線、通称あきだん坂でございます。ここにつきましては、都市防災総合推進事業における避難路整備事業といたしまして、令和4年3月から令和5年3月にかけて測量設計業務を実施したところでございます。測量設計業務の請負金額としましては、約940万円で契約しております。地形や道路用地等の検討課題があったことから、設計計画に時間を要し、地元町内会長及び町内関係者に令和5年1月から協議をさせていただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地元町内会及び町内関係者との協議をさせていただいているということですが、現在の整備内容というのは階段にするという提案だと思うんですが、その階段になった理由と、車道としての整備はできないのかということをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

城本山王線の整備計画につきましては、現地の険しい地形状況や道路用地取得のリスクの問題があり、この問題を踏まえた上で当該路線周辺を含めた様々な整備方法の検討を行いました。が、車道としての道路勾配が基準を満足できないなどの理由から、結果として災害時の緊急的な避難を目的とした歩道としての整備を計画したところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 道路が急勾配ということですが、その急勾配なところに階段を設けて、果たして高齢者が多い地区の方が歩いて上がって、避難ができるんでしょうか。このことは、私は不可能だと思っております。また、急勾配で条件を満たさないというか、基準を満足で

きないとのことでしたが、周りに土地はいっぱいあります。そこで、周辺の用地買収に当然なると思うんですけども、その周辺の地権者さんのことでどこまで調査をされたのか。車道整備ができない理由を受けてのことではございますが、用地買収は不可能なのかということをお伺いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

整備計画区間周辺の地権者におきましては、測量設計に先んじて事前調査を実施しておりまして、周辺の57筆の土地における所有者及びその相続関係について可能な限り調査をしております。調査の結果、対象とした土地の多くが複数名で所有されておりまして、法定相続人が150名以上になるということが分かっております。その中には所在不明者も含まれておりますので、手続に非常に長い期間を要することが想定されます。そのようなことから、避難路整備計画における用地買収は、現時点ではかなり困難であるというところを判断しております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地権者を追い切れていないということで現段階では難しいと判断をしたということでございますが、地元との今後の協議について、皆さん、階段は嫌だとおっしゃっているんですけども、今後どのような協議を予定されているのかということをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

避難路整備においては、地元の皆様の御理解、御協力が必要となってまいります。地元の皆様が御納得いただいた上で整備に着手をしてまいりたいと考えております。今後も引き続き協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 引き続きの協議、そして地元の理解と協力が必要ということですが、これはあくまでも歩道での整備というのを言われているんだと思います。これ歩いては上がれないから嫌だと、地元の方は言ってらっしゃるんですよ。そして、今、軽トラなどでは通れますので、通っていらっしゃる方もいらっしゃるんですが、階段を造っちゃうと、今度は軽トラも通れなくなるんですよ。何かこの辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなと思うんですが、それでは、これは、避難路としては基準を満たさない。それでは、ほかの整備、例えば市道ですから市道としての整備をしていただけると、そういうふうな考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

城本山王線における今回の測量結果から、避難路事業以外での整備を計画した場合におい

ても道路拡幅等の整備は非常に難しいと考えております。市道の維持管理上必要な内容の整備であれば対応もできる部分もあるかと思いますが、内容は非常に局所的なものになると考えております。繰り返しになりますが、整備方法につきまして、今後も引き続き地元と協議をさせていただき、進めさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 地元のほうでもいろいろと調査をされて動いていらっしゃいます。行政でないとできないことももちろんありますが、地元じゃないと分からないこと、地元だからできることもあるんですよ。行方不明者の方まで追えるかどうかは分かりませんが、いろいろと地元のコミュニケーションがあります。人づきあい、人づてがあるんですよ。そういうことで、地元のほうでも動いていらっしゃいます。商工業とか福祉だけじゃなくて、こういうことも一つの官民連携だと思うんですね。個人情報がありますから、いろんな情報の提示はできないとは思いますが、皆様が思っている個人情報より、地元の方のほうで地元の個人情報は持っていていらっしゃるんです。そういうところで、市が決めたことを、それを一生懸命こういうふうにな得してください、納得してくださいじゃなくて、そういうところで手を携えていっていただきたいと思うんですね。

それと、地元には一言もなく決定をして、そして測量して、測量設計をしました。勾配が急なので、周りの土地の用地買収が必要です。地権者を調べました。追い切れませんという、この流れなんです。皆様がマニュアルどおりにお仕事をされたんだと思うんです。恐らくこれはマニュアルどおりなんでしょうね。でもね、急勾配なんですよ、あそこは。知らない人は、車が入っていきません、怖くて。それ見ただけで分かるじゃないですか、県の基準を満たすかどうか。そうしたら、当然周りの用地買収が必要になると思うじゃないですか。周りの山を見てくださいよ。見ましたよね、多分。竹は倒れてきているし、誰がどう見たって放棄されている山なんですよ。所有者はいらっしゃっても。そういうところを、市民レベルで考えると、まず、あの山を見たときに、ここを広げるためにこの地権者って追えるかなと、そっちからいかないもんなんですかね。940万円、これ要らなかったはずなんですよ、そっちでどうしてもということになれば。何かそういうマニュアルの見直しというのもそろそろ考えてもいいんじゃないでしょうか。日本中ですけど、相続ができていない土地は山ほどあります。今回この相続ができていない土地、地権者が追い切れないところ、これはあと何年もすればもっと増えるんです。ずっと増えていくんですよ。そうですよね。ほかの場所もこういうところいっぱいあって、途中まで広がって、広げられないというところ、あるじゃないですか、実際に。こういうことを考えれば、私は測量の前になぜやめることができなかつたのかなと、ほかの手段を考えることができなかつたのかなと思います。

そして、これは、固定資産税とかも当然払っていらっしゃいませんよね。公的事業にもそ

うやって行き詰まりが出てくるような状況です。これは、国のほうでも何か今動いていращゃるとは聞いておりますが、こういう問題を現に抱えている地方自治体のほうから国のほうへぜひ強い働きかけをしていただきたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、もう一つの避難路整備の市道祇園堂栗林線について伺いいたします。これは、消防署の前の道ですね、そのことです。

この道路の整備計画ですけれども、どのような整備概要になっているのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

市道祇園堂栗林線におきましては、令和5年1月に測量設計業務を発注しているところでございます。豪雨による水害やその他災害が発生した際に、住民の皆様が安心・安全に指定避難所まで移動できるよう避難路整備を図っていきたいと考えております。具体的には、現況道路の拡幅を想定しているところです。詳細な整備内容につきましては、現地の測量成果等をもとに、地元住民の方々と相談をさせていただきながら避難路整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 道路拡幅ということですが、あそこは急傾斜地の下です。そして、道路に家が張りついている状況ですが、あその道路拡幅における課題についてはどうお考えでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

答弁しようとしたことを、今、議員のほうからおっしゃられたので、非常に困っておりますけれども、道路拡幅におきましては、近隣の皆様や土地所有者の用地協力が必要となります。家屋が立ち並んでいる箇所や、用地協力が難しい箇所も想定されますが、地元の住民の方々と御相談させていただきながら計画してまいりたいと考えております。また、市道祇園堂栗林線の避難路整備区間には急傾斜地崩壊危険区域も近接しております。この点にも留意し、住民の皆様が安心・安全に利用できるような避難路整備を計画してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） この地区は、中原小学校への避難をとっても心配されていたんです。ずっと前から。それは、急傾斜地の下を通って行かなければいけないからということで、本当にずっと心配をしていらっしやったところです。だから、すぐに上に上がれる、あきだん坂が整備されればということで期待が大きかったんだと思います。地元との協議をしっかりとさせていただいて、あきだん坂はできないわ、急傾斜地の問題はあるわでは、城本の皆さん、

安心して避難をすることができません。不動坂の下まで行けば、万江川橋のところまで行けばいいとは言っても、川のそばにわざわざ向かうという人間心理は働きませんので、どうかその辺を地元の皆様ともう一度しっかりと協議をしていただきたいと思います。

それでは、中神地区遊水地について質問を始めます。

遊水地計画の進捗状況についてお伺いいたします。周囲堤とか、それから形状、そういうものの計画の青写真はできているのか。また、中神地区については反対という声はほぼないとは聞いておりますが、大柿地区の問題がございます。大柿地区と同時の工事開始になるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

中神地区の遊水地計画につきまして、八代河川国道事務所に確認したところ、まず、遊水地の周囲堤、囲繞堤については土でできた堤防と同じ構造、越流堤についてはコンクリート構造を予定されておりますが、現在、設計段階であり、計画内容をお示しできる状況にはなく、今後、検討が一定程度進んだ段階で改めて御説明させていただきますとのことでした。

また、工事の着工時期につきましては、今月末までに用地調査完了を予定しており、本年5月から用地協議に着手予定、令和5年度末から工事着工予定とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 計画では刑務所の塀のようなコンクリートができないということでちょっと安心をいたしました。また、工事開始の予定は1年後だということで理解をいたしました。

現在計画されておりますところの東側と北側の農道は、堤防と同じ、同等の高さになるということなんですけれども、あそこがそういうふうになりますと、万江川が氾濫したときには水の行き場がなくなります。あそこ周辺にお住まいの4軒ですけれども、あそこは水の行き場がなくなったところになるようになってしまいます。また、草とか虫とか、住環境の悪化への懸念もあります。このことは、1年前、令和4年3月の一般質問でしておりますが、市としてもこのことについては認識をしているという御答弁をいただいております。

そして、その危険だということで、公式ではありませんが、移転の話があったと聞いています。そのことは、住民の方々には今も終わっていない話です。住民の方々の不安について、同議会で、不安、不満を解消し、できる限り要望に応えられるよう、国にしっかりと伝えていきたい。また、隣接する住民の皆様の御意向を踏まえ、しっかりと対策等を含め、寄り添った対応をしていきたいとの答弁があつています。公式ではないといえ、移転の話があったという事実は変わりません。その話は、1年以上前だと聞いていますが、その後、近隣住民の方々に対してどのような対応をされてきたのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

中神地区の遊水地計画地に隣接する住家の皆様につきましては、令和2年7月豪雨により甚大な被害を被られた場所でもございますし、流水型ダムの実業完了予定時期等から考えましても、その間の安全確保及び遊水地整備に伴います景観を含めた環境変化の観点から、移転についての御意向を確認させていただいた経緯がございます。住民の皆様からは、地域への思いや甚大な被害を経験された上での家族への思いなど、様々な思いがあることを伺いましたが、その後の検討状況や進捗状況についての確認や報告が十分ではなく、住家の皆様へ御心配をおかけしたことにつきまして、反省いたしております。

今後、遊水地を前提としたまちづくりを進めていく上では地域の皆様から様々な御意見を聞かせていただくこととなりますので、今後はしっかりと地域に寄り添いながら進めさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 確認ですけれども、移転の話はなくなったと理解してよろしいですか。

○復興政策部長（浦本雄介君） はい、そのような認識で結構でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 1年以上ずっとそういうことを悩んでこられたわけですよ。何かもう本当、私、何とも言葉が出てきませんね。市長も、そのときの議会で、命と財産を守るのが一番重要だ。ただ、そこに住む人の気持ちを無視することはできないと答弁をしていらっしゃいます。ずっと移転の話があるんじゃない、この話は生きていると思って暮らしていらっしゃった方々に対して、もう一度改めて話合いの場を持っていただくなり、個人の皆様にきちっと説明責任を果たしていただくようお願いいたします。また、このような確証のない発言は、混乱を招きます。今後、執行部の皆様には発言には十分気を付けていただきますように強く進言いたします。

続きまして、大柿町内コミュニティーについて質問いたします。

現在、仮設住宅に入居している方々をはじめ、大柿から移転する皆さんは、どこの町内に属することになるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

現在、建設型応急住宅に入居中の方につきましては、住民票を元の町内に置いておられる方もおられ、建物につきましても仮設の位置づけとされていることから、仮設住宅の所在地の町内会には加入されていない状況です。賃貸型応急住宅や市営単独住宅に応急住宅として入居されている方につきましては、被災元の町内会と現在の居住地の町内会のいずれかに加入するのか各自で判断されますので、まちまちの状況でございます。

建設型応急住宅につきましては、今後、6団地を熊本県から譲り受け、恒久的な住まいと

する計画でございますので、その際には団地所在地を管轄する町内会にそれぞれ加入いただきたいと存じます。また、大柿地区から移転する方たちも基本的には移転先の住所地を所管する町内会に加入していただくこととなりますので、現在、大柿地区からの移転先として整備予定の宅地につきましても同様に、入居者の方は住所地を所管する町内会に加入いただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 仮設を出てからの住居の所属町内というのは大柿町内のことに限ったことではないと思いますが、1軒屋の引っ越しとはちょっと違いますよね。「何々です。今度引っ越してまいりました」と近隣に御挨拶をし、町内会長さんに御挨拶に行かれるというのが一般的な引っ越しだと思うんですが、建設型仮設にお住まいだった方は、3年ぐらいそこに住まわれるという形なんですね。何かですよ、何でも仮設だけでイベントがあつていましたよね。もう今さらながら感というのがあるんじゃないかと思ひますし、どうしていいかわからない。今さら3年たつて、引っ越してきましたので、よろしくお願ひしますというのもちょっと何かおかしいことだと思ひます。

そこで、これは、行政の手助けがないと、その町内になじんでいかれるということはとても難しいと思ひます。また、受入れ町内のほうも、いきなり戸数も増えるわけですね。そして、今まであそこに住んどなつとやけどっていうだけで、でも、違う町内という接し方をされてきていますので、大変お互い気持ちはあつても、なかなか一緒になるというかね、調和が難しくなってくると思ひますので、ここは行政の手腕を期待するところですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そこで、大柿から出られた方たちは、その場合は下原田町、堀町内になるということでしたが、大柿地区に残られる方もいらっしゃいますよね。中神町大柿という町内会は、どこに存在するかというのを確認したいと思ひます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

大柿町内会につきましては、大柿地区に居住されている方や応急仮設住宅にお住まいの方が加入されている現在の中神町字大柿町内会が今後も継続していくものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） それでは、最後の質問です。大柿町内のコミュニティーの存続という言葉がずっと使つておられましたけれども、既にコミュニティーの分断は始まっているのではないかと。残る人、出る人で、なかなかすっきりとした話ができないようなことも伺つております。

そこで、このコミュニティーの存続のために、市は何か方策を考えていらっしゃるの

ようか、お伺いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

これまでの戸別訪問等により、大柿地区の皆様から様々な御意見、御意向を伺ってきている中で、既に大柿地区外へ移転された方から、大柿地区を離れても、地域との関わりを持ち続けたいというお考えを伺う一方で、大柿町内会の情報がない、大柿地区を離れたことに引け目を感じるなどの理由から、なかなか関わりを持てていないのが現状ともお聞きしているところでございます。そうした状況において、大柿地区からの移転再建先として下原田第一仮設団地と隣接地に整備予定の宅地での再建を希望されている方が一定数おられることから、白木神社や大柿毘沙門堂などの行事を通じまして大柿町内会との関わりを継続できるような方策を住民の皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） コミュニティーの存続というのは、大柿町内は大変歴史のあるところなんです。そういう歴史や文化を守りたいというお気持ちは、残られる方はもちろんですけど、離れる方にもございます。どうぞそこがうまくいくように、さっきも申しましたが、これは行政の腕の見せどころでありますし、行政が担わなければいけない大きな役割だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今年度末をもって退職されます職員の皆様、お疲れさまでした。皆様のこれからの御活躍と御多幸を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時21分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。項目として4点あります。1点目は、学校の防犯・防災で教室の非常ベル・鍵・スピーカーの整備について、2点目は、LGBTへの理解、市や学校の取組について、3点目に、補聴器購入への助成、難聴となった高齢者への支援について、4点目に、介護保険料、負担能力に応じた段階の設定についてです。

それでは、1点目の学校の防犯・防災について質問してまいりたいと思います。

ある学校の先生から相談を持ちかけられたので、聞いてみると、このように話されました。うちの学校の教室の非常ベルは、押しても鳴らない状態のものが幾つもある。教育委員会に

修理してもらうように依頼しているが、いまだに修理してもらえない。教室と廊下の間のドアに内側から付けられた鍵も壊れてかけられないものがある。幾つかは用務員さんに修理してもらっているが、対応が追いついていない。また、教室によっては、スピーカーの音が小さかったりするなどして聞こえにくいものがある。これは、うちの学校ばかりではなく、市内の各学校もそうなっているのではないか。不審者が学校に侵入してきたときや、災害が起きたときに、子どもたちの安全が守れるのか心配になるというものです。

まず、教室の非常ベルについてお伺いします。私が教員をしていたときは、廊下に火災報知器はありましたが、教室に非常ベルはありませんでした。理由があって取り付けられたものだと思います。教室の非常ベルはなぜ設置されたのかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

平成11年に京都市の小学校の校庭で遊んでいた児童が覆面をした男性にナイフで殺傷された事件、また平成13年に大阪教育大学附属小学校で男性が校門から侵入し、教室において児童や教員23名が殺傷されました痛ましい事件を受けまして、文部科学省では学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議というものが開催をされ、学校施設の防犯対策について様々な視点から検討がなされております。その中で、児童・生徒や教職員の安全を確保するためには、不審者の侵入防止だけではなく、万が一侵入された場合の対応が不可欠であり、緊急事態発生時に校内の各教室、校長室、職員室、事務室などにおいて相互間の連絡が取れる体制や、警察、消防への連絡を迅速に行えるよう、普通教室や体育館等の児童・生徒が常時活動する場所には通報装置を設置することが必要とされたものでございます。このことから、学校施設につきましては、校内への侵入犯罪に係る防犯対策に関する規定が充実されておりまして、平成13年度からは学校施設の防犯対策に係る整備が国庫補助や地方交付税措置の対象とされてきたところでございます。

本市におきましても、平成13年度に市内の小中学校全校にワイヤレス防犯システムを設置したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） そういうことだろうとは予測したんですけど、大変そういう意味では重要な設備の一つだと感じているところです。ところが、教室の非常ベルについて、先生は、5年ほど前から鳴らないので直してほしいという声を上げているのに、一向に修理がされないということでした。何年も修理されない理由は何かお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

平成13年度に防犯システムを設置して以降、定期的を送受信機等の点検を専門業者に委託し、必要に応じて修繕、交換等を行っているところでございます。また、各校からの修繕要望につきましても随時対応しているところでございます。電池交換が必要な場合には交換の

サインがつくようになっておりますので、その都度電池交換を行うこととしております。なお、非常ベルは誤作動防止のためにプラスチック製の押しボタンカバーが取り付けられておりますので、使用した際には新たに取替える必要が生じてまいります。カバーが破損することでも想定をいたしまして、余分に学校備品として常備しております。

議員がおっしゃいました、鳴らないので直してほしいという学校の先生からの要望でございますけれども、私ども常に学校からその他要望が上がってきておるところでございますが、今、議員がおっしゃいました、この非常ベルについて鳴らないので直してほしいという要望につきましては把握ができておりませんでしたので、早急に各学校に確認をまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 何で伝わってなかったのかなと私も気になるんですけど、一番はやっぱり整備がきちとなつているので、早急に学校に確認するということですので、ぜひその点をよろしくお願いしておきたいと思います。

次にですけど、ドアの鍵の件なんですけども、これも私が教員をしていたときは、教室と廊下の間のドアには内側から閉められるような鍵は付いていませんでした。これも理由があって取り付けられたものと思います。教室と廊下の間のドアには、なぜ内側から閉められる鍵が付けられたのかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

教室内に児童・生徒がいるときに内側から鍵を閉める行為は、緊急避難時の対応として、また突発的に教室を飛び出す児童・生徒がいたとしても、児童・生徒を軟禁状態にするということを想定いたしますと、人権上の配慮からふさわしくない対応であると考えております。

内側から閉められる鍵がある一番の理由は、万が一不審者の情報が入った場合に、内側から鍵をかけ、目隠しをして、教室内で待機をするほうが安全が守られるという、そういった防犯上の配慮がございまして、そのような事態を想定し、鍵を設置したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） やむを得ないという対応でもあるということですけど、そうですね、不審者とか、情報があったときには確かに非常に重要なものではあるというのが、そういうところを感じたところですね。それはそうなってくると思います。

教室と廊下の間のドアに付けられている鍵について、先ほどの先生が言われるように、壊れて閉められない鍵があることを認識しているかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

壊れている鍵につきましては、原則として学校配分の予算の中で業者に修繕依頼を行っていただくこととしております。また、軽微な修繕の場合には学校用務員で対応されているよ

うでございます。また、学校配分予算が不足する場合には教育委員会事務局に御相談をいただき、随時対応しているところでもございまして、議員がおっしゃいました、壊れている鍵につきましても早急に学校に確認をしまいたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今おっしゃったように、確認していただいて、必要に学校でも予算がある場合には鍵も十分直せるようにしていただきたいと思います。

それから、次に教室のスピーカーについてなんですが、教室によってはスピーカーの音が小さかったりするなどして聞こえにくいものがあることは、私も教員をしていた経験上、あり得ることだとは思いました。実際にそのように聞こえにくいスピーカーがあることを認識しているのかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、幾つかの学校から放送設備の不具合につきまして教育委員会事務局に御相談があっておりまして、必要に応じて修繕を行ったところでございます。御相談があった案件につきましては対応が済んでおりますので、現在のところ同様の御相談はあっていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 対応されているみたいですので、今後も引き続きそのようにスピーカーのいろんな聞こえにくい場合とかの対応をしていただきたいと思います。

それで、定期点検のことが要望として出たので、そのことを言いたいんですけど、犯罪や災害は、予想もつかずに起こることは大変怖いことだと思います。この質問を行おうと考えていた3月1日にも埼玉県戸田市の中学校で刃物を持った高校生が期末試験中の教室の後部のドアから侵入して、男性教諭が切りつけられたことが報道されています。幸い教室にいた生徒は前部のドアから逃げて無事だったようですが、このようなことはいつでもどこの学校でも起こり得ることを忘れないようにしなければならないと思います。先ほどの先生は、全ての学校で定期点検などを行い、いつも正常に機能するようにしてほしいということを強調されていましたが、私も全くそのとおりだと思います。子どもたちの命に関わることで、非常ベルや鍵、スピーカーは、定期点検などを行い、いつも正常に機能するようにし、また壊れているなどの報告があったら、すぐに修理すべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

学校には、校舎や体育館等の施設、遊具、防火、防犯、給排水、浄化槽、電気、放送、体育設備のほか、校内の樹木や通学路など、点検を要する案件が数多くございます。児童・生徒が安全に安心して学校で過ごすことができるよう安全管理を徹底することが重要であるこ

とは十分に認識しておりますので、各施設や設備等については、議員おっしゃいますように、定期的に点検を行い、常時正常な状態を保つことができるよう取り組んでまいります。また、議員からいただきました内容も含め、学校において修理・修繕が必要な様々な案件につきましては、学校長まで報告・連絡・相談を確実に行之、学校内できちんと情報共有されるよう周知してまいりたいと存じます。学校の総意として事務局に出された案件につきましては、今までにも確実に取り組んでおりますし、今後も誠実に対応してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今答弁されたように、定期点検と、いろいろな学校から情報を密にして取り組まれるようよろしくお願いいたします。

次の質問に移ってまいります。2つ目のLGBTへの理解です。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の表記の頭文字をとったLGBTは、性の在り方が少数派の人々を広く表す総称です。性的マイノリティなどとも呼ばれています。電通ダイバーシティ・ラボが出した「LGBT調査2018」の統計では、8.9%の方がLGBT層にあるとし、また、LGBT総合研究所が出した「LGBT意識行動調査2019」の統計では、10%はLGBTだとしています。さらには、国立社会保障・人口問題研究所が2019年に出した「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」では、LGBTにAですね、ABCDのAですけど、Aセクシュアルの方を含めた割合は3.3%、これに決めたくない、決めていないという方を含めると、割合は8.2%であったことを報告しています。このように、国や民間団体の統計などから考えると、人吉市にもLGBTの方がおられると考えておくべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。お答えをいたします。

LGBTとは、議員からも御紹介いただきましたけれども、レズビアン、性自認が女性で性的指向が女性に向く人、ゲイ、性自認が男性で性的指向が男性に向く人、バイセクシュアル、両性愛者、トランスジェンダー、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人の頭文字をとって組み合わせたもので、性的マイノリティの総称としても使われております。

株式会社LGBT総合研究所が2016年に実施した全国の20歳から59歳の個人10万人を対象にしたインターネット調査の結果では、自身の性的指向や性自認について、回答者の92.0%がストレート、異性のみに性愛感情を抱く人、1.70%がレズビアン、1.94%がゲイ、1.74%がバイセクシュアル、トランスジェンダーが0.47%との結果が出ており、LGBTに該当する人が5.9%となっています。

また、同じく株式会社LGBT総合研究所が2018年に全国の20歳から50歳の個人30万1人を対象に行ったインターネット調査によりますと、性自認ではシスジェンダー、生まれ持つ

た性と自認が一致している人が多数を占めている一方で、トランスジェンダーやクエスチョニング、性自認や性的指向が明確ではない人が1.35%いることが分かります。また、性的指向分布では、異性愛者が多数を占める一方で、それ以外の人が5.65%という結果が出ています。

これらの数字から考えますと、人口約3万人の人吉市におきましては、相当数のLGBTの方の人口規模が想定されます。

以上、お答えします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今答弁ありましたように、これぐらいおられるだろうということに関しては、やっぱり認識は一致していたのが分かったところなんですけど、今の質問で統計結果について述べましたが、大切なのは、数字の多少ではなく、確実にLGBTの方が身近にいるのだろうという感覚と、性の多様性を理解し尊重していく人権意識を持つことだと思います。

現在、私たちの日常生活の中では「ホモ」「おかま」「レズ」など、多様な性に関して否定的な言葉や、男女はこうあるべきだという規範などがあふれています。差別や偏見が根強く、当事者の約7割がいじめを経験しているという調査結果や、異性愛者の男性と比べ、様々な生きづらさを抱えやすい、ゲイ、バイセクシャルの男性の自殺未遂リスクはその約6倍との調査結果があります。また、性同一性障害の6割は自殺を考えた経験があるとの調査結果もあります。このようにLGBTの方は困難な状況に置かれていることを認識しているかお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えします。

LGBT当事者団体の連合体である「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」によりますと、学校で侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷つけられた。職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず昇進・昇格ができなかった。高齢者向けの施設において、男女分けて施設が運営されているため、性別違和を抱える当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかったなど、子供、教育、就労、医療、公共サービス、社会保障など、様々な場面でLGBTの方が困難に直面をしておられます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、市内にも相当数のLGBTの方がいらっしゃると思えますので、お困りのこともあるのではないかと想像するところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 市としても、今答弁あったように、非常に大変な状況にあるんじゃない

いかと認識しているところが分かりました。

先ほど述べたように、L G B Tの方の中には自殺を考えた方も多くおられます。気軽に相談できる窓口の設置が求められており、人吉市もその役割を果たすべきだと思います。専門の相談員を置くことは困難だとしても、一定の知識を身につけた上で内容に応じて県内の専門の相談所につなぐことは可能はずです。何より門戸を開いておくことが大切だと思います。また、この取組により実際のニーズや状況把握を行い、手を打つべき対策も見えてくると思います。L G B Tに関する相談窓口を設けるべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

現在、市内にある相談窓口といたしましては、人権に関わる事案でございますことから、法務局と人権擁護委員による常設相談所、特設人権相談所、いわゆる「みんなの人権110番」がございます。また、これまでの相談実績はございませんが、なんでも相談の窓口として、市の消費生活センターで御相談を受け、先ほどの法務局の人権相談所をはじめ、熊本県人権センターや女性相談センターなどの県の機関、よりそいホットラインなどの民間機関など、しかるべき担当部署及び相談機関におつなぎすることとしております。

本市におきましては、今後もお気軽に相談できる窓口について周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 相談窓口としては、今答弁あったように、消費生活センターで受けるということですね。それがちゃんと設けられることを分かりました。ぜひ周知を図りたいということで、門戸をそうやって開いていることを周知していただきたいと思います。

それから、次、一部の自治体ではL G B Tを理由にした差別的な行動をとらないよう理解を増進し、窓口利用者への対応や職員同士が接する際の留意事項をまとめたガイドラインが作成、公表されています。こうしたガイドラインの意義は、3点あります。1点目は、行動指針として、窓口利用者のみならず、自治体職員同士での加害・被害を防ぐことに有効だということです。2点目は、準拠規範として、当該自治体がL G B Tに対する姿勢を示せることです。3点目は、啓発や理解促進の効果です。一義的にはガイドラインは自治体職員向けのものとなっているものの、庁内にとどまらず、当該地域内の企業、住民向けの啓発資料としても活用できます。このように市職員向けのガイドラインを制定し、公開すべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

本市職員としましては、性の多様性や性的マイノリティの現状について理解し、基礎的な知識や日常の業務における心構えを持つことが必要でございます。本市におきましては、2019年3月に熊本県が作成、公表した「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県

職員ハンドブック～」を市職員向けに活用することとし、市職員全員が確認することができるグループウェアに掲載をし、周知を図っております。

今後は、市職員において、このハンドブックのさらなる浸透を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ちゃんとそういうのを活用してやっているというのは分かりました。

では、きちっと進められていると私も感じました。

そこで、次は市長に質問していきたいと思うんですけど、近年、日本ではLGBTカップルを認めるパートナーシップ制度を導入する自治体が増えており、2021年7月で111自治体に達しています。パートナーシップ制度とは、戸籍上の性が同じカップルや、一方または双方がLGBTのカップルについて、パートナーシップ宣言を受け付け、パートナー関係がなくては受けられないサービスを受ける権利を一部保障するものです。パートナーシップを宣言することで受けられるようになるサービスは、自治体によりバリエーションに富んでいますが、公営住宅への入居申込みの受付、公営病院などでの面会の権利保障などを定めているケースが多いようです。犯罪被害者等遺族支援金制度が利用できるようになったり、自治体独自の新婚夫婦向けの優遇制度などを利用できるようになったりするケースも存在します。人吉市でもパートナーシップ制度を導入すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティである二人がお互いをパートナーとして相互に協力し合う関係であることを地方自治体に対して宣誓する制度でございます。これは、今、議員おっしゃいましたように、各自治体の要綱に基づくもので、二人の関係を法的に保障するものではありませんが、自治体が二人の関係を認めるというもので、熊本県内では複数の自治体でパートナーシップ宣誓制度が導入、施行されているところ です。

本市におきましては、まずは先進自治体の例を参考に調査研究を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） すぐすぐとはいかなくても、いろいろ調査されて、LGBTに対して市が非常に理解を示そうという姿を見せることでもありますので、ぜひ調査研究して、実現していただきたいと思います。

次は、教育委員会に質問していきたいと思います。

文部科学省は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな

対応等の実施について（教職員向け）」を出しています。この資料の始めには、このように書かれています。「文部科学省では、平成27年4月30日に『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』を通知しました。」、中略しまして、「通知の発出から1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。」というものです。この資料が学校で活用され、実践されるようにしていくべきではないかということをお伺いします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員がお尋ねのような児童・生徒の対応につきましては、文部科学省が、平成22年4月の「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」という通知文におきまして、多様化している児童・生徒が抱える問題の一例として、児童・生徒の心情に十分配慮した対応をするよう示されました。それ以降、教育相談の充実に向けまして、文書及び校長会議等の機会を使って指導を行っております。また、人権教育におきましても、様々な人権問題の中で職員研修や児童・生徒への指導内容の一つとして上げられておりまして、まずは教職員が偏見等をなくし、理解を深めること、それが一番必要であるとの考えのもと、各学校で研修や、児童・生徒の発達段階に応じた指導が行われております。

本年度は、夏休みを利用して、県庁にあります人権センターを訪問して、LGBTについての研修を行った学校もございます。また、会議や連絡会等の機会を捉えまして、通知文の周知及び啓発パンフレットを活用するなどして、職員の理解につなげている、そういう報告も受けております。また、児童・生徒に対しましては、人権教育の学習として扱ったり、学級活動等の中で発達段階に応じて担任から指導をしたりしております。なお、子どもたちと保護者を対象とした講演会を実施する学校もございます。こうした取組によりまして、職員及び児童・生徒の理解は確実に深まっていると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も教職員の理解を深めるとともに、学校等におきまして子どもたちが相談しやすい環境を整えるなど、教育相談体制を充実させ、子どもたちの個別の事案に応じ、家庭と連携しながら心情等に配慮した対応がなされるよう、引き続き指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 答弁いただきましたけど、私が思っていた以上に、学校のほうでもよくいろいろ取り組まれているというのを感じました。それで、今後も、ぜひそのような研修などを行って、理解を深めていただくようにしていただきたいと思います。

そして、先ほど述べました文部科学省の資料の内容は多岐にわたっていますが、行政としてのやる気を示すべきだという思いから、特徴的な部分について質問したいと思います。

「4. 『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』」の「(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援」の「③学校生活の各場面での支援について」は、9つの項目があり、その右に「学校における支援の事例」が書かれています。一番上の「服装」の項目には、支援の事例として「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」となっています。

カンコー学生服の独自研究機構であるカンコー学生工学研究所は、全国の公立中学校1,194校を対象に、LGBTにクエスチョニングもしくはクィアの「Q」を加えたLGBTQの生徒への制服における配慮と、これからの制服に求める役割と機能性に関するアンケート調査を実施しています。その結果、約3割の学校が制服規定として、自認する性別の制服、体操服の着用を認めていることが明らかになっています。

そこで、人吉市の学校においても、自認する性別の制服、衣服や体操服の着用を認めるべきではないかということをお伺いします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、自認する性別の制服等の着用を認めていく必要があると考えております。今年度の校長会の中で、市内の中学校における性的マイノリティに配慮した制服作成について意見が出されました。令和5年度には協議会を設置し、協議を進めていく方向で、現在調整をしております。また、2月に行いました人吉市総合教育会議におきましても、話題として提示し、多方面から御意見をいただいております。

今後、児童・生徒及び保護者等の意見を踏まえて協議を進めていくことになりますが、販売店等との協議も必要になることから、ある程度時間が必要であると考えております。できるだけ早期の導入を目指して、鋭意進めてまいりたいと考えております。また、制服の問題だけでなく、トイレや更衣室といった施設・設備面、宿泊を伴う行事等での対応など、ほかにも解決すべき課題はたくさんあると考えております。

今後も、先ほど述べましたとおり、子どもたちの個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応がなされるよう、引き続き学校と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） この制服や衣服、体操服のことにしても、少しずつ前に前に進められているのが分かったところです。今後とも協議を進められながら、自認する性別の制服、体操服の着用が認められていくよう進めていただきたいと思います。

次に、3点目の補聴器購入への助成について質問してまいります。

年齢を重ねることによる難聴は、程度の差こそあれ、誰しも避けられない生理的な変化で

あり、高齢者の尊厳に関わる問題です。難聴により、家族との会話が成り立たなくなったり、テレビ、ラジオの音が聞こえにくくなったりすることは、生活の質に関わります。人の話が聞こえ難くなれば、友人、知人、サークルなど、コミュニティーに参加することも外出することもおっくうになり、心身の健康に大きく影響します。このような加齢性難聴の方への補聴器の普及は、高齢者が地域でつながることにより、孤立を予防し、結果として健康寿命の延伸につながります。このことを認識されているかお伺いします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

加齢性難聴とは、今御紹介がありましたが、老化による聴覚機能の低下であるため、年齢の進行とともに、聞こえにくくなる状態が緩やかに進行していき、根本的な治療がないと言われております。言葉の聞き取りに苦勞するため、家庭やコミュニティーで孤立につながることから、補聴器の使用が有効な手段とされております。補聴器を装着することで様々な情報を脳に入れ、外に出て活動ができ、健康的な生活を続けられること、それらが健康寿命の延伸につながることは認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 15番。本村令斗議員。

○15番（**本村令斗君**） 今の点については、同じような認識であることが分かりました。

それで、日本補聴器協会は、各国の補聴器所有率を調べていますが、日本の所有率は、ヨーロッパ諸国に比べ、極端に低くなっています。それは、補聴器が両耳で平均40万円から50万円と高価であることや、調整に費用がかかる場合もあるからです。さらに、補聴器の購入を困難にしているのが年金引下げと物価高騰です。昨年6月支給分から年金支給額が0.4%削減されました。安倍政権からの10年間で6.7%もの減額です。また、昨年12月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が前の年の同じ月よりも4%も上昇しました。このように年金削減と物価高騰の中、高齢者が高額な補聴器を購入することはますます困難になっていると思わないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

補聴器は、聞き取りやすくするための機能など多くの機能を持った医療機器であり、使用される方それぞれに合わせた調整を行う必要があること、また機能により価格も高額になることは存じております。また、現在の経済状況等も相まって、購入を控えられる方もおられると推測いたしますが、実際の状況に関しましては把握できていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 15番。本村令斗議員。

○15番（**本村令斗君**） 実際の状況把握は確かに難しいところでしょうけど、高齢者の方と最近対話すると、やはり年金が削減されたことも非常に大変だという方はおられますし、物価高騰は電気代が倍になったとか、3割ぐらい食料品が上がったとか、言われる方はおられま

すので、そういう対話の中においても大変になってきているし、ましてや補聴器の購入はかなり困難になっている状況があるんじゃないかなと私も感じている状況です。

それで、このような状況の中、独自に補聴器購入に対する助成事業を行う自治体が増えていきます。全日本年金者組合は、助成事業を行う自治体を調査し、ホームページで閲覧できるようにしています。その資料を見てみると、既に募集を終了した2自治体を含め、105の自治体の例が載っています。熊本県内の益城町も載っており、3万円を限度に助成するようになっていることが分かります。人吉市も補聴器購入の助成を行うべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

本市における補聴器購入に対する補助につきましては、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方には障害者総合支援法に基づく補装具としての購入費用の助成を行っておりますが、身体障害者に該当しない多くの加齢性難聴者の補聴器購入への助成はございません。加齢性難聴者の補聴器購入への補助につきましては、全国市長会から令和5年度国の施策及び予算に関する提言の中に高齢者福祉施策に関する提言の一項目として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを掲げ、国として必要な措置を講じるよう求めているところでございます。

本市におきましては、国や県、他の自治体の動向を見ながら総合的に検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 今ありましたように、声としてその必要性を求めるのは、全国市長会からも上がっていたと思います。人吉市としても総合的に検討されると言っていますので、ぜひこの補聴器購入への補助を実現していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

では、次に、最後の4番目の質問に移っていききたいと思います。介護保険料についてです。

憲法は、全ての国民は法の下に平等であるとしています。現代社会において、この平等は、形式だけでなく、実質的な平等であるとされています。ですから、同じく憲法が定める納税の義務は、実質的に平等な税負担をする義務という意味です。実質的な平等とは、いわば負担感の平等ともいえます。つまり各人の収入や生活、企業業績の状況は多々あれども、経済的な能力に応じて税を負担するということが憲法は定めています。これを応能負担原則といい、日本の税制度の根幹にある大原則となっています。65歳以上の高齢者が払う介護保険料についても、負担能力に応じた負担割合にすることは重要ではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

65歳以上の方から御負担いただいております介護保険料は、介護保険事業計画期間である

3年間の支出及び収入状況等を勘案して設定され、原則3年間を通じて同一の基準額となります。現在、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画——以下、「事業計画」と申し上げます——の期間中ですが、人吉市の介護保険料基準額は月額6,100円でございます。議員がおっしゃいますように、負担いただく介護保険料について負担能力に応じた負担割合にすることは、介護保険がほかの社会保険同様、強制加入の仕組みとなっている性質上、大変重要なことと考えております。介護保険法施行規則においても、介護保険料は、所得状況等に応じて原則として9つの区分に分け、それぞれについて基準額に基準割合を乗じて得た額により介護保険料を設定することと定められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） この点においても認識的には同じだということは分かりました。

それで、介護保険料は、介護サービスを保険者数で単純に割ることで基準額が決まります。この基準に対し、低所得者などに配慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、段階的に介護保険料が設定されています。ここで問題なのは、本来の応能負担原則から考えれば、負担能力が増すに従って、なだらかに負担が増えていくのが本当だと思います。ところが、介護保険料においては、階段状に負担が増すようになっています。

そこで、厚生労働省では9段階を標準としていますが、市町村によってはよりきめ細やかに多くの段階を設定しているところもあります。人吉市の介護保険料は何段階に分かれているのかお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

人吉市の介護保険料の所得段階につきましても第8期事業計画で設定しているところですが、介護保険施行規則の原則どおり、9段階に区分しており、真ん中の第5段階が基準額となっております。住民税非課税の方については、第1段階から第5段階の5段階に区分され、第1段階が基準額の3割、第2段階が基準額の5割、第3段階が基準額の7割、第4段階が基準額の9割となっております。また、住民税課税の方につきましては、第6段階から第9段階の4段階に区分され、第6段階が基準額の1.2倍、第7段階が基準額の1.3倍、第8段階が基準額の1.5倍、第9段階が基準額の1.7倍となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 人吉市は国の標準の9段階ということが分かったんですけど、ほかのところを見てみると、負担能力に応じた負担割合にするため、介護保険料の段階を増やしている自治体が多く見られます。熊本市も14段階となっていますが、世田谷区や港区、目黒区などでは17段階となっています。この中には高齢者の方がおられるために段階を増やしてい

るところもあるそうですが、人吉市にはそのような方はほとんどおられないことは、以前、担当課から聞いています。人吉市としては、応能負担原則から人吉市民の所得に合わせた中で段階数を増やすべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（**渕上麻美君**） お答えいたします。

介護保険料の所得段階につきましては、特別の必要がある場合には市町村の判断で変更してよいこととなっており、第8期事業計画期間においては、全国の半数以上の市町村が原則となる9段階以上の段階設定をしている状況でございます。ただし、基本的には原則である第9段階設定が推奨されており、9段階以上の設定にするためには保険料の基準額が全国平均を大きく上回り、低所得者の負担が過大になるなどの特別の事情がある場合に限るとされております。

第8期事業計画期間中の人吉市の介護保険料基準額は、前述のとおり、6,100円であり、同期間中の全国平均基準額の6,014円とほぼ同額となっております。現在、国が第9期事業計画策定のために開催している社会保障審議会介護保険部会におきまして、負担能力に応じた保険料負担の観点から、国の定める基準段階を9段階から増やす方向で検討されておりますので、次期事業計画策定時においては、国の方針を見据えた上で本市の状況を勘案しながら段階設定を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 15番。本村令斗議員。

○15番（**本村令斗君**） 国としても増やす方向で検討されているということでしたので、今後、負担能力に応じた負担割合になるよう、ぜひ段階は増やしていくようになっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（**西 信八郎君**） ここで暫時休憩いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時28分 開議

○議長（**西 信八郎君**） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。牛塚孝浩議員。

○4番（**牛塚孝浩君**）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、牛塚孝浩でございます。本日最後の登壇であります。皆様も大変お疲れのこととは存じますが、最後までお付き合いをいただきますようお願いをいたします。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻から1年1か月がたちました。また、先月6日にはトルコ・シリアで大地震が発生し、多くの死者や負傷者が出ました。戦争や自然災害によって犠牲になられた全ての皆様に対し、まずは心から哀悼の意を表すとともに、お見舞いを申し上げます。また、本市におかれましては、2月17日、トルコ・シリア大地震へ向け、災害支

援物資を送っていただきましたことに対し、感謝の意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。まず、1点目に、復興まちづくり計画における避難路整備説明会について。2点目に、交通安全施設について、国道219号に架かる人吉市唯一の横断歩道橋管理について。3点目に、施政方針の中から、これまで私が行ってきた質問に沿って5項目のその後の経過と今後について、それぞれ伺ってまいります。最後、4点目に、令和2年7月豪雨災害のメモリアルモニュメント計画について伺いたいと思います。

まず、今年1月末から2月にかけて5地区で実施いただいた避難路整備説明会については、3月2日に開催された復興のまちづくりに関する特別委員会において、その概要を説明いただいたところでございますが、全世帯を対象にした非常に重要な説明会にもかかわらず、住民の参加が少ないという指摘がございました。このことは、先ほど西洋子議員からも同様の質問がっておりますが、重複するところもあるかもしれませんが、自分なりの質問をさせていただきたいと思います。

そこで、1点目に、いつどのようにしてこの説明会の開催をお知らせいただいたのか。再度、周知方法について問題はなかったのか。さらに、今後開催される各説明会への周知の徹底、その方法について、執行部の考えを伺いたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

本日、先ほど西洋子議員からも御質問いただいた中での答弁のとおりでございまして、説明会の周知方法については、特に問題はなかったと考えているところでございます。

今後の避難路整備における説明会等の周知につきまして、路線ごとの地権者、それから地元町内など、しっかりお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 委員会の説明では、各地区に参加人数をやり取りでお示しをいただいたところでございますけれども、合計で60名でありました。対象としていた人数は何名なのか。参加いただけると踏んでいた人数に対して何%の参加であったのか伺います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

説明会の参加の対象人数につきましては、その地区全世帯と、全員というところでございます。それから、参加人数の想定といたしましては、昨年の11月末に復興まちづくり進捗状況説明会を実施しておりまして、その説明会の参加人数が67名ということでございました。あくまでも目安でございますけれども、67名程度は、この人数程度は来ていただけるのかなとみていたところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 割合についてということではお答えをいただいておりますが、昨年の復興まちづくり進捗状況説明会、これへの参加者が67名ということだったので、それを目安としているということでございました。本当にその67名の目安でいいのかなと思うわけですが、伺いたしたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

直近に開催した説明会ということで、前回の復興まちづくり進捗状況説明会の人数をあくまでも目安というところでもっていたところでございますが、もちろんこの人数で満足しているわけではなく、毎回100名程度の方が出席いただけるよう資料、それから会場等も大きいところをとりまして、準備はしていたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 重要な整備事業なので、市民の皆様の理解と協力が必要だと思っております。60名という数字は、できるだけ多くの方と言えないと思うんですね。対象者についても、昨年の参加者を目安にしていると、さっきの質問で答えていただいておりますし、昨年の説明会の参加者は67名だけではない——市民の皆さんというのは67名ではないという意味ですけど、そういうふうに思います。これでは、住民無視とか民意軽視と言われかねないと思います。いま一度、瀬上復興建設部長のお答えをいただきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 確かに60名の参加ということで、非常に少ない参加者だったと認識はしているところでございます。これからでございますけれども、多くの皆様に御参加いただけるような周知方法等をしっかりと考えまして、こういった説明会等を開催していきたいと考えているところでございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 周知についての工夫を検討するということでございました。行きたかったが、都合がつかずに行けなかった方もいらっしゃると思いますし、全地域をまとめてでよいと思いますが、そんな方を対象とした説明会というものは、いま一度説明できないのかなと考えています。重ねて、今後の説明会では、ユーチューブなど、そういったものをネットを介して配信するとか、説明会に来れない、行けない、そういう人にも見られるように配慮するということとはできないのか伺います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

説明会へ参加できなかった方への説明会の開催ということでございますが、現在のところは考えていないというところでございます。ユーチューブなどネット配信につきましては、今後の検討とさせていただきます。以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 検討ばかりでなくて、ぜひやっていただきたいと思います。やろうと思えばやれないことはないと思いますので、よろしくお願いします。

では、各対象地域での整備実施路線、これの選定について、地区別懇談会や整備課題をもとにして事業導入可能性調査（F S 調査）を実施したという説明でございました。しかし、説明会に参加されたのは、ほんの一部の方だけしか避難路整備という位置づけでの道路整備事業を理解されていないと思います。これでいいのかなと思うわけですが、事業を進められるのかなと、こういう状態で、そういうふうに思っています。本市の見解を伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

このたびの説明会に参加できなかった方々に対しまして、少しでも多くの方に御理解いただきますよう、市のホームページ、それから「広報ひとよし」への記事の掲載、庁舎1階で資料も設置しております。そういった形で情報発信をしていきたいと考えております。また、道路河川課での窓口、それからお電話いただけますと懇切丁寧に対応させていただきたいと考えております。避難路の整備につきましては、避難路線ごとに地元の皆様と御相談をさせていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。御理解をいただきますようお願いいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 整備路線ごとに地権者や地元の皆さんと相談をしていくということでございましたが、私の地元の上薩摩瀬町内で示されました整備計画路線、市道園田道路線、約300メートルほどなんですけれども、この沿線にお住いの方、お一人お一人にお話を聞きましたら、「そんな話は聞いていない」と、要するに避難路整備をするという話は聞いていないということですね、「計画の前に、まず個別の説明をしてほしい」、それから「通学路でもあり、拡幅すれば交通量が増え、危険になる」「土地の整地や自宅再建が済んでいるので、拡幅すれば土地が狭くなるので、反対したい」と、そういった声が上がっておりました。発災後、間もなくは、ああしてほしい、こうしてほしいという声が一旦はあったかもしれませんが、この辺の進め方について順序が逆ではないんですかという声が多数でした。この辺を踏まえて、本市の考えを伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

市道園田道路線につきましては、先日の説明会でお示しをしたとおり、避難路整備における重要路線として位置づけているところでございます。この園田道路線をはじめとする重要路線においては、最初の段階として、まず測量を行い、現地の地形、状況等を調査させていただいております。この測量をもとに整備方法、それから可能性等について検討し、路線ごとの説明会において地元住民の方々と御相談をさせていただき、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 順序は間違っていないというお答えで受け止めたんですが、よろしいですか。住民の方の認識としては、もう決まっているから説明会をするんじゃないかと思われるんじゃないでしょうかね。多くの方に参加いただくということは非常に大変なことだとは思いますが、多くの方に関心を持っていただくということが一番大事で、そういうことで参加者も増えると思いますので、今後はその辺も考慮いただきまして、情報伝達の多様化に努めていただきますようお願いしたいと思います。私も頑張ります。

次の質問に移ります。私は、中原小学校の卒業生です。小学校時代は、西人吉駅方面から国道219号に架かる歩道橋を渡って通学をしておりまして、50年も前になります。現在でも子どもたちの安全な通学には欠かせないものだと思っておりますが、この歩道橋の建設に至った経緯と設置日、管理者について伺っておきたいと思っております。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

下原田町の国道219号に架かる横断歩道橋につきましては、管理者は国道219号の管理者でございます熊本県でございます。

これからの内容につきましては、熊本県に確認した内容で御答弁をさせていただきます。

昭和44年に建設されまして、建設に至った経緯につきましては、建設当時の資料も残っておらず、詳細な経緯は不明でございますが、国道219号の交通量が増え、当該箇所を横断し通学している児童等の安全を確保するために設置したものと想定されますということでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 次に、耐用年数は何年なのか。維持管理の計画とこれまでに実施されてきた内容について、分かる範囲で結構ですので、伺います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

耐用年数につきましては、具体的には定められておりません。おおむね５年ごとに定期的な点検を行い、健全性を判断しながら、適宜補修を行っているということでございました。直近では、平成14年度に塗り替え塗装及び通路、階段部等の補修工事が行われているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 平成14年でしたね。計算しますと、直近の補修工事というのが20年ほど前になるということでありまして。先の答弁から計算しますと、建設されてからは54年経過していると思います。補修も20年前ですから、結構、今、さびが目立つようになってきてい

ます。人間でさえ、50歳を過ぎますといろいろ出てくるものです。構築物ですので、老朽化による安全度の低下というものについて非常に問題がないのかなと思っております。今後の問題とはならないのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

先ほどの答弁にもありましたが、おおむね5年に一度点検を実施しており、現時点では腐食等が確認されているものの、著しい進展も見られず、一定の安全性を確認しており、緊急的に補修等の対応が必要とは判断されていないということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 一定の安全性は確認しているということでございますが、今後、管理あるいは更新が必要な時期というものは、あるのか、ないのか。そして、存続の方向性についてはどうなるのか伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

今後も定期的に点検を実施しながら、構造物の安全性の確保及び長寿命化の観点を踏まえ、計画的な維持補修を行っていかれるとのことでございます。存続の方向性でございますが、現時点で撤去の予定はないということでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 更新についてはお答えいただけませんでした。撤去の予定はないということで確認をしました。これまでのやり取りでは突っ込みどころはまだ幾つかあるんですけども、今回は現状の把握ということで伺っておきたいと思います。

人吉球磨で唯一の歩道橋であります。県の管理とはいえ、今後は本市でもしっかりと注視をされて、未来ある子どもたちと地域住民の安心・安全な暮らしを守り続けていただきたいと思います。また、激甚災害、地震とかも、南海トラフの注意とか、今ありますので、そういったもので非常に急激に傷むということも考えられますので、その辺の管理はしっかりとしていただくようお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。市長の施策方針のうち、本定例会における所信表明の中から、私がこれまでに行ってきた一般質問の中で、特にしっかりと取り組んでいただきたい5項目の事業について、それぞれ伺ってまいります。

まず、1点目に、交通弱者対策については、昨年、人吉市地域公共交通計画の策定状況と併せて、他市の実証実験などについても伺っております。答弁では、国策であるM a a S（マース）の取組や、事業所へのヒアリングと市民アンケートをもとに策定すると答弁いただいております。市長も、市の総合計画や復興計画などを踏まえ、まちづくりや観光、教育、福祉などの関連計画と整合性を図った持続的な移動サービスの提供に向けて構築を目指

すと発言をされております。その後、取組状況と方向性について伺っておきたいと思っております。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

交通弱者対策としましては、これまで主に運転免許返納者への取組や、予約型乗合タクシーに関して御質問をいただいていたところでございます。その後の状況でございますが、まず、運転免許返納者への取組としましては、近年、高齢ドライバーの免許更新制度の見直し等も行われていることから、引き続き運転免許返納後の公共交通の料金割引制度について、警察とも連携し、制度の周知を行っているところでございます。今後は、本市の公共交通に関する情報等を盛り込んだ地域公共交通マップの作成や、高齢者を対象とした乗り方教室の実施などにも取り組み、広く周知して、運転免許返納後の移動機会の確保を図ってまいりたいと存じます。

予約型乗合タクシーに関しましては、停留所の移設などは随時実施しておりまして、以前、御質問いただきました予約時間の延長につきましては、夏場の7月から9月までではございますが、令和2年度から前日予約の時間を1時間延長し、午後7時まで前日予約ができるようにしております。引き続き、受託業者と連携し、交通空白地の解消を含め、利用しやすい環境の整備を図ってまいりたいと存じます。

人吉市地域公共交通計画につきましては、アンケート調査などから明らかになったニーズ、顕在する課題等を整理し、2月に実施したパブリックコメントを踏まえまして、現在、本年度中の策定に向け、最終的な調整を行っているところでございます。目標達成に向けた計画に基づく実際の取組は来年度からとなりますが、地域公共交通計画と関連が深い、現在策定中の都市計画マスタープランなどと整合性を図り、誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として、本市に合った地域公共交通の構築を関係事業者とともに、地域一丸となり、目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 昨年、同僚議員の一般質問でもやゆされたように、同じような事態にならないようにしっかりとした取組をお願いをしておきます。

昨年暮れ、国土交通省は、タクシー定額乗り放題を解禁するという方向性を示しました。公共交通の便がよい地域では交通弱者問題を一気に改善するものになるのではないかと私は大変期待をしております。福島県郡山市が先行事例として挙げられておりますが、定額制であると思います。どのようなシステムなのか、また本市でも取り組めるのか伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

今国会において提出されております地域公共交通活性化再生法の改正法案に関連し、地域の関係者の連携、協働の一層の促進や、地域に根ざした輸送サービスの充実には、タクシーの運賃においても柔軟な運賃設定を可能とすることが必要という観点から、関係法の改正が

行われております。

内容としましては、乗合バスにおいて既に導入されております協議運賃制度をタクシー事業にも導入するものでございまして、地域の関係者間の協議が整ったときに国土交通大臣への届出により運賃を設定できるもので、一例として一定の区域内でのタクシー一定額乗り放題が解禁されるものでございます。

地域公共交通の便がよくない地域で買い物や通院など交通弱者の移動手段の確保につながる取組ではございますが、地域の関係者間の共通理解と調整が重要なポイントとなるため、本市において取組が可能であるかも含めまして、関係機関で構成する人吉市地域公共交通活性化協議会等におきまして、今後、議論の場を設けていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） はい、分かりました。郡山市では、タクシー会社ではなくて、旅行業者が観光事業として提供しているようでありますね。今後、議論していくということであります。ぜひ本市でも、あるいは広域連携でも、この制度を活用して、交通弱者の移動手段が改善できますように切にお願いをしておきたいと思います。

次に、少子高齢化問題に関連してになりますが、急速に進む高齢化とともに、急激な人口減少により、今後さらに問題となる集落機能の低下についても質問や提案を行ってまいりました。また、多面的交付金事業による地域でのボランティア的な作業でさえできなくなる、そんなおそれが急速に増してきたことも質問をしてまいりました。発災前から地域課題であったこのような問題に対して非常に幅広い分野にはなりますが、策定準備中である第６次人吉市総合計画後期基本計画の中にどのような施策として検討されているのか伺っておきたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

第６次人吉市総合計画前期基本計画では、人口減少と少子高齢化、人と人とのつながりの希薄化により、地域で支え合う力が低下していることから、町内会、校区単位での地域コミュニティやまちづくり活動を行う市民活動を充実させ、多くの市民がまちづくりに関心を持ち、参画できるよう、情報発信、共有化や市民活動支援などの環境づくりを進めておりました。新型コロナウイルス感染症や令和２年７月豪雨災害により、事態は深刻化し、復興計画におきましても地域コミュニティの再構築を喫緊の課題とし、人・物・財源等の地域資源を校区単位で統合再編する方針を検討する庁内プロジェクトチームを設置しております。地域コミュニティの基礎的な活動単位である町内会活動は、独自の活動である自治事務、自治業務と、広報配布等の行政協力事務、行政協力業務とに分類されますが、プロジェクトチームにおきましては、自治会等の負担軽減のために行政協力事務・業務の部局横断的な見直しを行っております。また、防災、防犯、地域福祉、社会教育等、地域コミュニティの様々な主

体間の連携を促進し、校区単位で統合すること、さらには負担軽減や連携の課題をデジタル技術をもって解決する方法などを検討しております。

第6次人吉市総合計画後期基本計画では、プロジェクトチームでの検討や地域の皆様との様々な協議を行いながら、令和2年7月豪雨災害からの復興と地域コミュニティの再構築を重要課題として効果的な施策を検討していくことになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 庁内にプロジェクトチームの設置をしたということで確認いたしました。また、最重要課題として効果的な施策を検討していくとお答えをいただきました。

答弁の中にございました行政協力業務の部局横断の見直しというものはどんなものなのか教えていただきたいと思います。すみません。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

行政協力事務・業務とは、広報等の配布、回覧による連絡事項の伝達、市政に関する町内住民の意見集約、災害等非常時の状況報告、防犯灯・ごみステーションの設置管理、行政職員の推薦など公共的サービス提供、協働や行政との連絡調整に関する事務・業務でございまして、町内会への委託という形でお願いをしております。部局横断的な見直しとは、これらの行政協力事務・業務について業務の棚卸しを市全体の業務見直しと一体的に行い、自治会等の負担軽減のための業務の整理、廃止等を見直しを行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 分かりました。ありがとうございます。現場の声もしっかりと拾い上げていただきますようお願いをしておきます。

そこで、地域課題のうち、集落機能が低下する中で、なかはら生活支援応援団の取組については御存じだと思います。校区民を対象に、ごみの分別やごみ捨て、屋内外の掃除など、原則30分でできる範囲の軽微なことをサポートされていらっしゃるようです。最初は無料でされていたそうですが、現在は有料、30分100円となっているそうです。

まず、このような取組というものは、他の校区でも広がっているのか。併せて、運営の母体について伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

議員から御紹介もございましたが、なかはら生活支援応援団は、市が人吉市社会福祉協議会に委託し、実施している生活支援体制整備事業においての中原校区にある生活支援サービスを担う団体の一つで、有償ボランティアで高齢者の困りごとを地域で支え合う活動を行っております。この事業における各校区での取組でございますが、それぞれの地域の実情に合わせて、生活支援コーディネーターを中心に定例会を開催しながら聞き取り調査及びアン

ケート調査を行い、地域での困りごとと支援を検討し取り組んでおられます。

取組内容の主なものとしまして、中原校区では、先に御説明いたしました、なかはら生活支援応援団の活動のほか、給食ボランティアによる月1回の配食サービスや、毎月1回発行の「支え合いセンターなかはらだより」などがございます。東校区では、中原校区と同様のごみ出しや、屋内や庭の掃除などの困りごとと支援を始められております。西校区では、毎月活動拠点でのニコニシカフェやコーラスサロンなどを開催されておられます。東間校区では、給食ボランティアによる月2回の高齢者へのお弁当配布を実施し、また大塚・田野地区などの移動支援について、ルートや集合場所などの協議を重ねられ、実施に向けて検討をされておられます。西瀬校区では、コーディネーターが中心となり、花の寄せ植え会やお茶会を開催されております。大畑校区では、町内会長の方々に地域福祉や生活支援体制整備事業についての勉強会が開催されたところでございます。

また、運営につきましては、校区ごとに校区社協役員や町内会長、民生委員、児童委員など、各団体代表の方々に構成された協議体がございまして、校区の現状や課題を把握し、支え合いが活性化する方法などを検討されております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 市内全域での取組を詳しくお答えいただきました。また、運営は、生活支援体制整備事業というものにおいて、各校区で各種団体の代表者による協議体によって運営されていると認識したところでございます。このような活動は、これまで民生委員、児童委員の方を中心に行われていた見守りという部分でもプラスになる、強化につながると思いますので、このような流れが発展していくということは望ましいことではないかなと思います。

ただ、ここでもう1点、お聞きしたいことがあります。支援される方々の今後の5年後、10年後を考えましたときに、年齢的な問題や持続性について課題というものはないのかということでもあります。その辺についてどういうふうにお考えなのかを伺っておきたいと思えます。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、ボランティアとして支援をされる方々について、高齢化や担い手不足、将来的に持続が困難、また地域で役職を持たれている方がその業務を担うなど、それぞれの校区で多くの課題を抱えておられます。市とししましても、この課題解決に向け、社会福祉協議会やこの事業における協議体と連携し取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） このような課題は、全国的な問題なんですね。子育て支援にしてもそ

うです。何かの機会で、国会の答弁が何かだったと思うんですけど、ちょっと耳にしたんですけども、そのような課題解決に対しては、NPOの立ち上げであるとか、国や県の補助を投入した民と公の間で組織する団体が担う流れに今後なってくるかもしれません。集落機能の低下については、少子高齢化対策と一体的な取組に加えて、高齢化や人口減少の影響で低下する集落の対策についても持続可能で具体的な取組となるよう、しっかりと計画に盛り込んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、県営上原田地区土地改良事業についてであります。

この事業については、土地改良事業参加者に対し、水の意向調査を実施して、事業計画変更に伴う協議が行われ、今年度中に同意徴集が完了するという説明があつてございました。畑かんモデル地区組合は新たなステージに移行するわけでありましたが、今後の事業計画について、その詳細を伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

県営上原田地区土地改良事業の今後の事業計画についてでございますが、今年度（令和4年度）は、土地改良法に基づき事業計画概要の公告を行い、現在、土地改良事業対象者、これを「3条資格者」と申しますが、3条資格者からの同意徴集を行っているところでございます。この3条資格者とは、市が過去に実施をしましたアンケートによる意向調査で水が必要と回答された方を対象としているところでございます。これを踏まえまして、年度内に事業申請を行い、令和5年3月末に事業採択がされますと、令和5年度から同事業着手となり、令和5年度には測量設計業務を実施される予定でございまして、令和6年度から令和9年度にかけまして配水施設、いわゆる配る水の施設でございまして、これの送配水が約10.2キロメートルと立ち上げ管等でございます。それと、揚水施設、揚水ポンプを2か所でございますが、これらの工事を……に実施される計画となっているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 既に今月には事業が採択される段階であり、4月から事業に着手するということで確認をしました。

そこでなんですけれど、農業推進地域という位置づけにもかかわらず、ここは何で水を利用しないと言われた地権者、畑は、配管を立ち上げないのかと思うわけでありまして、アンケート自体の在り方にも問題はなかったのかなと思うわけでありまして。農業推進地域として位置づけているのであれば、水は絶対に必要ですよ。水があればこそ、生産する農作物も多種多様となり、規模も広がります。また、逆に水がない農地では、今後、将来、借り手もいなくなり、それこそ耕作放棄地にならないのかなという不安がございまして。これまでの経緯と本市の考えを伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

議員おっしゃいますとおり、水があれば農業の幅が広がるわけですが、まだなぜ水を利用しない畑があられるのかということでございますけれども、土地改良事業につきましては、受益者となる農家の皆様の費用負担が発生しますことから、原則として農家、いわゆる受益者からの要望により行う事業ということになっております。つまりは、農家の皆様の申請、同意のもとに実施される事業ということでございます。

市としましては、できるだけ多くの農家の方に御賛同いただきますよう、平成27年度と平成28年度、及び令和3年度の3回にわたり、農家、受益者への水利用意向調査を実施しております。水が必要と回答された農家を対象とした事業計画を策定しているところでございます。したがって、水を必要とされないという地権者、畑につきましては、今回の工事の受益者側の利益でございます配管の立ち上げ等は設置できないということになろうかと思っております。

次に、アンケートの取り方に問題はなかったかということでございますけれども、当事業におきましては、国営川辺川総合土地改良事業の計画変更に伴い、新たな水源を確保する必要がありましたことから、県営事業による事業の実施が計画をされたところでございます。これは、議員がおっしゃったとおりでございます。事業を実施するに当たり、地元の中心となる耕作者である上原田畑かんモデル地区組合の御協力のもと、該当する全ての農地所有者及び耕作者に対しまして、事業に伴うアンケートによる意向調査を平成27年度に実施をしているところでございます。また、アンケートによる意向調査をもとに、水を希望される方の農地を集約し、対象となる面積を確定させたわけですが、平成27年度調査において水を希望されなかった農地所有者に対しましても、平成28年度に再度聞き取りによる意向調査を実施させていただきまして、必要とされない理由等の調査も聞き取りにより行わせていただき、水を希望されている方の漏れがないように進めてきたところでございます。さらに、令和3年度に再度全ての農地所有者へアンケートによる意向調査を実施しまして、またこれによって御返答がないところにつきましても、職員が回りまして、今、聞き取りにより調査をさせていただいているところでございます。また、現在の事業計画を策定させていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 答弁をいただきました国営川辺川総合土地改良事業、これの変更に伴って、様々にこちらにも変更があったということは認識をしております。当時、農業経営に夢と希望を持って利水事業に賛同された若者たちは、既に70代になられました。ある意味、五木村の皆さんと同様に、川辺川ダム建設問題に翻弄された皆さんだと言っても過言ではないと私は思います。

そこで、今現在の地権者から希望がなかったとしても、新たな営農者が水を希望された場

合、水を利用できるように引ける準備だけはしておく必要があるのではないかと思います、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたとおり、県営上原田地区土地改良事業は、土地改良法に基づき実施される事業でございますので、繰り返しになりますが、受益者となる農家の費用負担が発生することから、農家の皆さんの申請、同意のもとで行う事業ということでございます。これまで実施しました説明会や意向調査においても——意向調査はアンケートだったり聞き取りでございますが——これにおいても、新たに農地を求められる方が借りやすいように水当ての必要性を繰り返し御説明しているところでございます。結果、水が不要と答えられ、事業に参加されない農地につきましては、大変残念でございますが、現在のところ、市としましては、今回の土地改良事業での対応は難しいと考えております。

しかしながら、今後、農地に水が必要となり、事業に参加したい申出が農家、受益者側からございました場合には、事業主体である熊本県と事業計画の変更等の協議は行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 分かりました。農家の方へは水の必要性を説明いただいた。しかし、それでも不要との回答であったと理解をしました。また、今後、水の利用を求められた場合は、別途、県と協議していくということでございました。はい、分かりました。

次の質問にいきますが、このかいわいでは、これまで火災時における消火用水源についても、現在設置されている畑かんの施設を使用できるように地域で決められているようでございます。今後、事業による影響でその確保はどうなるのかという点と、火災時などの有事に使用した水代、これはどうなるのかという点で心配をする声が上がっております。事業完了後、この問題についてはどうなっていくのか伺いたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

火災時における、いわゆる消火水源の今後の対応についての御質問でございますが、上原田畑かんモデル地区組合にお伺いしましたところ、現状といたしまして火災等の有事の際には、現在設置されている畑かん施設を使用できるよう組合内の申合せとして認めておられるようでございます。実際これまでの火災等にも施設に影響を与えないような対策、例えば一度タンクに貯め、間接的に水を引くなどを講じた上で使用されているところでございます。この際に、水代については、現在は徴収をされていないようでございます。市としましても、地域の防災活動に組合として御協力いただいておりますことに大変感謝を申し上げる次第でございます。

今後、事業完了後の対応としましては、現在は地域の申合せとして御対応いただいております。

ますが、今後は県営土地改良事業による整備に伴い、農地の筆ごとに立ち上げ管が設置されること、それと施設の維持管理、水代等の課題もございますことから、今後はトラブル防止の観点からも、新たに設置される組合、それと関係団体等と文書による取決めについて御協議をいただくように行政としましても御指導、御助言をしてみたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） はい、分かりました。この件につきましては、今後、別の課題として共有をしておきたいと思います。上原田土地改良事業についての質問は、これで終わります。

次に、行政手続のオンライン化について伺います。

市長は、市民の皆様の利便性につながる施策を展開したいと発言されております。そこで、令和４年９月に提案させていただきました市役所窓口での書かない窓口の設置に向けた検討状況について、その後の進捗を伺います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

書かない窓口設置に向けた検討状況でございますが、他の自治体等への視察はできておりません。しかしながら、業者による説明やデモンストレーションを実施したほか、御家族等が亡くなられた場合の各窓口での手続について、届出情報を各課で共有し、届出書の記入頻度を減らす仕組みについて試行を行うなど、検討を続けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 各課で情報の共有と市民の方が記入頻度を減らすための試行をいただいていると確認でき、ありがたく思います。さらにサービスの向上へ向けた取組に期待をしたいと思います。

今年２月の市民課窓口は、皆さんも御認識のとおり、マイナンバーカードの申請者で大変混雑をしておりました。待合人の多さに長時間立っておられる御高齢の方も見受けられたために椅子などを増やしていただき、対応いただきましたことにありがたく思うところであります。

そこでなんですけれども、印鑑証明とか住民票など比較的簡単にできるような窓口、速くできる仕組みをつくれなかなと思うわけであります。時期的にスポット的でもよいので、その辺できないか伺っておきたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えをいたします。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が近づくにつれ、窓口が混雑することで住民票や印鑑登録証明書等の請求についても長時間お待ちいただくことになり、市民の皆様には大変御不便をおかけいたしました。

証明書等の交付について待ち時間を短くする仕組みができないかとのことでございますが、

現在、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付により、窓口の分散化を図っているところでございます。また、今後の取組といたしまして、本市窓口にコンビニエンスストアと同じ住民票等の証明書自動交付機を設置するよう国の補助事業採択を目指しておりまして、これにより待ち時間の短縮が図られるものと考えているところでございます。ただし、改製原戸籍の請求などのほか、交付手数料の災害減免などを受ける場合には、従前どおり窓口でのお手続が必要となるところでございます。

市民の皆様の利便性の向上に向けて、今後とも検討を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） マイナンバーカードを活用した窓口分散化の取組であるとか、庁舎内へ証明書自動交付機の設置へ向けた取組を進めていただいていると答弁いただき、ありがとうございます。また、本市では、先ほど答弁で触れていただきましたが、罹災証明書保持者に対して、現在も発行手数料の無料措置を継続をいただいております。その点についても、感謝を申し上げたいと思います。

そこでなんですけれども、そのような方への対応と併せて、交付に対する減免措置というのはいつまで実施いただけるのかということをお伺いしたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

本市におきましては、災害直後から被災者の住民票や印鑑登録証明書等の発行手数料を無料としてまいりました。令和2年7月豪雨災害から2年8か月が経過し、復興に向けて様々な事業が始まっているところでございます。これに伴い、まだしばらくは住民票や印鑑登録証明書等の需要が高まるものと考えておりますので、すぐにやめることは考えておりません。

しかしながら、他市においては災害関連事業に必要となる場合などに限って免除するなどと規定されているところもあるようでございますので、本市においてもどのような形で減免を続けるのか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 分かりました。ありがとうございます。

1点、これはお願いなんですけれども、マイナポイントの付与について、一部の方が、私の周りだけか分かりませんが、2月末で終了したと思われている方がいらっしゃいます。ポイント付与については5月まで可能であるということですので、いま一度その辺を周知いただきますようお願いしておきたいと思います。

次に、人吉城歴史館復旧計画について伺います。

市長は、開会日、現地での原型復旧を行う方針であると発言をされました。昨日、人吉新

聞さんでも掲載をされておりましたが、令和6年度中の復旧完了を目指すということでありますが、分かる範囲で結構ですので、その計画を伺っておきたいと思います。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

人吉城歴史館につきましては、施政方針にもありますように、現在地での原型復旧の方針を固めたところでございます。これまで関連団体等や有識者会議との意見交換を重ねてまいりましたが、その主なものといたしまして、「人吉城跡のガイダンス施設ではなく、資料館として文化財を展示している施設としての認識」「展示文化財が再度被災しないことを望む声」「災害に遭わないようにする必要があるが、かさ上げに関しては賛否がある」「施設機能の拡充、特に休憩所を求める意見」などが多くございました。いずれにいたしましても、人吉城歴史館は必要ないという声が極めて少なかったことで、改めて人吉城歴史館の持つ魅力や市民の皆様の思いなどを確認させていただいた次第でございます。また、現在地で復旧することにつきましては、まちづくりの方向性や展示、ガイダンス施設としての機能、防災・減災を考慮することや、ソフト面でどのような工夫ができるかが課題として上げられます。このような課題解決に向けて、行政だけではなく、今後も関連団体との協議を重ねてまいりたいと存じます。

詳細なスケジュールにつきましては、令和5年度中に建築、電気設備、展示施設などの実施設に係る予算を計上させていただきまして、施設本体の復旧工事は令和6年度中の完成を目指し進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 分かりました。今後も逐次お知らせいただければと思います。

ざっくりしたもので構わないので、この復旧計画を知っておきたいと思った理由でございますけれども、人吉城歴史館とその離れにある相良清兵衛屋敷跡から見つかった謎の地下室遺構についてだけでも、時期が来れば早めに観光に活用できないのかなと思うわけであります。なぜならば、昨年9月、求麻郷土研究会により開催されました「人吉城地下室遺構の謎に迫る！シンポジウム」、これは新聞やネットニュースなどで拡散をされて、その記事を見たという厳格なユダヤ教徒、超正統派であるラビ、メンディ・スダケヴィッチさんたち数人が、昨年の12月28日に調査研究のために人吉市に見学に来られました。ちなみに、「ラビ」というのは、指導者という意味だそうです。詳しい話は長くなりますので割愛しますが、文化課学芸員に動向いただきまして、説明をいただいたところです。その節は、大変ありがとうございました。その際、スダケヴィッチさんたちから出た言葉を紹介しますと、「日本でこれほどユダヤと関係があるものは初めて見た。正式に公開されれば、多くのユダヤ人観光客を連れて来たい」と発言をされています。また、通訳として同行された方は、インバウンド事業をされている方でございまして、「世界中からユダヤ教徒が人吉市に来れるようなツ

アーも企画できますよ」という話を聞きました。

そこで、世界中のユダヤ教徒ってどれぐらいいらっしゃるのかなというのをネットで調べましたら、1,340万人以上だそうです。例えば、そのうちの1割である134万人が人吉市に来ていただいて、1人、約2万円使っていただいたとしたら、これも単純計算ですけれども、268億円の経済効果が見込めるというわけでございます。当然受入れに対する課題というものはあると思いますが、肥薩線再開への方向性が定まらない状況にあって、定まったとしても復旧には相当な時間を要します。しかし、こういうふうに見点を変えて見れば、観光の目玉となる地下室遺構というものが本市にはあるわけでございます。何とかそこを活用して、集客へ向けた流れをつくっていただきたいと思います。本市の考えを伺います。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

人吉城歴史館内で露出展示をしております相良清兵衛屋敷地下室遺構についてでございますが、これまで長年にわたり調査研究を進めておりますが、残念ながらいまだに明確な用途が分かっておりません。そのため、現在まで用途が分からないなりに、日本で唯一ここにしか残されていない地下室遺構という触れ込みでこれまで宣伝し、多くの方に見学をいただいております。

令和2年7月豪雨災害では、人吉城歴史館内も大きく浸水いたしまして、地下室遺構も完全に水没しましたが、この遺構につきましては、泥や汚れなどを清掃により取り除きまして、応急的に復旧して、見学可能な状態にはしております。しかしながら、人吉城歴史館の館内は、衛生環境的にも配慮が必要な状況でございます。電気設備も故障したままのため、お客様に安全に見学していただける状態ではないことから、地下室遺構も含め、人吉城歴史館については、今後の復旧工事が完了するまで休館という措置を取りたいと考えております。

今後、人吉城歴史館の復旧工事を鋭意進めまして、できる限り早期の再開を目指していく予定でございます。ただ、再開までの対応といたしまして、今年の3月、今月のことでございますけれども、県文化課の御支援を受けながら、地下室遺構の三次元計測を行う予定としております。これによりまして、データ上で地下室遺構を多方面から観察できるようになります。そのデータを市ホームページ等に掲載することで、実際に人吉城歴史館の地下室遺構に入っているかのような、そういった疑似体験ができるようになります。さらに、令和5年度からは、市の出前講座のメニューに地下室遺構の見学を追加することで、興味をお持ちの市民の方々へ対応する予定でございます。

地下室遺構につきましては、以前からキリスト教関連の施設であるというお話や、最近では、議員の御紹介にありましたように、ユダヤ教の洗礼施設に酷似しているという話が上がっていることは重々承知をいたしているところでございますが、直ちにその話を取り上げて、観光の目玉として地下室遺構を発信することについてはちょっと難しいのではないかと考え

ております。この地下室遺構につきまして、今後も用途は分からないけれども、今のところ日本で唯一、人吉でしか見つかっていない貴重で不思議な地下室遺構と、そういったテーマでの情報発信を積極的に行いまして、日本遺産、人吉球磨の売り込みと併せて、観光的な活用を図りながら、国内外からお越しになる多くの観光客の皆様に見学していただき、歴史的なロマンをかき立てる場所として確立をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） ホームページで観察や疑似体験ができる仕組みをつくるということでございました。また、出前講座を具体化していただくというふうにもお答えをいただきました。答弁にありましたように、日本で唯一、人吉市にしかない不思議な地下室遺構、それでいいと思います。を発信していただいて、国内外の観光客を呼び込んでいただき、本市経済への波及効果を最大限に引き出していきたいと思います。強くお願いをいたしまして、この質問を終わります。

最後の質問です。昨年６月に令和２年７月豪雨災害の水害碑について、同僚の豊永議員から質問がっております。答弁では、当時、建立については、まだ白紙であり、住民懇談会などで意見を伺った上で検討し、具体化したいという答弁がっております。また、災害碑とは少し意味合いが違うのかもしれませんが、東日本大震災では災害メモリアルモニュメントとして「記憶の塔」「鎮魂の塔」「伝承の塔」「希望の塔」など、各県、各地で様々なものが制作されているようでございます。モニュメントの建立によって、災害当時の記憶や震災の様子、犠牲者への追悼の思いと記憶の継承、震災で得られた教訓の継承など、形として残すことは大変意義深いものであると思いますが、防災という面においても日頃からの意識づけという観点から有効ではないかと思えます。

そこで、災害の風化を防ぎ、未来へ向かっていくため、希望の象徴ともなり得るモニュメントの建立についての考えと、以前質問されておりました水害碑についてのその後の検討状況がどうなっているのか伺いたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

モニュメントの建立につきましては、議員御指摘のとおり、令和２年７月豪雨の記憶や災害の恐ろしさを風化させないよう、日頃からの災害に対する意識づけや後世への継承等の観点からも、その意義や重要性は認識しているところでございます。昨年の６月議会では答弁させていただきましたが、復旧と復興が一定の段階に進んだ際には関係する皆様の御意見を伺いながら、建立に向けた具体化等を検討していく必要があると考えておりますが、現在は、発災を受け、早期に進めなければならない事業、例えば自力で住宅再建することが困難な被災者のための災害公営住宅の整備や、災害時の安全性を確保する避難路整備、各コミセンの復旧工事などに着手している状況でございまして、市民の皆様の意見をお聞きするまちづく

りの懇談会においても、まだその内容を検討する段階には至ってないと考えております。しかるべき時期を見定めまして、民意等を踏まえて具現化につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 確かに復旧についても復興についてもまだ道半ばでございまして、優先すべきことが先にあるという認識は持っております。また、災害遺構というものも後世に残すということも一つの手段であると考えますし、できるなら遺構もどこかに残していただきたいと思うところではございますが、復興まちづくり計画では青井地区への青井の杜、市中心部へは復興未来の杜、麓・老神地区には城址の杜として、まちづくりにおいて周遊性を持たせるという計画であると思います。

そこで、防災強化の観点から、新たに整備される公園もあれば、既存の公園も整備されていくと思われます。であれば、それらの公園整備に重ねて、先地に倣い、それぞれに意味を持たせたモニュメントを設置すれば、周遊性の向上にもつながっていくのではないかなと思うわけでございます。この辺の考えはないのか、執行部に伺いたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

まちなかの３地区の調和連携と周遊性を向上させるものとして、議員からいただきました御提案も有効な方策の一つとして考えますが、先ほど申し上げましたとおり、現段階では設置時期や設置場所等を含め、未定の状況でございます。今後、さらに復旧・復興が進みまして、一定の段階に達した場合には御提案も参考に検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 時期がちょっと早すぎたということでございますが、ぜひ検討の際には俎上に上げていただきたいと思います。また、答弁いただいたように、時期が来れば当然公園へは遊具の設置も考えられます。

そこで、今後、新たに整備する公園や既存の公園の改修時に、ユニバーサルから一步進んだインクルーシブ遊具を設置するという考えは持ち合わせておられないのかを伺っておきたいと思います。このインクルーシブ遊具については、資料をお渡ししようかなと思ったところではございましたけれども、インターネットで引いていただければより詳しく分かると思いますので、資料はございません。質問いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

インクルーシブの遊び場というのは、排除しないとか、みんな一緒にとか、そういった考え方のもと、そこに訪れる全ての子どもが一緒に楽しく遊べる空間であると認識をしております。

障害を持つ子どもを含め、みんなが一緒に楽しむためには、従来のユニバーサルの視点も

重要でございますが、さらに幾つかの工夫が必要になると考えております。例えば、車椅子に乗ったままで楽しむことができるようにしたり、車椅子から乗り移りがしやすいようにしたり、視覚、聴覚、触覚を使って楽しめるアイテムを取り入れたり、色弱の方が認識しやすいようカラーリングに配慮したりするなど、これまでの視点と違った工夫を取り入れた遊べる空間づくりが重要となります。

既存の公園に設置する遊具につきましては、長寿命化計画に基づいた遊具の更新時期、また新たに公園を整備する時期に合わせ、インクルーシブ遊具の設置について検討を深めていく必要があると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 答弁をいただきました。検討を深める中で設置を前提とした協議をお願いをしておきたいと思います。

遊びは、子どもの権利であります。子どもの基本的人権を国際的に保障する「子どもの権利条約」は、1989年に採択され、日本でも1994年に批准しています。その31条には遊ぶ権利の条項があり、年齢に適した遊びをする権利があると記されております。が、しかし、公共の場でありながらも、思うように遊べない子どもたちもいます。御認識のとおり、障害を持つ子どもたちです。そのような子どもたちも含め、全ての子どもたちが公園や遊び場で伸び伸びと遊ぶためには、あらゆるケースを想定した造りの公園や遊具が必要であります。このことは、子どもを育てやすい環境をつくるという観点から本市の未来像にとって大変意味のあることだと存じます。そこには、共に遊ぶほかのお子さんたちの理解というものも重要なポイントにはなりますが、障害のあるなしにかかわらず、豊かな交流が生まれるというメリットも考えられます。

そこで、さらにそのような場所に災害モニュメントがあれば、それを目にした人たちがギミック的な効果によって防災意識の高揚につながっていくのではないのかと思うわけでございます。復興のまちづくりに係る公園整備には、ぜひそのような視点も重ねていただき、効果を上げていただきたいと思います。考えを伺います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

今後、公園を整備するに当たっては、防災機能に配慮した公園整備に努めるとともに、地域の歴史や自然といった特性を反映しながら、市民生活に密着した身近な公園を計画的、効果的に整備を進めることが必要と認識をしております。また、防災意識を高めるための災害メモリアルモニュメントの計画につきましては、設置時期、それから設置場所等が未定でございます。今後の課題として認識をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 場所が未定であれば、なおさら提案させていただいたような考えも協議いただきたいとお願いをしておきます。

さて、復興まちづくりに係る公園整備に関しましては、市長もおっしゃってありましたように、障害者福祉の観点からも安心して暮らせる共生社会の実現にも寄与するものと考えますが、最後に市長の考えを伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市では、第6期人吉市障がい福祉計画、第2期人吉市障がい児福祉計画におきまして、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、笑顔で暮らせるまちひとよし」という基本理念を掲げ、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現を目指しているところでございます。その方向性の一つとして、今後、新たな公園整備を進めていくに当たりましては、防災機能に配慮し、市街地環境の改善を図りながら、そこを訪れる誰もが分け隔てなく親しみを持って利用できる空間の創出ができるよう、議員から御提案いただいたインクルーシブ遊具の設置検討も含めまして、公園にどのような機能を求めるのか、住民の皆様の声を聞きながら整備を進めていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） よろしく願いをしておきます。

それでは、最後に、本年をもって退職されます職員の皆様に対し、長きにわたる市政への貢献に感謝し、次なるステージでの御活躍を御祈念申し上げて、私の一般質問を終わります。長時間、ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時43分 散会

令和5年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月8日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和5年3月8日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 徳 川 禎 郁 君
 4. 平 田 清 吉 君
 5. 福 屋 法 晴 君
 6. 池 田 芳 隆 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村	太 君
2 番	徳 川 禎 郁	君
3 番	池 田 芳 隆	君
4 番	牛 塚 孝 浩	君
5 番	西	洋 子 君
6 番	宮 原 将 志	君
8 番	高 瀬 堅 一	君
9 番	宮 崎	保 君
10 番	平 田 清 吉	君
11 番	犬 童 利 夫	君
12 番	井 上 光 浩	君
13 番	豊 永 貞 夫	君
14 番	福 屋 法 晴	君
15 番	本 村 令 斗	君
16 番	田 中	哲 君
17 番	大 塚 則 男	君
18 番	西	信八郎 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	浦 本 雄 介 君
復興政策部政策統括監	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	渕 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長	若 杉 久 生 君
(復興担当)	
総 務 部 次 長	立 場 康 宏 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
水 道 局 長	秋 永 敦 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで17番、大塚議員から発言の申出がっておりますので、これを許可します。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番、大塚則男議員。

○17番（大塚則男君） おはようございます。一般質問の前に大変申し訳ございません。昨日、私の一般質問の肥薩線復旧・復興の項目の質問の中で、くま川鉄道錦町一武駅から湯前間が一部開通と申し上げましたけれども、正しくは、くま川鉄道錦町肥後西村駅から湯前間が一部開通でございました。訂正をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申出につきましては、これを認めることいたしますので、御了承をお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。まずもって、今月末をもって退職される職員の皆さん方には、長い間大変御苦労さまでございました。心からねぎらいの言葉を申し上げたいと思います。これからも健康に留意され、それぞれの立場で御活躍されることを希望いたします。

今回は2項目を通告しております。1項目めが、市の交通指導員について。2項目めが、球磨川左岸河川管理用通路についてでございます。

それでは、1項目めの市の交通指導員についてお尋ねいたします。

まず、現在、市の交通指導員の活動状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市の交通指導員の活動状況でございますが、毎年2回、春と秋に開催される全国交通安全運動期間中と毎月の交通安全日、これは1日、10日、20日になりますが、交通安全日に早朝街頭指導として午前7時から午前8時まで、主に交差点などで立哨活動を行っており

ます。

また、市内各小学校交通安全教室の交通指導や人吉市が主催する各イベントの交通指導を行っております。

令和4年度の実績といたしまして、小学校の交通安全教室を五つの小学校で延べ6日間、合計16時間行っております。

また、イベントの出動実績といたしましては、令和4年度第67回人吉花火大会、第70回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会の二つのイベントで活動を行っています。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、市の交通指導員の設立事由はどういう理由だったのかということでお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

現在の人吉市交通指導員制度は平成3年度に発足をしております。それ以前は、人吉地区交通安全協会の市内6校区支部の交通指導員全員を市の交通指導員として市長が委嘱をして活動をいただいておりますが、市独自の交通指導員を配置すべきではないかといった声が上がりました。市と安全協会の校区支部長によりまして様々な角度から議論を重ね、現在の人吉市交通指導員制度が平成3年度からスタートしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、市の交通指導員の年間経費と人員数の内訳についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

平成3年度の発足以来、令和元年度までは市の交通指導員は非常勤特別職という立場でございましたが、地方公務員法改正により、令和2年度からは会計年度任用職員として職務に当たっていただいております。経費といたしましては、出動時間への時間給として報酬を支出しております。令和3年度の実績でございますが、16人分の報酬が69万3,016円、令和4年度は令和5年2月分までの実績となりますが、13人分の報酬が54万2,278円となっております。

また、予算といたしましては、活動に必要な備品購入費を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨災害の影響により、イベントの中止が相次いだことから、活動に伴う報酬は少なくなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 以前、市の職員で交通指導員を兼任し、本来の業務に支障をきたさな

いかと心配する声もありましたが、現在はどうなっているのか。そしてまた、定足数を満たしているのかということでお尋ねをいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

以前は毎年2名から3名程度の職員が交通指導員を兼任しておりましたが、令和4年度から交通指導員を兼務している職員はございません。交通指導員の定足数でございますが、人吉市交通指導員設置規則では、指導員は25人以内とされています。先ほど経費の実績でお答えしましたが、令和3年度の交通指導員が16人、令和4年度が13人となっており、定足数を大幅に下回っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、人吉市の交通指導員のように、よその自治体が独自に交通指導員を持っているところがあるのかということでお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

政令市である熊本市を除く13市の状況でございますが、八代市、水俣市など9市では地方公務員法改正を受け、交通指導員は有償ボランティアとして活動されています。有償ボランティアとは、本市のような会計年度任用職員といった雇用形態ではなく、身分については一般の方となりますが、市内在住の20歳以上で交通安全のための必要な指導力があるなどの要件を満たす方に市長が委嘱するとなっており、活動に対しての謝金が支払われます。法改正以前からの指導員が引き続き活動をされているほか、交通安全協会支部長や行政区長からの推薦などにより人員を確保されているとのことでございます。

業務内容としましては、本市と同様に毎月の交通安全日、1日、10日、20日に1時間程度の早朝街頭指導、市主催イベントでの交通指導、小学校への交通安全教室出動が主な業務となっています。なお、荒尾市では、交通指導員制度はなく、市職員が交通安全推進委員として任命されており、山鹿市においては、非常勤の特別職として任用、玉名市においては、個人への委託という形を取られています。

また、人吉警察署管内、これは人吉地区交通安全協会の管内になりますけれども、警察管内の町村では錦町、山江村、五木村が交通安全協会指導員へ委嘱、球磨村が交通安全協会と委託契約、相良村は交通指導員の委嘱なしとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、市の交通指導員から民間、あるいは交通安全協会への業務委託についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり、市の交通指導員は平成3年に発足し、現在まで毎月

の交通安全日の立哨活動や様々な市主催イベントの交通安全確保、交通整理等の活動を続けておられます。しかし、近年では新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨災害の影響により、本市主催の様々なイベントが縮小、見直しを余儀なくされ、市交通指導員の活動機会が大幅に減少しています。地域の様々な役の担い手が不足している状況の中、市の交通指導員の高齢化が進み、確保について厳しい状況が続いています。現在、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況が変わってきており、中止されていたイベントの再開や新たなイベントの開催が増加することなどが予想されますが、従来のような対応は困難であると考えられます。議員御指摘のとおり、今後は様々なイベントの交通安全確保業務の民間への業務委託や人吉市の交通指導員と人吉地区交通安全協会の交通指導員の合併統合なども一つの方法として認識しているところでございます。市交通指導員、人吉地区交通安全協会の皆様をはじめ、関係機関、団体等と緊密な連携を図りながら、交通事故のない安全で安心な人吉市を実現していくための組織づくりを早急に調査研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの答弁で民間への委託、あるいは交通安全協会との合併統合等を早急に進めたいとの答弁でございました。ただいま行われております春闘における満額に近い回答をいただいたような答弁でございました。行政改革、行政の無駄を省く運営でも早急に進めていただくことを要望し、この質問を終了します。

次に、球磨川左岸河川管理用通路についてでございます。こちらもぜひ満額回答を期待し、質問をしたいと思います。

最初、現在、国土交通省管轄の球磨川左岸の河川管理用通路が、人吉橋から葬祭場愛掌殿までが開放中でございます。直線道路でもあり、この南側にあります市道灰久保線、あるいは市道灰久保地内1号線の二つの市道が狭所で見通しも悪いことから、この二つの市道の代替道路としてこの球磨川左岸の河川管理用通路を多くの歩行者やドライバーが利用されております。この河川管理用通路はいつまで開放されるのかということをまずお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

人吉橋左岸下流の河川管理用通路につきましては、平成30年度に国土交通省が球磨川の堤防整備事業として整備され、車止めについてはこの堤防整備事業の際に設置をされております。現在、車止めについては取り外して堤防ののり面部分に仮置きをしてある状況でございます。車止めが取り外されました時期は、令和2年7月豪雨災害時でございます。その後、解体や片付けのため工事用車両の往来が長期間あったことから開放されていたところでございます。なお、今年度末をもって車止めを再設置する旨お聞きをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、この河川管理用通路は葬祭場愛掌殿から下流のひまわり亭までは市道矢黒地内6号線が都市計画道路として市道に認定されております。地元では人吉橋から葬祭場愛掌殿までの左岸の河川管理用通路を市道に認定し、常時通行を可能にしていきたいとの声があります。そこで、まず市道認定の要件、これについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本市の市道認定の要件につきましては、人吉市道認定基準及び廃止基準要項において認定の対象となる路線の種類、認定基準等が定められており、主なものといたしましては、対象道路の幅員が4.0メートル以上であること、縦断勾配が12.0%以下であるということのような要件を満たすものでなければならぬと定められております。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、この河川管理用通路を市道に移管することに対する国土交通省の考えはどうかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

当該河川管理用通路の管理者でございます国土交通省との協議の際には、市道として認定することについては前向きに協議を進める旨の御発言があつているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの回答で国土交通省は市道認定には前向きという回答でございました。しかし、市としては市道に認定するにはハードルが高いという回答であつたと思います。しかし、この河川管理用通路の市道認定の問題は、河川管理用通路の南側にあります、先ほど申しました市道新町灰久保線、あるいは麓町矢黒線の道路整備事業が遅々として進まない状況をどうにかしてもらいたいと、いつも地域住民の皆さんが思っておられて、そのことが河川管理用通路の市道認定という発想につながつたということを市としても強く認識をしていただきたいと思います。この市道認定の問題は、今後特に災害時に緊急車両の通行に関し、もう再燃することは必至でございます。特に、今回、松岡市長には質問しませんでした、人吉市道認定基準及び廃止基準要項、これですね。これにも市長が市道として必要と認めるのであれば、市道として認定できるとあります。私は、今後検討の余地があると思っていますので、今後の状況を見守っていききたいと、このように思っております。

では、次に復興まちづくり計画において、生命、財産を守る避難路の確保は最重要課題でもございます。昨日も2人の議員が質問をされておりました。また、市民からも避難路確保に対する関心が大きくなっております。

ところで、2月12日日曜日の復興まちづくり計画における避難路整備説明会、球磨川左岸地区では避難路ルートへの見直しなどの意見や出水時には市道麓矢黒線が冠水し、もしくはのり面が崩壊し、度々通行不能となることから、代替道路としてこの人吉橋から葬祭場愛掌殿までの左岸の球磨川河川管理用通路と、それから下流の矢黒地内6号線のひまわり亭までを避難路道路として整備してほしいとの意見が出ております。この要望は今年の2月の説明会で出てきたものではなく、もう令和3年度の地区懇談会でも要望が上がっております。復興まちづくり計画における避難路整備、要望状況の説明資料にも矢黒地内6号線が要望路線として記載してあります。そこで、まず避難路道路としての整備要件についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

避難路整備の要件といたしまして、国県道及び都市計画道路を除きます市が管理している市道、それから、復興まちづくり計画における要望路線、路線の現況幅員や道路の構成、災害時の不通リスク、指定避難所へのアクセスの項目で評価を踏まえた上で、復興建設部で現地確認を実施し、避難路整備路線を選定したというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 次に、出水時に度々冠水とのり面崩壊で通行不能になってしまう市道麓矢黒線付近住民からは、災害時に取り残されるのではないだろうかという危惧がございます。この市道麓矢黒線は、以前、間地区と矢黒地区、それに永野、戸越地区を結ぶ都市計画道路として計画された道路でございました。それだけ住民から市道の開路の要望が強かった市道でもございます。その市道麓矢黒線の代替路として人吉橋から葬祭場愛掌殿までの球磨川左岸の河川管理用通路を市道に認定し、それから下流の矢黒地内6号線のひまわり亭までを避難路として整備をしてほしいという地元の声がございます。この要望は先ほど申しましたように、令和3年度地区別懇談会でも川南地区の避難路整備要望としても上がっております。この地元の要望にどう応えていくのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

河川管理用通路を避難路として整備することにつきましては、復興まちづくり計画懇談会の中でも御意見をいただいているところでございますが、河川管理用通路を避難路として整備した場合は、球磨川本川と並行した避難経路になりまして、非常に危険を伴う恐れがあると考えております。本市としましては、球磨川に対してできるだけ離れていただくことで、安全な場所に避難すること。並びに浸水リスクがある河川横断をできる限り避けることが避難経路の在り方として最適であると考えております。避難路整備につきましては、まず指定避難所に直結する主要避難路等を優先に整備してまいりますので、議員御指摘の区間につきましては、今後の検討とさせていただきたいと存じます。

しかしながら、地域にお住まいの皆様の御意向、利便性の向上の観点から代替策といたしましては、一部道路拡幅が行われております河川管理用通路の南側にございます市道新町灰久保線、麓町矢黒線の道路整備を継続して進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの答弁から矢黒地内6号線のひまわり亭までの区間は、今後避難路として検討をしていくという答弁でございました。また、人吉橋から葬祭場愛掌殿の河川管理用通路の市道認定についてはハードルが高い。しかし、住民の利便性向上の観点から、代替案として一部道路拡幅が行われている河川管理用通路の南側にございます市道新町灰久保線、それに麓町矢黒線の道路整備事業を継続して進めていきたいとの答弁がございました。ただいま答弁をいただいた二つの市道、先ほど申しましたように、道路の整備事業がなかなか進まないの、河川管理用通路の市道認定の問題が住民から提起されたところでございます。この二つの市道改良については、大きな事業費も必要になってくると思います。しかしながら、麓町矢黒線は都市計画道路でもございますので、住民の利便性の観点から道路整備事業をスピード感を持って進めていただきたいと要望しておきます。

次に、避難路道路については生命財産を守る復興まちづくり計画に関わる最優先事項と考えます。それには住民の十分な理解が必要とも考えております。2月12日日曜日の復興まちづくり計画における避難路整備説明会（球磨川左岸地区）では、住民より矢黒地内5号線と国道219号の接点部分で避難路ルートの見直しの要望も出ておりました。

そこで、再度住民への説明会、意見聴取あるいは要望等に対して、今後どのように対処されるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えいたします。

今後の住民説明会等の考え方といたしましては、先般、復興まちづくり計画における避難路説明会でお示ししました整備路線の測量業務を行いまして、現地の測量成果をもとに避難路整備路線の地元住民の方々に御相談をさせていただきながら、安全・安心に利用できる避難路整備を計画してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番、田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま避難路のルート選定については地元住民の方々に相談しながら進めていくとの答弁でした。この市道認定、あるいは避難路選定の問題は市にとっても大変難しい問題とは認識しておりますが、事は市民の利便性、あるいは生命・財産につながることでございますので、十分に地元住民の納得いく形で進めていただくようお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。少々ストレスがたまりました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。9番議員の宮崎保です。今回は、地域デジタル通貨より現状と今後について、ゼロカーボン対策より太陽光パネル等の普及について、市民健診より利用状況について、また、市民の声より仮設店舗の活用についての4項目を通告しておりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

まずもって今月末をもって退職される職員の皆さん、大変お疲れさまでした。職員の皆様にはいろいろと多方面にわたり御指導いただき大変ありがとうございました。退職後は引き続き市のほうで勤務される方や、第二の人生を歩まれる方もおられると思いますが、今後も健康には留意され、市政発展のため、また地域発展のために御尽力されますことを願っております。

それでは、質問に入ります。人吉市の第6次総合計画に掲げるスマートシティの実現に向けた取組の一つとしてデジタル地域通貨を検討してきた、特に熊本地震、新型コロナウイルスの影響、令和2年7月豪雨災害の三重苦を受けた人吉市が持続可能な地域経済を目指す上で、地域・関係人口消費循環を可視化し、促進するための基盤構築し、人吉球磨地域において共通ポイントの発行を行うきじ馬スタンプ協同組合を発行母体とするデジタル地域通貨（通称きじまコイン）の提供を2021年12月6日から開始を決定した。構築に当たっては、デジタル通貨の基本的な機能となる決済インフラとして機能に加え、将来的な機能の拡張性があり、投資インフラや情報インフラとして活用、情報発信機能や市が抱える課題解決等へ活用も視野に入れたものが求められており、フィノバレーも様々な地域での取組が評価され、システムやサービスを稼働させるための基盤であるプラットフォームとして採用されたものであると聞いております。市長の所信の中で取組等について言われましたが、報道関係によりますと運用開始からの1年間で約9,000人増えたとの報道がありましたが、では、発行当初の12月と昨年12月の登録者数についてと利用店舗はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

令和3年（2021年）12月末のアプリの登録者数が7,056件、登録店舗数が60件に對しまして、令和4年（2022年）12月末のアプリ登録者が1万2,277件、登録店舗数が100件となっております。増減状況としましては、アプリ登録者が5,221件の増加、登録店舗が40件の増加でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今回の答弁の中で開始の月の12月6日から30日まで、1か月間にして7,000人以上の登録があったということで、これを1日で割ってみますと登録者件数は約280件となるようです。それと、昨年1年間、登録者は1日平均14件とかなりの差があっております。これは「昨年12月の総人口の3万7,031人に対しての分」でありますので、約40%くらいとなるようです。

また、登録店舗数についても100店舗ということで、これについても60店舗からあまり増えていないような感じがありますし、やっぱり地場産業の減によるものではないかと考えております。

それでは、デジタル地域通貨きじうまコインのアプリのダウンロード数は1万2,000件を超えているということですが、このプレミアムポイントがないときの利用状況についてはどのような状況だったのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

アプリのプレミアムポイントがないような、いわゆる日常的に利用されている方がどれくらいいるかということでございますが、プレミアムポイント事業の実施期間以外の月における利用者数の状況について御説明をいたします。当該期間は令和4年3月から令和4年10月でございますが、それにおける継続ユーザー、これは前月の利用者の方が次月も利用された方のことを継続ユーザーと申しますが、この平均が約200件となっております。つきましては、いわゆる日常的に利用されている方ということにつきましては、平均約200人ではないかと認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） やはりアプリのダウンロード数から見ると、プレミアムポイント事業のない日常については、かなり利用は少ないようでございます。月にすればそのようになるかもしれないけれどもそういうふうに感じられます。

それでは、アプリにチャージできる箇所は市内には何か所あるのか。またチャージできる箇所の周知はどのように行われているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

チャージできる場所についてでございますが、きじうまコイン事業を通じて独自に設置をいたしましたチャージ機につきましては、市役所本庁舎1階の市民のひろば、イスミ九日町店、サンロード瓦屋店の合計3か所でございます。その他、全国のセブンイレブンでチャージをすることが可能となっておりまして、本市におきましては市内に立地するセブンイレブン8店舗でチャージをすることができます。

チャージができる場所の周知でございますが、広報ひとよしに掲載をしております、令和4年度については毎月連載という形で設置場所に関わる情報を含め、様々な情報を掲載してまいったところでございます。その他、きじうまコインアプリ所有者に対しましては、直接情報が提供できるプッシュ通知でも周知を図ってきたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 市内では全部で11か所があるということでありまして、またセブンイレブンで全国どこからでもチャージできるということの報告を受けました。

それでは、ユーザー獲得に向けてプレミアムポイント事業を行ったということですが、その事業とはどのようなものだったのか。また、そのときのチャージ件数はどのくらいあったのか。また、金額的にはどうだったのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和3年12月にきじうまコインの運用を開始しましてから、合計3回のプレミアムポイント事業を実施してまいりました。まず最初は、導入当初の令和3年12月実施分でございますが、これは上限5,000円、プレミアム率100%で実施をいたしまして、チャージ件数が5,351件、チャージ金額が2,670万円となっております。

次に、令和4年10月実施分でございますが、上限は3,000円、プレミアム率30%で実施をしまして、チャージ件数が1,681件、チャージ金額が1,542万円となっております。

最後に、令和4年12月につきましては、上限5,000円、プレミアム率100%で実施をいたしまして、チャージ件数が6,694件、チャージ額が3,348万円となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） プレミアム率100%の2回と30%の1回を計プレミアムポイント事業の3回を行い、金額にして計算してみますと7,560万円ぐらいになるようです。チャージ件数は3回で1万3,726件。しかし、やはりこの中ではプレミアムの高いときほどチャージの件数が多くなっているように数字的にあります。

それでは、プレミアムポイント事業を行っていないときのチャージ件数とチャージ金額はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

プレミアムポイント事業のポイント付与期間以外の状況について御説明をさせていただきます。

令和3年12月から令和5年2月までの期間において、プレミアムポイントを付与していない月が12か月ございまして、当該期間のチャージ件数は2,034件となっております。月平均で約170件となっております。金額につきましては、同期間のチャージ金額が1,095万円で、

月平均で約91万円となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） やはり、これも見てみますと今の答弁の中でプレミアムポイント事業のないときの月平均は、一昨年12月に事業のあった分に対して約3%ぐらいになっているようであります。まだこれは単純には比較はできないとは思いますが、やはりプレミアムポイント事業に頼っているのが現状のように見えてきます。

それでは、プレミアムポイント事業を行っていないふだんの日常使用されている方が非常に少ないと聞いておりますが、状況についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

2回目の御質問にも関連するものと存じますが、利用実績を分析しましたところ、日常的にきじうまコインを御利用いただいている方の特徴として、食料品、日用品の買い物を地場のスーパーで行っている方については日常使いをされている傾向があることが判明しております。プレミアムポイント事業を実施されているときは、スーパーに限らず様々な店舗できじうまコインを利用されておりますが、日常的には地場のスーパーを御利用の方が日常使いをしていただいているという状況がございます。これにつきましては、スーパー以外の加盟店の周知が必要と考えておるところでございます。

具体的には、日常使いをしていただける方を増加する方策として、定期的に加盟店の広告をプッシュ通知により発信するなどをして、地場スーパー以外の加盟店の広告等をアプリ利用者に周知することが必要と認識をしているところでございます。これにつきましては、令和5年度以降取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の中で、やはりプレミアムポイント事業を行っているときと行われていないときの利用の仕方が違うと。日用品関係がやはりプレミアムポイント事業をしないときには多いという形の言われ方をしております。事業があった場合には、別の部分での利用があっているのではないかと分析をされているということですが、また様々なところでデジタル地域通貨きじうまコイン以外にデジタルによる決済が行われていますが、そのことに対して本市としての課題はどういうものがあるのかお尋ねします。

また、現在、特定健診を受診した場合には、きじ馬スタンプの50ポイント引換券を発行されておられますが、今後このデジタル地域通貨きじうまコインのポイントとして付与するような考えはないのか。

また、調べてみましたところによると、他の自治体では高齢化が進んでいるということで、

スマートフォンなどの利用が難しいということで、カードとも併せた利用しやすいような取組が行われているとのこと。本市として高齢化が進んでいるのでカードと併せた使用ができるような考えはないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

他のデジタル通貨と比較したときの課題でございますが、まずは、きじうまコインの特徴について触れさせていただきますと、加盟店の要件を人吉市内に本社、本店を持つ事業者に限定させていただいているかと存じます。これは地域内で経済を循環させる趣旨から実施しているものでございます。このような背景から全国的に大手が運営をしておりますデジタル決済につきましては、全国各地で利用可能な様々なものが流通しておりますが、きじうまコインは、そもそも地域内でしか利用できない仕様となっていることが他のデジタル決済との違いであり特徴でございます。

課題といたしましては、プレミアムポイント事業の実施期間中は様々な加盟店での利用実績があるのですが、当該期間以外については、スーパーでの日用品、食料品などの利用にとどまる傾向がございまして、加盟店でありますイスマ、サンロード様等でふだん買い物をされない方については、利用が減少する傾向がございまして。

また、特定健診の受診者に対しきじうまコインのポイント付与ができないかとお尋ねでございますけれども、令和5年度中の実施に向けて、現在、所管課と検討しているところでございまして、可能な限り早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、きじうまコインのカード型決済利用についてでございますが、きじうまコインで利用しているシステムと同じものを利用している他地域におきましても、スマートフォン決済とカード型の決済を併用した事例がなく、システム会社と協議検証が必要でございまして。今後、利便性を向上させていく上での一つのテーマとして、費用面との兼ね合いも含めまして検討してまいりたいと存じます。

以上、答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の中で特定健診のポイントについては協議をされていると、庁舎内ということ。これについても早い時期の実施をお願いしておきたいと思っております。

また、カードについては、まだ今のところ取り扱ってもらっているシステム会社のほうがそういう事例がないということで、これについてもどうなっていくのかは分かりませんが、できるだけできるような形をお願いをしておきます。

また、言われましたように、スーパーでの日用品、食料品などの利用にとどまる傾向にあり、そのスーパーでふだん買い物をしない方については利用があまり生じていないということと、またプレミアムポイントについては、もう先ほどから何回も述べられているように、かなりの実数が伸びていると、やはりほかのところでも使われていることがあるようです。

また、その利用を促すような仕組みを今後どんどんつくってってもらいたいと思います。

また、プレミアムポイント事業のときだけでなく、取組についてはどのように行っていくか考えているのか。それと、今後広まりが薄くなっていくのではないかという心配もしております。また、利用促進の一つとしてカード決済も、先ほどのようによろしく願いをおきたいと思います。

では、利用促進に向けて取り組んでいく必要があると思いますが、最後に市長にお尋ねします。どのように考えられているのかをお願いします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

本市は現在スマートシティ構想を推進するための方向性を定めた人吉市スマートシティ推進計画について年度内策定を目指し、現在、最終調整を行っており、当該計画においてきじうまコインの健康ポイント利用や市役所の各種手数料等での支払いに利用できる仕組みの構築についても触れているところです。なお、健康ポイントや市役所の各種手数料等での利用については、現在、実施に向けて準備中であり、令和5年度中には実施する予定としております。

経済部長がお答えしましたとおり、きじうまコインの特徴は加盟店が地域内に本社、本店を持つ事業者限定されるものであり、経済の域内循環を目指した取組でございます。域内循環には民間事業者間の商取引もございますが、そこに行政も関わることで、より域内循環の促進が図られるものと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今からいろいろな、例えば印鑑証明とかそういう形も利用するように令和5年度中には計画をしていきたいと。様々な部分でということでもありますので、この点についてはどしどし拡大をしてもらえるようお願いをしておきます。

しかし、やはりずっと今まで答弁の中で月平均が170件と、利用状況が単純に1日にしますと5件程度という形になるわけです。これを計算をしてみますとということでもあります。私もその1人ではあるのですが、市の職員の方でアプリのダウンロードはしているがふだんは利用している人が少ないと察します。利用しやすい、利用したいのであれば、月平均量もますます増えてくるのではないかと考えます。先ほどから言われたように、利用を促すような例、さっきも言われましたけど、そのほかに、例えばポイントを増やすとか、ただいま100円に対して1ポイントになるようですけど、ポイント感謝デーとかそういう形の取組も一つの例としてできるのではないかと考えております。その中でも、やっぱり30%、50%がプレミアムポイントもいいのですが、やはりふだんから自分たちですて地域の中でお金を回していくというような、そういう形の考えも必要だろうと思いますので、もう少し利用し

やすいような状況をつくっていくことによって、地場産業の活性化にもつながっていくのではないかと考えております。そういうことも含めた中、もう一步踏み込んだ議論をされることをお願いしてこの質問を終わります。

次に、熊本県は令和元年12月4日の議会でゼロカーボン宣言を行われています。取組については日常生活や事業活動で排出される二酸化炭素を可能な限り削減し、それでも残る二酸化炭素を森林等により吸収して排出量を実質ゼロにすること。これ以上地球温暖化が進まないように、ゼロカーボンに向けて一人一人ができることを積み重ねることが必要というものです。

それでは、この宣言を受けて人吉市としても宣言を行われていると聞いております。その宣言を行われた時期と宣言の内容についてはどのようなものだったのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えをいたします。

地球温暖化は日常生活や事業活動などに伴って排出されるCO₂を含む温室効果ガスの増加が原因であり、生態系や自然環境などに大きな影響を与える重大な環境問題の一つです。

本市におきましても令和2年7月、地球温暖化の影響による未曾有の豪雨災害を経験したことから、ゼロカーボンの視点に立った取組を推進する必要があると考え、令和4年3月22日に人吉市ゼロカーボンシティ宣言を行ったところでございます。

宣言の内容についてでございますが、本市が目指す環境像であります「安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」を実現するため、市民、事業者、行政が一体となって2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すとしているところでございます。

また、本宣言では四つの目標を設定いたしております。一つ目に、「人吉市から地球に貢献」といたしまして、民間事業者との包括的な協力・連携によるゼロカーボンシティの実現、サイクルツーリズムの推進等のソフト事業による取組、新市庁舎の省エネルギー対策や温室効果ガス排出抑制効果のある建築材料等を使用した西瀬コミュニティセンターの復旧、社会体育施設の省エネルギー対策、市立学校の脱炭素化等の公共施設の取組を目標としております。

二つ目に、「限りある資源を大切にし、有効活用を推進」といたしまして、市民・事業者が一体となった3Rの推進やごみ総排出量の抑制、汚泥の再資源化を目標としております。

三つ目に、「環境教育・学習の推進」といたしまして、人吉浄水苑施設見学による環境教育や市立学校における太陽光発電に伴う自校消費の可視化による環境教育、人吉市図書館におけるSDGsに関する蔵書の充実、身近な川の水生物調査、脱炭素社会づくりに貢献する製品の買い替えなどを推進するクール・チョイスの普及・啓発を目標としております。

四つ目に、「身近なところから率先行動、私たち市職員から始めます」といたしまして、照明の節電による省エネルギー化や環境に配慮した物品購入の推進、ウォームビズ・クール

ビズの実践、マイボトル持参の推進、エコドライブの推進を目標としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今言われた市民と事業者、行政が一体となって目指す環境像を実現し、美しいふるさとを未来につなぐために2050年までに総排出量をゼロにするという目的で四つの目標を掲げられているということです。また、この宣言をされたことにより環境大臣から賞状も受けられていると聞いております。また、調べてみましたら、環境省からの支援も受けられるようになっているようです。宣言をした自治体には、国から優先的に支援が受けられるメリットにつきましては、環境省ではゼロカーボンを加速するために計画立案から設備の導入まで一気通貫で支援をされているようです。具体的に言いますと、自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出等、現状の把握、見える化の支援、またゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオ等検討の支援、ゼロカーボンシティ位置づけに向けた地域の合意形成等の支援というこの三つがあるようです。そういうことがありまして、一番頭に浮かぶものには、太陽光発電がゼロカーボンについて私の中では出てきます。

それでは、本市が太陽光パネルを設置されているところもあると思います。私の家もしていますけれど、一般の家庭における普及はどうなっているのか。また、公共施設において設置状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

本市の一般家庭における太陽光パネルの普及率についてでございますが、本市単独で普及率に関する調査は行っておりませんので、熊本県内における住宅太陽光パネルの普及率を熊本県に確認いたしました。その結果、令和2年度末時点において15.9%でございまして、当時、全国2位の普及率となっております。これは熊本県が新エネルギーの普及促進、県内産業の振興、温室効果ガス削減等を目指し、平成21年度から平成25年度において実施した住宅用太陽光発電設備導入のための補助事業により県内の普及率が向上したものと考えられます。

なお、本補助事業は太陽光発電システムの価格が大幅に低下したことや新築住宅への設置が一般化するなど、一定の成果を上げたとして平成25年度で終了しております。

公共施設における本市の太陽光パネルの設置状況につきましては11か所となっており、内訳といたしまして、小学校6校、中学校3校、給食センター、スポーツパレスとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の中で太陽光については一般家庭の設置については調査は行っていないと、県のほうでということでありましたけれど、やはりゼロカーボン宣言を出している

こともありますので、できましたら、これについても調査のほうは行ってもらうようお願いをしておきたいと思います。

また、言われましたように、太陽光発電システムの価格は大幅に低下したとか新築住宅への設置が一般化すると言われましたが、市民にとってはまだまだ高価なものであります。この点については再考をお願いをしておきたいと思います。

それでは、一般家庭に向けゼロカーボンに対する対策についてどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

ゼロカーボンの達成に向けては、市民の皆様の御協力が必要不可欠となつてまいりますので、脱炭素社会づくりに貢献する製品の買い替えなどを推進するクール・チョイスや省エネルギーに御協力いただければと存じます。

また、熊本県が実施する球磨川流域ＣＯ２削減住宅補助金がございます。本事業は今年度におきましては、令和５年１月３１日までの事業でございますので、募集期間は終了しておりますが、窓やガラス、断熱材等の対象建材費の３分の１まで、最大３０万円を助成する事業となっております。本事業を活用し住宅の断熱化を推進することで冷暖房を使い過ぎず、消費エネルギーを抑え、ＣＯ２を削減することができるため、本市におきましても広報ひとよしやホームページで周知するなど取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） ＣＯ２削減住宅補助金というのがあるということですけど、また本年の１月末日をもって終了しているということですので、県のほうにも来年度も継続されるように要望をお願いをしておきたいと思います。

また、先ほども述べましたが、太陽光パネルの補助金は平成２５年度で終了しているということでありましたが、先ほども言いましたように、本当にまだまだ市民にとっては高価なものであります。ゼロカーボンに対して取り組みやすいものでもあると思いますので、国・県に補助金の要望ができないかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

熊本県が実施しております球磨川流域ＣＯ２削減住宅補助金につきましては、引き続き、令和５年度についても計画があるようでございますので、本市といたしましても、本補助事業が継続されるよう熊本県に対し要望してまいります。

太陽光パネル設置に対する国の補助事業につきましては、環境省と経済産業省の連携補助事業がございます。この事業は、新電力会社などのエネルギーサービス事業者が一般家庭や事業所などにおいて太陽光パネル及び蓄電池を新規に両方設置する場合に対象となる補助事業となっており、補助対象者につきましては、一般住民ではなくエネルギーサービス事業者

となります。事業の例といたしまして、事業所が太陽光発電システムを一般家庭向けに無償で設置し運用保証を行います。太陽光パネルが設置されている一般家庭は事業者とエネルギーサービス契約を結び、使用した分の電気代を事業者を支払うこととなります。この際、支払う電気料については、一般的な電気代に含まれております再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整単価が含まれておらず、割安となる場合がございます。契約期間につきましては、10年から20年が想定されており、契約期間終了後には太陽光パネルが無償譲渡されるようでございます。補助金額につきましては、事業者が家庭用に設置した場合、太陽光パネル10キロワット未満の設置に対し最大50万円程度、蓄電池につきましても10キロワットアワー未満の設置に対し最大52万円程度の補助となり、いずれも事業所に対する補助でございます。熊本県においては太陽光パネル設置における補助制度は現在ございません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の中で補助については環境省と経済産業省のほうで連携した補助があるということで、これについては一般家庭でなく新電力などの会社の事業者が行った場合についての補助金ということですが、やはり、何回も申し上げるように、本当にまだまだ高価なものであります。やはり自分のところにつけてしまうと、設置したについても結局は電気代を払わなければならないということは今までの状況と全然変わらないとなってくると思いますので、この分についても補助事業について再度お願いをしておきたいと思えます。また、太陽光発電の電気料金価格が買取期間が終了すると大幅に売電価格は減額されます。また、そうした中において、やはりそれを昼間の蓄電池に蓄電して利用したほうが経済的にもよろしいと考えますが、蓄電池に対して国・県の補助金についてはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

国が実施しております再生可能エネルギーの固定価格買取制度につきましては、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度となります。本制度では、議員御指摘のとおり期間終了後に売電価格が減額されるため、蓄電池を設置し蓄電したほうが経済的であるとの御意見があることは承知いたしております。

御質問いただきました蓄電池の設置に対する補助金でございますが、国及び熊本県に確認しましたところ、事業者に対しましては先ほど答弁いたしました環境省と経済産業省の連携補助事業がございますが、一般市民向けの補助事業は現在ございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） こちらの蓄電池についてもないということですので、これにつ

いても、やっぱり国・県のほうに補助について要望を出してもらうようお願いをしておきたいと思います。

そういった中で、10年、20年と経過をしていきますと故障とか使えなくなってきました。そういった太陽光パネルや蓄電池の廃棄処分の方法はどのようになっているのか。また、こういうものについては、多分、人吉球磨クリーンプラザへの持込みはできないと思いますので、その点についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

太陽光パネルや蓄電池の廃棄方法についてのお尋ねでございますが、太陽光パネルには有害物質が含まれていることがあり、また、蓄電池は発火、発熱の恐れがあることから、人吉球磨クリーンプラザでは受入れができず、産業廃棄物として専門業者に処理をお願いしていただくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 多分そうだろうと思っていたんですけど、やはりこれを処分するといふとかなりの額がかかってくると考えられます。この点もありますので、やはり設置時のリサイクル料とかを県と国のほうにされていくようお願いができたらと思っております。

また、その中で、最後になりますけれど、人吉市としてゼロカーボンシティ宣言をしているわけですので、人吉市として太陽光パネル設置や蓄電池を設置する際に、市独自としての補助金を出すような考えはないのか、そのことについてお伺いいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

熊本県内におきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、令和2年度末時点において全国2位の太陽光パネル普及率となっており、高水準となっているところでございます。本市といたしまして、太陽光パネル及び蓄電池の設置に伴う補助事業については、現在、予定がございませんが、ゼロカーボンの視点に立った取組が世界で進む中におきまして、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの導入はその一助となることから、国及び熊本県のゼロカーボンに向けた取組の動向や本市の財政状況等についても勘案をしながら検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今ある程度前向きな発言と捉えたいと思いますので、ぜひともそのことについて検討をお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。市民健診についてですが、市民健診の受付を3月3日まで行われていましたが、令和3年度と令和4年度の特定健診とヤング健診の対象者と受診者はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

ヤング健診と特定健診の受診状況につきまして令和３年度と令和４年度の対象者数、受診者数、受診率をそれぞれお答えいたします。

まず、ヤング健診でございます。令和３年度の対象者数1,555人、受診者数231人、受診率14.3%。令和４年度は、対象者数1,438人、受診者数271人、受診率18.8%でございます。

次に、特定健診でございます。令和３年度の対象者数5,237人、受診者数2,352人、受診率44.9%、令和４年度は暫定値でございますけれども、対象者数5,036人、受診者数2,263人、受診率44.9%でございます。

ヤング健診の受診率は対前年比で4.5ポイント上昇しております。

また、令和４年度の特定健診の受診率は令和５年の秋ごろに確定いたしますが、暫定値が令和３年度の確定値と同率でございますことから、ヤング健診同様、前年度より上昇する見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） パーセント的には上がっているようですが、分母のほうが少なくなっていることでパーセント自身が上がっているような状況ではないかと思います。まだ半分にも達していないということで、やはり高い水準にあるとは考えられないのではないかと思います。

それでは、人吉球磨市町村における受診率はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

ヤング健診は実施していない町村もございますので、国が実施を義務づけております特定健診の令和３年度受診率の比較でお答えいたします。球磨郡内の９町村の特定健診受診率につきましては、いずれも50%を超えておりまして、最も高い五木村は78.5%でございます。次が山江村65%、３位が錦町64.7%、４位が相良村63.7%、５位が水上村61.7%、６位多良木町60.7%、７位あさぎり町58.3%、８位湯前町56.3%、９位球磨村50.3%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） すみません、それでは県下14市についてはどのようになっているのか、ベスト３というか、人吉市はどのくらいのところにあるのかということについてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

県下14市につきましては、１位が阿蘇市で50.4%でございます。２位は人吉市44.9%、３位山鹿市の43.7%でございます。本市の令和３年度受診率44.9%は人吉市としましては過去最高でございます、令和２年度を除いてはこれまでも県下14市において２位の受診率とな

っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） 人吉球磨においては全部の町村が50%を上回っているという状況であり、最下位の９位のところにつきましては5%以上の差があると。

また、県下14市においても最高のところが50.4%ということで、人吉球磨で９番目のところとほとんど変わらないという状況にあると報告があつています。しかし、その中において、市としては14市については人吉市は２番目にあるということですが、まだまだこれについても高い水準ではないと考えられます。

それでは、今年は３月３日までの申込みということで、申込用紙を対象者のほうに送付をされていると思います。令和４年度の申込みの送付数と返却数についてお尋ねします。

また、受診をしないと回答のあった理由についてもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

令和４年度の市民健診申込書の送付数は２万3,732件、返信数は１万2,233件、回収率は51.6%でございます。

また、令和４年度の特定健診申込書の送付数は国民健康保険被保険者のうち40歳から75歳未満の方が対象となりますことから4,979件、返信数3,414件、回収率68.6%でございます。

受診しない理由につきましては、治療中、通院中が９％、職場で受診するが４％、申し込まないが3.7％、人間ドックを受診するが3.4％、未記入者11.7%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） 回収率についてはかなり上がっているとは思いますが、まだまだ回収をするために工夫が必要になってくるのではないかと考えます。

また、今言われましたように、受診をしない理由として申し込まない、また未記入が15%を超えております。この申し込まない理由などの調査については再度追跡調査などを行う必要があると考えております。そういった中において特定健診受診についての人吉市としての状況と把握分析はどのようにされているのか。この点についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

特定健診の受診率は平成26年度の39.6%から年々微増傾向でございまして、平成29年度は42.1%と40%を超え、令和２年度は７月豪雨災害とコロナ禍により32.9%と落ち込みましたが、令和３年度は44.9%と、先ほども申し上げましたが、過去最高の受診率となっております。特定健診の未受診者対策を優先課題と捉え、令和３年度から受診勧奨業務を受託した業者からの文書による受診勧奨、また、保健センター職員による未受診者への家庭への訪問による受診勧奨など受診率向上に向け取り組んでおります。課題といたしまして、40代、50代

の若い世代の受診率が低い状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 令和4年度については分析をされているようです。では、令和4年度のも踏まえまして、令和5年度の受診率をアップするためにどのような取組を考えておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

若いうちから特定健診を受診いただくことで市民の皆様自らの健康状態を知っていただき、病気の早期発見、重症化予防につながるものと考えております。今後、健診の申込みがない方に対し、保健センター職員が家庭訪問や電話による受診勧奨を実施し、併せて、医療機関受診中の方で血液検査等のデータを市に提供することで、特定健診受診とみなす情報提供事業を人吉市医師会検診事業部や受託医療機関の御協力をいただきながら、これまで以上に未受診者への周知を図ってまいります。さらに、平日は仕事等で健診を受信できない方のために、休日に特定健診が受けられる検診車での健診を引き続き実施いたします。

また、日曜日の医療機関での健診実施につきましては、人吉市医師会に御相談をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 令和5年度の実施について報告をいただきました。

また、受診者の方について病院での受診を望んでいる方も数多くおられると思いますので、医師会と連絡を取られまして、勤務等のやりくりとかいろいろ問題もあるとは思いますが、できるだけ休日の受診ができるように強く働きかけてもらいたいと思います。

それでは、ここで受診率アップのために取組を行われております二つの自治体について紹介をさせていただきたいと思います。

一つの自治体では、主な取組としてアンケート結果で未受診者理由別に応じた受診の推奨、医師会との連携による特定健診受診場所の拡大や情報提供事業の展開と医療機関から市への報告等です。また、各地区の保健環境委員及び保健環境委員の育成と活用、多分これは健康推進委員のことだと思います。それをするために、その基盤づくりとして組織の再編による事務局体制の強化、担当保健師による組織内外からの予算の獲得、未受診理由のアンケート調査、地域格差の検討などによる健診の実態の把握。

また、もう一つの自治体では、未受診者を受診への主な取組としましては、限られた予算、少人数体制で実施可能なターゲット、これについては未受診者の方のことです。ターゲットというのはですね。の選定を選び、はがきによる個別勧奨、勧奨用はがきに手に取って誰でも読んでもらうような色とかレイアウトを行いながら、その上にメッセージを載せ、工夫を

して医師会健診センターとの連携による受診環境の段階的整備、拡大など取組を、このようなことを自治体のほうでは行われているようです。こういうことを平成25年ぐらいから行われているということでもあります。また、このことによって受診率はかなりアップしているということを紹介をされておりました。

その中で、受診者の方の中に人間ドックを受けたいと思っておられる方も数多くおられます。そこで、人吉球磨において人間ドックについて費用の補助を出されている自治体はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**洲上麻美君**） お答えいたします。

人吉球磨圏域の市町村のうち人間ドック検査に要する費用を一部助成している自治体は、球磨村を除く8町村でございます。本市におきましては、平成30年度から人吉市国民健康保険人間ドック助成金交付要項に基づき、特定健診受診率向上のために検査データを提供いただくことに対して助成をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 9番。宮崎保議員。

○9番（**宮崎 保君**） 球磨村を除く部分でと言われておりましたが、では、本市でもう出しているということではありますけれども、補助金はどのくらい出されているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**洲上麻美君**） お答えいたします。

人吉球磨管内で人間ドック検査に要する費用補助を実施しております町村の令和4年度の状況につきまして、町村名、補助額等の順にお答えいたします。

まずは、国民健康保険の被保険者を対象としている助成に関しましては、錦町は男性3万円、女性3万5,000円、多良木町は、男性2万7,000円、女性3万6,000円、五木村は自己負担額を男性1万円、女性1万4,000円とされております。山江村は受託健診機関へ直接健診料の7割を委託料として補助、水上村も同じく健診料の8割を助成しておられます。対象者を国民健康保険の被保険者と限定しないで助成しているのは、あさぎり町は40歳から74歳を対象に、男性1万円、女性1万4,000円、相良村は、先ほどと同じく受託健診機関へ直接健診料の7割を委託料として、湯前町は30歳から74歳を対象に、同じく7割を委託料として助成をされておられます。

本市におきましては、先ほど答弁いたしましたように、平成30年度から人吉市国民健康保険人間ドック助成金交付要項に基づき、40歳から75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に、特定健診とがん検診1項目以上の検診結果を市に情報提供をいただいた方に対しまして5,000円を助成しております。助成の実績としましては、平成30年度10件、令和元年度20件、令和2年度21件、令和3年度28件と微増傾向にございます。この助成制度をより多くの方に御利用いただくため、令和5年度におきましても、現在の助成額での助成を予定しております。

すが、県内の自治体の助成状況等を考慮し検討をしてみたいと思います。また、今後もこの制度の周知、啓発に努めてみたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今言われましたように、球磨郡の町村では特定健診とは結びつけずに委託料や補助金ということで出されているということでもあります。しかし、人吉市としては平成30年度からなんですけれども5,000円を出している。しかし、市としては特定健診の情報提供をいただいている方には出しているけれども、特定健診の情報を出してもらっていない人には助成金は出していないということだろうと思います。やはり、これは特定健診率を上げるための一つの策かもしれませんが、人吉市国民健康保険人間ドック助成金交付要項に基づき出されているということではありますけれども、やはり人間ドックを受けたいという方がかなりおられるのではないかと察しますので、これについては特定健診とは分けて考えるべきではないかと思っております。そのことについての議論は庁舎内でお願いをしておきたいと思います。

また、他の町村では1万円から3万5,000円の委託料とか、7割、8割とかとされておまして、五木村については自己負担額を1万円から1万4,000円と、男性と女性で違うわけなんですけど出されています。人間ドックの相場は大体3万円から7万円ぐらいと言われていようです。検査には多額の費用がかかりますので、球磨郡の町村に負けないぐらいの助成金を増額されるように、これもまた前向きな議論をお願いをしておきたいと思います。

こうした中で、健康に向けた分で医療相談アプリというのがありますので、これについて紹介をしておきたいと思います。HELPO（ヘルポ）という医療相談アプリがあります。これは住民の健康医療相談に24時間、365日、インターネットを含むコンピューターネットワーク上の通信回線を利用したリアルタイムコミュニケーションで、「雑な」の意味もあるようですけどチャットで対応する仕組みだそうです。2025年度を目前に控えた現在健康なまちづくりは、全国の自治体に共通する目標であると思います。しかし、医療の分野でもヒト・モノ・カネにかかる支援の資源・資産、すなわちリソース不足が起きております。さらにコロナ禍が拍車をかけ人々の不安が増しているのが実情で、この地域については面積が7割の中山間地域で、健康医療サービスを受けづらい地域も多かったということで、必要なときに必要な健康、医療サービスが受けられる体制づくりが喫緊の課題であったということでもあります。ここについては、ソフトバンクとヘルスケアテクノロジーズからの提案がありまして、全サービスが24時間、先ほども言ったように365日対応できるということで、地域の医療サービスの充実ができる内容の提案だったということもありまして、採用の検討をする中で、これまで地域課題デジタル技術の活用と解決するスマート社会推進課というのをつくられまして、その中で一気にしようということで、加速をしようというふうなことです。そういうこ

とによってHELPOを導入したということですので、本市としてはこのHELPOについてのデジタル技術によるスマート社会を推進しておられますので、検討してみたいかなものかと感じます。

これで次の質問に入ります。それでは、現在、駅前広場だけにありますモゾカタウンの仮設商店街についてですが、現在の入居者数の状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉駅前のモゾカタウンについては、テナント数が23か所、くまりばのモゾカタウンについては3か所、合計26か所の入居スペースはございましたが、くまりばのモゾカタウンについては令和5年2月中旬に撤去となっており、残すは設置予定期日が令和6年1月末の人吉駅前のモゾカタウンのみとなっております。

人吉駅前のモゾカタウンの入居状況でございますが、現在、営業されている店舗が15店舗でございます。当該店舗につきましては、現時点で喫緊に新たな店舗での再開を予定されている事業所はございませんが、再建先のテナントを探されている事業所や被災した事業所の本格的な再建が遅れているなどの事業所でございます。つきましては、この15店舗については令和5年7月以降も引き続き入居を予定されているということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） やはり再建するにはかなりのお金、財政的な部分も必要になってくると思いますので、やはり再建については遅れが出ているような感じがあります。そういった中で15店舗がまだ入居をされているところで、1年間の延長を決めたということでありましたが、その中でもまだ空き店舗等があるようでありまして、その空き店舗等が利用するための利用条件等はあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

仮設商店街事業の目的は被災された中小企業、小規模事業者の早期の事業再開のため、店舗、事務所等の集合型仮設施設を整備するものでございます。つきましては、本復旧に向けたステップとして、仮設商店街の事業終了期間までに本格的な事業再開を目指してもらうことを目的とした施設でございますので、令和2年7月豪雨の被災によって事業場、あるいは周辺のインフラが損壊をし、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業、小規模事業者であることを入居要件とさせていただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 目的や要件について今までも述べてもらっていますが、退去された後の空き店舗の有効活用等について考えがあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

空きテナントの活用についてでございますが、これまで2回にわたり入居事業者の募集をかけてきたところでございまして、1回目の募集につきましては、2店舗が新たに入居をされた経緯がございます。2回目の募集におきましては応募がなかったところでございますが、お問い合わせについては数件あったところでございます。なお、設置期限が次第に迫ってくる中で、期限や入居要件等をよく御理解をいただいた上ではございますが、今後も引き続き募集をかける予定はあるところでございます。その他テナントの利用につきましては、モゾカタウンの入居者を会員としたモゾカ会が主催するイベントにおきまして、一時的に活用するなどの事例がございましたが、以前の御質問にお答えしましたとおり、当該施設の設置趣旨、これを踏まえまして、原則モゾカ会会員以外の方への貸出しは行っていないところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） それでは、入居者自身がイベント等をされたときにしたという事例はあると。しかし、それ以外は原則として貸出しは行っていないということであります。

それでは、被災された事業者の方々が土地はあるけれども建屋がやはり厳しいと、建てるのはですね、という意見などもあると思います。こういう建屋等を必要とされている事業所のほうにこのテナントを譲渡することはできないのか。そのことについて伺いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

必要とされる事業者に対して譲渡が可能かというお尋ねでございますが、人吉駅前、くまりば、共にモゾカタウンで使用しました建屋につきましては、人吉市とリース会社とのリース契約となっておりますところでございまして、事業期間終了後はリース会社へ返却することとなっております。つきましては、人吉市から譲渡するということはできないこととなっておりますところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今終了したら、私としては建屋についてはそのままではもったいないので、例えば、建設型なんかは市の住居としてそういった形で応急仮設などありましたので、そのような形の使い方ができないのかということでの質問でありました。しかし、市とリース会社との契約をした場合にも会社に返さなければならないということについて知りませんでしたので、この件についてはお願いして、しかし、事業者のほうから利用の要望等があったら、積極的に市のほうとしても相談に乗ってもらってというようにお願いをしておきたいと思っております。

それと、最後ですけど、令和2年7月の豪雨災害から早いもので2年8か月が過ぎましたが、まだまだ復興に向けて道半ばまでは行っていないように感じます。人口についても昨年

12月で、先ほど言いましたように3万731人となっており、人口の流出や過疎化に歯止めがかからない状況になっていると思います。そういった中で、やはり事業等を行う中では前例がないなどといったことを言うのではなく、どのようにしたらできるかという、できない理由を考えるのではなくて、どうしたらできるかを考えてもらい、スピード感を持った取組を要望し一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで9番、宮崎保議員から発言の申出がっておりますので、これを許可します。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 本日の午前中の私の一般質問の地域デジタル通貨についての項目の質問の中で、「昨年12月の総人口の3万7,031人対しての分でありますので」と申し上げましたけれども、正しくは「昨年12月の総人口の3万731人に対しての分」でありますので、訂正をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申出につきましては、これを認めることいたしますので、御了承をお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、一般質問を続けます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁です。

それでは、早速、通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問は2項目です。1項目めは、令和2年7月豪雨災害の生活再建等、今後の支援について、2項目めは、子育て支援についてです。

さて、去る3月4日に市内中学校の卒業式が執り行われ、私は第一中学校の卒業式に出席させていただきました。このたびの卒業生は小学校卒業を間近に控えたときに、新型コロナウイルスが発生し、小学校卒業式は在校生に見送られることもなく、中学校に入学してもまた休校となり、集団宿泊も修学旅行も延期に延期を重ね、またようやく登校できたかと思うと豪雨災害に見舞われ、我慢ばかりを強いられてきた3年間だったのではないかと思います。

しかし、卒業式典においてはマスクを着用しながらも全身で歌う姿や、それを見守る保護者の皆様を拝見しながら、胸が熱くなる思いがいたしました。3月13日よりマスクの着用が緩和されます。子供たちがマスクを外し思い切り歌い、笑い、談笑しながら給食時間を過ごせるようになることを切に願います。

さて、マスクが緩和されることに触れましたが、マスクによる弊害としてコミュニケーションが取りづらいなど、報道も含め様々な場所で話題に上げられます。コロナ禍により人と人とが対面で会うことや大勢で活動することが制限されてきました。そのたびに「コミュニケーション不足」という言葉が出てまいります。いかに人は人との関わりを求めているか。人は一人では生きられないということだと思います。

そこで、今、相良町に120戸分の災害公営住宅が建設中であり、いよいよ仮設期の支援から自立へ向けてへの支援の時期を迎えました。被災をされ、多くの心の傷をお持ちの方々が仮住まいからやっと定住の場が決まり、安堵されていることと思います。やはりいつになるか分からないというのが一番の不安材料です。令和6年1月には引っ越しができるという目標ができたことは、次のステップへ踏み出す元気と勇気になるのではないかと思います。しかしながら、今までとは違う町内であったり、仮設住宅やみなし住宅等でやっと築いてきたコミュニティーと離れなければならず、不安が大きいというお声も聞きます。

そこで、災害公営住宅の入居前からのコミュニティーづくりが大切と考えますが、入居前と入居後のコミュニティーづくりの計画があるのかをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

災害公営住宅のコミュニティー形成に関しましては、東日本大震災や熊本地震など、これまでの大規模災害における各自治体の取組を参考にし、現在、検討を進めているところでございます。災害公営住宅相良地区の入居前の取組といたしまして、まずは入居者による団地内の自治組織の発足の準備を進めております。

また、建設地であります相良町の町内会長と町内及び団地内のコミュニティーに関する協議を継続して実施しており、地域と連携したコミュニティーの形成を目指してまいります。そのほか、完成した住戸の内覧などを計画し、入居者同士が顔を合わせる機会を創出していきたいと考えております。

入居後の取組につきましては、今後、各部署及び関係団体と協議を行うとともに、現在、熊本県議会に上程されております球磨川流域復興基金の災害公営住宅等コミュニティー形成支援事業の活用を検討しております。この支援事業は災害公営住宅の入居開始月から3年を過ぎた年度の3月まで申請可能でありまして、交付対象は災害公営住宅の入居世帯で構成された自治組織や災害公営住宅が属する地域の自治組織となっております。

支援対象経費としては、災害公営住宅等の地域コミュニティーに資する活動経費として見守り活動費用や住民イベントの開催費用、集会所で使用する備品等の購入となっております。

これらの支援事業の活用を検討しつつ、被災者の皆様が手を取り合い、地域に溶け込めるよう、今後も住民主体のコミュニティー形成を促進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 県の球磨川流域復興基金を利用した災害公営住宅等のコミュニティー形成支援事業の対象は、公営住宅の住民や地域の自治組織ということですので、申請からまた支援事業が終了しましても、人吉市としての息の長い支援をしていただきたいと思います。

次に、災害公営住宅入居者の孤立防止についてお尋ねいたします。先にも述べましたように、マスクの事例一つ取っても、人が生きていく上でコミュニケーションがいかに大切なものかというのが露呈されてきました。コミュニティーの形成が命を守ると言っても過言ではないと思っています。阪神淡路大震災から27年がたちました。兵庫県警のまとめによりますと、応急仮設住宅が使われた最初の5年間に孤独死した人が233人に上っています。また、復興住宅においても2000年から2021年の10年間で641人の方が孤独死をされたという報告が上がっています。また、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県においては、仮設住宅の孤独死が毎年増え続け、発災後5年で190人に上り、特徴的なことは、うち男性が72%と多くを占めているということです。また、年齢層も60歳未満が42%を占め、若い年齢層での孤独死が多いということも特徴です。昨今では、孤独死と孤立死との使い分けがされており、厚生労働省の報告書の高齢者等が1人でも安心して暮らせるコミュニティーづくり推進会議の中で、孤立死、つまり社会から孤立した結果、死後長期間放置されるような孤立死と説明が書かれています。令和2年豪雨災害前では近所づきあいやどこに何があるかという土地勘、生活の習慣がありました。しかし、豪雨災害後、生活ががらりと変わり、コミュニティーがリセットされる中で、特に高齢者は仮設という新しい環境に適応することが困難なこともあり、ストレスもあったかと思います。ようやく慣れたところに災害公営住宅への転居です。不安はいかばかりかと推察します。コミュニティー維持については地域単位や関係性のある人たちがまとめて入居できたらコミュニティーが維持されるというほど単純なことではありません。自治会が発足されると伺っておりますが、地域に相良町の住民として仮設住宅にお住まいだった方々を地域へお返しするということが重要だと考えます。

そこで、災害公営住宅の孤立の防止について本市の計画をお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

災害公営住宅入居者の孤立防止につきましては、先ほど答弁いたしました住民主体のコミュニティー形成及び地域コミュニティーとの連携などソフト面が最も重要であると存じますが、ハード面においても孤立を防ぐ対策を進めております。既に建設を進めております災害公営住宅相良地区につきましては、地域の方との接触機会を増やすために、敷地外周部に遊歩道を設置し、敷地中心部には支線と動線が交差する広場を整備予定でございます。建物に

つきましても相良地区は3棟建てでございますが、全ての棟の各階を渡り廊下で接続させ、利便性の向上と交流のつながりを重視するとともに単身世帯に入居いただく住戸を複数世帯が入居される住戸で挟むなどといった工夫がなされております。ハード面の対策を申し上げましたが、先ほど申し上げたとおりソフト面の対策も重要だと認識をしておりますので、これから関係部署と協議をし、検討をして進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ハード面で支線と動線が交差するような建設を進めていただいているということが、やっぱり市が寄り添ってくださっているのだなということの証しだと思います。本当にうれしく思います。

令和4年11月17日にカルチャーパレスで行われた人吉市令和4年度持続可能な地域コミュニティについての講演会において、「コロナ禍における地域活動と絆づくり」と題し、水津陽子さんの講演が行われました。その中で地域デビューの支援の例として、向こう三軒両隣の声掛け活動が高齢者の見守り、孤立死対策に有効だという話が幾度も出てまいりました。災害公営住宅がお一人暮らしの世帯を複数世帯で挟むようなつくりになっているということを知って、少し安心いたしました。仮設住宅においては地域支え合いセンターの手厚い寄り添いが行われており、特にお一人暮らしの方々への声掛けや引きこもり等がないような工夫がされています。先日の復興まちづくり特別委員会で、地域支え合いセンターの支援は85.08%が支援を終了しているとの報告がありました。令和3年12月の一般質問においても、地域支え合いセンターについて質問いたしましたが、そのときは48%の世帯が支援終了しているとの答弁をいただいています。改めて再建が進んでいることを実感いたします。

では、災害公営住宅に入居が決まったということは、住まいの再建が完了したということになります。地域支え合いセンターからの支援は受けることはできるのでしょうか。また、相良町の民生委員さんへ引き継がれることになるかとは思いますが、相良町に120戸も増えたとき、町内の人口の急増に対し、民生委員、児童委員さんが圧倒的に不足するのではないかと考えます。本市としてはどのように対応を考えられているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

民生委員、児童委員に関しましては、各自治体の定数が県の条例に定めてあり、昨年12月に全国的に一斉改選がございましたが、その前の年である令和3年度当初に県の定数調査が実施されました。民生委員、児童委員の役割として、地域の要援護者の見守り活動が上げられますので、地域別世帯数や見守り対象者の実情など、定数の是正の検討等の内容説明、民生委員児童委員協議会との協議を実施したところですが、被災した地域については、人口動態の予測が難しいため、民生委員、児童委員の増減についても現状を見込めないこと、また、定数増の意向がある場合でも町内会議で候補者が確保できるかどうかという観点も十分検討

を行った結果、現状維持にとどまる地域などもあり、市全体の定数増までには至っておりません。現在、応急仮設住宅等にお住まいの被災者が、再建先として災害公営住宅に入居された後も、当面は地域支え合いセンターの生活支援相談員が戸別に訪問を行い、困りごとなどの確認を行います。予定どおりに工事が進みますと、相良町の災害公営住宅が令和6年1月、東校区の災害公営住宅が8月から入居開始となりますが、支え合いセンターの定期訪問や自治会発足のための支援が想定されるところでございます。これらを踏まえ、民生委員、児童委員の次期一斉改選の早い段階から、特に対象となる地域には説明協議を重ねながら検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 災害公営住宅へ入居される方への心の支援として地域支え合いセンターの戸別訪問がしていただけるということはとても心強いです。しかしながら、永遠に地域支え合いセンターの支援が受けられるわけではありません。災害支援という意味合いから次のフェーズへ移行していくものだと、また移行していかなければならないのだと考えますが、今後、地域支え合いセンターの体制はどうなっていくのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

被災世帯の方々の再建が進んでおりますことから、令和5年度は地域支え合いセンターの委託料に係る生活支援相談員の人数や活動時間を縮小して対応する方向で考えております。これまでも支え合いセンターの支援対象者が住まいの再建が済まれたことのみで支援が終了することはございませんで、住まいの再建が済まれてからも再建先を訪問し、生活状況や困りごとがないかなどを確認しているところでございます。その中で何か支援が必要な世帯がいらっしゃる場合は、必要となる福祉や高齢者施策などにしっかりとおつながりをしているところでございます。災害公営住宅等へ入居される方へ対しましても同様でございまして、入居をもって支援終了とするのではなく、必要となる施策へおつながりしていくことになります。おつながりすることで対応する者がこれまでの支え合いセンター生活支援相談員からそれぞれの施策の担当者へ代わっていくものでございまして、関係機関でしっかり連携しながら取り組んでまいります。なお、地域支え合いセンターを閉じる時期に関しましては確定しておりませんが、被災した全ての方への支援のつながりが終了した時点で、地域支え合いセンターも閉所することになると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 災害という非常時から通常の福祉体制へ移行していくということはとても大切なことだと思います。どうかお一人お一人に最後まで寄り添っていただきたいと思います。とはいえ、地域は地域で支え合わなければなりません、民生委員、児童委員など

全国的になり手不足、担い手不足とされています。令和4年11月22日に行われました人吉老人クラブ連合会と厚生委員会との意見交換会でも、役員のなり手不足が深刻とのお話が出ておりました。災害後、20年、30年とたっても、孤立や孤立死の現状があるのです。必ず切れ目のない支援をしっかりと提供したいと思います。

先日、相良町の町内会長さんにお話を伺ってきました。町民が増えることは大変喜ばしいこととおっしゃっています。しかし、町民が増えることによる町内会の業務には不安がありますが、市と相談しながら進めていますと話されておりました。しっかり災害公営住宅が入居が始まる前から市が寄り添っていただいているということは、しっかりお話をされておりました。災害公営住宅への入居者の支援はもちろんのことですが、地域の方々への寄り添いも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次に、今から進められる建設型仮設住宅の集約についてですが、令和6年3月を予定に6か所に集約がされるということですが、今後の集約をどのように進めていかれるのか、計画をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

建設型応急住宅に関しましては、令和6年3月末で譲与していただくことで、現在、県と協議を進めているところでございます。県から譲与された後、間取りの変更や建具の取付けなど被災者の住まいの再建先として暮らしていただくため、市営単独住宅として改修工事等を行います。その後、現在お住まいの応急住宅等から転居していただくこととなりますが、転居先につきましては、昨年の1月から2月にかけて、建設型応急住宅利活用住宅入居希望確認書で申込みをされた希望住宅や入居者の生活状況等を踏まえた上で、今後、住戸割り付けを行ってまいります。

また、集約による引っ越しで御負担をおかけすることとなりますが、引っ越しができるだけ一度で済むよう、県や市の関係部署と協議、調整を図りながら整備計画を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 6か所に集約されるということなのですが、現在でも空き室が本当に目に見えて目立ってきているように思います。これがさらに災害公営住宅へ転居されたら、残された方々はぽつんぽつんと隣近所がいなくなった仮設住宅に住み続けなければいけません。そのような環境でコミュニティーが取れるのかが心配です。

では、現在の仮設住宅の入居状況と現在お住まいの方々へのコミュニティー支援はどのように継続していかれるのか、本市のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

2月17日現在での数字になりますが、全部の建設型応急住宅370世帯のうち、入居されて

いる世帯が191世帯で入居率51.6%となっているところでございます。その中でも空き室が多い住宅の入居率は、2月中に全世帯退去され、今月県へお返しすることになりました川上哲治記念球場仮設団地を除きまして、村山公園仮設団地の42.86%、下原田第一仮設団地の44.44%、下原田第二仮設団地の45.45%、石野公園仮設団地の45.95%、人吉城跡仮設団地の46.67%で、これらの建設型応急住宅の入居世帯は半分以下になっているという状況でございます。現在も建設型応急住宅に入居されている世帯は災害公営住宅や木造仮設の利活用住宅への入居、あるいは自宅の新築や購入などを予定されており、議員がおっしゃるとおり、多くの方の住まいの再建が進んでいる中、再建ができず仮設での暮らしをされていらっしゃる被災者数はだんだんと少なくなっているところでございます。この方々の支援に関しましては、これまでも地域支え合いセンターの生活支援相談員による戸別訪問によりお声かけをしながら困りごとなどを把握し、必要に応じて関係機関におつなぎするなど支援を行っているところでございます。

また、みんなの家でなんでも相談会やオープンカフェを毎月実施したり、各種ボランティア団体の活動支援を行うことにより、入居者のコミュニティ形成を支援しているところでございます。さらに、昨年11月には支え合いセンター主催イベントスマイルひろばを開催されたところ、再建済みの方も含めて多くの被災者にお集まりいただき大盛況となりましたことから、次年度もこのような取組を継続していきながら、応急住宅にお住まいの被災者の支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 本当に入居者はもう半数を切っていますね。それだけ再建が進んでいるという喜ばしい状況だと思います。しかしながら、引き続き入居される方々が寂しいとおっしゃるのも本音だと思います。令和2年7月豪雨災害から2年8か月がたちました。1日も早く仮設住まいではなく、地域へ再建をと願いながらも仮設住宅に集まることは懐かしさや困難な時期を共に過ごされた思いが強くおありなのだと思います。このような年1回のイベントも大切だと思いますが、孤立を防ぐためには日々のつながりが重要だと思います。

また、災害公営住宅と同じように、建設型応急住宅の集約前と集約後とそれぞれに入居者へのコミュニティ形成や孤立を防ぐ取組が重要であると考えます。同じような質問になりますが、本市においてはどのような取組が計画されているのでしょうか。さらに、集約後の地域でのつながりが大切だと考えますが、災害公営住宅と同じ質問になりますが、市営単独住宅となる6か所についてもそれぞれの町内の民生委員、児童委員が担当となるとと思いますが、町民の増加に対応できるのでしょうか。その対応はどのように考えておられるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

建設型応急住宅の利活用につきましては、先ほど御質問にお答えいたしましたとおり、令和6年3月末に県から譲与を受けてから改修工事を行い、市営単独住宅として整備を進めてまいります。入居前の段階から地域支え合いセンターの生活支援相談員が定期的に戸別訪問支援を行っています。市営単独住宅に入居されても、当面は戸別訪問で困りごとなどを確認したり、現在仮設住宅でも開催しているオープンカフェやラジオ体操など住民主催イベントと同様の取組で入居者が自然に集い、住宅内でのコミュニティ形成が図れるような支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、民生委員、児童委員につきましては、先ほどの御質問での答弁と同じになりますが、次期一斉改選までは現状どおりとなることから、今後早い段階から、特に対象となる地域には説明、協議を重ねながら、次期定数について検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 災害公営住宅も市営単独住宅につきましても、それぞれの地域に町民が急増するわけですが、民生委員、児童委員については、令和7年度の次期一斉改選までは現状のままということになりますね。先ほども申し上げましたが、新しく入居をされる方、地域の方共に、どうか切れ目のない長い伴走型の支援をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。今日は3月8日、国際女性デーです。国連も公認する女性の日となっています。もともとは女性の社会進出という政治的な意味合いが強かった国際女性デーですが、最近では幅広い意味で周囲の女性と自分をいたわる日にしようという感謝の日へと変化してきているそうです。実は、昨年3月の定例会の一般質問でも私は同じことを申し上げています。そして、その日から3回目、令和4年12月の一般質問に引き続き、子育て支援として小学校、中学校のトイレへの生理用品の常備について質問していきます。前回の質問において、市内校長会でもしっかりと協議を重ね、検討するとの御答弁をいただきましたが、その後の校長会ではどのように協議をされたのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

小中学校のトイレへの生理用品の設置につきましては、昨年6月から9月まで試験的に設置を行いまして、10月に女子児童生徒へのアンケートを実施いたしました。そのアンケート結果を11月の校長会議で提示説明の上、情報交換を行い、各学校に持ち帰っていただき検討をしていただきました。12月の校長会議におきまして、各学校で検討をしていただいた内容をもとに協議を行いました。その協議の中におきましては、試験的に設置した期間の児童生徒の様子、本当に必要な児童生徒への対応、養護教員の関わり方、性に関する指導の在り方、学校全体としての対応の在り方、ということなど様々な視点から意見が出されました。

また、市内9校の養護教諭が出席する学校保健担当者会議におきましても、継続的に協議を重ねてきております。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 現在も協議を重ねていただいていると受け止めました。

それでは、熊本県内の他市町村の生理用品の設置状況はどのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

県内の他市町村の状況につきましては、県内の人吉市外の13市と球磨管内の9町村の令和5年3月時点での状況についてお答えをさせていただきます。

まず、県内の13市につきましては、各小中学校の女子トイレに常備している市は熊本市、山鹿市、上天草市、合志市の4市で、阿蘇市は中学校のみに設置しているとのことでございます。市全体ではなく学校独自で設置している学校が幾つかあると回答があったのが八代市と菊池市の2市で、その他の6市は設置してございません。

次に、球磨管内の9町村の状況につきましては、あさぎり町と水上村が設置済みであり、山江村が令和5年度以降設置予定とのことでございます。その他の6町村は現時点では設置してございません。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） ほかの市町村が常備しているからとか、まだ4市だけなどと数の問題ではないとは思いますが数を伺いました。熊本市は小学校が92校、中学校が43校、山鹿市は小学校が10校、中学校が5校、上天草市は小学校が11校、中学校6校、合志市は小学校8校、中学校が4校、球磨郡内については皆さん御承知のとおりだと思います。

熊本県立では高校が50校、中学校3校において、令和4年10月より全ての県立学校で実施されております。熊本県教育庁県立学校教育局の資料によりますと、令和4年6月より試験的に県立学校6校において、これまでの保健室や職員室に加えカウンセラー室や教室に近いトイレにおいても生理用品の常備をされ、同年7月末に取られたアンケートの結果が公表されております。人吉市で昨年10月に取られたアンケートと比較してみました。県立学校の回答者数が536人、人吉市の回答者数が509人、回答数で言えばほぼ同等と言ってよいと思います。期間中に生理用品を使用した生徒の割合、県立学校14%、人吉市31%、生理用品の入手、購入に苦労している、県立学校9%、人吉市3.7%、そのほか人吉市では経済的理由として1.3%が上げられています。

また、県立学校での主な理由として上げられているのは、自宅から持参するのを忘れたからが49%、そのほか急に生理が始まった、準備したが足りなくなってしまったなどが25%、さらに、常設希望場所のアンケートも取られています。トイレ個室が81%と多く、トイレ共用部は15%、保健室2%という結果です。非対面による常備は養護教諭等不在時にも使用で

きるメリットがあるという回答が公表されています。

また、県の実施方法として、1、非対面での生理用品を常備する場所を複数箇所設置、相談室、教室近くのトイレ等。2、生理に関する相談体制のさらなる充実、生理の困りごとについて相談窓口を周知し、児童生徒の悩みに対応するとあります。この県の回答結果を踏まえて、再度、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

徳川議員からの御質問をいただき、試験的な設置とアンケートの実施を行い、協議を重ねることで教育委員会や各学校において意識を高める機会となりました。今御紹介ありました県立学校のアンケートの結果も本市のアンケート結果と比べながら検討を重ねてきたところでございます。

そのような中で、これまで見えていなかったことが分かってまいりました。少し具体的に申しますと、一つ目に、常時トイレに設置してあることで、これまで持ってきていた子供が忘れたり、持ってこなかったりする状況があったこと。これは自己管理能力や対応能力の低下につながる恐れがあること。二つ目に、その結果として、本当に必要な子供に行き渡らない状況があったこと。三つ目に、保健室に常備してあることを知らなかった子供がいたこと。4点目に、知っていてももらいに行くのが恥ずかしいと感じている子供がいること。こういうことなどでございます。学校には様々な家庭環境を背負って子供たちが登校し、共に生活をいたします。安心して学校生活を送ることができるよう、環境を整えることが大切だと考えております。そのような考え方を基盤といたしまして、生きる力の基礎を育むという義務教育段階における基本的な考え方を念頭に置き、判断しなければならないと改めて感じたところでございます。

教育委員会といたしましては、まずは各学校と連携して、次のような対策を行いたいと考えております。一つ目に、女性として大切な習慣、自己管理能力を高める指導の強化。二つ目に、困ったときにどうしたらよいかを考え、行動する力を高める指導のさらなる充実。3点目に、保健室に常備してあることのアナウンスの工夫と強化。四つ目に、取りに行きやすい保健室の環境づくり。五つ目に、アンケート結果と分析を全職員で共有化し、子供たち自身の健康に関して、心配事や悩みを持つ子供に対するきめ細やかな支援体制の充実。まずは以上のような取組を進め、これまでと同様に保健室に生理用品を常備し、本当に必要な児童生徒が確実に入手できるようにきめ細やかな対応を進めていきたいと考えております。それでもなお、様々な弊害が出てきた場合には、トイレへの設置に向け改めて検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 教育長の御答弁をいただきました。おおまかに受け止めますと、昨年

の12月の一般質問の御答弁とほぼ同じだと感じております。保健室の重要性、保健室が子供たちにとってどういう場所になるのかということを重きを置いて考えていただいていることだと受け止めました。

自己管理能力、その点について同じ女性として答えますと、突然始まるということはきっと男性の皆さんには理解し難いのではないかと思います。突然なんです。どんなに体調を整えていても突然やって来る。そして、ましてや小学校、今、生理の始まる低年齢化が言われております。まだ未成熟な子供たちがそんなに定期的に28日ごとに来るわけがないんです。そのところをどう考えられているのか。もちろん養護の先生ともお話しいただいているとは思いますが、その点については激しい憤りを覚えます。本当に子供たちに寄り添っていただいているのか。子供の目線で考えていただいているのか。教育的な立場でお考えいただいているということはもう十分分かっています。子供たちを育み育てていただける、そして守っていただけているということは十分分かっています。しかしながら、それが子供たちの自己管理能力が下がるという1点に関しましては、賛同することはできません。前回は申し上げました。保健室に行くのに休み時間の間に行って1個もらう。そしてまた次の休み時間にはもう行きたくない。保健室に度々行くと、親に報告されるのではないかと行って行くのを我慢する。これも現状です。そうすると、家で「あんた忘れていったとね」と怒られる。そういうのもやっぱりあるのではないかと思います。前にも申し上げましたが、父子家庭もあります。おじいちゃん、おばあちゃんが育てていらっしゃる家庭もあります。そういう家庭で生理用品を買ってと言えない子もいるんじゃないかと思うんです。私が横断歩道にこども王国保安官として立っていますが、実際、そういう声を聞きます。言えないんですと。そういう子たちがなんで義務教育の間に安心して学校に行ったら給食が食べられて、安心してトイレに行ける。この安心を奪ってまでも教育をする必要というのが私にはちょっと理解が難しいです。まずは子供たちの安心をさせてあげるのが教育現場での、私は教育者ではありませんので分かりませんが、女性の目線から、また母親の目線から考えますと、子供たちの安心というのを担保するというのが教育現場では必要ではないかと考えます。今一度の養護の先生方も含めて先生方との協議をまた重ねてお願いしたいと思います。

子供は人吉市の宝です。これは私が1回目の一般質問から何度も申し上げております。子どもは家庭だけ、学校だけでなく人吉市全体で子育てをしていかなければならないと考えています。また、生理用品の常備についても、学校だけが支援をすればよいということではありません。生理用品の常備には子育て支援とジェンダーの問題も含んでいると考えます。ジェンダーとは社会的文化的な性差のことで、性別による違いは生物的な性差とともに、もともと存在していたわけではなく、社会的、文化的につくられたものです。こうした性別による考え方をやめようということでジェンダーという言葉が使われております。人吉市全体として今後は人吉市の公共機関へも常備を進める必要があるのではないかと考えます。人吉市

で子育てをしたい。人吉市に住みたい。人吉市で子育てをする意味。市長がいつも言われている選ばれる人吉市に私もそうなりたいと思っています。市長の施政方針の中の子育て支援関係で、国は「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁を創設し、こども政策をさらに強力に進めていく方針を打ち出しています。子供の成長過程において子供と家庭への福祉の増進、保健の向上を図ることは大切であり、子供の育成に相当な経費がかかる現代の子育て世帯の支援についてはさらなる充実が求められており、本市の取組も一部見直しが必要であると認識しているとありました。

そこで市長にお尋ねいたします。本市における「こどもまんなか社会」の実現について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本日、3月8日は国際女性デーです。先ほど徳川議員がおっしゃったとおりです。正直、私は今おっしゃったような徳川議員の思いというのは分かりませんが、理解をしよう、受け入れようとはしっかりと考えております。先ほどからのやり取りをお聞きしており、学校や各種施設にトイレットペーパーが普通に常備されたのはいつごろからだっただろうと考えておりました。今では当たり前の装備になっておりますが、一定の歴史を経て日常化したものだと思います。徳川議員がこれまでに熱心に生理用品の学校への常備を求めておられるのもそういった時代が来たものと推察をしております。私は常々、まちづくりの一つの目標として、私たちの子供たちから、子育て世代から、観光客から、外国人からなど多くの方から選ばれる都市でありたいと申し上げておりますが、そのためにも人吉市は多様性を受け入れるまち、挑戦できるまち、自己実現できるまち、利他の心のあるまちであることが重要だと考えております。子育て支援やフェミニズムなど様々な観点から新たな取組である公共施設等への生理用品の常備について、どのようなことができるのかを含め検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） そうです。多様性です。まさにジェンダーの考え方はそういう考え方だと思います。多様性を受け入れる。男性が女性が、男性らしく女性らしく、これもとても大切なことだと私は思っております。そう言いながらもそうは思っていないですが、やはり女性だけが我慢を強いられてくるというのは、社会がそれが支援ができるのであれば、支援してあげられるのであれば支援していただきたい、支援していきたいと考えます。人口減少に歯止めをかけるためには、子供を安心して育てることができる人吉市、子供に優しいまちというのは高齢者の方にとっても障害がある方にとっても住みやすいまちとなるはずです。これは私は多分一般質問のたびに同じようなフレーズを言っていると思います。どうかこの人吉市が皆が住みたいまち、そして選ばれる人吉市になるように切に願います。

最後に、今月をもって御退職される職員の皆様には、また私が4年前にここに立たせていただいたときにも丁寧に指導をいただいたり、御助言をいただいたりしてまいりました。心より感謝を申し上げます。本当に大変な時期に多大なる御尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げますとともに、これからも人吉市にお力を貸していただきますよう切にお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時07分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の平田清吉でございます。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの1項目です。質問要旨は3項目、一つは、人吉市復興まちづくり計画について、一つは、自治会推薦により選出される町内会長、民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員について、一つは、市債及び基金についてを通告しております。

では、通告に従いまして質問していきます。

第1項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第1回目、令和2年7月豪雨災害の発生からはや2年8か月、まだ将来の生活設計が描けないまま、新聞の情報では2月28日現在、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅及び公営住宅に368世帯、731名の方が住まわれているようです。先ほど将来の生活設計が描けないままと言ってしまいましたが、現在建設中の災害公営住宅や建設型応急住宅に、あるいは東校区に建設予定の買取型応急住宅等に入居されることを決断されている方もおられると思います。確かに、それぞれの応急住宅をどのように使っていくのか。また、建設計画についてはおおむね説明をされていますので、大まかに将来の生活設計が描けるかなと思われませんが、これがいつごろ入居できるかがはっきりつかめれば、より正確な将来の生活設計が描けるのではないかと思います。

そこで、大柿地区及び中神地区の復興まちづくり計画において、大柿地区からの移転支援策として下原田町堀町内に宅地の移転整備を進められておられますが、整備された宅地の引渡し時期はいつごろになるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

市が進めております宅地整備につきましては、令和6年度中の引渡しを目指して準備を進めているところでございます。現在は9月議会でお認めいただきました実施設計を行ってい

るほか、開発許可申請についての調整を行っているところでございます。それらのめどが立ちましたら用地の取得、造成工事と進めていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 大柿地区を離れての人生となりますので、何名の方が移転されるかわかりませんが、精神的な面の支援もよろしくお願いいたします。

続きまして、2回目、中神地区及び大柿地区の遊水地整備事業計画についてお尋ねします。国や県の治水対策としての治水対策事業の整備方法については、下流域から上流域に向かって整備がなされるとの説明をよく伺っております。国では球磨村渡地区の治水対策として、中神地区や大柿地区と同様な遊水地整備事業計画が計画されていますが、その球磨村渡地区の遊水地整備事業計画は、令和5年度末に事業を着工するとの新聞報道がっております。昨日、西洋子議員から同様の質問があり、中神地区及び大柿地区の遊水地整備事業計画は、令和5年度末の工事着手との説明がありましたが、本当に中神地区及び大柿地区の遊水地整備事業は球磨村渡地区と同時期に着工されるのでしょうか。治水事業での従来からの説明の下流域からという定説が崩れる気がするのですが、お尋ねいたします。特に大柿地区においては、既に遊水地整備事業計画内に居住されている方もおられますので、遊水地整備工事の着工はどのような計画になっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

遊水地整備工事の着手時期につきまして、八代河川国道事務所に確認をしたところ、中神遊水地、大柿遊水地共に用地に係る調査等を実施しております。中神遊水地については、順調に進めば令和5年度末の工事着手、先ほど質問の中でもございました渡地区と工事着手時期は重なりますけれども、流量に影響を及ぼす工事ではないことから支障はないとのことでございます。また、大柿地区につきましては、地域の御理解と用地協議の状況を踏まえて判断するとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、3回目、遊水地整備事業においては、遊水地整備工事が着工されるまでの間、農地の管理は地権者自身の責任において管理しなければならないと考えておりますが、遊水地が計画されている範囲内の農地はいつまで管理しなければならないのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

遊水地整備区域内の農地につきまして、八代河川国道事務所に確認をいたしました。工事着手前までに農地の引渡しをしていただくとのことでございまして、引渡し前までは耕作が可能であるとのことでございます。したがって、中神遊水地の工事着手は令和5年度末、

大柿遊水地については未定でございますが、用地協議や契約締結の手続を進める際に、土地所有者と引渡しについて時期を調整させていただくことになるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 農地の引渡し完了するまでの間は管理しなければならない。すなわち、中神地区においては令和5年度末の遊水地整備工事が開始されるまでの間は管理の必要があるということ。先祖代々から耕作し続けてきた優良農地、景観上からも整備工事が着工されるまで草が繁茂しなければよいかと考えております。そのことも心配しております。

続きまして、薩摩瀬地区まちづくり計画についてお尋ねいたします。

第1回目、薩摩瀬地区において災害避難公園、日本語で言いますのでちょっと難しいんですが、俗に河川防災ステーション整備事業の計画があるとの説明を受けていますが、その河川防災ステーションを計画している場所と工事開始の時期について答弁できる範囲でお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

河川防災ステーションは、河川管理者と水防活動を行う市町村等が一体となって整備する施設でございます。薩摩瀬地区の農地等を候補として整備の検討を進めており、現在は候補地である農地等地権者の皆様の御意向を確認している段階でございます。

河川防災ステーション整備事業につきましては、国土交通省本省の計画承認が必要な事業となっております。令和5年度末の計画申請、承認を目指し、引き続き地権者の皆様の合意形成に向けて丁寧な説明を行ってまいります。

このように、現在は地元との合意形成を図っている段階であるため、工事の着手時期等をお示しできませんが、計画承認後に用地調査、用地協議を実施し、その後、盛土造成工事、施設整備工事と進み、運用開始となる予定となっております。仮に何らかの事情で合意形成等に時間がかかり、令和5年度中に申請に至らなかった場合、当然ながら国の申請時期は年1回となりますので、そのスケジュールも1年ずれるということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 河川防災ステーションと聞けば広範囲の用地を必要とするものと考えますが、薩摩瀬地区まちづくり計画においては、現状、防災ステーション整備事業用地以外に農地は存在せず、その他周辺の農地利用計画はないとのことですので、次に進みます。

続きまして、温泉下林地区の復興まちづくり計画についてお尋ねします。

1回目、温泉下林地区の復興まちづくり計画において、令和2年7月豪雨災害で被災した農地を民間業者により宅地かさ上げをして宅地開発をしたいとの旨の計画があり、農地転用を進めるため、農地での耕作はしないようお願いされていると聞いておりますが、温泉、下

林地区において、市はどのような復興まちづくり計画を持っておられるのか。また、被災した農地の利用計画はあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まずもって下林・温泉町地区農地につきましては、本市の土地計画用途地域内にありますことから、本市が定める人吉農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画でございますが、において、計画区域には含まれていないというところでございます。

また、民間業者が開発計画の予定をされている同地区内の被災農地につきましては、地権者の災害復旧の申請に基づき、当初は災害復旧を予定しておりましたことから、地権者が自力復旧された農地を除き被災後の耕作はされていないところでございます。加えまして、市としましては、民間業者の農地に関わる行政手続に関しまして相談に御対応した経緯はございますけれども、開発計画そのものには関わっておりませず、地権者との交渉等も民間業者が独自で行っておられるようでございます。その後、被災農地のうち民間業者の開発予定区域内におきましては、同計画に同意されている地権者で市の災害復旧工事の取下げをされた農地もございます。つきましては、当該農地については市による復旧工事は行われないうこととなります。なお、当地区のその他の被災農地につきましては、地権者の自力復旧または市の災害復旧工事にて復旧が完了し、既に営農を再開されているところもある状況でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、青井地区及び中心市街地地区の復興まちづくり計画についてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨災害により被災され、いまだ応急仮設住宅等に入居されている方々にとって、中には早く元の自宅跡に自宅を再建したいと願っておられる方もおられると思います。そのために青井地区及び中心市街地地区の土地区画整備区域内において、令和5年度以降、自宅等が元の場所に再建できるまでの確実なスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君） 皆様、こんにちは。

令和2年7月豪雨災害で被害を受けました青井地区と中心市街地地区の一部については、安全で災害に強く、かつにぎわいのある魅力的なまちづくりを推進するため、発災から1年後の令和3年7月21日に、被災市街地復興推進地域（約21ヘクタール）の都市計画を決定いたしました。これ以降、災害ごみの撤去、家屋等の解体が進む中、戸別訪問調査や事業計画検討会等を行いながら、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るために事業方針や整備手法を検討してきたところでございます。発災から2年が経過する昨年7月3日をもって被災市街地復興推進地域の建築制限が解除されたことにより、通常の建築確認申請の手続で自宅等の再建は可能となったわけですが、土地区画整理事業の施工区域内、または既に

都市計画決定されている道路等の都市施設区域内においては、引き続き建築物、その他の工作物を建築する場合は一定の制限が継続することとなります。お尋ねの都市区画整理事業区域における自宅等再建までのスケジュールについてでございますが、令和5年度は換地設計や測量、道路の詳細な設計等を行う設計段階を経た後、令和5年度末からは公的に仮換地を指定する実施段階に入る予定としております。

また、同時並行で建物や耕作物の補償調査を実施し、仮換地を指定した土地については、令和6年度から8年度にかけて建物等の移転と工事を進めてまいります。具体的には、権利者ごと個別にはなりますけれども、造成や補償等の協議、契約を行い、建物移転等が必要な方は建物を移転等をしていただき、土地を明け渡していただいてから道路や宅地整備といった工事を順次実施してまいります。工事完了後に宅地を引き渡し、住民の皆様へ建物を再建いただくという流れになります。順調に行けば令和8年度までに全ての宅地を造成し引き渡す予定としております。青井、中心市街地、両地区ともほぼ同じスケジュールで進めていく計画でございます。なお、移転再建の時期は権利者個人個人で異なりますが、条件が整った街区から順次仮換地指定を行ってまいります。引き続き、権利者の皆様と丁寧に御相談をさせていただきながら、皆様の一日も早い住まい等なりわいの再建を目指して、県と市が一体となって時間的緊迫性を持って進めてまいりたいと存じます。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 令和8年度をもって仮換地指定が終了し、やっと我が家の敷地に帰れる。しかし、まだ4年先のことです。4年後、本当に我が家が再建できるのでしょうか。年齢的にも、また財政的にも、水害保険に加入されていたならば、少しは再建の可能性は高くなると思われませんが、しかも街中に夕げの匂いが漂うような活気あるまちが再現できるのでしょうか。そのようなまちになることを願うとともに活気あるまちをつくりたいものです。

続きまして、2項目め、おおむね自治会の推薦により委託及び委嘱される町内会長と民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員についてお尋ねします。

1回目、高齢化と職務内容の多様化並びに職務のボランティア制等により、なかなか引き受け手がなく、仮に一度引き受けると長期化してしまう町内会長及び民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員、それぞれの職務内容は理解できそうで理解しづらいものです。そこで町内会長について、その職務内容と委託料などについて嘱託職員でなくなった経緯を含めましてお尋ねします。

また、町内会長が推挙する民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員の職務内容、委嘱元や委嘱状況並びに選任方法と報酬又は活動費等についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 私のほうから町内会長の職務内容、委託料などについてお答えを

させていただきます。

町内会長につきましては、以前は各町内会から選出された方を人吉市の非常勤特別職嘱託員として委嘱した上で事務を依頼しておりました。しかし、地方公務員法の改正で、非常勤特別職の範囲が厳格化されたことにより、令和2年4月から、これまで依頼してきた事務を委託方式に移行しています。全国規模でこのような制度改正が行われていることから、県内のほとんどの市においても委託契約の方式をされています。

町内会長の業務につきましては、地域の代表として行政と連携しながら地域の様々な問題の取りまとめをしている自主的な自治組織の代表者という立場。それから、地域住民と行政との連絡調整役として地域住民が安心・安全で豊かに生活できるような活動の取りまとめをされています。市から委託をお願いしている業務内容につきましては、市並びに市が必要と認める官公署及び各種団体の刊行物の配布、回覧等に関する事。市の事務に係る事項の町内住民の意見の集約及び連絡に関する事。町内の災害等における非常事態の報告及び応急処置に関する事。市民の生活環境及び公衆衛生の普及啓発など衛生委員の事務に関する事。上記のほか、委託者と受託者の協議の結果、市政に関して双方が必要と認めたもの。以上の内容を委託契約書に記載して依頼しているところでございます。町内会長の委託料につきましては、令和4年度は均等割として月に1万円と戸数割として広報配布戸数に110円を乗じて算出した額との合計を毎月の委託料としてお支払いしております。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（**洲上麻美君**） それでは、私のほうから民生委員、児童委員並びに暮らし見守り相談員についてお答えをさせていただきます。

それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていただく方々でございます。児童委員は地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や心配事などの相談、支援等を行います。また、一部児童に関する事を専門的に担当する主任児童委員の使命を受けています。

活動の内容でございますが、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域の住民と同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように、関係機関へつなぐ役割を果たすなど地域での見守りや相談支援、地域福祉活動を行っています。

委嘱につきましては、民生委員、児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。住民の方でその地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が対象となり、本市では御本人承諾の上、町内会長から推薦により市民生委員推薦会で承認後、県に進達する流れとなります。その後、県で審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣に推薦を行い、民生委員、児童委員として委嘱されます。本市の民生委員、児童委員の定数は91名、主任児童委員が8名の計99名となっておりますが、

現在、民生委員、児童委員が2名欠員で89名のため、計97名となっております。

報酬につきましては、民生委員法第10条で無報酬とされておりますが、熊本県から手当として年間6万200円、市から活動費として1人当たり年額3万200円を人吉市民生委員児童委員協議会へ補助金として支給しております。ただし、年度途中での委嘱、退職に伴う手当は従事期間に係る算出方法に基づき支給されます。

次に、暮らし見守り相談員についてお答えします。暮らし見守り相談員は民生委員、児童委員のように全国的に組織化されて活動しているものではなく、人吉市社会福祉協議会が実施主体となって独自に展開している事業でございます。平成5年に地域の高齢の方を見守り、相談に対応する者として「高齢者相談員」という名称でスタートし、その後、障害をお持ちの方などにも対象を広げたため、平成30年度から「暮らし見守り相談員」と名称を変更し、現在に至っております。基本的に民生委員、児童委員と同じく定員は91名でございますが、5名が欠員となっており、現在86名が在職しております。民生委員、児童委員と同じ地区を1対1のペアとなって、お互いに連携、協働し、助け合いながら活動し、高齢の方、障害をお持ちの方、子育て中の家庭などで地域での生活に困り感をもっている方の方の見守り活動、相談支援などを行っております。任期は3年ございまして、改選時には民生委員、児童委員と同じく町内会長から推薦していただいた方に対し、社会福祉協議会の会長が委嘱をしております。報酬はございませんが、活動費として1人当たり年額2万円を支給しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 町内会長にしても民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員についても緻密な活動をしなければいけないということで、なかなか手が少ないという現状にあります。

続きまして、2回目ですが、本市における町内会長や民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員の継承計画、引継ぎ計画及び今後の展望についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

町内会長でございますけれども、新たな人の選出は基本的に町内会のほうで選出をしていただいて、町内会の活動も独自の活動もあろうかと思っておりますので、基本的には引継ぎは新旧の町内会長さんでされるかと思っておりますけれども、本市といたしまして、市が委託している業務等もありますことから、毎年度、新任町内会長研修会を実施しております。その中で各課からのお知らせとか町内会の役割と事務、世帯台帳の整備、町内会の法人化、それから各種補助金についてなどを内容とした新任町内会長の研修会を実施し、円滑な引継ぎができるように努めているところでございます。

以上でございます。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

民生委員、児童委員の活動は年々複雑化しており、その結果、業務が増加傾向にあることから、負担感や後任の確保について懸念されているところです。全国的に民生委員、児童委員のなり手不足が課題となっており、地域の人口減少、高齢化によって、そもそも民生委員、児童委員のなり手となる人材が少ないこと。地域福祉を担う民生委員、児童委員の負担が重くなっていること。無報酬かつ献身的な活動の意義が地域社会に十分理解されていないことなどが挙げられます。また、ここ二、三年は水害やコロナの影響で研修の機会を十分に確保できなかったこともあり、活動に対する意識の高揚や委員同士の関係づくり、情報の共有等を図ることが難しかったようですので、民生委員、児童委員としての満足のいく活動ができなかったと感じておられる委員も少なからずいらっしゃるものと思われます。こうした状況でございますので、本市としましては、3年に1度の一斉改選の早い段階から地域における福祉に対する理解促進や民生委員、児童委員の負担軽減、なり手の掘り起こしに取り組んでいきたいと思っております。

また、研修の機会の確保に努めるとともに、退任される方から新任の方への引継ぎがスムーズにできるように工夫し、新任の方が安心して活動できる体制づくりについて検討していかなければならないと考えております。

また、暮らし見守り相談員につきましては、現職の任期が来年の3月までの残り1年となっておりますので、新年度に入りましてから町内会長にお願いし、後任を推薦していただくことにしております。暮らし見守り相談員は地域福祉にとって大変重要な職務であると認識しておりますが、町内によっては後任の推薦が困難なところもあると伺っております。町内会長には御負担をおかけしますが、本市においては民生委員、児童委員と暮らし見守り相談員が連携し、補完し合って活動していただくことで、ほかの市町村と比べて見守り活動も活発でスムーズに行われていると感謝しております。今後の選任及び活動支援につきましては、皆様方の御協力をお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 説明にあったように、町内会長、民生委員、児童委員、暮らし見守り相談員、非常に職務内容が子細になっております。それらを見聞きする地域住民の方は、私には務まらないのではないかとということで、非常になり手不足になっているみたいです。そこをどうにかしなければいけないのですけれども、どうにもならないというのが現状だと思います。市民の地域住民の意識づけをやっていかなければいけないのかなとは思っております。

続きまして、3項目め、市債及び基金についてお尋ねします。

1回目。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.....
・ ・ 令和 2 年 7 月豪雨災害を受ける前の平成30年度から令和 3 年までの市債及び基金の推移について、また、市債及び基金の豪雨災害前と後での状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えさせていただきます。

まず平成30年度から令和 3 年度末の地方債の残高についてでございますが、平成30年度末が144億6,965万円、令和元年度末が161億1,119万3,000円、令和 2 年度末が179億8,975万円、令和 3 年度末が241億7,268万9,000円でございます。

次に、基金につきまして財政調整基金と減債基金の残高をお答えさせていただきます。平成30年度末の財政調整基金が 2 億7,704万1,000円、減債基金が 2 億8,552万3,000円、令和元年度末の財政調整基金が 1 億4,707万2,000円、減債基金が 1 億5,555万3,000円、令和 2 年度末の財政調整基金が 2 億 8 万1,000円、減債基金が16億5,556万1,000円、令和 3 年度末の財政調整基金が 6 億 8 万5,000円、減債基金が26億2,939万3,000円でございます。

豪雨災害前と豪雨災害後の状況としましては、地方債の残高は新市庁舎建設事業に加え、災害からの復旧復興事業に係る地方債の発行が増加し、現在高は平成30年度末と令和 3 年度末を比較しますと100億円近く増加をしております。基金につきましては、財政調整基金と減債基金の合計で比較しますと、平成30年度末が約 5 億6,000万円でございますけれども、令和 3 年度末は32億円を超える残高となっております。ただし、基金保有額は増加をしておりますけれども、先ほどの地方債現在高が上昇していますことからしますと、今後、地方債償還、公債費は増加の一途でございますので、この基金保有額は財政状況の健全化を意味するものではないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 回答にもありましたように、私は市債イコール借金、言い換えれば、借金が大きくなればそれだけ借金の利息がかさみ、借り受けたもともとの借金プラス利息を返済しなければならぬことになります。よって、基金保有額が増加したとしても災害復旧工事費の増加のため起債が膨らみ、市の財政は健全ではないということになるのでしょうか。行政ではよく借金は悪ではない。ライフラインの整備は将来に向かって投資するものだから、将来の人にも平等に負担してもらうため、ある程度の借金は許容範囲であるとよく耳にします。確かに行政の財政を一般家庭の財政に当てはめた考えをすることはできないかもしれませんが、借金は借金。借金額は大きいだけに大きな利息が付き、返済しなければなりません。常に年間の歳入歳出額に匹敵する市債を抱えているのが現状です。国も地方行政も適切な国債残高、市債残高を考えていかなければならないのではないかと考えております。

続きまして、2 回目、最後の質問となりますが、令和 5 年度当初予算編成において苦労した点や重点を置いたところについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和5年度の当初予算につきましては、市長の任期の改選期でありますことから骨格予算として編成をしております。

最初に、歳入につきましては、市税が前年度当初と比較しますと1億5,000万円ほど増収になっておりますものの、長期的に見ますと市税総額としまして減少傾向であることには変わりがないところでございます。地方交付税につきましても人口減少、少子高齢化社会による影響で普通交付税が減少し、また、全国各地で災害が発生している状況を踏まえ、特別交付税の交付額も減少することが見込まれるなど、増収が期待できない状況でございます。

次に、歳出につきましては、人口減少により扶助費に変動がありますものの、依然として高止まりをしております。苦労した点として申し上げますと、歳入の一般財源の確保が難しく、歳出の義務的経費の硬直化などにより収支のバランスを確保することが厳しかったことが挙げられます。豪雨災害後の復旧・復興事業につきましては、骨格予算ではありますものの、事業の継続性から喫緊の課題であり、必要な予算の確保に努める必要がございましたことから、被災者の生活再建に係る経費や災害公営住宅建設に係る事業費を予算計上いたしております。そのほか、子育て支援対策、少子化対策につきましても、国・県におきまして各種施策が計画されていることを踏まえ、市としましても同じ方向で施策を展開する必要性を強く認識しておりますことから、骨格予算とはいえ、従前から課題でありました子ども医療費助成事業の対象年齢の拡充に取り組むことといたしましたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 本年3月をもって退職される皆様、長い間御苦勞さまでした。退職後は健康に留意され、さらに本市のため貢献していただければと願っております。本当に御苦勞さまでした。

以上で、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時06分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） 14番議員の福屋法晴です。今回の通告は、令和5年3月市長施政方針から人吉クラフトパーク石野公園の整備について、道の駅人吉について。2点目、市民の声から、市道整備について質問をまいります。

まず初めに、石野公園の中にある施設については何度か質問をしていますが、コロナ禍の

中、観光客として多くの方々がキャンプ場に訪れていただいているようですが、質問は駐車スペースを確保した区域内にキャンプに必要なテントの設置ができないか質問をこれまでしていましたが、当時の答弁において検討をするとの答弁をいただいていたように思いますが、現在は駐車場に区割りがあるわけではありませので、駐車の仕方では駐車場に止めることができないようでしたので、今後オートキャンプ場としての整備計画が県と協議されておられると思いますが、お尋ねをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

石野公園のキャンプ場につきましては、オートキャンプ場ではなく一般のキャンプ場としての利用、それから駐車場の配置を考えているところでございますが、キャンプ場、駐車場共に未舗装のため、駐車区画は現在のところ設置をしておりません。オートキャンプ場については、令和2年6月の一般質問でキャンプ場のニーズ調査及びキャンプ場のエリアの見直しを検討してまいりたいとお答えをしたところでございますが、その後、発生いたしました7月豪雨災害の復旧復興事業を優先しておりますので、検討が進んでいないというのが現状でございます。しかしながら、災害から復興している姿を示し、多くの方に人吉市にお越しいただくためにも施設機能の向上は必要と考えておりますので、引き続きの検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ今後も施設の復旧のためにとかいろいろな利用価値があると思いますので、引き続き検討をしていただきたいなということを申し添えておきます。

次に、クラフトパーク石野公園施設には多くの園内通路がありますが、開園後、今年で約35年目になると思いますが、道路に関しては目視することで完全でなくとも確認ができますが、オートキャンプ場についてはコロナの影響か、またテレビでキャンプ番組が放送されていることもあり、現在ブームになっているようですが、人吉市のオートキャンプ場はまだありませんので、キャンプ場も週末には多くの方々に利用していただいているようであります。大変ありがたいことですが、私の余計な心配だと思われるかもしれませんが、公園内に開園前からある橋梁の安全が確保されているのか。園内にある橋梁点検はどのように管理されておられるのかお尋ねをします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

石野公園で管理している橋でございますが、石野公園と国道219号を接続します石野公園橋とキャンプ場へ向かう途中にあります鳩胸川支流にかかる橋の2か所でございます。令和4年度に公園長寿命化計画で予備調査において目視点検を行っております。目立った損傷はないということを確認しておりますが、令和5年度に詳細な調査を実施し、今後の対応について検討を進める予定としております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 令和5年度に詳細な調査をしていただくということで、これは事故があつてはなりませんので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、オートキャンプ場の周りには河川があり、水辺広場が設置されています。有効活用されているようには見えないのですが、現在の位置づけと実態についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

石野公園に沿って流れます鳩胸川の一部の区間につきましては、水に親しむ空間を創出する水辺広場としての位置づけとなっております。その水辺広場には、県指定天然記念物のカマノクドがございますが、その資源を生かした整備は行われていないというのが現状でございます。石野公園のキャンプ場周辺付近では、夏になると元気に子供たちが川岸で遊んでいる姿を見かけることから、一定の利用はあると認識しております。水辺広場につきましては、自然のロケーションも有効活用しながら、石野公園のほかの魅力的なコンテンツとの充実も図りながら、市民や来訪者のにぎわいの場づくりとなるよう関係部署と連携して検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 前回もこのことについては質問をしておりますが、そのときも水辺広場には県指定天然記念物のカマノクドがあるという答弁をいただいて、これがその後全然生かされていないというのがもったいない施設ではないかなということをいつも思っておりますので、ぜひその辺りは協議の中で取り上げていただければと思います。

次に、クラフトパーク石野公園内には展望広場や歴史的な古民家などをはじめ多くの施設がありますが、所管が経済部であったり建設部であったりしていると思いますが、それぞれについても約35年が経過しておりますので、全てではないと思いますが、点検改修についてお尋ねをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

園内にございます展望所、古民家などの施設の点検についてでございますが、これも先ほどの橋梁と同じく令和4年度に公園長寿命化計画で予備調査をしておりますので、今後、詳細な調査を行いまして、適切な施設の更新維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） せっかく公園長寿命化計画で予備調査をしておられるのだったら、どういうものをしたのかですね。例えば、こういうことについては一般質問の席ではお聞きすることはありませんが、全員協議会辺りでこういう調査をしているんだよ、今はというよう

な情報を議員全員に周知していただくようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、その中でも特に気をつけていただきたいのが、子供広場に設置されている遊具についてであります。特に小さい子供さんをはじめたくさんの子供さんが無造作に遊び回ります。遊び方も千差万別ですので、遊具の劣化もそれぞれ違うと思われます。そこで、事故があつてからでは遅いと考えますが、ここの安全対策についてお尋ねをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在、ちびっこ広場、お祭り広場に遊具が設置してございまして、こちらの遊具につきましては、都市公園法や公園施設の安全点検に係る指針などを参考に、石野公園を含めた全ての都市公園において年5回、遊具点検講習を受けた市の職員によって点検を行っているところでございます。

点検方法といたしましては、高いところでも可能な限り近づいて、目視、触診、打音診断をするなど、遊具に応じて様々な点検を行っております。点検結果を踏まえ、修繕が必要と判断された場合は、適切に対応し事故防止に努めているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） このことについても答弁は求めませんが、点検をされた内容とか点検講習を受けた職員がどのような講習を受けて、どのような点検をして、どのような結果だったのかというのは、私たち議員に対して全員協議会の中でもいいので、ぜひ知らしめていただければと思います。そのことはお願いをしておきます。

次に、道の駅人吉が令和元年8月10日に登録証の伝達式が執り行われたことは、皆さん御存じだと思いますが、当時、松岡市長は体験型の道の駅としての機能を最大限に生かした道の駅を目指しておられたと思いますが、今年8月で約5年を迎えようとしています。当時、私は道の駅には情報発信や休憩所に対して何ら反対していませんでしたが、私の考える道の駅は、地元の特産物の販売もできることが大事だと質問をしていたと思います。当時と現在とではどのような現状なのか。また、開駅から今年8月を迎えると約5年目を迎えようとしています。現在、人吉市民の方々がどれくらい訪れておられるのか。また、情報発信や地元特産物販売などについては、観光者をはじめ現地を利用いただいている皆様がいろいろと利用いただいていることと思います。それと、夜間の利用も想定しての道の駅だと考えますが、駐車場やトイレ周辺施設に対しての安全対策についてお尋ねしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

まず、道の駅人吉の開駅前と開駅後の状況についてでございますが、令和元年8月10日開駅でございましたため、開駅前を平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間とし、開駅後につきましては令和2年7月豪雨災害の影響で閉鎖時期等もございましたので、直近の状況としまして令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間としてお答えをいた

します。

まず、利用者数につきましては、御質問では人吉市民の数とのことでございますが、大変恐縮ながら、これについては把握できておりませんので、市内外の利用者数全体でお答えをさせていただければと存じます。開駅前は4万894人、開駅後6万3,773人でありまして、比較しますと2万2,879人の増となっているところでございます。月当たり平均では、開駅前約3,400人、開駅後は約5,300人で、比較しますと月当たり約1,900名の増、156%の増加率となっているところでございます。

次に、売店の売上額でございますが、開駅前は914万8,169円でありました。開駅後につきましては2,966万992円でありまして、比較しますと2,051万2,823円の増となっております。利用者数と同様に月当たり平均では開駅前は約76万2,000円でありましたが、開駅後、約247万2,000円で、比較をいたしますと月当たり約171万円の増、324%の増加率となっているところでございます。

次に、地元の特産物のお尋ねでございますが、地元の農産物の販売ということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、令和5年2月末時点で物産館における物産販売委託契約を締結している件数につきましては99件でございます。このうち道の駅開駅に合わせて販売を開始しております農産物の契約件数は11件でございます。中でも梨や桃といった旬の果物につきましては、とても人気が高いようでございます。地元農産物の取扱いにつきましては、施設の魅力向上につながるものでございますので、委託販売の御相談につきましては、できる限り対応をさせていただいているところでございます。ただ、難点といたしましては、物産館自体が売場も狭く、農産物を販売する環境をそもそも想定した建物や設備でございませんので、特に夏場、暑い時期の室温上昇に伴います農産物の鮮度落ちやネズミ被害に注意をしているところでございます。なお、大きな野菜、カットされていないハクサイであったりとかカボチャであったりとか、重さがあるものにつきましては、やはり駐車場との距離や階段などで購入をためられる傾向もあるようでございます。

最後に、道の駅の夜間の駐車場等の安全対策についてでございますが、道の駅の登録に当たりましては、駐車場やトイレが24時間無料で使用できることが要件の一つでございますので、24時間365日その施設を開放しているところでございます。駐車場周辺の夜間照明につきましては、正面入り口の石野公園橋に国道側と道の駅側に外灯が1灯ずつ計2灯、正面階段横の道の駅人吉の看板を照らす明かり、駐車場横のトイレ周辺に掲示板や自動販売機、公衆電話ボックスなどございますので、それらの照明がございます。トイレや外灯等に近い駐車場につきましては、夜間の明るさは一定程度保たれておりますが、道の駅正面を見て左側の駐車場につきましては、照明設備がない状況でございます。なお、人吉警察署によりますふだんのパトロールで巡回を行っていただいております。異変がある場合は市に連絡が入ることとなっているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 今、答弁をいただきまして、人吉市の道の駅はどんなのかなということを考えていたんですけど、売上げ的にも人数的にもまあ成功であると思ってもいいのかな。ただ、いろんな問題があるのではないかなということだけ申し上げておきます。それと、駐車場のほうで私何回か見たんですけど、車高を落としている車があのに頻繁に夏場は集まってきたりしておりますので、その辺りも十分警察と協議されて周回していただければと思います。それと、カメラの設置などモニターをつけていただければ、そういうこともなくなるのではないかなということを少し考えてた次第です。今後の協議ということで、いろいろその辺りはしていただければと考えております。

次に、今後について少しお尋ねしますが、今後も体験型を中心に運営され、これまでと同じと考えてよいのですか。今後についてお尋ねします。また、体験者について把握しておられると思いますので、併せてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

今後も体験型の道の駅人吉で進めていくのかとの御質問でございますが、他の道の駅との差別化を図り活性化をさせる上で、従来から体験施設を持っておりました人吉クラフトパーク石野公園の潜在力といいますかポテンシャルを生かしていくことが重要であると考えておるところでございます。体験メニューとしましては、陶芸、木工芸、皮芸、銀細工、ガラス工芸、竹細工や郷土玩具、絵付けなど7工房で計40を超えるメニューがございます。体験者数につきましては、7工房合計で令和3年度が3,492人、令和4年度につきましては2月末現在で4,075人で、前年に比べまして583人増加しているところでございます。なお、過去5年間で見ますと、道の駅を開駅いたしました令和元年度の7,565人が最多となっておるところでございます。現在、熊本県が進めておりますくまモンランド化構想において、くまモンを通じて人吉球磨地域の食やサービスの魅力を発信し、多くの人を呼び込む取組が今年3月1日にスタートをしているところでございます。クラフトパーク石野公園では、くまモンコラボ新メニューを各職人や軽飲食等において商品造成をされまして、間もなく3月10日からその提供が始まるところでございます。新型コロナウイルスの影響を受け、先ほどの利用者数がお示ししましたとおり、修学旅行などの団体体験利用が皆無となるなど非常に厳しい状況が続いておりましたが、この機会に施設一丸となりまして令和元年度を超える体験者数を目指していきたいと存じているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ただいま説明いただきましたように、体験メニューには陶芸、木工芸、皮、銀細工やガラス工房や竹細工、郷土玩具、こういうのがあるということいろいろある

ようですけれど、増加しているという答弁があったんですけれど、私が行くときには誰にも会わないものですから、私が避けていっているのかなという感覚でございました。また、修学旅行など団体体験者が必要であるというお話をされておりますが、私はここで一つだけ心配は、現在、お世話になっているそういう工房の方々ですね、この人たちが高齢になってきた場合に、その後どうするんだろうという、その後の検討もしておくべきではないかなということをお願いして次にまいります。

次に、道の駅人吉の問題点について、私も当時は非常に元気でしたので、この5年の月日は私の体を非常にむしばんでくれました。今も元気ではあるのですが、当時、少子高齢化が問題化され始めておりましたので、高齢者に対し階段は問題ではないかと指摘をさせていただきました。当時の指摘が私には現実のものになったのではないかなと感じておりますが、当時と5年が経過した現在とではどのように感じておられるのかお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

石野公園に上がる階段が大変だということにつきましては、現在に限らず以前から多方面からお聞きしているところでございますし、議員も以前御質問いただいたところでございますが、正面に約62段の階段があるということで、特に高齢者の方や小さなお子さんを連れた方には今でも御不便をおかけしているということと、私も最近ちょっと階段きついなというようなことを感じるようになりましたので、身にしみて感じておるところでございます。ただ、既設の施設を活用いたしました道の駅でございますので、長年の課題である階段につきましては、地形や構造的に直ちの改善というのは非常に難しく、先ほどの答弁でも申しましたように、まずは体験型道の駅としての体験メニューの充実のほか、物産館取扱商品の新規開拓、サイクリングを快適に行うeバイクの導入、季節に応じたイベントの開催や各種スタンプラリーのチェックポイント等、様々な形で石野公園に訪れていただけるような、この階段を上った先には何か楽しみが待っているというような期待感を感じていただくような、まずはソフト面を中心に進めてまいったところでございます。この期待が道の駅の魅力を感じることができるように注力することが、逆にまた期待を裏切ることがないように今後の道の駅の活性化につながるものを今後とも考えていきたいと存じ上げているところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ただいま答弁いただきましたが、この62段というのは非常にこういう年齢になると、高齢者になってくると非常にきついものです。いろいろな人も階段があるから行かないという話をよく聞いております。今の答弁で、今はやりのことを今考えたんですけれど、各種スタンプラリーのチェックポイント等、様々な形で石野公園に来て、上がった先には楽しみが待っている。では、上がったらか人吉のK i j i c oのポイントをくれる

とか、何か考えたらいかがかなというのを今考えました。これもぜひ今後検討をしていただければなということを申し添えておきます。

先ほども私申し上げましたが、当時、石野公園に道の駅をつくるというときに、私はクラフトパーク石野公園ではなく、現在のまち・ひと・しごと総合交流館ですか、こちらのほうにぜひ開園してほしいという質問をしてみました。現在は松岡市長の見立てどおり、人吉市のITの拠点として多くの企業が参加しているということで、これはこれでよかったのではないかなと感じておりますが、クラフトパーク石野公園については、当時のまま何ら変わっていないと思います。

そこで、これまでに高齢者をはじめ子育て中の多くの市民の方々に話を聞かれたことがあるのか。話を聞いておられると思います。どのような意見がどの年代の方々からあったのかお尋ねをしておきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 33 分 休憩

午後 3 時 39 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（溝口尚也君） お時間を取らせまして大変申し訳ございませんでした。

市民の方々、それぞれ各層の御意見とかお話を聞いたことがあるかという御質問につきましては、ここ数年、特に発災後、そのような御意見を伺う機会を設けたりとか、アンケートを取ったりとかということをいたしておりません。ただ、石野公園審議会というものがございまして、コロナ禍でなかなか対面での開催ができませんでしたが、今年度開催をいたしまして、商工会議所、あるいはさくら会、その他関係団体からお集まりいただきまして、様々な御意見をいただいたところでございます。その中でも、特に売店の充実、キャッシュレス決済の導入であるとか商品の充実であるとかということも貴重な厳しい御意見もいただいたところでございますので、それらも反映していきたいと思ひますし、今後、運用が落ち着いてきましたならば、来園者のアンケート等も取ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） あそこが開園したころは、いろんなアンケート調査があったり、いろんな意見を聴取しておられたように記憶しております。それで、なぜこういうことを話したのかというのは、人吉市の方の御意見を聞いて、あそこがどうあったらいいのかというのが人吉市の今後の総合計画の中でも生かされていくのではないかなということを私は考えたのです。だから、話を聞くというのが一番ではないかなということで申し上げております。

そこで、最後にどこの道の駅でも地元の方が行かない道の駅は考えられないし、農作物が

ない、食事も限られている、階段はある、膝は痛い、だからこれからも行くことはないと言われる道の駅を今後、農家の方々と連携した新たな道の駅にする考えはないのか、松岡市長にお尋ねをします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私はこれまでも、そして、このたびの施政方針でも申し上げましたとおり、石野公園の活性化は本市にとりまして重要な課題と捉えており、先ほどからの議員御質問にありましたように、伝統工芸の体験等や軽飲食の提供に加え、ちびっこ広場や展望所、キャンプ場、運動広場など、その他の魅力的なコンテンツの充実を図りながら進めていかなければならないと思っております。物産館での農産物販売も取り組んでいるところですが、工芸体験をはじめとする長期滞在型の道の駅として登録を行っており、この物産館においては、民芸品、刃物、陶芸、手芸品などといった本施設ならではの商品をはじめ、特産品である球磨焼酎、お菓子等のお土産品、子供向けのおもちゃ売場など、多くの品目を販売しておりますので、周辺の道の駅のように農産物を多く並べることは難しく、販売品のバランスを取りながら配置をしているところです。道の駅人吉については、他の道の駅と違い体験型道の駅であり、広大な敷地にはちびっこ広場や展望所があり、キャンプ場、サイクリングも楽しめるという多くのコンテンツが整備されております。今後も来訪者に多く訪れていただける場、そして、余暇やイベント等を通じて市民が集う場、安心安全の中、子供の心を育てて多くの市民に愛着を抱いていただける場となるよう磨き上げ、人吉市の情報を発信する観光拠点にしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） すばらしい答弁だったと思うんですけど、期待した答弁なんですけれど、昨日といいますか、私は日曜日に久しぶりに水俣のほうに行く機会がありましたので、道の駅が2か所ありますので、そちらのほうに立ち寄ってきたんです。そこで芦北の「海と山のおもてなし 自然の恵みを召し上げれ 道の駅芦北でこぼん」とか、水俣エコパーク広場に新しくできた道の駅では「みなまた観光物産館まつぶつくりを併設してあります」とあり、「広大なエコパークを楽しんでください」というような話。それと道の駅えびの、こちらは一般質問をしたことがあるのですが、「えびのはお得なランチバイキングと朝採れ野菜が魅力など食事ができたり新鮮野菜や魚類など、それぞれの地域を最大限に生かした道の駅となっている」とうたってありました。人吉市も現在、松岡市長が答弁いただいたように、近隣に負けないだけの魅力はあると思います。人吉市民がまず週末に行きたい場所、それを発信していただいて、初めて人吉の道の駅の体験型はすばらしいんだよというのを全国発信ができるのではないかな。ただ道の駅で体験型、何を体験するんだよと、竹トンボ、ガラス細工、それは1回きりかもしれないでしょ。いろんな人吉市の人が行って、今、議会で

もいつも取り沙汰されているSNSを利用したというのだったら、それを最大限に利用することが道の駅の情報発信のもとではないですか。私はそう思います。だから、あそこに行ったら人吉市中、例えば行って、人吉でどこに行ったら一番面白いんだろう、どこに行ったら楽しいんだろう、どこに行ったら食事ができるんだろうというのをぜひ今後の検討にしていただきたいなということを思っております。私は水俣の山の上のポークのうやまとかというところも、道の駅で紹介されて、娘と行ったことないので行ってきましかつたけれどすばらしいかったです。まあ、たくさんの方が来られて、莫大な金があそこに落ちているんだなということを感じてきました。だから、あそこの辺りも、例えばドッグランをつくるとか、それだけでもお客さんが来るのではないかなということで、このことは松岡市長に対して今後の宿題とさせていただいて、ぜひ実現をしていただければなということを申し添えて次に行きます。

次に、市民の声から市道整備について質問をしてみたいです。

まず初めに、人吉市が現在災害復旧中であることは十分承知をしておりますが、災害に関連して大型工事車両がどれくらいの車両が人吉市の中で稼働しているのか、まずお尋ねをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

災害復旧工事により市内において多くの工事用車両が走行していることについては認識しているところではございますが、その台数につきましては、災害復旧工事の施工箇所が多いことなどから、残念ながら把握ができていないというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） それでは、次に、災害復旧は1日も早い復旧が人吉市民の悲願でもありますので分かりますが、被災地だけではなく、復旧に伴うために通過する地域もまた違った新たな問題が発生をしているわけです。道路の亀裂など確認されておられるのかお尋ねをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えします。

多数の工事用車両の通行により路面の損傷が多く見受けられるとのことにつきましては、ある程度の把握はできているところでございます。集落内の生活道路などにおきましては、これまで全面的な舗装補修を行っていたことによる経年的な劣化に加えて、工事用車両の通行により損傷が拡大したものと考えているところでございます。把握方法につきましては、地域にお住まいの方々からの御相談や職員によるパトロールの際に発見し、確認しております。なお、緊急的な対応が必要な箇所につきましては、補修材を使用して職員により対応をしているところでございます。市街地の主要な道路につきましては、工事車両の通行に伴い、砂や泥による路面の汚れや軽微な路面の傷みは見られますが、通行の支障となる大きな損傷

等は見受けられない状況でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） パトロールをしていただいているということで、職員の皆さんは災害から非常に忙しいと思いますので、我々もその都度現場を確認してお伝えをしていきたいなということを考えております。

次に、地元町内会には大型車両の通過に対し、地域の代表である町内会長に対して連絡をされるのでしょうか。例えば、埋立て工事なのか道路工事などの関連車両の通行があるなどについて、または工期について連絡があるのか。連絡の必要がないのかお尋ねをいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

本市が事業を行っております工事につきましては、地域住民の方へ工事が行われることについて知っておいていただく必要がございますことから、工事着手前に関係する町内会長に工事のお知らせの文書の回覧をお願いしているところでございます。こちらのお知らせ内容といたしましては、工事を行う場所、期間、交通規制の内容、担当者、施工業者名等を記載いたしております。なお、工事の箇所が通学路の場合もございますので、関係する小中学校にもお伺いし、児童生徒にも気をつけていただくようお願いをしているところでございます。

次に、工事に伴い発生した掘削土砂等が宅地の盛土などに利活用されておりますことは存じ上げておりますが、本市が事業主体ではないということもございまして、工事用車両の通行の地域住民の方々への周知方法等については把握をできていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 工事に伴い発生する土砂などの運送・運搬、こういうときに本市が事業主体ではないときにはなかなか把握はできないので連絡がないということだと思いますが、なぜこのような質問をしましたかというのは、地元町内会として町民の暮らしを守ることが大切であり、危険と現在感じているからです。連絡をいただければ、町内の役員会において協議を行い、町内会の会報にて地元町民に対し道路使用時の安全確保の周知などができると思いますので、このことについてお尋ねをします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

安全確保につきましては、大変重要なことだと認識をしております。工事に伴う掘削土砂につきましては、今後も引き続き河川の掘削等が行われますので、掘削土の搬出は継続されると思われますので、各河川管理者等におきまして施工業者への注意喚起の対応、周知等についてお願いをしまいたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） ぜひ施工業者のほうに注意喚起をしていただきたいと思います。なぜならば、これまで安心して散歩などをしておられた高齢者の方々が、大型車両が通行するとき、例えば対向車が来れば通行もできなくなってしまうとのことでした。また、大型車が通ると風圧によって吹き飛ばされそうにもなるという話もありました。また、道路が車の往来によって剥離するとのことでした。このようなことに対してどのように考えておられるのか。今後の対策についてお尋ねをいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

集落内の大型車の通行を想定していないような道路を大型車が通行することにより、高齢者の方などが安心して道路を歩くことができないことなどにつきまして、御不便をおかけしておりまして、大変申し訳なく思っております。この点につきましては、集落内の道路など通常工事用の大型車両などの通行を想定していないところに対して、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興事業や民有地への掘削土砂の搬出などが行われることになった、まさに想定外の対応によるものであると考えております。道路行政、防災、危機管理の観点からも、今後の道路整備の在り方について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、舗装の損傷についてでございますが、本市の道路につきましては、舗装維持管理計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し、舗装補修を行ってきているところでございます。今後も引き続き優先順位や緊急性の高い路線を中心に舗装補修工事を進めてまいります。なお、工事用車両の通行が著しく増加し、路面に損傷が生じた路線につきましては、事業主体でございます国・県に対しても舗装補修についてお願いを行っていきたいとも考えております。また、局部的な舗装補修が必要な箇所につきましては、現在も行っております単独事業により対応し、市民の皆様が安心して道路を利用できるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君） 工事主体が国・県などのときには、ぜひ国・県に市のほうから要望をしていただいて、また、その事業主にも注意をいただくようお願いをしておきます。

最後に、松岡市長にお願いであります。町内自治体内にある道路は通学路にもなっております。新年度を迎え、初めて登下校をすることになる新1年生もいますので、初めての登下校をする子供たちは、まだ交通ルールを完全に把握していないと思われますので、交通安全対策については、家族をはじめ学校、地域、道路の利用者など子供たちの命を守る活動が必要と考えます。今後、工事期間中、安全対策として看板の設置などが大切なことと考えております。今後我々は市民の審判を受けることになります。ぜひ安全対策を一番に考えた施策をしていただくことを期待し、私からの最後の要望とさせていただきます。

最後に、今月3月末をもって退職されると聞いています職員の方や、本日も議場にて答弁

を行っていただいております丸本市民部長、小林復興政策部政策統括監、秋永水道局長、個人的には大変迷惑をかけたのではないかと反省しております北島議会事務局長、大変お世話になりました。しかし、まだまだ人吉市は復興半ばでありますので、地域の活躍を多くの方が待ってられることと思いますが、皆様にはしばらくはゆっくりとしていただきたところなのですが、これまでに培った知識や多くの経験を今少し人吉市の復興に対しお力を貸していただきますようお願いをします。

また、経済部農林整備課長をはじめ多くの優秀な職員の方が今回退職をされると聞いていますが、このことはとても残念でなりません。今後は地域やそれぞれの得意とする道で頑張っていていただき、陰ながらも結構ですので、人吉市に対して応援していただきますようお願いをしておきます。大変お世話になりました。そして、心から感謝を申し上げます。

最後に、人吉市の早期復興のために私も微力ながら頑張ることをお約束し、今期最後の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 59 分 休憩

午後 4 時 14 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3 番」と呼ぶ者あり）
3 番。池田芳隆議員。

○3 番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3 番議員、池田芳隆です。通告に従いまして一般質問を行います。今回は防災と「左近の石」の活用について。里親制度の現状と課題について。介護の現場における問題点と今後の高齢者福祉について。職員の勤務の状況について。内村光良監督作品短編映画「夏空ダンス」の支援について。以上、5 項目について質問を行います。

まずは、防災と「左近の石」の活用についてお尋ねいたします。

人吉城跡内にある「左近の石」の説明板には次のとおり書かれております。「左近の石、重さ31トン、周り10.83メートル、高さ2.19メートル、安山岩のこの巨大な岩は、本来は水の手橋中央部付近の球磨川の中に置かれていた岩の一つであり、昭和43年の球磨川河川改修工事の際に場内に移されたものである。慶長12年（1607年）に中州の中川原（大岩瀬）を挟んで球磨川唯一の橋である大俣橋・小俣橋がかけられた。しかし中州を橋台としていたため増水で橋が壊れることが多く、人吉藩家老の村上左近の進言によって中州の上流部の先端に大岩を多数沈めて中州が流失しないようにしたという。平成9年3月 人吉市都市計画課」と記載をされております。そこで質問なんですけども、この左近の石、これですね中州の中川原の上流の先端に多く沈めたということになっておりますけれども、これは科学的な効果、根拠というものはあったのでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

左近の石は現在、人吉城跡の北側、水の手門跡上の北外郭にあります。この左近の石について科学的な効果ということでございますが、これまで科学的な検証は行っておりませんので、その効果についての答えについては持ち合わせていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 科学的根拠がないというのはちょっと残念な話というかあれなんですけれども、これは岡山大学の馬場俊介名誉教授が管理されている近世以前の土木産業遺産というのがありまして、その中に都道府県別にいろいろなこういう遺産についてのデータがまとめられているのですけれども、この熊本県のリストの中に左近の石も記載されています。そうしていきますと、土木産業遺産の価値というものはいかほどあるものかというのは確認取れていますでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

この左近の石の土木遺産的な価値ということでございますが、これにつきましても判断する知見は私持ち合わせておりませんので、客観的な指標といたしまして公益社団法人である土木学会が推奨する土木遺産について確認をしたところでございますけれども、これに登録はされていないというところでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） これは市民の方からの声だったんです。要は、今回の水害で元に戻せるものならあそこに戻して、中川原を守っていただきたいという話での私に対するお申出でございました。中川原自体が、今、御存じのとおり2メートル掘削されて、もう以前の雰囲気というものはございません。私たちよりもちょっと上の世代になると、中川原に対する思いですね、あそこでお祭りがあればいろいろなサーカスが来たりとかあって、また、私たちの世代になってくると消防署があそこにあって、その後消防署が移転してしまうと公園化されてと、ものすごく人吉市の中に雰囲気のある中州があったと。実際、今回の掘削に関しては致し方がないということも、その市民の方もおっしゃっているところです。水害に関してああいうことが起きればですね。ですので、もしあその昔あった位置に戻して中川原が守れるものであったらということをお話されたんですけれども、よくよく考えてみれば、あれぐらいの石、前回の災害のとき、ゴロゴロ回って行って中川原自体を壊して、実際に大橋自体も壊れてしまうのではないかとことを考えますと、左近の石は今のところに鎮座していただいておくのが仕方がないのかなと思っております。市民の方もそれで納得されるのかなと思うところでございます。ですので、この質問はもうこれで終わります。

次の質問に移ります。次は、里親制度の現状と課題についてお尋ねをしたいと思います。

こども家庭庁が次年度、今年の4月発足する形になるのですけれども、地域で子供を育てるキーポイントとなるのが里親制度ではないかと思われています。人吉市のように養護施設がない自治体にとっては、子供たちが地元に残る方法の一つということで大切な受入先になるのではないかとされております。里親制度と言った場合、熊本市内にある慈恵病院ですね、こうのとりのゆりかごの話の中にも出てきますけれども、そこで私も何となくという感じで理解はしているところなのですが、そういうものを見てやっぱり市民の方も興味を持っていらっしゃるのかなと思うんです。逆に言えば、そういう認知度というものがどれぐらい里親制度についてはあるものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

里親制度は様々な事情で家族と離れて暮らす子供を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度でございます。熊本県から委託を受け、里親の活動を全面的に支援しているNPO法人優里の会がございしますが、里親制度の普及については、優里の会にも御協力をいただきながら、本市でもホームページや庁舎市民コーナーにおいてパネル展示などの広報活動を実施してきたところでございます。しかしながら、市民の方々から里親になりたいとか、里親制度について知りたいといった問い合わせがあっているわけではございませんので、里親制度そのものの認知度はまだまだ低い状況にあると思われまます。したがって、市としましては、市民の皆様幅広く知っていただけるよう、制度の周知に努め、里親を引き受けていただける方を増やすとともに、子供を支援する立場の方々なども制度を知ること支援の選択肢の一つとして検討いただけるよう、認知度を高めていくように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） この里親制度を認知していただくというのは、本当それが一番なのかなと思います。特に地域住民の方から相談を受ける児童委員、民生委員さんたちですね、やはりいろいろな選択肢があるんだということを御存じである必要があると思うんです。やっぱりそういう方たちが研修の必要性というのがあると思うんですけれども、このような方々に対してまず過去、研修を開催されたという経緯というのはあるのでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

子供たちを支援していく中で里親につなげていくためには、その家庭の状況、関係機関との協議が必要となるため、簡単に話が進んでいくわけではございません。そのため、子育て支援に関わる関係者、関係機関、全てに里親に対する理解が必要だと考えております。先ほどの御質問にお答えしましたように、里親に関する支援については熊本県が委託をしておりますNPO法人優里の会が担っているため、本市においては、主に広報活動がメインとなります。そのため、本市におきましては研修等を開催した実績はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） まず認知をされていないから、研修がこの先に進まないのかなとは思いますが、成人後見人制度が設けられたときには、成人後見人制度はこういうものですよということで、公開されたならば、結構、講習会のほうに参加された方が多かったと思います。私も現職時代なのですが、成人後見人制度の中で消費者トラブルという部分で1時間ほどお話をさせていただいた経緯があるのですが、要は、知らないと分からないということもあると思うのですが、例えば、里親になってもいいよという人が実際はいらっしゃると思うんです。その人たちに市のほうとして講習会、勉強をしてみませんかというのを投げかけてみたならば、人が集まってくるのかなとは思いますが、こういう実施するような計画というものはないものなのではないでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

里親になるためには研修を受ける必要があります、研修受講後に熊本県の審議会を通して初めて里親に登録されます。そこに至るまでにもいろいろな課程がございますが、それらを担っておりますのが、先ほどから御紹介しておりますNPO法人優里の会でございます。現時点では本市独自の講習会等の予定はございませんが、里親になってもよいと思われる方がいらっしゃいましたら、優里の会へつなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） なぜこの里親制度という話から入ったかと言いますと、人吉市の福祉の子育ての支援の一つの中にショートステイ制度というのが一番最初に書いてあるんです。要は、ショートステイ制度とは何かというと、結局、ひとり親であったりとかいろいろな家庭に事情があって、親が子供の場所から離れなければいけない。例えば、今回のコロナで結局親は入院しなければならないとかといって、子供1人残すわけにもいかない。そういうときには、子供を実際は親戚に預けたりとかいろいろなところに預けられてどうなりこうなりと、また病院と一緒に入院されてという形で当時だったかと思うのですが、そういう制度がきちんとある中で、実際、里親さんがいらっしゃらないと実施できない状況になりますよね。ですので、そういう基本となるところがまずあってショートステイという。これは人吉市がショートステイというのを記載されているのは一番最初だったらしいです。実際、それを実施したところが、先週、八代市のほうであって、1週間ほど里親さんがショートステイをされたということが優里の会のほうから報告をいただいたところではございました。人吉市も一応、実際このショートステイについて難しいのかもしれないですけど、短期支援事業の利用状況、活用状況についてはどのようなほうになっていますでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

ショートステイは保護者が病気、育児疲れ、出産、事故、冠婚葬祭などの理由で家庭での養育が一時的に困難となった子供や一時的に保護が必要な子供などを短期間お預かりする制度でございますが、この事業を担う事業者としましては、里親のほか子育てを支援する施設がございます。本市においてショートステイの利用としましては、人吉球磨で契約している施設が2か所ございまして、主にその施設での利用となっております。里親の御家庭での利用は実績がございません。その施設での過去5年間の利用状況を見ますと、平成29年度はゼロ、平成30年度は1件、令和元年度はゼロ、令和2年度は1件、令和3年度は8件となっております。本制度については、本市の子育て世帯に配布しております人吉市子育てガイドブックに掲載しているほか、相談があった際に、状況に応じて利用を御案内をしておりますが、保護者が安心して子育てできる支援として、さらなる制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） せっかく積極的なショートステイ制度ですね、これをされている。本当優里の会の方とお話をしていたときに、「人吉市はすごいですね。これだけ早く取組まれていて」ということを言われたのですが、結果がちょっともう1個先のもう1個残念なところがあるのかなと思っております。ですので、制度をつくりました、でも対応ができませんでしたではちょっともったいないのかなと思いますので、里親さん、先ほどから言いますように、ちょっと増やしていったってやっていけばいいのかなと思います。「あなたができるんじゃないの」と、「あなたの子供は家から出て」と言われてしまうとちょっと私も恐縮なところがあるのですが、確かに、里親を一度勉強をしてそういうことができるものであるならば、そういうことに対しても取り組んでいくべきなのかなと自分自身もちょっと考えとっているところではございます。

この質問の最後になるんですけども、今後子供を地域で育てていく、こども家庭庁といながらも、実際は地域で子供を育てていかなければならないのかなと思います。こういう今回上げた事案に関して、特にそういう人たちに関してはやはり地域で育てていかなければならない。要は、昨日の人吉新聞にも載ってございましたけれども、ちょっと近隣の町村の中で子供に対する暴力行為があつて、子供が児童相談所のほうに連れて行って状況を見ているということになっているようで、実際、そこから先ということになるのでしょうか、何かいたたまれないんです。結局、親云々ですけど、親に対して何かができていなかったのか。やっぱり子育てというのは地域で育てて、親に何かがストレスがあつて子供に、弱者に対して向かうと思われるんです。ですから、こういうことが少しでも減っていくように、地域でみんなで支えていく。子育てをしている人たちを支えていく必要があると思うんですけども、今後、子供を地域で育てていくにはどのように進めていけばいいというのは人吉

市として、行政としてはお考えになられているのでしょうか。

○健康福祉部長（**洲上麻美君**） お答えいたします。

子供の健やかな成長には家族の深い愛情はもちろん、地域の人々の支えが必要であると存じております。特に核家族化が進む現代にあっては、保護者にとっても悩みを共有できる友人や隣近所の理解が必要であると存じます。また、親が知らないようなことを知識として、あるいは経験としてお持ちの高齢者との触れ合いが子供の学びを深め、郷土愛を育み、豊かな心の醸成につながると存じますので、地域住民との交流も欠かせないと存じているところでございます。こうした点からも、地域で子供を育てるために成長段階に応じて、様々に取り組むことが大切であると考えております。しかしながら、全国的に少子化や人口減少に歯止めがかからない中、児童虐待や不登校問題、ネットいじめなど子供を取り巻く状況は深刻なものになってきております。本市においても決して例外ではなく、子育て世帯が抱える悩みは複雑化、多様化してきているように感じられます。こうした状況に細やかに対応するためには、子供を地域で見守る体制、子供を地域で育ていく体制が必要であると存じておるところです。

現在、本市におきましては、民間団体で運営していただいていますこども食堂や学習支援教室も増加してきており、家庭や学校に居場所がないと感じる子供の受け皿として重要な役割を担っていただいております。今後は地域の居場所づくりや見守りを行う団体を支援しながら、子育てに係る様々な悩みや相談が次の支援機関へとつながっていくよう、各団体とさらなる連携を考えております。これからも地域づくりの土台をしっかりと築き、地域住民の皆様と共に子供たちの健やかな成長のためにできることを考え、地域で子供を育てる環境整備に取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 3番。池田芳隆議員。

○3番（**池田芳隆君**） 本当、人吉新聞のほうにも載ってございましたけれども、人吉市はこども食堂が県下では2番目に多いところということで載ってございました。松岡市長が中央信用組合でしたか、それとの業務提携の中でということでされていたのですけれども、結局、ネットなんかで見ると、夕方の学童保育にも入れない子供もいると。都会は特にそうでしょう。子供さんがまだまだ多くて、それに対して受け入れられない。また、保育園の先生たちも給料がまともに払われないからといって一斉退職みたいな話も出ている状態。その中でやっぱり地域がどうか第3の選択肢という形で受け入れる体制というのは十分に必要なものだと思いますので、これはいろいろそういう団体さんから御相談があった場合には、福祉のほういろいろと御協力、御支援、御助言されて、少しでも子供たちが受け入れる地域の中で生活ができていけるような環境づくりのお手伝いをしていただければなと思います。なかなか子供が、ほかの議員さんが出生率がどんどん減っていったって200人を切るとかという話も出てい

る状態で、本当子供は、午後一の徳川議員が子供は宝だということを言われております。皆さんで守る環境づくりをやっていただければなと思います。これは本当お願いというか絶対だと思いますので、やりましょうと言っておきたいと思います。この質問につきましては、これで終わりたいと思います。

続きまして、今度は高齢者の話になります。介護現場における問題点と今後の高齢者福祉についてのお伺いなんですけれども、高齢者社会が進んでいる中、人吉市が公表している年齢別、男女別人口調べという集計表があったのですけれども、2023年の1月末現在で65歳以上の割合は37.6%と記されています。介護問題は人口減少が続いていく中で、やっぱり地方には大きな問題なのだろうと思っております。高齢者を地域で、やはり在宅でということを行っているのに対して、また長年生活していたところをついの住みかとしてやっぱり自宅で生活をしたいというのが高齢者の多くの方の願望なのかなと思っております。この自宅で生活をする在宅福祉を支えるホームヘルパーの方々から悲鳴が聞こえてきています。人が足りません。もう無理です。こういう声というのは福祉の現場のところには届いてきていますか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（**洲上麻美君**） お答えいたします。

本市内の事業所に勤務されているホームヘルパーの数につきまして、実数の把握はできておりませんが、ホームヘルパーの人員不足は全国的に問題となっております。2020年に開催されました第182回社会保障審議会の資料によりますと、ホームヘルパーの有効求人倍率は15倍を超えており、約8割の訪問介護事業者がホームヘルパーの不足を感じていると答えておられます。また、ホームヘルパーの高齢化についても問題となっており、60歳以上の割合が4割を超えている状況でございます。また、団塊の世代が75歳となる2025年度末までにホームヘルパーを含む介護人材の不足が全国で32万人に及ぶという報告もされております。

本市におきましても全国的な傾向と同様に、事業所からは求人をかけても応募がない。高齢化しているといった声を聞いているところでございます。人材確保という問題につきましては、介護分野に限らず全産業的に大きな課題となっている現在、特に本市のように、現役世代が流出する地方都市においては深刻化している状況です。全国総高齢者社会である我が国において、一地方自治体において介護人材の不足を解決する方法を考えることは大変難しいと感じているところでございます。現在、国におきましても介護職員の処遇改善や外国人人材の受入れ環境整備、介護職の魅力度向上などの取組を行われておりますが、効果は限定的であるため、令和6年度から第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画期間に向けて、引き続き介護人材確保に向けた自治体支援メニューを検討されている状況にもありますので、本市としましても国・県としっかり連携を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 人口減少というのはいつから始まっているかというのは皆さん分かっているらしいですよという話で、2005年から人口減少というのは始まっていて、もう実質完璧に統計上、下がるというのは2008年なのです。高齢者が増える、高齢者が増えるというのは、言われてもう十数年前から、20年近く前からそういうことを言われていたのに、では、それに対して何をやってきたかと。自分自身もちょっともう少し声を出さなければならなかったのかなと反省をすべき点が多いのです。私も90歳を超える親を介護で見ている立場の人間なのですけれども、自宅で高齢者の親を見ていくというのは、かなり難しいものがある。でも、施設自体では親も納得しないというか寂しがる。少しでも自宅で親を見たいという話です。これは多分皆さん多くの方だと思うんです。高齢者社会というのがもう本当、後悔しても駄目なのです。反省しても遅い話なのです。だって、もう20年近く前から人口が減るということを言われていたのに何もやってこなかった。これは自治体の責任、国の責任、自治体というより国の責任なのですけれども。でもこれをしていかなければいけない。後悔するのではなくて、今から先、ではどうやるか。先ほど言いました子供を安心・安全で育てるというのも絶対です。でも高齢者というのは2040年で65歳以上が全国的にも35%を超えると。3人に1人はもう全部65歳以上になってしまう、そういう時代が来るというのも目と鼻の先まで。御存じのとおり2025年で団塊の世代が全部超えてしまう。これは分かりきっていたことに対してどこまで行政がやってきたのか。全てのバランスをやるというのはかなり難しいかと思うんですけれども、でもよその自治体はできているところがあるわけなんです。これは本当、これから先、復興というのは災害を受けたところだけではなくて、こういう人たちもきちんと生活ができることが初めて復興だと思うんです。子供たちも高齢者の方も安心・安全で生活できるような環境、これをつくっていくのが今後の大命題なのかなと思っております。高齢者が安心・安全で生活をしていく、そういう社会をつくるためにはどうやっていけばいいか、どう考えていらっしゃいますか。教えてください。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

団塊の世代が75歳となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年が目前に迫る中、高齢者がこれからも可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、医療、介護が連携したサービス基盤の整備や、介護人材の確保といった介護サービスの充実に加え、地域で共に暮らす人と人とが支え合う自助、互助の関係を構築し、市、関係機関や団体、市民がつながりを持った地域包括ケアシステムをさらに拡充していく必要があると考えております。特に地域包括ケアシステムにつきましては、自分の健康は自分で守るという自助意識を中心として、地域包括支援センターの支援機能を強化するとともに、医療、介護、福祉分野の連携の強化による在宅での切れ目のない支援体制の構築や共生と予防を両輪とした認知症施策と、それを実現する人材育成と地域体制づくりが必要と考えております。加えて、趣味活動や社会参加など、高齢者が地域において活躍できるということも大変重要

なことであると考えます。高齢化の進む本市では高齢者の社会貢献活動が地域の担い手として大きな役割を担っておりますので、高齢者が自らの知識や経験を生かし、地域で役割を持って活躍できるよう、シニアクラブや生涯学習に加えて社会貢献や就労活動の場を提供し、元気な高齢者の活躍によって活力ある地域社会の構築も進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君） 私もうすぐ還暦と、昔で言うなら本当おじいちゃんの世代という。ここにいらっしゃる方でほぼほぼの方、８割、９割がもうぼちぼち昔で言うならばおじいちゃん世代ですよ。だからこそ、今の話になるとこの世代、ちゃんと自分のことは自分で身を守ってくれと。そうしないと周りに迷惑をかけますよというお話ですよ。もう自分のことは自分で病気にならないようにと、そう私には聞こえたので、私自身そこはやっていかなければいけないんでしょうけれども、でも実際現実にもうヘルパーさんが足りない状態になっていますので、これに関しては早急に何かの手を打っていかないと、今現在困っていらっしゃる方が多数いらっしゃるわけですから、これはもう一緒に考えていきたいと思いますか言いようがないですね。どうにかやりましょう、これに関してはですね。本当に自分もいずれという老いの道ですので、皆さんも一緒に考えていましょうということでこの質問は終わりたいと思います。

次の質問にまいります。５月からこの新庁舎になりまして、明るい雰囲気です。ここもかなり明るい環境になっております。私が入庁した当時、平成元年なんですけれども、そのときは各階に出勤簿が置いてありまして、その出勤簿のところに印鑑を持って行ってカチカチカチとその日は出勤しましたよというのが当時の出勤状況でした。今、立場次長がうんうんとうなずかれましたけれども、立場次長ぐらいまではまだ、ここにいらっしゃる方は税所さん以外は多分それを経験された方かなと思っております。それが終わりましたら、庁舎になる前になのですけれども、出勤簿の押印がなくなって朝礼で職員の管理という形でやっていたかなと思うんですけれども、新庁舎になってからの職員の出勤状況の確認についてはどのようにされているのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

職員の勤務時間や休暇などの労務管理につきましては、職員が所属する部署の所属長において行っております。また、出勤状況につきましては、新市庁舎に移転しました後は、機械警備と併せまして、各職員に配付しました専用のカードを出勤退勤時にセンサーにかざすことで記録することができる仕組みを取り入れているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君） 基本的に誰が何時に入って誰が何時に出たというのがカードで確認で

きるということなのでしょうけれども、時間外勤務ですね、それは結局、業務として残っていらっしゃる方の時間外の勤務の状況というのはどういう形で確認を取られていますか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

正規の勤務時間以外の勤務となります時間外勤務や週休日及び休日勤務につきましても、職員が所属する部署の所属長において勤務命令、確認を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ということは、昔ながらのペーパーで確認をしているということですよ。ペーパーでの確認だったら、時間外勤務の決裁権は課長ですので、課長が把握をしているということよろしいですか。これは別にそこではいいということでもオーケーだったればいいと思います。そうですね。問題ないですね。はいオーケーです。今回、機械が導入されたことによって、庁舎内にいる時間というのがはっきりと分かるようになったと思います。新庁舎に務めている方だけになってしまうんですけど、出先がくまりばであったりとか、カルチャーパレスですね、あそこは確かそれが入っていませんよね。このカードが入っていないと思うんですけども、過労死レベルの80時間、これで残っていたという確認というのはいるのでしょうか。要は超過勤務、これで単なるカードで確認できる80時間、それとも時間外勤務で名簿ですね、そういうものの整合性というのはきちんと取られているのか。あと、時間外勤務命令簿というのは言いましたとおり課長決裁ですね。お金を出すのも課長ですね。これというのは全てどなたがそれ以降のものについては確認、管理をされているのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

1回目の質問でお答えしましたように、新庁舎におきましては、出勤退勤の記録を取っておりまして、毎月職員の勤務時間の状況を副市長以下の人事部門で確認をしているところでございます。正規の勤務時間から月80時間を超える職員につきまして、新市庁舎移転後の令和4年5月以降の出退勤記録を見ますと、時間外勤務命令による時間と差異がある状況でございます。出退勤記録につきましては、現在におきましても出勤時もしくは退勤時にセンサーにカードをかざし忘れている職員が散見される状況にあるため、職員の正確な勤務記録には、現在のところ至っていないものかと思っております。つきましては、職員の勤務記録が正確になりますよう、この状況の改善を図りまして、併せまして、各所属長、管理職における労務管理のツールとして活用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 80時間、これというのは大変危ない状態なのですけども、要は、建物が新しくなりました。以前の暗く狭かった旧庁舎ですね。その後、松岡市長が望まれたよ

うな形の分庁舎方式、それから今の一転してこの新しい建物と、一応、私も職員ではないですけれどもここを含めて三つ経験をさせていただいたところではございます。ちょっと感じているのが異動の在り方、1人のベテランを残して残り3人が全部新人みたいな、その部署の新人のような在り方であったりとか、そういう方があったためにベテランが1人休んでしまうとほかの職員が全く仕事が分からず、ばたばたとあたふたとしてしまう。一昔前でしたら、例えば税務課でしたらば、保険、税金、税目がいろいろたくさんありますよね、それを全部覚えてから異動と。ですので、1人がいなくなったとしてもとりあえずは先輩たちでやれる人間がいたという状態。福祉に関しても同じですよね。僕がいたころは、全部児童福祉も障害者福祉も、あと高齢者福祉も大体一緒だったと記憶しています。ですので、担当が代わる。全部覚えて出て行ったという記憶がある。要は、80時間出ている。何のために残っているかというのは分からないのですけれども、いろいろ誤差があったりとかプライベートで残っていらっしゃるとか、プライベートで残っているのだったらとっとと帰ってくれというのが管理者側からの話になるのでしょうか、こういう業務が偏ってくるからこそ80時間という数字が見え隠れしてくるのかなと思うんです。一番は平準化にする必要というのが大前提だと思っているのですけれども、こういう現状を安全衛生委員会のほうからきちんと機能していたならば、もうちょっと在り方が変わるのかなと思うんですけれども、管理者として副市長、いかが思われますか。

○副市長（迫田浩二君） 皆さん、こんにちは。お答えをいたします。

私は安全衛生管理者という立場も担っておりますことから、各業務の進捗に合わせ職員の健康状態、労務環境などにできる限り気を配るとともに、管理職に対しましては、計画的に事業、業務を推進することや職員間の情報共有と協力体制の構築、また事業の課題などを見越した上で事業の優先順位や見直し、そして、ICTを活用した業務の効率化などにより職員の配置や外部への業務委託を検討するよう、様々な改善に向けた取組も指導しているところでございます。安全衛生委員会におきましては、職員の健康保持について、職員のストレスチェックの分析結果をもとに審議するなど、その際に出された意見を参考に、これまで所属長に対するアドバイス、ラインケアなどの研修計画につなげているところでございます。令和4年5月より出退勤記録を開始し、約1年を迎えようとしており、出退勤記録を活用した管理職へのアドバイスやそれぞれの管理職における所属職員の労務管理を可視化できるシステム導入の検討を進めるなど、業務の平準化に努めつつ、安全衛生の観点からより効果的に業務負担の軽減、それから時間外勤務の縮減に向けて取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ある意味取組が遅いというか、大体入れた時点でどういう勤務状況分かる。ペーパーとの差異があるというのが見えているのであるならば、早め早めにしていた

だきたい。時間外勤務手当の確認というのは、部長はしないんですよ、基本、各部長は。上がってこないから。決裁は全部課長決裁でしょ。部長決裁ではないでしょ。だから、誰が時間外勤務をどれだけやっているというのは最終的な予算の確認だけでしかないわけです。それに対して、記録簿というのも総務課でしか管理をしていない。人事関係のことしかやっていない。見えませんよね、業務の内容というのが。時間外のときにどれだけ管理職の方が残っているのか。基本残られませんよね。担当の課長補佐以下の職員が残ってやって、翌日これだけ業務がありましたということの報告があつておしまい。課でおしまい。それが部に行くわけない。部長が標準化するのに指示を出せる。あり得ないです。知らないのだから。どれだけ誰が残って、どれだけ管理する。私が生活保護のSVをやっていたときに、褒められた話ではないのですけれども、若手の職員です。子供の世話をしなければいけないから帰る。5時15分に帰るんです。帰っておしまいかなと思ったら、そのケースワーカー、夜11時、12時に出てきて、ケース記録を書くんです。2時、3時にかけて。子供の時間が終わって家庭のことをやらなければならないから、申し訳ないけれどもこの時間になってしまいました。申し訳ないではないですよ。こちらが申し訳ないですよ、お願いしているのですから、仕事を。業務管理がきちんとでき、今回、それが昔は見えなかったんです。どの時間帯に出てくるかというのが。ところが見えるようになったからには、きちんとやってください。時間外がないです。やめてください。決算特別委員会で人件費の圧縮を言われました。人件費の圧縮と時間外の支給は別問題です。働いたものに対して賃金を与えなくて何ですかそれは。駄目ですよそれをやっては。今度からきちんと分かるようになったのですから、誰がどれだけ勤務して、各部長、情報を共有していただいて、職員の安心・安全を守ってください。本当、今、職員がいつ倒れてもおかしくない状況になっています。時間外1個で大分見えてくると思います。勤務状況というのが。これは今、私の前に座っていらっしゃる皆さんがきちんとやろうという気持ちがない限り動かないことだと思います。優秀な人ほど、仕事を任される人ほど長い時間仕事をやって、倒れてリタイア、もったいない話です。将来有望な係長クラス、課長補佐クラスが辞めます。人吉市にどれだけ魅力がないんですか。仕事にどれだけ魅力がないんですか。仕方がないよね。駄目ですよ、仕方がないよなんて。財政が悪いのは昨日、今日始まったわけではありません。市長が就任された8年前から財政はいいほうではない。分かっていることです。職員を殺してしまうようなことは決してやめてください。きちんともう一度、部長会なり何なりで話し合いをやって、あと残り半月、新年度に向けて計画を立てていただければなと思います。ちょっと厳しい言い方をしましたけれども、これはやはり職員の命を守るということで考えていただきたいと思います。重たい話をしてしまいましたので、最後はちょっと明るい話題で終わらせてください。私の一般質問は何か暗い話だけで終わってしまうと悲しいものですから。

最後の質問でございます。内村光良監督短編映画「夏空ダンス」というのが、去年の8月

につくられまして、どうにか完成しましたということで試写会が人吉市で行われました。人吉高校の生徒さんを中心に試写会を見ていただいたのですが、私個人からするならば、もう撮影時、ロケハン時代からずっとお付き合いさせていただきましたので、とても楽しく感動して見ていただいたのですが、市長もそのときにおいでいただいて見ていただきました。市長、感想はいかがなものでしょう。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先日行われました内村光良監督の短編映画「夏空ダンス」の試写会では、映画に出演された人吉高校の皆さん及びダンス部やダンススクールの皆さん、そのほか映画製作に関わっていただいた多くの方々と共に、完成したばかりの「夏空ダンス」を鑑賞することができましたが、まずは大変喜ばしいことでした。会場に着きましたら、随分高校生が多いなと思っておりましたら、内村監督の御挨拶の中で、この3年間我慢を強いられた卒業生にぜひ見てほしかったとの強い思いのもと、この試写会をしていただいたとのことで、大いに納得した次第です。そのような監督のやさしさ、思いやりに対しましても本当に感謝をいたしました。

また、撮影から約半年たち、人吉の街中、中川原公園など、様子は既に大きく変わっておりますが、当時の様子を映像の中にしっかりと残していただきました。また、ふだん見慣れた風景も内村監督の手にかかると、このようにすばらしく見えるのかと驚き、感動したところでもございます。さらに、約50分間の映画の中で、エキストラとしての参加だけではなく、場所の提供や周辺の整備など映像に映らない部分においても、人吉球磨の大勢の皆様にご協力をお願いしたことで、撮影もスムーズに進みましたことに思いをはせ、改めて関わっていただいた皆様にも感謝の念を抱いたところでございます。

内容につきましては、公開前ですので多くを話すことはできませんが、高校生役の若手を主演としながらも、有名俳優の方々に脇を固めていただき、また、ダンスのレベルも相当のもので、エンターテインメントとしても一級品でございまして、青春時代の熱い思いを持った旅立ちのストーリーは、夢を追う子供たちにも、それを応援しつつもその巣立ちに寂しさを感じる親世代にもそれぞれにエールを送っていただいている作品となっております。

また、地元の市長として、この映画を通じて人吉球磨を知っていただいた全国の皆様に、ぜひ当地においでいただけたらと切に願ったところでもございました。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 本当、ネタバレができませんので、いろいろと中の話をしたいと思うところではあるのですが、本当、親として感動をする部分があってよかったと思います。皆さん早期上映を期待したいと思っているところなんですけれども、人吉市としてはいろいろ今まで資金云々から支援をされてこられたのですが、今後の支援策というのは

どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

このたびの映画「夏空ダンス」の撮影の際には、人吉球磨復興映画製作支援実行委員会を球磨郡9町村及び人吉市で組織をいたしまして、また熊本県にも後押しをしていただき、広域連携プロジェクト推進補助金を活用し、併せて、市としましても市単独補助金を支出することなどにより映画作製につきましては支援をしてきたところでございます。

また、撮影に際して事前のロケーション・ハンティングから撮影場所やその周辺との交渉など担当職員が奮闘してくれまして、フィルムコミッションとしての活動を通じて支援をしてきたところでございます。

今後の支援、あるいは活用についてでございますが、まずはこの映画を見た方が人吉市を訪れたいと思ったとき、あるいは実際に訪れられたときに、人吉市民が映画のロケ地や映画について、そして人吉の魅力について来訪者にしっかりとお伝えしていただくことが一番の支援になるかと考えております。そのためには、今後、製作会社側との交渉を進めてまいります。まずは人吉球磨地域内で上映会を行い、地域の方々にぜひこの映画を御覧いただくことや、来訪者向けのロケ地マップなどを作成し、地域内外の方々にSNS等で情報発信をしていただくことが必要と認識をしているところでございます。

また、併せまして、内村光良監督は熱い思いで製作をされ、人吉球磨の風景が詰まったこの映画を、いわゆる動画コンテンツを使った生きがいPRに何とか活用させていただけないかということをお交渉をいたしまして、今後の観光振興にしっかりとつなげさせていただければと存じます。

また、内村氏は聞くところによりますと、日本国内はもとより当地域がインバウンドのターゲットとしております台湾でも大変人気があると伺っておるところでございます。つきましては、インバウンド施策での活用も視野に入れさせていただければと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） せっかく内村監督が人吉のために、本当、長年の思い、人吉で映画を撮りたいというのが監督の思いだったみたいですので、それができましたので、今度は私たちが応援をしながら、また人吉のPRに努めていければと思いますので、どうぞ皆さん、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

では、最後に、今月末で退職される先輩方、本当にお疲れさまでございました。お一人お一人思い出があるのですけれども、特に私にとって思い出が深いのが北島局長でございます。私が入庁したときに福祉課で同勤させていただきまして、いろいろ仕事を教えていただいたところでございます。こう見えてもというと大変失礼なんですけれども、音楽バンドのほう

もやられていて、何をやられていたかというキーボードをやられて、僕は本当すごいなと、楽器ができる人はすごいなと思いながら、一度だけ溝口部長とボーカルをさせていただいて歌を歌ったと。その後ろで北島局長がキーボードを弾いていたというのがちょっと私にとって思い出でございます。北島局長、またほかの先輩方もこれで終わりというわけではありませんので、今からまた今後とも御指導をいただければ幸いです。お互い健康に注意をしながら頑張っていければなと思いますので、お願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 12 分 散会

令和5年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月9日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和5年3月9日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
2. 犬 童 利 夫 君
3. 松 村 太 君
4. 井 上 光 浩 君
5. 高 瀬 堅 一 君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村 太 君
2 番	徳 川 禎 郁 君
3 番	池 田 芳 隆 君
4 番	牛 塚 孝 浩 君
5 番	西 洋 子 君
6 番	宮 原 将 志 君
8 番	高 瀬 堅 一 君
9 番	宮 崎 保 君
10 番	平 田 清 吉 君
11 番	犬 童 利 夫 君
12 番	井 上 光 浩 君
13 番	豊 永 貞 夫 君
14 番	福 屋 法 晴 君
15 番	本 村 令 斗 君
16 番	田 中 哲 君
17 番	大 塚 則 男 君
18 番	西 信八郎 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	浦 本 雄 介 君
復興政策部政策統括監	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	渕 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長 (復興担当)	若 杉 久 生 君
総 務 部 次 長	立 場 康 宏 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
水 道 局 長	秋 永 敦 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで、10番、平田議員から発言の申出がっておりますので、これを許可します。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、発言の一部の取り消しをお願いいたします。その部分は、市民の声からの「市債及び基金について」の質問の中で、「市債及び基金についてお尋ねします。1回目。」のあとから、「令和2年7月豪雨災害」の前まででございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいま、平田清吉議員から発言の一部取り消しの申出がありました。

お諮りをいたします。

申出のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することに決しました。

日程第1 一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。13番議員の豊永貞夫です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回通告しましたのは3点。1番目に都市計画税について、2番目に学校のごみ焼却炉について、3番目に物価高騰生活支援についてであります。

それでは、1番の都市計画税についてであります。都市計画法の目的は、都市づくりの計画を立て、実現することにあります。この法律において、都市計画とは都市の健全な発展と

秩序ある整備を図るための土地利用の在り方、都市施設、道路、公園、下水道等の整備、市街地開発について、都市計画を策定し、その実現を図ることであると言えます。本市では、人吉市都市計画税条例を定め、都市計画区域内の方に課税をされています。本市の都市計画税の目的と税率について、お尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。お答えをいたします。

本市の都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てることを目的として、地方税法及び人吉市都市計画税条例により、農業振興地域内の農用地区域を除く都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し課税しているところでございまして、その税率につきましては、標準税率の0.2%としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 簡潔に答弁されましたので、ちょっと補足しますと、都市計画税は目的税であり、都市計画事業、都市計画道路、下水道、公園などの公共施設の整備や土地区画整理事業など、定められた一定の事業に使われます。

また、土地家屋に課税しているというのは、固定資産税評価額のことだと思います。税率は0.2%。都市計画税額は、固定資産税評価額掛ける0.2%が都市計画税ということであろうと思います。

都市計画事業は、課税対象である土地計画区域内での事業になります。答弁でもありましたが、本市での都市計画事業の内容についてですが、これまで都市計画区域内で行われた事業で、都市計画税を充当した事業はどういったものがあるのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

直近の決算となります令和3年度決算からお答えをさせていただきます。

都市計画税を充当した事業は、大きく4つの事業となります。なお、充当につきましては、これから述べる事業の市負担、一般財源の一部としまして充当を行っております。1つ目が街路事業でございまして、主に、街路樹維持管理業務委託料や社会資本整備総合交付金事業の都市計画道路下林願成寺線改良工事の単独分及び街なみ環境整備事業補助金などに充当しております。

2つ目が公園事業でございまして、社会資本整備総合交付金事業の公園施設改築工事及び都市公園施設長寿命化計画策定委託料の単独分などに充当をしております。

3つ目が下水道事業でございまして、同事業が特別会計により事業を実施しておりますことから、一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金に充当をしております。

4つ目が公債費でございまして、これまで街路事業や公園事業の財源として活用してまいりました地方債の償還分に充当をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁でありましたように、4つの大きな事業ということで、都市計画道路、街路樹、公園、下水道、地方債の償還金に充当されるとの答弁でございました。

さきに述べましたように、都市計画税は目的税ですので、一定の事業目的を遂げるために税収の使途が定められている税であります。しかも、都市計画区域内の事業に限定されているということでございます。

この都市計画区域が制定されたのはいつからで、誰が決定したのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。それではお答えいたします。

本市の都市計画区域は、当初は大正8年に制定された旧都市計画法に基づき、昭和12年3月19日に、当時の人吉町、藍田村、中原村、西瀬村の全域、つまり、現在の人吉市行政区域全域を、都市計画区域として国が決定しております。その後、昭和43年6月15日に制定されました現在の都市計画法に基づき、昭和44年5月26日に都市計画区域の見直しが行われ、行政区域全域から、現在の都市計画区域に縮小・変更されております。なお、現行都市計画法における区域の決定者は、熊本県となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 大正8年というのはびっくりしました。見直しもされていて、当初は市内全域だったのが、昭和44年に縮小され、現在の都市計画区域になってからも、昭和44年ですから54年ぐらいたっているんじゃないかと思います。半世紀以上前から、現在の都市計画区域が、それ以来、変更はされていないという状況でもあります。

同僚議員から、都市計画税について、八代市では都市計画税は課税されていないとお聞きしました。ちょっと調べて、水俣市にも確認しましたがけれども、水俣市も課税されていないということでございました。ほかに、県内他市でも課税されていないという状況があるようでございます。その状況についてお尋ねします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

県内14市の課税状況をお答えいたします。

都市計画税を課税している市は、熊本市、天草市、山鹿市、玉名市、本市の5市で、税率につきましては、熊本市と天草市、山鹿市が0.3%、玉名市と本市が0.2%となっております。

また、都市計画税を、現在まで課税していない市は、八代市、宇土市、荒尾市、宇城市、上天草市、阿蘇市、合志市の7市で、以前は課税していたが、他の自治体との合併時に廃止となった市が、菊池市と水俣市の2市となっているところでございます。

なお、この都市計画税を課税していない市のうち、固定資産税の標準税率の1.4%を超える税率を設定している市が、八代市、宇土市、荒尾市の3市で、八代市が1.6%、宇土市と荒尾市が1.5%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 都市計画税は、どこの市でも課税されているものと思っていましたので、正直、驚いた次第でございます。課税されていないところの都市計画道路というものはないんでしょうかね。そこは通告していないので答弁はいただきませんが、固定資産税の中に入れ込んで課税されているところもあるようでございます。

今回、都市計画税について取り上げたのは、都市計画区域内の住民の方から御意見があったからであります。都市計画税について、都市計画税を払っているのに、自分の居住地区では下水道などの都市計画事業が行われていない、また、過去の事業で発行された地方債の償還金に都市計画税を充当されるのは、目的税から見ておかしいのではないかといった御意見がございました。この方は、私の町内の隣接の町内の方で、私の町内は都市計画区域外で都市計画税の課税はありません。その方は都市計画区域内ですので、課税があります。そういった状況で、隣接する町内で区域外と区域内の生活環境は何ら変わりがないのに課税されているのは、税の公平性から見てもおかしいのではないかと、私も思った次第でございます。

都市計画区域内の方の不満については、どのように考えておられるのか。また、ほかの町内でも同じような状況があると思われませんが、本市の考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

都市計画区域内における住民の方々の疑問や不満としてよく耳にいたしますのは、今、議員のほうから紹介をいただきましたように、都市計画税を払っているのに公共下水道や都市計画道路が地域に存在しないところがあるなど、現に行われている都市計画事業が自分の居住区の利益になっていないということではないかと認識をしております。

都市計画がなぜ必要なのかということを考えますと、都市計画法の基本理念におきましては、多くの方が快適に暮らすためには、土地の使い方や建物の建て方など適正なルールが必要であるとされております。もし、都市計画法がなく、工場や商業施設が住宅地に混在してしまう場合、自宅の近くで騒音や排ガスに悩まされてしまう可能性もございます。そういった問題が起こらないよう、工場を誘導する工業地域、商業施設を誘導する商業地域、住宅を誘導する居住系地域といったゾーニングを行い、無秩序な土地の開発を防ぎ、計画的に都市を発展させることができるなど、区域内にお住まいの方々の生活環境の保全等に非常に有益な制度であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、答弁をいただいて、今の答弁は正解だろうと思います。ただ、課税されていない市もあります。そういったところは、やっぱり無造作に建物が建っているかということ、そうではないと思います。いろんな意味で規制はかかっていると思いますので、

都市計画税の目的は、私も重々承知しておりますが、今の都市計画区域が昭和44年に見直しがされて1回もまだされておられませんので、この都市計画区域の見直しも、考える時期ではないかと思った次第でございますが、この見直しについて、本市はどう考えているかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

都市計画区域の見直しは、社会経済状況の変化に対応し、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、変更の必要性が吟味されるべきものでございますが、一方で、目指すべき都市像を実現するためには相当の期間を要しますことから、都市計画には一定の継続性・安定性が要請されているところでございます。したがって、都市計画の変更を検討するに当たりましては、その都市計画の性格を十分に踏まえることが必要であり、区域指定や根幹的都市施設等といった継続性・安定性の要請が強いと考えられるものにつきましては、より慎重に行われるべきだと考えております。

また、都市計画区域に指定することで、区域内における建築行為や開発行為に対しての許可制度や、建蔽率や容積率といった建物の規模に係る規制、また、敷地の接道義務や道路後退など一定の制限が課せられることになり、その制限によって区域内を一体の都市として総合的に整備・開発・保全することができ、都市計画の目的の1つである都市の健全な発展と秩序ある整備、及び基本理念に掲げられる農林漁業との健全な調和が保たれているものと考えておりますので、市といたしましては、都市計画区域の見直しについては、これらを踏まえながら総合的に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） すぐすぐにできるとは思っておりません。いろんな意味で検討も必要な時期、必要なら必要といった結果になるかもしれませんが、検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後、そういった検討もお願いしていききたいと思います。この件については終わります。

次に、ごみ焼却炉の撤去についてでございます。市内小中学校敷地内のごみ焼却炉の撤去については、平成27年9月議会で質問し、その後、年次計画で撤去作業が実施されてきました。

撤去の経緯ですが、ごみ焼却時にダイオキシン類の物質が発生し、使用禁止後でも炉の中に残っていて、子供たちへの健康被害が心配されていきました。ダイオキシン類は発がんを促進する作用や甲状腺機能の低下など免疫機能低下を引き起こすことが報告されています。それ以降、年次計画で撤去作業が行われてきましたが、現在中断され、まだ撤去されていない焼却炉があるようでございます。

撤去されていない理由と、これまでの撤去状況についてお尋ねいたします。また、撤去費

用についてもお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。それではお答えいたします。

平成27年9月定例議会における一般質問におきまして、豊永議員からごみ焼却炉が使用されないまま残されていることについて御指摘をいただいております。その後、解体撤去に向けた解体計画の策定に着手することといたしまして、平成28年5月に、市内各小中学校のごみ焼却炉撤去計画を策定いたしております。この計画では、平成28年度に人吉東小学校の2基、平成29年度に第二中学校の2基、平成30年度に東間小学校の2基、平成31年度、これは令和元年度でございますけれども、令和元年度に第一中学校と第三中学校の各1基、それから平成32年度、令和2年度でございます、に大畑小学校と西瀬小学校の各1基、平成28年度から5年間で10基のごみ焼却炉を撤去する計画といたしたところでございます。

その後、計画に沿って令和元年度までに8基を撤去完了いたしました。令和2年7月豪雨災害によりまして復旧・復興に傾注することになりましたことから、残る2基については中断をしているところでございます。

それから、これまでの撤去費用でございますけれども、平成28年度と29年度が、それぞれ約400万円、平成30年度が約430万円、令和元年度が約650万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 2校で2基の撤去作業が、豪雨災害の影響で中断されたわけでございます。これまでの撤去費用も、かなり高額になっているようでございます。高額になる理由については、解体作業・撤去作業は単純ではなくて、焼却炉を解体する際には、厚生労働省の通達によりダイオキシン類ばく露防止対策の実施が義務づけられていて、まず、除染及び解体工事に伴う粉じんの発生に対し、建物及び煙突周辺をシートでの隔離や、設備を除染した後、洗浄水が外部に流出しないように除染水対策などの工程があり、また、解体に対して排出された建築廃材の産廃処理など、国の基準に沿った解体作業が義務づけられています。ダイオキシン類対策特別措置法やダイオキシン類ばく露防止対策に精通した専門業者による施工が必要になることによって高額になっているようでございます。残り2基の撤去の計画はどうなっているのかお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

撤去計画を中断し、未だ未撤去である2校の児童、教職員、保護者、地域の皆様には御心配をおかけし、大変申し訳なく存じております。安全・安心な教育環境を確保していくことは行政の責務でありますことから、残る2基につきましては、次年度以降の撤去に向け、協議を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 計画を立てていただいて、速やかに撤去をお願いしたいと思います。

本市公共施設でゴミ焼却炉は残っているのか。残っている場合の撤去計画についてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

市内公共施設内に未撤去の焼却炉がございますけれども、カルチャーパレスに1基残っております。こちら、学校焼却炉と同様に使用禁止としているところでございますが、撤去には多大な費用を要することから実施できていないところでございます。

不特定多数の市民の方が利用される施設敷地内にこのまま放置することは好ましい状況ではございませんので、今後は、管理部署で解体撤去に向けた協議を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 速やかに撤去作業を検討いただきたいと思います。この件については終わります。

次に、物価高騰生活支援についてでございます。コロナ禍の影響をはじめ、ウクライナ情勢により物価高騰が続いています。国の政策として様々な支援の臨時交付金が出されていますが、物価高騰はそれに追いついていない状況です。また、各業種に対しても、物価高騰に対して支援が続けられていますが、臨時交付金もいつまで交付されるのか、不安な材料になってまいります。

令和2年新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、1人当たり一律10万円が給付されました。新型コロナウイルス感染拡大で先行き不安な中での給付だったので貯蓄に回るだけと批判もありましたが、最終的には消費され、一定の経済効果はあったと思います。

昨年からのロシア、ウクライナ情勢や円安により、食料品をはじめ、ガソリン、灯油、電気、ガスなど生活に直結しているものが急加速で高騰しています。

さきに述べましたように、本市においても物価高騰対策としまして、低所得者や子育て世帯などの個人に対して給付金が支給をされております。これまで実施してきた個人に対しての生活支援給付金の状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により家計が圧迫される割合が高い非課税世帯や子育て世帯等に対する様々な給付金制度を国が設けてまいりました。そうした臨時特別給付金や生活支援金につきまして、本市における令和3年度及び令和4年度の福祉課所管の給付金等の給付実績を申し上げます。

令和3年度は4つの給付金がありました。1つ目は、子育て世帯生活支援特別給付金でございまして、ひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付しております。給付件数は432件、給付総額が3,560万円でございます。2つ目は、低所得の子育て世帯に対する生活

支援特別給付金で、1つ目の給付金受給者を除くひとり親世帯以外の子育て世帯に対する給付金でございます。こちら、対象児童1人当たり5万円を給付しております。給付件数は197件、給付総額は2,085万円でございます。3つ目は、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。全ての子育て世帯に対し、児童1人当たり10万円を給付しております。給付件数は2,504件、給付総額は4億7,080万円でございます。4つ目は、一昨年の12月から今年度の9月末にかけて実施しました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金でございます。こちらは、コロナの影響で非課税世帯と同等の生活水準になった家計急変世帯も対象となり、対象世帯には一律10万円を給付しております。給付件数は4,715件、給付総額は4億7,150万円でございます。

続いて、令和4年度の給付実績について申し上げます。令和4年度は、5つの給付金がございます。1つ目は、先ほどの住民税非課税世帯等への臨時特別給付金と同じ性質のものでございまして、コロナ禍が長引いていることを考慮し、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯を対象として給付したものでございます。給付額は、世帯当たり10万円、給付件数は439件、給付総額は4,390万円でございます。2つ目は、子育て世帯生活支援特別給付金で、令和3年度の同給付金の令和4年度版といえるものでございます。対象となるひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付しております。給付件数が394件、給付総額は3,250万円でございます。3つ目は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金でございます。住民税非課税などの要件を満たし、かつ、さきのひとり親世帯への給付金の受給者を除く世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を給付しております。給付件数は169件、給付総額は1,765万円でございます。4つ目は、熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金でございます。要件を満たすひとり親世帯に対し、世帯当たり2万円、第2子以降の児童がいる世帯については、児童1人当たり5,000円を追加して給付しております。給付件数は412件、給付総額は956万5,000円でございます。5つ目は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金でございます。給付対象は、令和4年度の住民税均等割額が非課税の世帯、及び、予期せず家計が急変した世帯で、国からの給付金5万円に、市独自の給付金1万円を上乗せし、計6万円を給付しております。給付件数は4,416件、給付総額は2億6,496万円でございます。なお、これらの給付金は、市の上乗せ分を含め、全て国及び県の補助金を活用したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、答弁いただいた額が、計算すると幾らになるのかちょっと分からないぐらい、かなりの高額になったと思います。低所得者をはじめ、子育て世帯に手厚い支援は必要だと私も思っておりますが、言うなれば、もらえないぎりぎりの層の方もいらっしゃるんですね。非課税の方はもちろんですけども、そうでないぎりぎりのところの方も

いらっしゃいます。そういったところの人たち、あるいはそれ以外の人たちも、物価高騰の影響は全員が受けているわけですので、自治体によっては全世帯を対象に給付を行っているところもあるようでございます。県内においては近くでいうと、相良村においては世帯主に世帯員1人当たり1万円を給付する相良村経済対策給付金、熊本県高森町では一律5万円を給付、ここにおいては町出身の大学生や専門学生など住民票がなくても対象となっているようでございます。また、ほかに、京都の長岡京市では、1世帯3,000円、1人2,000円を給付されています。栃木県佐倉市においては、1人につき5,000円、これについては500円券10枚綴りのクーポン券が支給されているようでございます。

ほかにもいっぱいあるようでございますけれども、現金だったりクーポン券だったり、それぞれ1万円あるいは5,000円と、そういった支給の支援をされているところはかなり、調べた限りでも結構あったんですね。そういった意味で、本市でもこういった取組ができないかお尋ねなんです、その点について御答弁をお願いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

昨今の国際情勢や我が国の経済状況などから、日常生活に大きく関わる燃料、電気、食料品、日用品など価格上昇が止まらない、大変厳しい環境の中、市民の皆様におかれましては、国を中心とした抜本的な対策が求められる一方で、市に対する期待も増しているものと思っております。

市が実施しました物価高騰対策の1つとしまして、上下水道料金の減免、これは簡易水道・浄化槽使用者に対する補助金を含んだ上でとなりますけれども、これは間接的に全市民を対象として負担軽減を図ったものでございます。

また、先ほど議員が御紹介されました事例などの手法は、直接金銭を交付する形で負担軽減を図る方法になりますけれども、物価高騰対策の手法として、給付金や商品券事業についても理解をしているところでございます。

いずれにしても、物価高騰の影響が住民生活に影響を与えていることにつきましては、執行部も議員と同じ認識を持っているところでございまして、様々な手法を選択肢として、財源の確保に努めながら物価高騰対策の手法や実施時期、事業費効果などを十分に検討し、市民生活の一助となるように対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 私と同じ認識を持っているということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、これについては要望しておきます。

それでは、3月末を持って退職されます職員の皆様、長年のお勤め御苦労様でございました。まだまだ引退するには若うございますので、次のステージでも御活躍をしていただければと思います。そして、できますならば、人吉市の復興のためにも御尽力をいただければと

思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。11番議員の犬童利夫です。今のあいさつも、こんにちはと言うか、おはようございますと言うべきか、ちょっと迷ったところでございますけれども、11時前でしたのでおはようございますと言ったところでございます。

一般質問3日目ということで、大変お疲れさまでございます。それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

今回は、2項目について通告しております。1項目め、農地整備事業について、2項目め、緑の流域治水について。要旨としまして、田んぼダムと防災重点ため池の洪水調整について、地下浸透（雨庭）について、質問をしてまいりたいと思います。

まず、1項目め、農地の整備事業についてでございます。このことにつきましては、人吉地区の圃場整備事業から数十年以上が経過していることから、用水路や排水路などの農業施設の老朽化が進み、整備が必要ということでございました。人吉土地改良区から農家への呼びかけにより、各地域で説明会があったところでございます。このことについては県の事業と認識しているところでありますが、今回の農地整備事業の対象地区と、その事業の概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

お尋ねの、農地整備事業の対象地区と概要についてでございますが、当該整備事業の名称は、県営北人吉地区農地整備事業でございます。対象地区につきましては、中央工区としまして、井ノ口町、合ノ原町、瓦屋町、上林町、北工区としまして、鬼木町、願成寺町、荒毛田工区としまして下原田町、中神工区としまして中神町の、合計4地区の農地、約204ヘクタールの整備を計画しているものでございます。

次に、事業概要でございますが、農道、暗渠排水も含みます用排水路等の整備を総合的にを行い、労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備する事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 農地の整備を行い、労働生産性の向上を図る事業とのことであります。

区画整理ができている場所などもあると思いますが、その整備の内容についてお尋ねします。

また、整備事業を実施するにはいろいろな要件、あるいは条件等もあるかと思いますがけれども、その要件などについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

農地整備事業の内容と要件についてでございますが、まず、農道の整備につきましては、農道の幅を広げることにより農耕車両の大型化に対応し、農耕車両のすれ違いが可能となります。

また、用排水路、暗渠排水の整備も行うことができまして、老朽化した用排水路を整備することにより漏水が解消し、安定した水の供給が可能となります。

次に、県営事業で行われる農地整備事業の要件でございますが、受益面積10ヘクタール以上、農道、農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理のうち、2項目以上の事業を実施する必要があります。ただし、暗渠排水、区画整理は単独でも可能となっておるところでございます。さらに、農地利用集積率を増加する必要があります。熊本県の方針としましては、この集積率を80%以上としているところでございます。

農地集積とは、受益地となる整備地域の中心となる農業者に農地を集中させることにより、整備地域の農地を、中心となる農業者に集めた面積によって算出するものでございます。

農地を集積する方法としましては、大きく分けて3つの方法がございます。1つ目としましては、いわゆる所有権の移転、売買等により整備地域の農地を、中心となる農業者へ移転するもの。2つ目としましては、賃貸借、いわゆる小作契約というものによるもの。3つ目としましては、田植え、耕起、収穫などの農作業受委託によるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 事業の実施については受益面積が10ヘクタール以上あれば事業が可能ということでありました。県の方針として、農地利用集積率の要件が80%以上ということでも答弁いただきました。小規模農家の多い地域では少しハードルが高いのではないかと、今、思っているところでございます。

次に、今後のスケジュールと令和5年度の基礎調査事業についてお尋ねします。受益地の農家への聞き取りも行われると聞いております。その調査内容についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

今後のスケジュールと令和5年度の事業に絡めまして御説明を申し上げます。県営北人吉地区農地整備事業につきましては、最短で令和5年度に基礎調査が行われ、令和6年度に、農家による組織の立ち上げ、営農計画作成のための営農検討会、県による事業計画の策定、

令和7年度には国の事業計画の審査を経て、土地改良法に基づく法手続である同意取得を予定しているところでございます。その後、令和8年度から事業着手となり、令和12年度までの5か年で事業完了を目指しているところでございます。

お尋ねの、令和5年度に実施いたします基礎調査とは、現況農用地の整理、農家意向調査の集計・分析、基礎資料及び整備計画書の作成を行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今後のスケジュールについて理解をしたところでございます。

次に入りますが、農地整備事業につきましては、地元農家の受益者が申請しなければならないと認識はしているところであります。申請につきましては、将来の営農計画など、受益地の積極的な計画が必要な事業と聞き及んでいるところでございますけれども、申請に向けてどういった課題があるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

農地整備事業の申請に向けての課題ということでございますが、主に、農道や水路を拡幅する場合、相続ができていない土地、筆につきましては工事ができないため、未相続地の登記がまずは必要となってまいります。また、先ほどお答えしました整備計画作成では、事業の範囲を決定するため、道路、用排水路の配置等についての整備計画を作成し、将来の営農計画に基づき決定を行います。

営農計画、農地集積計画の作成時には、新規作物の導入など将来の営農計画を作成をし、整備完了後の農地集積計画の作成も行う必要がありますことから、中心となる農家に、どこまで農地集積を行うか、整備地域の受益者となる農家で御検討していただき、決定する必要があります。

さらに、農地集積計画の作成に伴いますと、人・農地プランの変更も必要となってまいりますということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 農地集積の計画の作成に伴い、人・農地プランの変更も必要になるということでありました。どこの地域も、農家経営の方々が高齢であったり、あるいは後継者の問題であったり、地域の中心となる経営体を含む課題なども多くあると思っております。この人・農地プランと対象地区の課題や、今後の方向性についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、人・農地プランにつきましては、5年後、10年後の地域農業の在り方を、地域での話し合いに基づき、まとめた計画でございますが、当該県営北人吉地区農地整備事業地区内におきましては、北工区は願成寺町、鬼木町を対象とする人吉地区A、中央工区は井ノ口町、

合ノ原町、瓦屋町、上林町を対象とする人吉地区B、荒毛田工区は下原田町全域を対象とする中原地区B、中神工区は中神町城本、段、馬場を対象とする中原地区Aとして4地区で作成することとしております。うち、中原地区Aを除く3地区で、人・農地プラン作成が完了しておりますが、中原地区Aにつきましては、国が示しております遊水地計画も含めまして、市の復興まちづくり計画と整合性を図りながら、今後、話合いとプランの作成を行ってまいりたいと存じます。

次に、人・農地プラン作成済みの3地区の課題でございますが、耕作する人たちの高齢化や後継者不足により鳥獣被害等が増加していることから、管理が行き届かない農地、いわゆる遊休農地、耕作放棄地等の増加が懸念されますこと。それから、基盤整備がされていない農地につきましては、農地そのものの面積が狭く、いびつな形状をした農地が多いため耕作に支障があること。また、基盤整備が進んでいる地区におきましても、整備後40年以上経過をしておりますので、用排水路が老朽化していることなどが上げられております。

今後の方向性でございますが、これらの課題解決のため、地域の話合いでは、農業を担う方々、これは中心経営体と申しておりますが、これらの方々を優先して農地を貸すこと、これらの方々が効率よく作業を行うことができるように農地を集めること、耕作する人が見つからない農地については、他の地区や他の町村から農業を担う方々の受け入れにより対応していくことを決定しているところでございます。

また、人・農地プランの今後につきましては、令和4年5月に成立しました農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月から施行されますので、これまでの人・農地プランを基礎としまして、農業の将来の在り方、農用地の効率的・総合的な利用に関する目標等を定めるほか、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地域計画と目標地図を、令和6年度までに作成することとなっております。

つきましては、農業委員会、農家振興組合、認定農業者や認定新規就農者などの農業を担っていただける方々、さらに、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係機関と一体となりまして、さらに、老朽化した用排水路等を再整備する今回の農地整備事業とも併せまして、作成作業を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今後の方向性ということで述べていただきました。理解したところでもございます。

農家の受益者の方々の考え方もそれぞれにあると思っておりますが、各地区の耕作放棄地や、あるいは遊休農地が増えないためにも、この事業はチャンスでもあると私は思っているところでございます。十数年に一度の整備事業で、将来、10年、20年先の就農者や営農のためにも必要な事業であると思っているところでございます。熊本県や本市のさらなる御指

導・助言などをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、災害に負けないまちづくり、緑の流域治水、田んぼダムについてお尋ねいたします。

さきの3月2日の第14回治水・防災に関する特別委員会の中で、県の農林水産部農村計画課より、これまでの田んぼダムの取組について、検証結果などを踏まえ説明があったところでございます。人吉球磨地域では、21年度から田んぼダムの実証実験が進められました。実験の結果では、田んぼダムによる水稻の収穫への明確な影響はなく、洪水を低減する効果が確認されたとのことでありました。

県の実証実験は22年度に終了し、23年度から田んぼダムの普及を本格化する必要があることから、田んぼダムの普及に協力する人を育てるために、マイスター育成の研修会が開催されております。圏域では725名の方が研修に参加され、田んぼダムマイスターとして認定される予定であることなどの説明があったところでございます。

人吉球磨で研修会に参加された人数について、また、本市関係者と市職員の参加人数についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

田んぼダムマイスター育成研修についてでございますが、先月2月16日にあさぎり町にて開催されました多面的機能支払ブロック会議に併せまして、今回から田んぼダムの取り組み普及拡大を目的とする田んぼダムマイスター育成の研修会が開催されたところでございます。

今回の研修会につきましては、多面的機能支払の活動組織と土地改良区をメインとして案内されているところございまして、人吉球磨から39名が出席をされ、そのうち、人吉市関係の参加者は、多面的機能支払の活動組織から8名、人吉土地改良区から2名の合計10名が出席され、研修を受けられたところでございます。

なお、令和4年12月には、市町村職員を対象とした田んぼダムマイスター講習会が開催されており、本市から担当職員1名が参加をし、田んぼダムの内容、効果などについて深く学んできたところでございます。

田んぼダムマイスター育成につきましては、次年度以降も同様の研修会が開催される計画とのことでございますので、引き続き、研修会に参加し、田んぼダムマイスターの育成・確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 人吉球磨で39名、本市の関係者は10名の方が研修を受けられ、職員の方は市町村職員を対象とした講習会に参加されたということで理解しました。

次に、マイスターの役割についてでございますが、農家への普及・啓発などであると思っておりますけれども、同じ地域でマイスター同士の情報交換や連携は大切であろうと思っております。また、球磨川流域全体におきましても、情報交換や連携も必要でなかろうかと思

ております。今後、マイスターの方々の啓発や普及の進め方など、どう考えておられるのか、役割などについてもお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

田んぼダムマイスターの役割について、まず、御説明をいたしますと、田んぼダムの取組の推進に向けまして、普及拡大を担う人材の育成や広報活動等を実施するところがございます。それを実践していただく方を田んぼダムマイスターとして認定するものでございます。

役割としましては、農家への呼びかけ、指導・助言、地域のとりまとめ、あるいは堰板の配布などの役割を担っていただくことを想定をしているところでございます。議員もおっしゃいましたように、まだ具体的にはこれからでございますが、やはり、田んぼダムマイスターの育成の一環としましては、関係団体とマイスターの意見交換や情報交換の場を設けることで、課題や問題等があればその中で意見を出し合い、共有することで課題等を解決するきっかけとなろうかと考えております。そのことが、マイスター育成につながるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたように、ぜひ意見交換の場などを計画されて、情報の共有を図っていただきたいと思います。そして、田んぼダムが少しでも増えるようにお願いしたいと思います。

令和4年9月時点での実証実験では、田んぼダム堰板設置は約350ヘクタールであったとのことであります。緑の流域治水プロジェクトの重点目標の一環として、令和5年度には人吉球磨地域で540ヘクタールに拡大することが目標であるとのことでありました。田んぼダムの普及・拡大のため、各地における課題解決に取り組みながら、人材育成や広報活動などを行うことで、各地域の継続的かつ自立した田んぼダムの取組につなげたいということでもありました。先ほど部長答弁にもありましたけれども、継続的な取組と今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

田んぼダムの取組の推進に向けまして、普及拡大を担う人材の育成や広報活動が引き続き必要となりますことから、市としまして、今後の人材育成としまして、来年度以降も研修会が開催される計画と聞いておりますので、関係者の参加を広く呼びかけながら、市としまして継続的な取組を行ってまいります。

それとともに、広報活動としまして、来年度も引き続き、農業振興課で発行しております農家向け広報誌「みのり」や、「広報ひとよし」も活用しながら、農家の方だけでなく、市民の皆様への御理解・御協力のお願いと普及拡大を図ってまいれたらと考えておるところでございます。

また、熊本県のモデル的な事業が実施されましたならば、まとまりのある一定の面積で農家の方の御理解が得られる範囲ではございますが、田んぼダムの基盤整備等に取り組みさせていただきまして、目に見える形でお示しすることができればと考えておるところでございます。そのようなことを通じて、さらに引き続き普及拡大につなげていければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） かなり前向きな答弁をいただいたところですが、田んぼダムの取組は、やはり継続することが大切だろうと思っております。今、答弁がありましたように、農家だけでなく市民の皆様の理解が進むよう、御尽力をお願いしたいと思います。

次に、市長にお尋ねしたいと思います。

今年の市長の年頭の挨拶が報道されておりました。豪雨災害からの復旧・復興について、未来型の復興を果たすための取組が進んでいる。その中で、先人たちが守ってきた自然を大切にしながら豊かさを創造すべきと考えている。また、これからも、この地域で生きていくために緑の流域治水を進めていく。あるものを生かし、磨き上げ、組み合わせて新たな価値を創造し続けることが未来型の復興を果たすということだと思っている、と述べられております。人吉球磨の流域治水の一環であります、この田んぼダムの2年間の実証実験の結果、検証なども報告されているところであります。

このようなことを踏まえ、市長のお考えについてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

田んぼダムにつきましては、緑の流域治水の推進と復旧・復興に向けた重点10項目の中に位置づけられており、令和3年度、4年度で、農家の皆様の御協力により熊本県の実証実験が行われたところでございます。御協力いただきました農家の皆様に感謝申し上げる次第でございます。

実証実験の結果につきましては、大雨時の排水調整効果が確認されたところで、水稻の生育及び収量に影響はなく、周辺畑作物の生育不良はなかったことにより、耕作への影響はないと考えられるところでございます。私といたしましても、今後、市民の生命と財産を守る取組の1つとして、普及拡大を図っていく必要があると考えております。

また、この取組といたしまして、本市では約40年前に、農地の圃場整備を行っておりますが、経年劣化により老朽化している農業用施設の再整備につきまして、北人吉地区から要望があつているところでございますので、その再整備に併せて田んぼダムの機能を果たす排水柵、畦畔の再整備にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

このことにつきましては、現在、再整備の要望がありました北工区、中央工区、荒毛田工区、中神工区におきまして、県営事業の農地整備事業説明会を開催したところでございます。

併せて田んぼダムについても説明を行い、農家の皆様の御理解と御協力をお願いしているところでございます。

各地区での話し合いは、今後も継続して行っていまいりますことから、引き続き農家の皆様の御協力が得られるよう、田んぼダムの推進を図りながら普及拡大に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 今、答弁をいただきました。農家の方々の話し合いも、やっぱり継続して取り組んでいただければと思っております。また、最後に、田んぼダムの機能であります排水枡や畦畔の再整備についても取り組む考えであるということ述べていただきました。ぜひ、強力に進めていただきたいと思ったところでもございます。

流域の広域的な取組になれば、大変有効な治水対策であると思っております。これから実施していくことで、今後もいろいろと見えてくるものがあると思います。柔軟に考え、対応していけばいいのではないかと私自身思っております。

また、水稻栽培そのものにはメリットがないといわれております。この取組を継続していくには、水田の維持管理や地域の活性化などにつなげる仕組みづくりも必要ではないかと思っております。今後、田んぼダムの普及拡大に向け、マイスターの方々の啓発などあると思っておりますけれども、農家の方々の理解と協力なくしては実現しません。多くの水田耕作者に参加してもらえよう、市当局も農家の方々に助言など丁寧な説明をお願いしたいと思っております。先ほど市長からもありましたように、やはり丁寧な説明が必要であると思っております。よろしく願いいたします。

そして、先ほど部長から答弁がありましたけれども、県のモデル的な事業として農家の方々の理解が得られるよう、また、田んぼダムの基盤整備に取り組むことができるよう、さらなる熊本県と本市の指導をよろしく願いしたいと思っております。

次に、ため池の洪水調整についてお尋ねします。

流域には農業用のため池が50か所あるとのことでございます。このうち、19か所が防災重点ため池で、県が劣化状況など、洪水調整のため調査を進めているということで報道がありました。本市の防災重点ため池についても、洪水調整など行われるのか、また、調査されたのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、防災重点ため池の状況調査等についてでございますが、人吉市が管理する防災重点ため池は2か所ございまして、鬼木町の梢山ため池と下城本の村山ため池でございます。2か所の防災重点ため池につきましては、ため池ハザードマップ作成を目的とした調査について、平成30年度に梢山ため池の調査を実施し、令和3年度に村山ため池の調査を実施してい

るところでございます。調査結果につきましては、市ホームページにおいて人吉市ため池ハザードマップとして公表をしているところでございます。

また、球磨川水系流域治水プロジェクトの中で、農業用ため池・農業用水路の事前放流を行い雨水を貯留することも、河川への流出低減や流出遅れ効果による洪水ピーク雨量の低減を図る方法の1つとして検討されているところでございますが、現在、市が管理をするため池で、洪水調整機能を利用した大雨時の事前放流を目的とした水管理は行っていないところでございます。

水管理を行っていない理由としましては、離農や高齢化により、利用者を主体とする管理組織が弱体化をしております、日常の維持管理が難しい状況であり、洪水時の水門等の開け閉めの管理が行われること等によりまして、さらに管理者の負担が増加するためでございます。

また、人吉市の防災重点ため池は水を貯める容量が少なく、流入する水の量も一定ではないことから、渇水時への対応も考えますと、放流量の調整が非常に難しいところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 本市の防災重点ため池は容量が少なく、流入する水量も一定でないため、渇水期の対応もあるため放流量の調整が非常に難しいということで答弁をもらいました。容量の大きい防災重点ため池では、事前放流について、地元水利組合と協議が始まっているところもあるようであります。ため池は、本来、水が少ないところに設けてあるわけですが、洪水調整機能を優先することで農業用水が不足することもあるんじゃないかなろうかと思ったところでございます。本市の重点ため池については理解したところでございます。

次に、地下浸透（雨庭）についてお尋ねいたします。

雨水の流出の抑制を図る雨庭が県立大学で研究されており、南稜高校にも完成し、研究を重ねているということで報道がなされております。降った雨を貯留し、浸透させるための地面につくる浅い窪地のことでありますが、その地下浸透（雨庭）について、特徴と効果などについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

令和3年11月から、熊本県立大学を中心に、熊本県、肥後銀行を幹事機関とする研究プロジェクトにおきまして、流域治水を核とした復興を起点とする持続社会・地域共創拠点の取組がスタートしております。その研究テーマの1つとして、降った雨をすぐに川に流さず、一時的に貯留することで水害を防ぐ雨庭のモデル整備が、熊本県立大学構内や南稜高校など数か所で進められております。

雨庭の特徴でございますが、屋根などに降った雨水を、雨樋から下水道等に直接放流せず、

浅い低地に一旦貯めまして、地中にゆっくり浸透させることで急激な流出を抑制し、下水道や川を溢れにくくすることを目的としており、地下水涵養や植物保全の機能を併せ持っております。

その効果につきましては、熊本県立大学を中心に、今後の降雨の状況に応じまして、雨庭の流入量・流出量等の計測、効果・検証等を予定されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 熊本県立大学を中心に、雨庭について、今後効果などを検証をされるということでございました。近年の豪雨は下水道の処理能力を超えて、河川への排水ができずに各地で冠水するなど被害をもたらしております。本市のまちづくりの関わりや、今後の課題についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

令和5年4月に、熊本県立大学、熊本県、肥後銀行を含めました15企業・機関が、雨庭の整備促進のための任意団体を設立し、県内の自治体や教育機関、企業への普及活動が実施されることとなっております。

2030年度までに雨庭を県内2,030か所に整備する目標を掲げまして、団体設立後は県内の自治体や教育機関、企業への普及活用を強化する方針とのことでございます。また、熊本県におきましても、市町村施設等の雨庭整備について補助メニュー化し、支援していく予定であると伺っております。

本市としましても、国・県、大学と連携しながら、令和2年7月豪雨時の内水氾濫機構の分析を行い、流域治水対策の検討をしているところでございますが、雨庭につきましても、治水対策として効果が見込める学校の校庭や公園などへの設置の可能性につきまして、費用面の課題はございますが、熊本県の補助の活用なども含めまして検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君） 本市の中心市街地区の復興まちづくり計画の実現に向けた検討の中で、一時避難所として活用計画のある公園などの整備について、内排水対策として雨水機能を持たせる公園として整備も検討されているようであります。ぜひ、先ほど答弁いただきましたように地下水涵養や植物保全の機能もあるということでありまして、防災に強いまちづくり、安全・安心な人吉の実現のためにも整備していただきたいと思います。

京都市では、雨庭の機能を活用し、道路などの公共施設を中心に整備を進め、庭園文化が生かされているとのことでございます。今後、市内全域の公園や公共施設などへの計画的な整備について、先ほど部長答弁ありましたように費用面もあろうかと思っておりますけれども、検討をお願いしたいと思います。

そして、設置の方向で進んでいただきたいと思います。特に市街地化されている地域では、田畑や緑地が果たしてきた雨水を地中に浸透させる役割の回復にもつながるのではないかと考えているところがございます。災害防止につながる雨庭づくりが、人吉市で広がることを期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

終わりにりましたが、3月末日をもって退職されます職員の方々に、これまでの長い間、市政発展と災害からの復旧・復興など、市民の皆様の幸福向上に御尽力いただきまして心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても御指導いただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。そして、大変お疲れ様でございました。これからは健康に十分注意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重ねてこられました経験を生かされ、今後も復興と市政発展のため指導をいただきますようよろしくお願いいたします。

答弁、ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。松村太議員。

○1番（松村 太君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員の松村太です。

まず、初めに、今年年度末で御退職される皆様、大変お疲れ様でした。私が一PTA役員だったときからの御縁であつたり、初めての厚生委員会にて御指導・御助言いただき、本当にありがとうございました。ここでは語り尽くせぬ思い出ばかりです。ぜひ、コロナですので、場所を変えて、いつか語り尽くしたいと思います。人生100年時代、その先駆者として、これからも御活躍を願っております。

今回は、本市にとり復興と同じく、もう1つの喫緊の課題であります少子高齢化に関する質問を通じて、人吉市のこれからを考えていきたいと思っております。1項目めは、子育て支援の現状とこれからについて、2項目めは、高齢化の現状とこれからについて、3項目めは、少子化対策についての3項目です。

一般質問初日に、宮原議員の質問に松岡市長はこう答えられています、「市の将来にとって人づくりが最も大切だと捉えており、子育て世代を支える日本一の地域づくり、子供から大人まで学び合う生涯学習環境の醸成をイメージしている」と。人吉市に住むみんなが1つの家族のように利他の心を持ち、住みよいまちづくりを考えていくことが、今、必要だと思います。よく広報などで市の財政状況を一般家庭の家計の収入と出費の比率に例えて説明さ

れることがあります。今日の質問項目を、例えば松岡市長をお父さんにして、行政サービスをお母さんに例えた3世代や4世代同居の家族の話として、自分の子供や孫のこと、高齢になった両親のこと、そして自分自身のこととして聞いていただけたらと思います。

先日、宮原議員の一般質問にもありましたが、改めて少子化の現状について、本市の合計特殊出生率と年間の出生人数について、5年前と現在についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えさせていただきます。

合計特殊出生率とは、未婚、既婚を問わず、15歳から49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもので、最新のデータとしては、令和2年度が1.70、5年前の平成27年度が1.99となっており、年間出生数が令和2年度が201人、5年前の平成27年度が267人となっております。

最新の出生数のデータとしましては、令和4年度が、令和5年1月末現在ではございますが、159人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 1番。松村太議員。

○1番（**松村 太君**） かなりの数字の低下であることが分かります。合計特殊出生率は、未婚か既婚かの区別のない、世代人数全体が分母であるということが分かりました。そのことについては、また、後ほど検証したいと思います。

逆のパターンですが、確か有効求人倍率は、就職をしたいと考え職を求めている人が分母で、無職の人全員が分母ではなかったと思います。統計のデータは、何を持って分母と分子に置くかで、その数字を読むのはとても難しいことであるということも、また、今回、非常に勉強になりました。

では、実際、子育ての世代の現状について、出産後、子育てへの不安や子育て環境、支援について、どう思っておられるのか、その実情についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

第1期及び第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定において、それぞれ実施をいたしました人吉市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果からお答えをさせていただきます。

子育てに不安や負担を感じない方の割合は、「あまり不安や負担は感じない」と「全く感じない」と回答いただいた方を合わせまして、平成25年度の調査では40.4%、平成30年度の調査では36.3%となっております。また、子育て環境や支援への満足度は、「どちらかといえば満足している」と「満足度が高い」を合わせて、平成25年度の調査では12.5%、平成30年度の調査では21.7%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 1番。松村太議員。

○1番（**松村 太君**） 松岡市長の施政方針どおり、子育て支援事業はとても充実しているこ

とが分かりました。人吉市子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から令和6年度にかけての計画でございますが、本市の支援事業が網羅されております。確かに調査結果では、不安感4ポイント下がり、逆に満足度はアップしています。

そのような状況で、都会のように待機児童になる不安もないかと思いますが、3歳以上児で幼稚園、こども園に通っていないお子さんはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。その割合や理由について、把握されているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

3歳以上児で幼稚園、こども園等に通っていない子供の割合は1.5%となっており、その理由につきましては把握はしておりませんが、病気などにより入院や通院をされているため通園できない方もいると聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 割合は1.5%と、かなり少ないようですし、何らか理由がおありのことと思います。ただ、就学前でもあり、保護者、そして子供も、それぞれが子育てに関して見守りや支援されていない隙間ができないように心がけていく必要はあると思います。

子供と保護者への健康支援としての電話による相談、訪問活動の現状はどうなっていますでしょうか。また、5歳児の健康相談はどうなっているかお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

電話での相談、訪問につきましては、平成30年度が522件、令和3年度が430件となっております。5歳児の健康相談件数は、平成30年度が50件、令和3年度が67件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） この件数は、御相談内容での変動が大きいと思いますが、各年度、かなりの回数、御対応していただいていると思います。きめ細かで切れ目のない支援につながっているものと思います。

では、育児不安を軽減する子育て支援として、乳幼児家庭全戸訪問事業のカバー率と、5歳児健康相談からの御相談の継続率についてお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

乳児全戸訪問事業のカバー率につきましては、乳児家庭訪問にて、産婦の心身及び育児状況を確認し、子育て支援に関する助言などを行い、養育困難な家庭の早期発見、子育ての悩みの解消に努めているところでございます。令和3年度は、24.4%の方に継続支援を行っております。

就学前には、5歳児・年中児相談を実施しておりまして、令和3年度の相談対応実施率は25.8%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） では、続きまして、全戸訪問からの養育支援訪問事業、育児相談、発達相談支援件数についてもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

養育支援訪問事業の平成30年度の実績が46件、令和3年度が67件となっており、育児相談につきましては、平成30年度の実績が143件となっております。月2回の実施を、令和2年度から月1回実施とし、1回は5か月児学級としましたことから、令和3年度の育児相談につきましては53件となっております。

発達相談支援件数は、平成30年度の実績が83件、令和3年度は37件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 初期対応と子育て世代の交流促進へとつながる5か月児学級を新たにつくられたことで、育児相談事業の変動が大きくなったと伺っております。また、保育施設への巡回訪問をあつくしたことで、発達相談支援件数としても下がっているとのことでした。随時、相談の入り口を多様化して、相談のきっかけを少しでも増やす対応をされているものと理解できました。

さきの3歳以上児で幼稚園、保育園に通っていない御家庭も含め、就学直前の御不安や困りごと解消による子育て支援事業の満足度が上がっているものと思います。

では、本市が実施している主な子育て支援関連事業の利用希望と、実際の利用状況についてお尋ねします。また、利用に至っていないものは、どのように対応されていくのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

平成30年度の調査によりますと、子育て関連事業の利用状況につきましては、「利用したい」と回答された割合より利用実績が上回る事業もございますが、全体的に見ますと、利用を希望された事業と実績の間にはおよそ6.2%差があり、実績が下回っております。

おおむね利用希望のとおり実際の利用がされていると考えておりますが、利用希望と利用実績に差があり、利用に至っていないケースといたしましては、病児・病後児保育事業のように子供が病気をしないと利用しない事業があるため、その事業の利用を希望はするが利用する状況にないために、実際は利用までには至っていないと考えております。

また、利用促進のために、福祉課や保健センターなどでは、その御家庭にとって必要と思われる事業についてお声かけや御案内をし、利用促進に努めております。

一方で、どの事業においても「今後の利用の予定はない」と回答された方が4割以上いらっしゃるため、今後も、広報や利用しやすい実施体制の整備、内容の充実を図っていきたい

と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 今お伺いしてきましたように、多様な御家庭の事情に合わせた相談窓口を設置され、それぞれがそれ相応の対応をいただいていると感じております。もちろん、全ての御家庭が全ての窓口を御利用されるということはないかと思imasので、現在子育て中であるが、まだ必要がないという場合も確かにあると思います。事業の内容について、必要ある方、必要な場合にすぐ御利用いただけるように、子育て支援事業の一覧や、もしくはフローチャートにより、保護者が感じておられるお困りごとから「イエス」「ノー」を選ぶことで相談窓口が分かる案内書など、サービスの内容の情報提供を、さらに一元的に深めていっていただければと思います。

アンケートでは、主な14事業についての比較となっています。これらの事業が行われても、なお、子育てする上での御不安や悩みにはどんなものがあるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

平成30年度の調査によりますと、子育てをする上での不安や悩みについては、就学前児童の保護者においては「自分の自由な時間が持てない」が17.6%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ」が16.4%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が13.8%となっております。また、小学生の保護者においては、「子育てで出費がかさむ」が22%と最も高く、次いで「不安に思うことは特にない」が12.4%、「子供の学力、勉強をしない」が12.3%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 実際の子育てをする上での不安や悩みは、ということについて御答弁いただきました。今の数字をお伺いしていて、小学生の保護者さんが「不安に思うことは特にない」という方が12.4%ということで、幼稚園、保育園、就学前の保護者さんのアンケート結果とすると、8割ぐらい増えているような数字になっているかと思うんですが。ここが、幼稚園、保育園のときは自分の手で育てているという実感が非常に強く、思い悩まれている部分があって、小学生になるとちょっと一息つかれてあるのかなというふうに思うところでもあります。そこはしっかりと、小学生に上がっても学校任せではない子育てをしっかりと意識していただいて、いろんなフォロー体制をさらに深めていただければと思います。

そして、今ずっと御答弁いただいておりますアンケートが、コロナ前の時期に、この計画のためにとられたアンケートの結果だと思います。実際、今、コロナと水害と、非常に子供たちや子育て世帯に対しても大きな影響があると思います。現在はどうなっているのか、非常に気になるところでございます。ただ、就学前後で共通するのは、子育てへの経済的不安

を上位に上げられる御家庭が多いことです。私は、今年、我が子が高校を卒業します。子育てを振り返ると、今、アンケートに答えていただいている保育園と小学生の間が一番楽しかったなと思っております。一緒に出かけたり、走り回って遊んだ時間は非常に楽しく、あっという間に過ぎてしまいました。もちろん、それは振り返ればということでございます。しかし、疲れるのは間違いありませんので、保護者さんのこういう御不安に対して、市内で利用できる温泉入浴券を、奮闘している保護者さんへ配布するということも、子育て支援、地元温泉活用の両得になるのではないかと思います。昨日、池田議員もお尋ねのショートステイ事業も、ぜひ、保護者が入浴については対応方できるように検討をしていただければと思います。

次は、宮原議員から付託されました子育て支援についてですが、さきの質問でも、経済的不安が子育てする上での大きな悩みであるといわれております。国の施策に合わせて、本市も経済的支援が行われているところです。子供を幼稚園、保育園、それから小学校、中学校と出すと、保護者の実質の経済的負担はどれくらいなのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

まず、健康福祉部所管の幼稚園、保育園等にかかる子供1人当たりの費用負担でございますが、保育料やその他雑費など、園に支払う費用としまして、平均しますと6年間で約52万円となります。

以上、お答えいたします。

○教育部長（小澤洋之君） 私のほうからは、小学校、中学校における保護者の経済的負担についてお答えいたします。

義務教育段階における教育活動上、学校で徴収しております必要な経費でございますけれども、主に給食費、学年費、これは教材費が主なものになります、それから修学旅行等の積立金、PTA関係費などが考えられます。徴収金につきましては、学校によって異なりますし、年度によって保護者の年間負担額は変動いたしますことから、おおよその金額でお答えをさせていただきます。小学校卒業までの6年間で約35万円、中学校卒業までの3年間で約30万円になるものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 予想以上に、私の思っていた以上には保護者の負担は大きいものだなというふうに感じる数字でございました。

どうするかといいますと、市内の小中学生児童・生徒数を教育委員会にお尋ねした数字でございます、これは令和5年3月8日現在の人数でございます、中学校1年生から3年生までが851人、小学校1年生から6年生までが1,557人、すみません、私が失念しておりまして、幼稚園、保育園の6年間にいらっしゃる子供さんの数を聞くのを忘れておりましたので、こ

の小学生の数から推測して大体1,300人ぐらいかなと計算をしているところでございます。なので、あくまでも私のおおよその計算だというふうに捉えていただきたいと思います。単純に、今の数字を計算していきますと、1年間で約2億8,000万円となります。これだけあれば、義務教育期間プラス幼稚園、保育園期間の保護者さんの経済的不安は解消されることになると思います。

しかし、当然ながら、本市独自で財源を確保することは大変難しいということは、当然承知しております。冒頭に言いましたように、みんなが家族と思って、温かい目で子や孫のことだと思ってちょっと考えていただければなと思います。全部は到底無理であるならば、例えば小学校入学時のランドセル、絵の具や楽器、中学校進学時の制服や、それぞれの修学旅行の費用などについて、一部や、もしくは多子世帯向けなど併せて、所得制限があっても私がかまわないと思うんですが、どうやったらそういった支援ができるのかという範囲を考えていく必要は、これから先、あるのではないかと考えています。

また、PTAなどと連携をして、卒業をしていく児童・生徒から不要になる学用品等をリサイクルとして活用するなども、子育て世帯を応援する支援の1つとしてできるのではないかと考えています。非常に難しい課題ではありますが、経済的不安が子育ての問題の1つであることは紛れもない事実であります。可能な限り継続的に支援ができるように、みんなで知恵を絞っていきたいと思います。宮原さんに委託された内容に近いかどうか分かりませんが、私なりに御提案をさせていただきました。

そして、この項目の最後に、松岡市長が施政方針で述べられた子育て世代包括支援センターと子ども・家庭総合支援拠点を一本化した子ども・家庭センターが目指す役割と目的についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

現在、妊娠期から出産後まで、母子保健の観点から相談支援を行う子育て世代包括支援センターと児童福祉の観点から子育て世帯に対する相談支援を行う子ども・家庭総合支援拠点が、それぞれ別々に相談支援を行っております。本来、妊娠期から出産、子育てと、一体的に支援を行っていく必要があると考えられますが、支援を行う機関が別々に存在し、その機関同士情報共有がなされず、全国では深刻な事案に至ってしまった例も存在しております。

本市におきましては、それぞれ所管しております保健センターと福祉課でしっかりと情報共有を行い支援を行ってまいりましたが、昨今、子育てに対する相談内容が複雑化し、児童虐待の相談件数対応の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しております。そうした状況を踏まえ、国もこの事態を重く捉え、子育て世帯に対する包括的な支援を強化するため、この2つの機能を一本化した子ども・家庭センターの整備を進めております。

こうした動きに合わせ、本市におきましては、令和6年度の一本化に向けて準備を進めて

まいります。今までそれぞれの機関で行ってきた相談支援に加え、相談体制の強化、情報の共有、支援が必要な方々へのサポートプランの作成など、今後はこの子ども・家庭センターで把握したニーズを、確実に支援につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 先ほどの子育て支援につきましても、福祉課と保健センターが連携して電話相談など対応しているという御答弁もございました。

私の基本的なところの認識では、保健というのはアウトリーチ型、どんどん、こちらから必要とされるであろう世帯や対象者の方にアプローチをかけていく、福祉というのは手を上げられて御相談に来られたときに、それに対して対応していくという違いがあるという認識でございましたが、今度の子ども・家庭センターでは、両方の特徴を生かした対応をしていくということで、非常にその点ではそういった連携強化が重要だと思いますし、利用される方にとってはものすごく大きなメリットになるんだと思います。

御答弁にありましたように、情報の途絶や漏れなど、決してあつてはなりません。これまで以上に速やかで細かな対応になることを期待しております。

そして、まだ地域とのつながりが薄く、不安や悩みを誰にも相談できず孤立して子育てしている家庭を見逃さないようにしていかななくてはなりません。全ての子育て家庭が、平常時も非常時もそれぞれ必要な支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境整備を、これからもお願いしたいと思います。

続きまして、高齢化の現状と、これからについて。国民健康保険事業と介護保険事業の予算、過去3年間の給付費の推移と1人当たりの実績についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

初めに、国民健康保険事業の過去3年間の保険給付費の予算の推移について申し上げます。当初予算額では、令和2年度は28億7,543万8,000円、令和3年度では30億5,828万4,000円、令和4年度は27億7,795万円でございます。令和5年度は28億2,229万3,000円を計上しております。

1人当たり費用額の実績でございますが、令和元年度は43万5,964円、令和2年度は41万6,731円、令和3年度は45万3,910円でございます。

続きまして、介護保険事業の過去3年間の保険給付費の予算の推移について申し上げます。当初予算額で、令和2年度は39億240万円、令和3年度は41億3,680万9,000円、令和4年度は41億6,794万円でございます。令和5年度は38億184万5,000円を計上しております。令和3年度の額は、第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画の初年度に当たりますことから、計画値と同額となっております。また、令和2年度及び令和4年、5年度の額におきましては、前年度の実績から見込んだ年間保険給付費から算出しているところです。

1人当たりの費用額の実績でございますが、各年度の保険給付費決算額を3月末時点の認定者数で除して算出しております。令和元年度は185万1,389円、令和2年度は192万4,490円、令和3年度は203万8,576円でございます。毎年度増加している理由につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴う介護保険サービス利用料減免の影響、及び令和3年度の介護報酬改定による影響と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 令和2年7月豪雨もございまして、単純に予算額だけでは内容の変動は読み取りにくいのでございますが、費用額の実績を見ますと、やはり年々増加傾向にあると見てとれるところでありますし、その額も決して小さいものではなく、大きく変動が進んでいっているということが読み取れるかと思えます。

それでは、現在実施されている第2期人吉市国民健康保険保健事業実施計画（第2期人吉市データヘルス計画）において、その中間評価についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

第2期人吉市国民健康保険保健事業実施計画は生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的に作成しております。この計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としていることから、令和2年度に中間評価を行っております。

評価項目としまして7項目、入院の伸び率、重症化した結果の疾患の発生状況、特定健診・特定保健指導の実施率、基礎疾患の重症化予防、がんの早期発見・早期治療、自己の健康に関心を持つ住民が増える、後発医薬品の使用による医療費の削減がございました。

7項目の中に、評価指標としまして24指標を設けております。中間評価の結果としまして、新規人工透析患者数、特定健診・特定保健指導実施率、後発医薬品の使用による医療費の削減を含む10項目の目標を達成しております。

今後の課題としまして、未達成の指標もあります。レセプトに占める入院の割合、特定健診受診率や各種がん検診受診率、メタボリックシンドローム該当者予備群の減少などがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 人吉市データヘルス計画ですが、人吉市民の疾患の発生状況、健康状況が網羅されておまして、非常に細かい数字を上げられて検証を重ねられております。ただ、一般市民としては、その数値から自分の状況を読み解くことは非常に難しいわけですので、答弁でお話いただきましたように特定健診受診や各種がん検診を受けていただき、それが入院の割合を減らすことであつたり、メタボリックシンドローム該当者の減少に貢献す

ることの1つでありますので、市民の皆様には重ねて定期検診を受けていただきますようお願いをしたいと思います。

そして、この計画に沿って事業を行うことで、人吉市の保険者機能から見ても、一人一人の市民の皆さんから見ても、各種検査結果から得られる傾向などにより早期予防の可能性が大きくなり、入院などの重症化を避けることができれば、市民はより長く健康で過ごすことができ、本市としましては、医療費やその先々の介護費の抑制につながる可能性が広がることは、お互いにとてもメリットがあることだと思います。

現在見据えている次期計画への課題と傾向について、同規模市町村と比較してどのような状況なのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

令和3年度の医療の概要で見ますと、人口1,000人当たりの外来患者数及び入院患者数、また1人当たりの医療費も、同規模市町村平均より高い状況でした。これは、糖尿病、高血圧、脂質異常症、慢性腎不全などの生活習慣病等が原因と考えられ、これらの予防及び重症化予防に努めることで医療費の削減につながります。

具体的な予防策としましては、内臓脂肪が過剰に蓄積することによって代謝異常を引き起こしやすくなるといわれるメタボリックシンドローム予備群該当者の増加を抑えることだと思います。本市のメタボリックシンドローム予備群該当者は35%で、同規模市町村平均の32.3%より高い状況にあります。これらの課題解決に向け、本市では若いうちから特定健診を受診していただくことで、市民の皆様自らの健康状態を知っていただき、病気の早期発見、重症化予防、健康寿命の延伸につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 1番。松村太議員。

○1番（**松村 太君**） よく、こういったお話を私は一般質問の中でさせていただくんですが、誤解を招くといけませんのでお断りしますが、今、罹患されている方について治療を云々というお話ではなく、あくまでも40代、50代、60代の年齢層における壮年層の方たちに病気の予防として健診を受けていただき、重症化になる前に予防的治療を早期に受けていただきたいという気持ちで、この質問をさせていただいているということをお断りしておきたいと思えます。

同規模の他市町村と比較すると、生活習慣病にならないためにメタボリックシンドローム予備群及び該当者を減らさなくてはならない状況だということが、改めて分かりました。そのために、特定健診を受けることが非常に有用であるということを重ねて申し上げたいと思います。

突然の体調不良から入院加療を必要とする状態にならないためにも、自分の健康管理、年齢を重ねてもなお元気であるために定期的な検診は必要であります。では、市民への周知と

啓発活動はどういうふうに行われているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

毎年、広報ひとよしに年3回「人吉市の健康実態」としまして、人吉市の健診結果、メタボリックシンドローム増加の状況、特定健診の必要性などの情報を掲載しております。加えて、本市健康推進員に対しましても、人吉市の健康課題や生活習慣病予防に関する基礎知識、食生活等についてお伝えをしております。また、令和2年度の間評価の際、第2期人吉市保健事業実施計画——先ほどのデータヘルス計画でございますが——の状況を作成しておりますので、人吉市の健康の実態、健康課題に関する情報も含め、広報やホームページ、健康教育などの様々な方法を用いて、今後、市民へ周知・啓発を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（**西 信八郎君**） 1番。松村太議員。

○1番（**松村 太君**） 冒頭で、人吉市の皆様に1つの家族であるという前提でこのお話を聞いていただきたいと申し上げたんですが、先ほど申しましたように、うちでは高校3年生の子供がおり、卒業を控えておりました。母には、1月から決して大げかをしないように、母に付き添って病院へ行ったり、入院の手続をしたりということが非常に難しくなるよと冗談めかしてそのようにお話をしておりました。

今お話をしている健診を受けるということも、人吉市全体で見ますと、多くの子育て世代の方たちを見たときに、50代以上の年齢の方が少しでも長く健康でいていただくことが、家庭内のいろんな行事や子育てがスムーズにいく、1つの非常に重要なファクターであると申し上げたいと思います。

突然の入院となると、本人のみならず、家族の負担や不安も一気に増すこととなりますので、自分の健康の証明のためにも健診を受けていただくことがとても重要だと思っております。仮に、私が今入院しても、自分では健康である今のこの状態で、また同じように退院してくるというイメージでございますが、さらに年齢が上がっていくと、入院治療により健診で見つかった病気は治るとしても、入院期間に寝た時間等が多い、もしくはベッドと病室の中での限られた空間での生活により体力が落ちたりすると弊害が起こる可能性がこれからは起きてくるんだと、我がこととして考えると、そういう危惧も考えられるところであります。

そういった意味で、かなり先のことだけだと思ふんですが、要介護者の将来予測と介護保険料の将来見込みについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画での推計でございますが、要介護等認定者の数は、団塊の世代が75歳となります2025年にピークを迎え、2,393人となり、事業計画を策定した令和2年9月末現在の実績1,952人と比較いたしましても、400人以上増加する予測でございます。

ます。団塊ジュニア世代が高齢者となります2040年には2,235人となり、2025年からは減少しておりますが、要介護4・5の重度認定者数は増加する見込みでございます。この将来推計に基づく2040年度の推計介護保険料基準額は、月額8,400円程度となり、現在の介護保険料基準額6,100円から2,000円ほど上昇する見込みとなっております。

介護保険料の基準額は、65歳以上の方に当たる第1号被保険者の介護サービス費用の総額を第1号被保険者数で除して算出しますので、分子となる介護サービスの費用が少なければ少ないほど保険料基準額が低く算出されます。そのためには、高齢者に限らず、今から高齢者になる若い人も含めた健康づくりや認知症予防に力を入れ、元気な高齢者がいっぱいのもち人吉となるような施策を推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 今、御答弁いただきましたように、令和7年、すぐ2年後でございます。ここを基準に高齢者人口のピークは迎えますが、そこから先の要介護状態につきまして増加傾向が見られていくのではないかという推測を、今伺いいたしました。しかも、増加する幅が、これまでよりかなり大きい数になるということは、分母が大きくなりますので当然の結果だとは思いますが、非常にこれから課題として出てくるところではないかと思っております。

2040年になりますと、私は72歳になっております。皆さんも、17歳年齢を足していただきたいと思います、そのときに年間10万円を超える介護保険料負担はとても大きく感じるのだと思います。先ほど答弁の中にもありましたように、給付額、費用額が減れば介護保険料の低減につながるという御説明でございました。私自身、多くの同級生と元気でいることで現在との差額である、1年間で2万円余りを子供や孫に残せるのであれば、元気でいることはさらに大きな意味を持つものだと思います。

2040年の人吉市の人口推計は2万4,000人余りだと調べてまいりました。そのときの高齢人口は約1万1,000人だと推計されております。先ほどの子ども・子育て支援のざっくりした計算と同じようで非常に恐縮なんですけれども、単純計算で月額2,000円アップ掛ける1年分掛ける1万1,000人にとすると約2億6,000万円になります。先ほどの子育て支援の質問で私が導き出した数字にほぼ近い数字となります。もちろん、話はそんなに簡単ではないことは承知しています。それでも、健康でいることは、自分自身にとっても毎日の暮らしの中で最も重要でありますし、本市の施策の柔軟な選択肢を未来に増やしていくためにも、これから取り組んでいくべき重要な課題でもあると考えております。

では、現在、実際の高齢者の生活の実態調査の結果について、お尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

第8期人吉市介護保険事業計画高齢者福祉計画を作成するための参考資料として、市内に

居住されております65歳以上の要介護認定者以外の高齢者1,500人を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしております。

調査項目は多岐にわたっておりますが、そのうちの「外出を控えていますか」という質問に対し、23.9%の方が「控えている」と回答されています。また、「よく会う友人、知人はどんな関係の人ですか」という質問に対し、6.4%の方は「そういう方はいない」と回答されています。調査時期が令和2年2月から3月にかけてでございましたので、新型コロナウイルスが発生し行動制限等が始まった時期と重なっていることもあり、多くの方が外出を控えている状況でございました。外出することは、コミュニケーションの機会に加え、体を動かす機会にもなりますことから、高齢者の介護予防における大きな要点であると考えております。

現在の取組といたしましては、外出の機会をつくるためにお住まいの身近な場所である公民館等で通いの場であるデイサロンを開催し、運動機能や認知機能の維持・向上を図っているところでございます。また、少しずつではございますが、住民自身の積極的な参加と運営によりサロンも増えてきている状況でございます。市といたしましては、今後も引き続き、元気な高齢者を増やしていくために、市全域で高齢者が容易に通える範囲に住民が主体となりますサロンが展開できますよう支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） ちょうどコロナが始まった直後でのニーズ調査ということですので、コロナ禍の波を8つ乗り越えて、そして水害も経て、地域コミュニティーがかなり損なわれた地域もございますので、現状はもっと深刻な数字になっているのではないかと推測できます。

私の経験ですけれども、現在もそうですけれども、コロナがひどかった期間中に入院を余儀なくされた御家族に、「なぜ、もっとコロナ感染拡大防止策を徹底しないのか。入院している患者と家族に必要な面談機会を奪うようなことをなぜするんですか」と言われました。病院は感染拡大防止を徹底されますので、県のレベルが1つでも高い感染状況が強い場合は、家族であっても直接の面会を控えるという時期が大変長うございました。感染者が多少減少し、経済活動への影響を抑えるために行動制限を緩和された時期でありました。特に高齢者にとっては日常的な、毎日の顔を見知った人との会話ですとか、日常生活の活動そのものが、健康でいるために必要不可欠であったんだなと実感しております。いかに、日常生活をこれまでどおり維持していくために、地域の中で互助ができるのか、対応を考えていかなければなりません。

そこで、地域包括ケアシステムのこれからについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援とサービス提供体制のことです。本市におきましては、第8期介護保険事業計画高齢者福祉計画の施策の1つとして地域包括ケアシステムの深化を掲げ、現在、人吉市社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターでの総合相談支援窓口、社会福祉士や保健師、主任ケアマネ等の専門職が対応いたしますが、介護や医療に関する相談や権利擁護に関する相談など多種多様な相談に応じ、支援機能の強化に取り組んでおります。そのほか、介護事業者、医療機関、民生委員等の多職種で連携し、高齢者の問題解決に向けた検討会議も行っております。また、認知症初期の方に積極的に関わっていく認知症初期集中支援チームの設置、地域や職域で認知症の人や家族を支える人材の育成としての認知症サポーターの養成にも取り組んでおります。

現在、このように様々な取組を実施しておりますが、地域包括ケアシステムの課題といたしましては、多種多様な困難事例がありますことから、地域包括支援センター内では解決できないケースについては、行政のみならず各機関、地域の人などを巻き込んだ支援体制を、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 先ほど子育て支援のところでも申し上げましたが、地域にいらっしゃる民生委員さんをはじめとする多職種の皆さんと、プラス地元いらっしゃる地域の方も含めた連携の深化が、さらに必要であるという御認識であると確認できました。ぜひ、地域の連携をさらに深めていただきますようお願いしたいと思います。

今申し上げましたように、高齢者支援は子育て支援と非常に共通性のあるものが多いと思います。子育て世代も高齢者の生活も、多様な、それぞれの課題を抱えていらっしゃると思います。しかし、それをその家庭だけで孤立化させてしまうのではなく、行政がバックアップすると同時に、かつて家族や地域が担っていた子育てや高齢者の生活支援など、時代に合った形で再構築していく必要があると、これまで以上にそのニーズが高まっています。幸いに、昨日も言われていましたように、50代、60代は、昔のようにおじいちゃん、おばあちゃんとは、今は言われません。活力や意欲のあるシニア層の地域への貢献・参画を促す施策を取り入れることは、社会参加を継続的にを行い、地元での生活を強く根づかせ、人々に互助・共助を循環させられると思います。現在されている事業の横断的連携など、柔軟に施策展開されることを期待します。

では、最後に、少子化対策について質問します。

本市に関わる結婚に関するデータについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

結婚に関するデータでございますが、本市市民課に提出された婚姻届出件数がございます。ただし、本市住民以外の方が届出された件数が含まれております一方、本市住民が他自治体に届出をされることで届出数に含まれない場合もございます。

婚姻件数及び婚姻率は、令和元年度132件、4.1%、令和2年度101件、3.2%、令和3年度108件、3.5%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1番。松村太議員。

○1番（松村 太君） 先ほど既婚、未婚という話が出ましたけれども、婚姻数が今、御答弁いただいた数でございます。1年間に2人生まれるということはちょっと考えにくいので、最高の数としても、婚姻届を出されたところがお一人産むという計算をしたとしても、はるかに現在よりも少ない数になるであろうということは容易に想像できるところであります。

熊本県全体で見ましても、私の生まれた頃の1970年の統計では1万2,386組が結婚されておりますが、2021年になりますと、約半分の6,577組となっております。出生数では1970年では2万5,112人、2021年では約半分の1万2,670人となっています。先ほど申しましたように、結婚された年に出産されるわけではありませんので、関連性は余りない数字ですが、目安として減少傾向であることは一目瞭然であります。

今回、結婚と未婚、そして出産にまつわるデータをたくさん見ました。論文も非常にたくさん読んでできました。しかし、どれも決定的に関係性を示すものはなく、多様な要因が積み重なって現在少子化になっていると。もちろん、現在の適齢期を迎えている方たちの年齢層は、今よりも20年から40年前の少子化対策によって生まれてこられた方ですので、非常に課題が複雑多岐にわたると考えられます。

その中で、皆さんに1つお知らせしておきたい、これはいい話だなと思ったのは、熊本県は結婚されて1子目を授かると、2子目、そして3子目を持たれる傾向が、全国で5位以内に入る多子の県というデータもございました。しかし、本市でもそうであるように、全体としては非常に減少傾向、既にその分母である世代が減少していますので、筋だけを追って、そこを増やすという考え方では、なかなか問題解決の糸口はつかめないところですが、現在の本市の結婚支援策についてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

結婚支援につきましては、第6次総合計画や人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少克服のため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるという基本的視点から重要であると捉えておりますが、継続的な取組ができているわけではございません。今後も、長期的で持続的な少子化対策を進めるため、全庁的にその取組について検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 1 番。松村太議員。

○1 番（松村 太君） 国においても少子化社会対策大綱を策定され、社会的にも時間的余裕のない課題として国会でも取り上げられております。そして、異次元の対策について、連日、報道されているところでもあります。

しかし、大綱の中では、婚姻と出産に係る施策について、地域性が非常に強く、それぞれに独自対策を地方自治でとることが大切だといわれております。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成の少子化対策地域評価ツールがございます。既にどこかの部署で活用されているかもしれませんが、部局横断的な検討体制の構築、客観的指標の分析による地域特性の見える化、主観調査による地域特性の把握により課題の明確化、地域の実情を踏まえたオーダーメイド型の取組を、分野を横断的に展開する地域アプローチが必要とうたっております。難しいけれども、福祉課とか保健センターとか教育部とか、そういう縦割りではなく横断的な体制を、まずつくって、客観的指標による分析、今、人吉市が行っている各種子育て支援事業の、人吉市における特性をしっかりと効果・検証をした上で主観調査による地域特性と言うことで、その世代の未婚であり既婚である世代のニーズをしっかりと把握して、その課題を丁寧に洗い出していき、人吉市オリジナルの対策をとることが必要であると、このツールを使うと導き出されるところであります。今ある事業資源を活用して、人の力、まちのつながりを再構築することが次世代の生活への意欲を高めていくものと考えます。

この課題については、丁寧な市民へのアプローチ、継続した協議を進めていただくことを、今回はお願いして終わりにしたいと思います。

最後になりますが、最近の子供との会話で知ることが増えてきたのですが、日本のアニメが世界を股にかけて大ヒットしております。一方で、では、92歳の父とアニメの話をするならばと考えますと、そこは国民的アニメ「サザエさん」だったら話が通じるかなと思うところなんです。見る、見ないにかかわらず、日曜日のその時間にはなくてはならない存在です。長く勤められた声優さんが交代されるたびに、全国ニュースで話題となります。我々議員も、時勢を得て市民の代表としてその時々の方針に深く関わります。そのときできた方針や条例は、その後、人吉市の市民の生活を守っていきます。アニメ「サザエさん」に議会をなぞらせることは、先輩や同僚議員に不敬だと注意されるかもしれませんが、その中身は常に日常の中に視点を持ち、問題を提起され、それぞれ違う立場から意見を交わし、また日常を取り戻していくその様子は、議会と行政に通じるころだと感じています。人吉市ならではの日常において、行政と議会がしっかりとなくてはならない存在であることを市民の皆さんに御理解いただけるように願い、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分 休憩

午後 2 時 35 分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12 番」と呼ぶ者あり）

12 番。井上光浩議員。

○12 番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12 番議員の井上光浩でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。行います前に、少し心温まる出来事がありました。実は、1 月半ばだと思いますが、鬼木会館前で高齢の方が雨の中、今日のような天気で行っていました、お一人歩いておられました。傘は片手に持って、片手にはメモを持っていたらっしゃいました。橋をてくてく、てくてく、しかし迷っておられる。私はその横を車で通ったんですが、ちょっと気になりました。後方を見ておりましたら、人吉高校の女学生が傘を持って、その方に歩み寄られます。ああと私も思いまして、もう一度その場面に戻りました。その高齢者の方は被災をされているのか分かりませんが、息子さんのところに身を寄せられているという説明でありました。その女子生徒がメモを持って、一生懸命スマホでその住所を当たっておりまして。人吉高校の 2 年生です。すばらしい、優しい対応をされ、そのまま、その方のアパートにお送りをしてくれました。なぜ、この話をしたか、3 月 1 日は人吉高校の卒業式で行いました。こちらの管内の高校は卒業式で行いましたけども、いつも 3 月の定例会で私が思いますことは、卒業される生徒さんたちが、就職であるかもしれない、進学であるかもしれない、その皆さん方がいつか人吉市に、この故郷に帰ってきてほしいという気持ちで、大体 3 月定例会ではそういった思い出話をいたしました。なぜ、その女子生徒さんが高齢者の方を大事にしたのか、私は名前をお聞きしましたので、後々聞いてみたいと思っております。そういった事例がありましたので、この時間を借りて、議長には先ほどお許しをいただいておりますので、こんなスタートでございますけれども、私の一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、施政方針より、小学校、中学校運動部活動の社会体育移行についてであります。もう 1 点は、市民の声より、人吉第三中学校教育環境整備についてであります。

それでは、一般質問を行います。令和 2 年 7 月、未曾有の大水害から一歩、一歩、復旧から復興への道を歩んでいます。併せて、新型コロナウイルス感染症により私たちの生活は大きく変わってしまいました。しかし、これまで得られた知見をもとに、一人一人が基本的な感染防止対策を継続しながら社会経済活動の回復へ向けたステージへとシフトしようとしています。

災害から復興、そしてコロナ対策、このような社会状況においても、誰もが健康で明るく豊かな生活を送るために、スポーツの機会の充実は大変重要な役割を果たすものです。

そこで、まず、お尋ねをいたしますが、本市の小中学生について、肥満傾向の割合が増加しているのではないのでしょうか。この点を、まず、お聞きいたします。

○教育長（志波典明君） 議員の皆様、こんにちは。では、お答えいたします。

ここ数年の比較可能なデータといたしまして、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における小学校5年生及び中学校2年生の高度肥満及び中等度肥満の割合からお答えをさせていただきます。

今年度と過去数年分を比較いたしますと、議員御指摘のとおり、本市の児童・生徒の肥満傾向は、国や県と同様に増加傾向がうかがえます。また、年度によっては、国や県の平均と比較いたしましても、市の平均が上回っている年も見られるところでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 私が肥満の傾向にあるのではないかと言うのは、私自身がこういう格好であり大変申し訳ないなと思っておりますけれども、このことについては市民の皆さんからも意見がありました。児童・生徒の体調が崩れているのではないか、これは、コロナでもありますし、復旧・復興でありますので、なかなか外に出れない、運動する機会がない、これは予想をしておりましたけれども、まさか数値的にも、国や県の平均値よりも高いという数字が出てくるというのはちょっと驚きでありました。同じくらいかなと思っておりましたけれども。

そこで、今回、施政方針で、「平成31年4月から、熊本市を除く県内全ての市町村において、小学校の運動部活動が廃止となっております」という下りから続いておりますけれども、では、本市では小学校運動部活動が終了し、社会体育へ移行したが、現在の小学校社会体育の現状について、今まで私も質問をしてまいりませんでした。そこで、市が把握をしている範囲で、様々なクラブ数があると思いますが、地域クラブ数について、報告なり答弁をいただきたいと思います。

○教育長（志波典明君） 御質問にお答えいたします。

現在、市において把握している小学生向け社会体育の民間クラブや教室の数は31でございます。また、人吉市小学校社会体育活動、通称モリスポと申しますが、市内小学校の4年生から6年生の参加を希望する児童に対しまして、人吉市体育協会に依頼し、学校単位での週1回程度の運動の場を提供しております。なお、モリスポの運営につきましては、学校やPTA、外部有識者で組織する人吉市小学校社会体育運営委員会において方針等を決定して進めております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 状況の報告、また現状についても答弁がありました。

通称モリスポについて答弁がございましたが、この後、質問をいたしますけれども、運動部活動が終了した後、保護者の方々の心配事が届いておりました。もちろん運動不足、スポ

ーツをやる子とやらない子、この二極が生まれるのではないか。その数字的なことは、来年度に向けて取り組んでいかれると思いますので。ただし、現在、学校単位での運動の場を提供されているという答弁もありました。

そこで、具体的に、各学校単位で行われている運動の提供の内容について説明をいただきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

通称モリスポの活動について、具体的にお答えをいたします。各小学校の体育館などにおきまして、放課後のおおむね60分を活動時間としておりまして、6月から翌年2月までの夏休みを除く8か月間、年25回をめぐりに活動を実施しております。

モリスポの運動プログラムは、特定の競技種目に特化したものではなく、ミニハードルを使って俊敏性や瞬発力を高めたり、フリスビーやタオル取りなどのレクリエーションゲームで身体の操作性や反応能力を高めたりするなど、基礎的な体力向上や身体の操作性を向上させるための総合的な運動が中心となっております。

子供たちが運動の楽しさを実感し、楽しみながら運動する習慣づくりを図るような活動となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 今、教育長から御説明をいただきましたが、私の中のスポーツ経験では、大体、基礎運動はその競技に入る前のアップというような内容に承った次第です。

31クラブ、各種あるわけですね、人吉市には。モリスポの皆さん方の御協力で、ある程度の運動時間を確保されていることは認識をして、本当にありがたいと感謝を申し上げますが、実は、競技的にこの技術を身につけたい、僕はこれをやりたい、私はこれをやりたいという希望があらわれるわけです。先ほど二極化と申しましたけれども、その二極の別に、地域の各クラブには特性がありますよね、野球にしろ、サッカーにしろ、教育長が極められました剣道にしろ、しかし、それにはどうしても、この後お聞きしますけれども、活動費、場所の確保、送迎の時間、送迎に対する労力、様々に出てまいります。

少しお時間をいただきますと、皆さん方、国枝慎吾選手を御存じだと思います。先般、引退を表明されましたので、国枝慎吾さんと申し上げたいと思いますが、車いすテニス界のレジェンドと呼ばれておられる方です。もちろん御存じだと思います。9歳の頃、脊髄損傷を発症され、車いす生活を送ることになり、その2年後、お母様がきっかけに勧められて車いすテニスと出会われました。しかし、当初は、国枝さんはテニスよりも学校の友人とバスケットボールを楽しむことに夢中でありました。健常者の友人と共にバスケットボールを楽しむことで、車いすの操作を自然と身につけたという話なんですよ。私が何を言わんかという、スポーツについては健常者も障害者もないと思っています。

次に、そういったことも含めて、人吉市のスポーツ推進基本計画、何を柱としてやっていくのか、やってきたのか。この点について見解を求めたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

第2期人吉市スポーツ推進基本計画において、3つの基本施策を柱として掲げております。1つ目の基本施策が、市民のライフステージに応じたスポーツ環境づくり、2つ目の基本施策が、競技スポーツの振興、3つ目の基本施策が、スポーツ施設の利用促進と整備改修でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） まず、1つ目が市民のライフステージに応じたスポーツ環境づくり、一口に言われますけれども、大変難しい問題でもあります。競技スポーツの振興、競技スポーツですから、やはり勝敗がついてまいります。ただし、勝利主義を進めなさいと私は言っているわけではありません。こういったことについても、そしてスポーツ施設の利用促進と整備改修、令和2年7月に大水害を受けた本市でありますので、施設の損傷もあったと思います。ですから、そういった点については難しいと思いますけれども。競技スポーツの振興についてでも、クラブチームとの連携、共有もやっぱり本市の行政としても入っていかないといけないところではないかなと思います。これは後ほどの中学校のところで触れたいと思っておりましたので、後ほど聞きたいと思います。

それでは、5回目の質問でございますけれども、1つ目の基本政策の具体的な取組内容についてお聞きをしておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

1つ目の基本施策、市民のライフステージに応じたスポーツ環境づくりの具体的取組は、9つございます。まず、1つ目が幼児期における運動スポーツ推進、2つ目が学校体育の充実、3つ目が社会体育の充実・推進、4つ目がスポーツ少年団活動の推進、5つ目が総合型地域スポーツクラブの活性化、6つ目がスポーツ推進委員の育成、7つ目が高齢者スポーツの推進、8つ目が障害者スポーツの推進、9つ目がスポーツ機会の充実と情報提供でございます。

こうした取組を通して子供から大人、高齢者や障害のある人など、誰もがそれぞれのライフステージに応じて、生涯にわたり生活習慣としてのスポーツ活動を進めるために、それぞれの体力や年齢、技術、身体の状態及び趣味に応じて目標を設定し、安全に、かつ、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進めてまいりますということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 私は具体的な取組内容はということでお聞きをいたしましたけれども、

実際はどんな活動をされたのかと聞いたほうがよいのかなと思いましたけれども。この2年8か月、そういった活動については非常に制約がありましたので、具体的な活動内容はちょっと不可能だと、私自身も思っていました。ただ、先ほど、冒頭申し上げましたとき、一步一步、復旧から復興に向けて歩き出している本市です。来年度においては、このことについても教育部としましても考えることができる時間があるのではないかと私は思っています。

それでは、先ほど1つ目をお聞きしましたけれども、2つ目の基本施策の具体的な取組内容についてお聞きをしておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

2つ目の基本施策、競技スポーツの振興の具体的取組には3つございます。1つ目が競技人口の拡大、2つ目が指導者の育成と資質の向上、3つ目が競技団体への支援、トップアスリートの育成でございます。

スポーツ団体と連携し、競技人口の拡大を図りながら、指導体制の構築と優れた指導者となる人材の育成・確保によりアスリートとなる選手の育成・強化を図り、総合的な競技力向上を目指すこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 競技スポーツの振興、先ほど触れましたけれども、今年、令和4年度、2022年度、第3回部活動の段階的な地域移行に関する市町村関係者説明会が、令和5年2月21日火曜日、14時から16時、嘉島町民会館で熊本県教育委員会が開かれておりますね。これにも教育委員会の皆さん方、御出席をされていると思います。この資料を見てみますと、2つ目の基本施策に関わるような施策が紹介されておりました。これは国庫補助事業として上がっているわけです。長洲町の腹栄中学校が拠点校となっています。モデル種目が、軟式野球、ソフトテニス、バレーボール。令和2年9月に文書が発出されています。そして、令和3年2月、企画書提出をされています。そして、採択をされて長洲町が取り組んでおられます。ただ、この時期を見ますと、本市としては、この国庫補助事業に取りかかる余裕もなければ手を付けるわけにはいけない時期がありましたので、これをなぜやらなかったんだというわけではありません。ただ、こういった国庫補助事業があるということは、今後、新たな競技スポーツの振興については、競技スポーツとして土台づくりですね。ここに書いてあります、競技団体への支援、トップアスリートの育成、そういったことにも取り組んでいくことができるのではないかと私は考えております。ですから、こういったものについては国庫補助事業のメニューの中にあるのであれば、今後は積極的に取り組んでいくべきではないかと思うことを、まずお伝えをしておきたいと思ひまして、この点をお聞きしました。

3つ目の、基本施策の具体的な取組についても、教育長にお聞きしておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

3つ目の基本施策、スポーツ施設の利用促進と整備改修でございますが、本施策の具体的な取組には3つ上げております。1つ目が利用環境の向上、2つ目が施設の長寿命化、3つ目が財源の確保を図ることでございます。

市民の皆様が、安全・快適に社会体育施設を利用していただき、様々なスポーツに親しんで、そして楽しんでいただけるように環境整備に取り組むものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 3つ目の基本施策の施設の利用促進と整備・改修、これは頭の痛い問題であります。これは、財源がなければできないものです。

先日も、ある競技のグラウンドについて強い要望がありましたので、教育部のほうにもお願いをして、その日のうちにグラウンドを見に行っていました。しかしながら、予算的に苦しいということを、要望のあった方にもお話をされていたようです。私も、それについては、大変申し訳ないけど、今の人吉市としては大変苦しいということを申しましたけれども、これも同じように、やはり、やらないと、運動をする場所、大会を開く場所さえ開けない。これでは、人吉市のスポーツを振興していきましよう、同僚議員もいらっしゃいますので申し上げますけれども、大会を開くこともできないようなおろいかグラウンドでは誰も来ようとしません。特にクラブ関係の監督さんたちは、グラウンドにものごくシビアなんですよ、環境について。そういったことも視野に入れて、3つ目の基本施策については庁内で考えていただきたいと思います。これも財源ありきと申し上げておきますけれども、これも先ほど言ったように、交付税メニューを見て、あれば積極的に国にお願いをしていくなり、県にお願いをしていくなり、そういう形をとっていただきたいと思います。

それでは、先ほどまでずっと質問を繰り返してまいりましたけれども、今後、県が策定しました児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動基本方針より、これは平成27年3月策定ですけれども、活動時間、活動場所、活動費について、今以上に充実をさせる、しなくてはいけないような時期に入ってまいりました。

そこで、活動体制づくりが今のままでいいとは私は思いません、今まで頑張っていたきました、それ以上に頑張らないといけない時期に来ているんじゃないかなと思いましたので、この活動体制づくりを再構築するなり、新たなものをつくるなり、そういう体制づくりが必要ではないかと思いますが、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、小中学校の社会体育移行は、心身の成長の過程にある子供たちにとりまして体力を向上させ、健全な心と身体を培って、そして豊かな人間性を育む基礎となるものでございまして、重要な役割を果たすものであると考えております。

そういったことから、各種競技団体や民間クラブ、地域・家庭と一体となり、地域社会全

体で社会体育を推進するために、今後、具体的に検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 検討を、具体的にというよりも具現化できるように検討を進めていた
だきたいと思います。ただ、先ほど、嘉島町で開かれました市町村関係者説明会の中で、一
番最後に南関町の例も紹介されております。南関町の令和5年度予算についてということで、
部活動移行後の部活動なんですけれども、総合計画に415万4,806円なんですけど、これは国費
なんです。それに一部町の負担が入っていると。これだけの国費が南関町にはあるもので
すから、様々に取組をされているんですね。検討委員会や指導者会議の旅費等を計上されて
います。これはもちろん教育部はお持ちだと思いますので、見ていただければ分かると思い
ます。何度も何度も同じようなことを言うかもしれませんが、小学校中学校社会体育、
この後、中学校のことを聞きますけれども、各種競技団体や民間クラブ、地域、家庭一体と
なり、これはまさしく、そうしないと、先ほど3つの柱を言われましたけれども、これはう
まくいかないと私は思っています。子供たちもやりたいスポーツがなければ、やりたいクラ
ブに行けなければスポーツは辞めますし、お金がなければスポーツがやれないような時代に
なってまいりました。そういった人吉市であってはいけないと私は思っています。

昔は学校でやっておりましたけれども、生徒数も減ってしまっとうしようもないという
小規模校も、実際ございます。私の母校もございましたけれども、先日は卒業式に議長と共
に出席をさせていただきましたが、卒業生は9名ですよ、男子3名、女子が6名でした。野
球部においては他の中学校さんと複合されて大会に出たという思い出話もされて、私も自分
が出た頃にはな、と回想したところであります。

次の質問に入る前に、興味深い資料がありましたので、皆さん方に御紹介をしたいと思います。
この後の質問については、中学校部活動の地域移行、市としての方針ということで質
問をします。現在の熊本県の状況を、皆さん方御存じでしょうか。まとめがされておしまし
て、令和2年人口動態調査報告から、10年後に想定される生徒数を算出されています。令和
4年度の中学生、平成19年から20年生まれ、21年生まれですね、の合計は4万8,990人、こ
れは熊本市を含みます。しかし、10年後の令和14年度の中学生、平成29年から令和元年生ま
れの合計は4万2,263人、熊本市を含む。ですから、今後10年間で6,727人減少すると算出さ
れております。これをちょっと細かく言いますと、熊本市を外してしまうと人口が2万
8,491人しかいないんですよ。熊本市が2万499人ですから。そして、10年後には、熊本市を
外しますと2万2,458人、熊本市が1万9,805人。この数字が出ているんですね。だから、多
くの地域で50%を超える減少率を示す地域もある。これは熊本県の保健所管内でということ
で、ここにデータが出ています。それと、もう1つ、熊本県中学校総合体育大会における複
数校合同チームの登録数は、平成16年度は申請数が6チームだったんです。しかし、令和4

年度は申請が65チームに上がっているんですよ。この数字を見たときに、今回の定例会でも出生率、少子高齢化問題が出ました、こういうふうに数字が出てきているんですね。だから取組を急がないといけないと言っているんですよ。運動部活動の設置状況についてもデータが出ております。平成16年度は加盟校が203校ありました。令和4年度は174校に落ちるんですね。こういうふうな状況にありますので、中学校部活の地域移行については、段階的でもあるかもしれないけれども、早い取組をやっていかなければならない状況にあります。私が、なぜこれを厳しい口調で言うかといいますと、小学校の社会体育移行のときに非常に時間がかかったんですよ。地域の方に説明をしたり、協議会をつくったり、なかなか遅々として進まなかった経緯があるんです。私は議場で質問をいたしましたから、突貫で、1年間でやったら私は記憶をしております。

そこで、本市の方針、考えを教育長にお聞きをしておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されております。このガイドラインは、平成30年に作成されました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインなどを統合した上で全面的に改定されました、国のガイドラインとなります。このガイドラインを受けまして、今後、熊本県教育委員会から方針等が示されることになると思われますので、本市といたしましては、国や県のガイドラインや方針等を踏まえまして、運動部活動も含めた中学校部活動の在り方を検討することとしております。

令和5年度から、関係組織及び関係者によります中学校部活動の地域移行に関する協議会、これは仮称でございますが、これを設置いたしまして検討をスタートさせます。そして、令和7年度末をめどに、試行期間等を経まして休日における部活動の地域移行を目指すこととしております。とにかく、子供を真ん中に置いた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 仮称ではございますが、中学校部活動の地域移行に関する協議会を設置します、検討を始めますという御答弁でありました。これについては、一刻でも早く取り組んでいただきたいと思いますけれども、先ほど、国のガイドラインが示されたと、この後、熊本県から方針が示されると思います。熊本県からの方針に従い進められていくと思いますけれども、先ほど申しましたけれども、地域のクラブ、また総合型クラブ協議会にするのかまだ分かりませんが、やはり一番大事なことは、学校と保護者、そして生徒が情報を共有しながらやっていかないといけないと思います。なぜならば、中学生の場合は中学校から高校に進まれます。その場合に、学業だけではなくて、スポーツの技量として特待生扱いとしてまいります、高校はですね。しかし、中学校も情報を共有しておかないと、中学校が

窓口になるわけです、生徒さんと親御さんだけの間で決めても、高校がこの生徒がほしいと言っても学校のほうに窓口になってもらうように来るわけですよ。そういうふうに期待をされてスポーツで身を立てようと、先ほどトップアスリートづくりと言われましたけれども、親御さんとしては生徒さんに期待を持ったら、やはりそういうふうになるんですよ。だから、学業と一緒にスポーツも同じくらいに期待をされる親御さんはいらっしゃいます。そういったことも頭に入れて、教育部の協議の中でも検討する片隅にそういう状況もあるということも置きながら、この施策については進めていただきたいと思います。

それでは、今、保護者の方と生徒についてということで触れましたので、今まで保護者、生徒への周知については、報告会なり説明会なり開かれておると思いますが、そういった内容についてお聞きをしておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

現時点では保護者に対して直接説明会等の実施はしておりませんが、様々な情報提供を学校のほうからしております。また、市内の小中学校の保護者に対しまして、令和5年1月10日付で学校を通じて、「本市中学校部活動地域移行に関する今後の方向性等について」という表題でお知らせの文書を配布させていただいております。その文書の中において国のガイドラインが令和4年12月に示されたことや、そのガイドラインの概要を情報提供としてさせていただきます。

さらに、今後、熊本県から方針等が示されることとなると思われることなどをお伝えした上で、本市における現時点での状況について、次の3つのとおり、お知らせをさせていただきました。1つ目が、国や県の方針等を踏まえて人吉市の中学校の部活動の在り方を検討することにしており、現時点では具体的内容は決定していないということ。2つ目が、令和5年度から関係組織及び関係者による中学校部活動の地域移行に関する協議会、先ほど申し上げましたように仮称でございますが、これを設置し、検討を始め、令和7年末をめどに、試行期間を経て、休日における部活動の地域移行を目指すこと。3つ目が、中学校部活動の地域移行について動きがあれば、市のホームページ等により情報をお伝えしていく予定としていること。この3つでございました。

今後も、保護者等への情報提供については、その時々で丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 今、周知方法についてもお聞きをしましたけども、今定例議会の一般質問の中に周知についての御指摘も同僚議員からあったように思います。周知の仕方はそれでよかったのか、知らせる方全部に本当に届いたのかというような御指摘もあったと思います。他の議員もそういうふう感じていらっしゃる部分もあるかと思うので、この点

につきましては教育長のお人柄でしょう、丁寧という言葉をお使いになりました。これは教育部だけではなくて全部なんですけども、やはり、丁寧に周知徹底をやらないと、途中からおかしな方向に流れていってしまう。実際、小学校移行時にそういうこともあったじゃないですか。遅々と進まずに時間だけ進んでいったという経験をお持ちだと思います。小学校が移行をするときの問題点・課題点が見えていたと思いますので、それを今度の中学校の社会体育移行については生かしていただきたい。これを切にお願いをしておきたいと思います。

そこで、市長、今の教育長とのやりとりをお聞きになって何か感じるものがございましたら、見解を求めたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のように、小学校運動部活動の社会体育への移行には少々時間を要しましたし、また、現在、特に小学校5・6年生の保護者からは、中学校部活動の社会体育移行へどうなっているんだという不安の声が上がっておりましたので、教育委員会から保護者宛に、先ほど教育長が答弁されたとおり、文書が出されたところです。

私も、今回は、よりスムーズに移行が進むようにすべきだと考えておまして、2月10日開催の人吉市総合教育会議において、「中学校の社会体育移行へ」を議題とし、教育委員の皆様と意見交換を行いました。その中では、教育委員さん、おおむね、横並びで画一的に同じような形で進めるのではなく、競技団体や中体連の関係性、地域の特徴や指導者の意向を酌み、できるところからできる形で進めるべきではないかというような意見が出されたところです。私も、その意見がもっともだと考えておりますし、例えば柔道におきましては、競技団体において大人も子供も一緒に練習をするという形を既にとっておられますし、これこそが、まさに社会体育ということではないかと思っています。そういった視点で見渡しますと、他の競技においても、成功の種子となるような大小のスポーツ活動が一定程度存在し、社会体育への移行は決して不可能なものではないと捉えております。

いずれにいたしましても、子供たちにとってよりよい仕組みとなるよう、関係者と協議を重ね、連携し、できるところから取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 市長のお考えをお聞きしましたがけれども、今の市長の答弁につきましては、今後の施策、これは行政の継続性として取り扱っていかないといけないような案件だと私は思っています。令和7年末までにやると決まっているわけです、これは継続性ですよ。ですから、それについては様々に課題があるかもしれませんが、取り組んでいただきたいと思います。ここに、公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼業について、紹介をいたしますが、先生方にも地域のクラブにおいて指導をしたいという方もいらっしゃるわけですね。これは文部科学省、それからスポーツ庁、文化庁から出ているもの

なのですが、この中にそれぞれの観点からちゃんと調査・研究等をしなさいという内容が含まれています。そういうことも含めて調査・研究を進めていただいて、人吉市として、よりよいスポーツ環境をつくっていただきたいと、これは期待として、改選を迎えますので願いをしておきたいと強く要望しておきます。市長も私も改選を迎えますけれども、本当に行政の継続性ですから、途切れることなく進めていただきたいと願いをしておきたいと思います。

それでは、2点目、市民の声より、人吉第三中学校教育環境の整備についてであります、人吉第一中学校、第二中学校、第三中学校ございますけれども、野外トイレの設置状況、どのように設置されているか私も見てはおりますけれども、改めて答弁を求めたいと思います。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

市内各中学校の屋外トイレの現状について、御報告を申し上げます。まず、第一中学校は部室棟1階と、サブグラウンド入り口、これは弓道場横でございますけれども、2か所に設置しておりまして、部室棟トイレは平成8年、サブグラウンド入り口のトイレは平成3年に建築しております。これは、いずれも水洗トイレで、下水道処理でございます。

第二中学校は運動場南側、これは部室横になりますけれども、それと体育館1階の2か所に設置しておりまして、運動場南側トイレは平成元年、体育館1階トイレは昭和57年に建築しております。いずれも水洗トイレで、浄化槽の処理でございます。

第三中学校につきましては、運動場南側に1か所設置しておりまして、昭和63年建築の、こちらはくみ取り式のトイレでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） トイレにつきましては、人吉第一中学校、第二中学校、設置をされております。第三中学校は昭和63年に建築されたんですけれども、見られた方はいらっしゃると思いますが、非常に老朽化が激しくて使えないような状況でありました。実は、人吉第三中学校のグラウンドは体育祭もされておりましたし、町内の校区球技大会等々も使う場所だったんですよ。その際にも、このトイレはちょっと使えないなというぐらいのひどさでありました。行政のほうも見ていただいていると分かっておりますが、人吉第三中学校の屋外トイレは何とかならないのかという強い要望がありましたので、その対応について、どうお考えなのかお聞きをしておきます。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

第三中学校の運動場の屋外トイレにつきましては、議員おっしゃいましたように、非常に老朽化が進んでおりまして、現在は使用されていない状況でございます。

既存の浄化槽は校舎と体育館との間に設置してありまして、現在の屋外トイレから既存の浄化槽へ接続することができませんので、同じ場所に設置するためには新たな浄化槽が必要

となってまいります。この浄化槽及び新たなトイレを設置するためには多額の費用を要することとなりますので、現下の厳しい財政状況のもとでは非常に現在のところでは困難であると考えております。

しかしながら、学校施設は教育を行う場としてはもちろん、子供たちの生命及び健康を守る役割も担っております。安全で安心な教育環境を実現するためには、学校施設の整備を効率的に進めることが必要でございます。児童・生徒、教職員だけではなく、議員おっしゃいましたように地域の皆様のよりどころであることを考えますと、屋外トイレの必要性は十分に承知をいたしております。

第三中学校の場合は、校舎や体育館内に既存するトイレの使用が可能となるように施設改修を検討いたしまして、快適な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） ただいまの検討というところにつきましては、今現在の使えないトイレはもう無理けれども、代替案としてそういうことを考えているということで承っておいてよろしいですかね。検討という言葉ですけど、前向きな検討ということで承っておきたいと思います。

それでは、次に、大畑小学校体育館のトイレについて、これはほかの小学校のトイレについても要望があるかと思いますが、実は大畑小学校の体育館は大規模災害に備えて避難所に指定されました。その際に住民の方から、小学校ですから児童さん方は小さいのでトイレが小さいわけですね、だから大人用のやつを1器でも整備をしてくれないかというような要望が上がっておりまして、これは多分、大畑校区町内会長さんからも要望が上がっていると思いますが、これについての対応はどうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

避難所となる学校施設におきましては、多数の避難者のためのトイレ対策が重要な課題の1つであると認識しております。既存のトイレの数では対応できない場合や、一部のトイレが利用できなくなる場合、こういった場合も想定をしまして、複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要となると考えております。

また、高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定いたしまして、避難者の共有スペースから近い場所に洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要であると考えております。

大畑につきましては、通常避難時には大畑のコミュニティセンターが避難所となりますので、十分対応できているとは思いますが、令和2年7月豪雨のような大規模災害になると、やはり大畑小学校体育館も利用される場合もあると思いますので、議員おっしゃいましたように、トイレについてはしっかり検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君） 今、教育部長も、しっかり検討していくことも前向きな検討ということとで承っておきたいと思います。期待をしておきたいと思います。

今回、2項目質問をいたしました。しかし、まず、1項目のことにつきましては、過去のことを言っているわけではなくて、新しく取り組んでいく部分でありますので、そういったことについて私から申し上げていた要望が役に立てば幸いではないかと思って、この質問をしたところであります。教育長におかれましては答弁ありがとうございました。

いつも、私、一般質問のときには、最後に言葉を残してまいりましたので、一言申し上げたいと思います。今回は論語から、「人、遠きおもんばかりなければ、必ず近き憂いあり」。この言葉の意味は、人は将来のことをきちっと考えておかないと、近いうちに災いが来るよというような意味だそうです。この言葉を贈って、私の一般質問を終わりたいと思いますが、今月末をもって退職をされます職員の皆さん方、大変お世話になりました。職責とはいえ、失礼なことも申し上げてまいりましたが、職責上ということでお許しをいただきたいと思います。これからの退職をされる皆さん方の将来が幸多かれんことをお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで会議時間を延長し、暫時休憩いたします。

午後3時37分 休憩

午後3時51分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の高瀬堅一です。一般質問もいよいよ、私で最後となりました。また、この任期の最後の一般質問でもあります。大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力をお願いいたします。

今回、通告いたしましたのは、1、市長の政治姿勢について、2、議会对応について、3、市政の現状について、4、市政の発展についてといたしております。既に重複する質問もありますので、議長のお許しをいただき、割愛、また角度を変え、さらに要旨を合わせて行うこととなりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、令和2年7月の未曾有の豪雨災害は、まさに悪魔の到来でありました。尊い人命を奪い、負傷者を生み、本市に壊滅的な打撃を与え、この美しい町並みと市民の心も姿も一変させました。非常に残念なことであります。

しかしながら、全ての方々の粉骨砕身、全身全霊、一致団結の努力により、復旧・復興は一定の結果を生み、今日に至っております。しかしながら、時の流れは人々に変化をもたら

し、現在の日々の暮らし、また行政自体もこれが平時かのような錯覚に陥らせております。このような現象は、いかなる被災地でもあるようでありますが、今、本市も、何ともいいようなない何か不思議な、無風な雰囲気包まれているのではないのでしょうか。静止画像状態の人吉市と、厳しい評価をする方々もおられます。今こそ、全市民、執行部、市議会が一丸となって、この事態に立ち向かっていかなければならない大切な時期を迎えているのではないかと考えております。

統一地方選挙を間近に控えていますが、行政の大原則は継続であります。先ほど井上議員のほうからも述べられておりました。このことから、いま一度、市政の現状を認識し、さらなる計画立案、議論、実行の必要性を強く感じているところでございます。

それでは、順次質問してまいります。まず、市長の政治姿勢についての施政方針からです。市長は、昨年の12月議会の施政方針で出馬表明をされております。かつての改選期のこの時期の議事録等を見ますと、法的か慣習かは分かりませんが、出馬表明は議員の一般質問に答える形式のようでありました。

そこで、改めて市長に真意をお尋ねしたいと思いますが、その前に、12月議会で施政方針の中で出馬表明をされたということに、どうしても違和感を覚えております。その発言を抜粋してみると、「来年4月、被災時の市長としての審判を受け、市民の皆様の付託が再度いただけるなら、私の天命として本市の復旧、未来型復興、そして新たなまちづくりを市長として成し遂げたいと決意を固めたところです。議員各位をはじめ、市民の皆様の引き続きの御指導・御支援を心からお願い申し上げます。」となっています。このような発言は、選挙運動ともとられるのではないかと。そもそも、施政方針という、公的できわめて重要な議会の場での発信であります。このようなことは、地方自治法、また公職選挙法には抵触するのではないかと疑問に思った次第であります。この点について、まず、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

政治家の出处進退の表明の方法については、様々なものがあると認識をしております。私自身、これまで記者会見を通して出馬表明を行っていましたが、今回は、市長の職責という部分も考慮し、議会を通して、市民の皆様に3選出馬の意向について表明をさせていただきました。民主主義の根幹である議会の場において、市民の代表である皆様に最初にお伝えするべきだという思いで決意をしたもので、議員各位にも、市民の皆様にも、そのように御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの市長の答弁では、何ら問題はないというような答弁のようにも聞こえております。しかし、とられ方、聞かれる方によっては選挙運動ととられても仕方がないのではないかと私は危惧したものですから、このことをお聞きしたかったところで

ございます。

もし、私たち議員が、この場で、市長の施政方針で述べられたようなことを発言した場合、恐らく発言の撤回が求められるのは間違いがないではないかと。そのためには、私は、これまでも行ってこられたように記者会見の形が最もふさわしかったのではないかなという思いであります。

では、気を取り直して、市長にお尋ねですが、昨年12月の施政方針の中で出馬表明をされたことの真意を、改めてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

令和元年5月市民の皆様の付託を受け2期目の市政運営を預からせていただきました。そして、令和元年5月の第2回人吉市議会臨時会の冒頭において、令和という新しい時代の幕開けに期待を募らせながらも、市政における根本的課題へ挑戦していくことをお約束申し上げました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延、さらには令和2年7月豪雨災害が発生し、本市最大の危機的状況の中で、平時から有事へと市政の大転換を余儀なくされたところでございます。

このような中、また、発災当時の状況からしましても、災害からの復旧・復興に人・もの・財源等を優先的に投入せざるを得ず、このことから、市政運営についても、災害からの復旧・復興に大きくかじを切ったことはもちろん、被災された方々の早期の生活再建や住まいの再建、事業者のなりわい再建、道路や農地などインフラ再建のための関連事業に傾注してきたところでございます。

一方で、これまで継続的に取り組んできた事業の中止や休止・延期を決断しなければならず、市民生活や市民サービスへの影響が少なからず生じたものと、大変申し訳なく思っております。

発災から2年8か月が経過し、復旧から復興へとフェーズが移りつつありますが、その今、現在だからこそ、20年後、30年後といった将来の人吉市の姿を市民の皆様と共に描き、新たなビジョンを市全体で共有し具現化していく必要があると存じます。このような中で今春の人吉市長選挙に再度挑戦するに当たり、私が考える本市の新たなビジョンを、市民の皆様に早くお示しする機会を与えていただきたい、私の決意を一日でも早く市民の皆様にお伝えしたいとの思いから、昨年の12月市議会定例会の施政方針にて市長選挙への出馬を表明させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいまの答弁を聞きましても、市長の熱意の表れというふうに理解しておきたいと思っております。

今回の3月の施政方針では、丁寧かつ熱意あるものと大変評価をいたしております。豊富な内容がちりばめているなとも思っております。しかし、大変難しい言葉の計画や表現、そして、さらには疑問点、不可解な点がないわけではございませんが、2点だけ、施政方針についての内容についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですが、給食費の完全無料化の件に触れられていないという点です。かつてから、給食費については段階的な移行との答弁に終始されております。しかし、本件は8年前、最初の選挙で608票差で勝利の折の大きな選挙公約の柱の1つでありました。類似都市及び隣の自治体の完全無料化に照らし合わせても、実現するべきではないかと考えます。この点についてお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

我が国全体の現状として、少子化高齢化、人口減少が進んでいることは皆さん御存じのことと存じます。国としても、本市としても、それぞれの自治体でも、どうにかしたいとの思いで様々な施策を展開しています。

私は、子育て世代の負担を軽減し、少子化や人口減少に歯止めをかけたい、本地域が子育て世代に選ばれる地域であってほしいとの思いから、給食費の無償化を掲げ目指しているわけですが、1期目でお約束した給食費の段階的な全額補助に至らず、一部補助で止まっていることについては非常に申し訳ありませんが、どうにかしたいとの思いは変わらず持っています。しかし、本市を取り巻く状況は皆さん御存じのとおりでして、新たな財源の確保は非常に厳しいものがあります。

我々市長は、春と秋に開催される県の市長会で各自治体の要望をとりまとめて九州市長会に提出し、年に1回、それぞれの地区の要望を全国市長会でとりまとめ、政府に対し提出を行っております。その中でいつも議論されるのが、少子化、人口減少についてです。全国の首長さんたちが危機感を持っており、私も、少子化対策については国が大胆な施策を継続して進めない限りは抜本的な解決には結びつかないと考えております。

今議会におきましても、子育て施策について、議員の皆様と様々に議論を行いましたが、いろんな面において、昔より子育てにお金がかかるということは事実だと思います。本市のみでの施策の展開には限界がありますが、引き続き、全国の首長さんたちと共に国に訴えるとともに、ありとあらゆる方策を探りながら、本市といたしましても子ども・子育て施策のさらなる充実を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それから、次、2点目に、SL人吉の引退後の人吉市での保存・展示について質問を予定しておりましたが、一昨日、大塚議員のほうから質問され、一定の答弁がっておりますので、このことについては割愛をしたいと思います。

ただいま答弁いただきました給食費完全無料化につきましては、市長答弁にもありました財政問題がつきまとうということは百も承知しております。しかし、今後実現されないのであれば、今回の選挙、給食費の完全無料化の白紙撤回の表明も求められるのではないかと思っております。私はそのようなことにならないように、実現に期待をしております。

それでは、次に、市政運営についてですが、市長就任以来8年、特に今期4年間をやがて全うされようとしておりますが、このことについて、市長の自己評価点及び感想についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

私が2期目の市政運営を預からさせていただいてから、コロナ禍、そして豪雨災害という過去に例を見ないほどの危機的状況の中で、懸命に市政のかじ取りを行ってまいりました。市政運営においても、平時から有事へと方向性の大転換を余儀なくされ、被災された方々の早期の生活再建や事業者のなりわい再建、社会インフラの復旧など、次々に発現する問題・課題に対し、市の総力をもって取り組んでまいりました。

現在からも災害からの早期復興を目指すため、復旧・復興に関する事業を優先的にっておりますが、一方で、被災した地域以外の発展も併せて進めていく必要があります。発災から2年8か月が過ぎ、また、コロナ禍により制限されてきた社会活動も徐々に回復の兆しを見せてきたことから、これからの数年間は、本市が災害からの発展的な復興を果たすための重要な期間であると考えております。

私の2期目の自己評価という点につきましても、通常であれば、総合計画に基づいた実績等を踏まえて申し上げるところでございますが、現在も災害からの復旧・復興の途上にありますので、本市の復旧・復興と、発災前よりも住みやすい、市民の皆様が暮らしやすい町の創造、いわゆる未来型復興の実現に向け、これまで傾注し実施してきた取組の全てが、私の2期目の評価となるものと受け止めております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、副市長にも、同じようなことになりますが、市長を補佐される立場から自己評価点、副市長はどのような補佐役、実務や立ち位置での業務遂行であったのかなどの内容と感想をお尋ねいたします。

○副市長（迫田浩二君） 皆様、こんにちは。お答えします。

私は、松岡市政2期目の2年目となる令和2年4月1日付で、市議会議員皆様の選任同意をいただき、本市の副市長の任を拝命し、その重責を感じながら、以降、市長をしっかりとお支えしながら私なりに市政発展のために力を尽くしてまいりました。

振り返れば、就任当初、既に流行の兆しを見せ始めておりました新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、半世紀に一度の大事業である新市庁舎の建設など、市内外の重要案件

に対し、職員と共に一丸となって取り組んでまいりました。

そのような中、本市に甚大な被害をもたらしました令和2年7月豪雨災害が発生いたしました。我々の予想を遙かに超える大災害の発生を受け、被災された方々への支援体制の確保のため、本市災害対策本部の副本部長として、市内の避難態勢の確立や警察、消防、自衛隊、医療機関などの関係機関との連絡調整等に奔走してまいりました。

しかしながら、コロナ禍、そして豪雨災害と、これまで本市が経験したことがないような混沌とした状況の中で、次々と現れる課題に対し、その場、その場での迅速かつ臨機応変な対応を迫られたことも事実であります。そのような課題を解決していくため、国や県への対応など、対外的な事項を含む全体の統率につきましては市長が中心となり、一方、市民生活、市民サービスをできるだけ通常の状態に戻していくための市役所内外の調整に関しましては、多忙な市長に代わり、私が担わせていただくなど、その役割を分担しながら、この未曾有の難局に本市一丸となって取り組んできたところでございます。

本市最大の危機的状況に対し、松岡市長は確固たる信念を持って本市の未来型復興と市政発展のために尽力されております。その市長を補佐するため、私自身、身命を賭してこれからも市長をお支えしていくという強い気持ちを持って、今後も副市長としての職責を全うしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 自分にこのような評価点を付けたり、自分への評価、評論というのは大変難しいということは重々理解しておりますが、今、この時期だからこそ、お尋ねする機会であるとの思いからお尋ねをしたものでございます。答弁ありがとうございます。

それでは、次に、議会との連携についてですが、令和2年7月の豪雨災害時や熊本地震のときも、議会への早い段階での報告、説明は一切なく、初期対応は全くありませんでした。このような有事の事態がないことを望むばかりですが、いざというときの議会対応です。当時、議会軽視という言葉も多く議員が発せられました。市民から負託された議員は、地域の情報収集や意見の集約、及び後方的役割を十分発揮でき、また、それが議員活動の重要な一環であり、責任でもあります。以前も申し上げましたが、いち早く、深夜であろうと早朝であろうと、議員は召集に応じます。この点について、いかがお考えなのかお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

21名の尊い命が奪われ、甚大な被害をもたらしました令和2年7月豪雨災害は人吉市の歴史を語る上で欠かせない未曾有の大災害として、現在もその爪痕を残しております。また、この豪雨災害に係る活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に係る行動制限のさなかに発生しましたことから、二重、三重に慎重な対策と迅速な対応が求められた、

全国に類のない災害救助及び災害対策でございました。

当時の市の対応としましては、発災直後は被災された方々の救助として、指定避難所の機能充実を優先しつつ、その後、次々に明らかになる被災状況に応じた災害廃棄物処理をはじめとした数々の解決すべき課題について、通常の窓口業務なども半日の業務とし、また、被災しました職員も含めまして全ての職員が災害救助と災害対応を行い、それでも不足するところを国や熊本県をはじめ、多くの市町村からの御支援を受けながら進めるなど、全てにおいて災害対応を優先したときであったと思っております。

議員各位におかれましては、被災をされた方もおられる中、それぞれのお立場で市民の方々に寄り添い、痛みを共有され、ときには、私たちもそうでありましたが、行き場のない怒りを厳しい言葉として受け止めなければならないこともあったのではと推察しています。また、高瀬議員におかれましては、私が調査で外出をしたおりに、被災直後から重機を操作し、被災地の復旧に献身的に尽力されている姿をお見かけし、記憶をしているところでございます。議会におかれましては、市議会災害対応指針に基づき御対応をされたものと思っております。改めまして、議員各位の当時の御活動、御尽力に対しまして感謝を申し上げます。

議員御指摘の、市議会と執行部の初動体制における連携につきまして、当時のことを申し上げますと、災害対策本部に議会事務局長にも出席をいただき、議会事務局を通じ、その内容を議員各位に御連絡をさせていただき、また、その他懸案等につきましては、各部局から直接議員に御連絡をとらせていただくなど、できる限りの対応に努めたところでございます。また、発災11日後の7月15日には全員協議会を開催いただいております。困難な状況のときこそ、市議会と執行部が連携を密にし、課題解決を図ることにつきましては、十分理解をいたしております。当時の対応を振り返りますとともに、御指摘を受け止めまして、今後に生かしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ぜひ、今後、有事の際にはそのようなことで対応していただければと思っております。

それでは、次に、議会への対応ですが、全員協議会への市長の積極的な出席についてであります。重要な案件の場合は特に出席する意義があるのではないかと思っております。一般質問と違った観点から、自由闊達な発言、また見解を述べ、協議ができる点では市政運営にも大きく寄与すると思います。ぜひ、御一考いただきたくお尋ねをするものです。この点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、令和2年10月28日に開催されました全員協議会が少しあつての御質問かと思えます。令和2年10月28日の全員協議会は、豪雨災害に係る内容等につきまして、

質疑応答の形で開催をいたしたものでございまして、市長が途中で退席したことにつきましては、当時の公務の都合上、やむを得ず退席となったものでございます。

全員協議会につきましては、執行部のほうも各部長、それから所管の課長、出席をしてしっかりと議論を行っているところでございます。当然、執行部を代表した形で部長は出席をさせていただいておりますので、その点につきましては議会としっかりと議論をする形は、私どもとしては準備ができています。ただ、当然、内容につきましては、市長がしっかりと全員協議会に出席をして議論をする場合もあるかと思えます。そういったところについては、その時々課題についてしっかりと対応をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） ちょっと、私の説明する趣旨がうまく伝わってなかったのかなと思っています。

発災後の全員協議会の話ではなくて、様々に全員協議会が行われる場合があります、そういった場合において、ある程度重要な案件があるときには市長の出席も求めたいということでの質問でありますので、これまで、全員協議会には市長はなかなか出席をされないというようなことでありますので、先ほども申しました、こういった一般質問と違った場、自由闊達な発言、執行部と議会と、また見解を述べ、協議ができる場とも思っていますので、そういうことが市政発展にもつながるのではないかなというように思いで、市長への全員協議会への積極的な出席をお願いしますと、そのことについての質問でしたので、この点については市長はどのようにお考えか、市長の見解をお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

今、総務部長がお答えをさせていただいたとおりでございます。案件に関しましては、私がしっかりと出席をして御説明をするという場合もあるかと存じますが、それ以外の場合においても、当然、執行部内でしっかりと情報を共有し、議論を重ね、私も了解をした上で部長たちが説明をしておりますので、私が出ようと出まいと、市としての方向性はしっかりと説明をさせていただいておりますし、議論もしっかりとさせていただいていると認識をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 積極的な出席はしないというような答弁に聞こえてまいります、私にはですね。議論もそれなりにやっていますので、お任せしているというような答弁に聞こえてまいります。それが、果たして議会との連携につながるか、議会と両輪となって市政が動いていくのかということも疑問に思っております。なかなか議会との連携にはつながってい

かないのじゃないかなと思う節もございますが、このことについてはこれ以上申し上げませんが、できる限り積極的な対応をお願いしたいという思いでおります。

それでは、市民の声として、一般質問における執行部の明確な答弁がないと、このような意見がっております。今、こうして質問をしておりますのに、この問題を提起するのにはちょっと抵抗がありますけども。要は、一般質問で「善処します」、「調査します」、「前向きに検討します」、「何々のときに説明しましたように」とか、「議員も既に御承知のとおり」、また、できるだけこのようなことは避けるのが望ましいのではないかと、このような言葉を使つての答弁は避けた方がいいのではないかと思いますし、また、礼を失するのではないかとも思っております。もっと、明確かつ適切な答弁が求められます。可能な限り、できる、できない、または、後日明確に報告するなど、このようなことでいいと思っております。市民からこのような意見が寄せられております。ぜひ、御一考いただきたいと思っております。

一般質問、これまでの例として、1つ紹介をしておきたいのですが、平成29年3月議会、私は自主財源確保の質問で、ふるさと納税の努力不足を指摘をしたことがございます。当時、総務部長であった現在の井上監査委員が、当時4,000万円未満であったふるさと納税を、「今年度は1億円を目指します」と強く言われております。その後の答弁で、見事、決算では1億円以上の結果を出されたと、これには驚きましたけれども、さらに、その後、3億円の目標設定の発言もされております。私が申し上げたいのは、このようなはっきりとした答弁と実践が必要ではないかと思っております。令和2年7月豪雨災害後の約12億円を超える多額のふるさと納税を知ったときに、この答弁のやりとりを思い出した次第であります。

事業の達成が無理であったときには、その明確な理由があるわけですから、説明がつけばいいのではないかと思います。これは、1つの例として出させていただきました。本件につきましては答弁は求めませんが、ぜひ、今後、対応をお願いいたします。

それでは、次に、市政の現状についての、災害復興の現状と課題についての質問です。

まず、災害復旧・復興の現状について、最近、市民の理解が希薄になっているのではないかと冒頭に申し上げましたが、今、本市の災害復旧・復興はどのような現状で、また、課題はどのようなものがあるのでしょうか。概略で結構ですのでお尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害からの復興の現状につきまして、復興計画に掲げます施策の3つの柱に沿いまして、それぞれ主な取組を回答させていただきます。

まず、被災者の暮らし再建とコミュニティの再生でございますが、自力での住宅再建が困難な被災者のため、令和6年1月の入居に向けて、現在、相良町に災害公営住宅の整備を行っており、東校区内にも45戸を整備し、令和6年8月の入居に向け、今月中に事業者が決定する予定となっております。

次に、中川原公園につきましては、現在、国により地盤を約2メートル下げる工事が進んでおりまして、今年3月に完了した後は、市で公園としての復旧工事を行うこととしております。人吉城跡につきましては、石垣やのり面などの復旧工事が完了し、本年4月に、一部立ち入り禁止の解除を予定しております。

次に、力強い地域経済の再生でございますけれども、昨年12月に、中心市街地地区に地元事業者により整備されました新たな飲食店街「紺屋小町」がオープンいたしました。民間の活力による食の魅力の発信拠点として、町なかのにぎわい創出が期待されるところでございます。

最後に、災害に負けないまちづくりでございますが、避難路整備につきまして、災害時における避難所等への安全性を確保するものとして、地区別懇談会の御意見をもとに、優先して整備する路線の選定を行い、現在、18か所の測量設計業務を発注しております。また、指定避難所の見直しにつきましても、現在、第一中学校としております当初開設避難所を、令和5年度以降に市役所別館に変更することを含め、別館の改修工事を行っているところでございます。被災した東西コミュニティセンターにつきましては、本年度中に復旧工事の完了を予定しており、同じく、西瀬コミュニティセンターについても、令和5年度に新築工事に着手し年度内の完了を予定しております。

復興を進めていく上での課題でございますが、重点8地区ごとに被害の状況や抱える課題が異なるため、復興に向けた進捗の度合いに差が出てしまうということがございます。また、スピード感を持って復旧・復興を進めていくことが求められる一方、事業を進めていく上において、住民の皆様や関係の方々との合意形成や、国や県といった関係機関との調整に時間を要してしまうということが上げられます。さらに、多くの自治体に支援をいただいている状況にありますが、技術職員などのマンパワーの確保も、今後、復興を進める上での課題であると考えております。

以上、取組状況と課題の主なものを申し上げましたけれども、引き続き、住民の皆様をはじめ、国や県などの御支援をいただきながら、計画的に取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは、次に、これは同僚議員も同じようなことを指摘されておりました、災害復旧・復興に関し、市民への情報発信が少ないのではないかと私も思っております。市民にもっと分かりやすい内容にての周知を行うべきと、冒頭にも申し上げましたように、今この時期だからこそ、この点を大事にしないと、ひいては復旧・復興に水を差し、熱意の低下を招き、禍根を残すのではないかと心配をしております。この点について、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

復旧・復興の情報を市民の皆様に積極的に発信していくことは、大変重要なことであると認識しております。現在、広報ひとよしや市ホームページ等のもとより、郵便局や金融機関など市内各所におきましても、復興に向けた取組状況等を定期的に発信させていただいております。また、昨年11月には、復興まちづくりに関する進捗状況をお知らせすることを目的とし、校区別の説明会を開催させていただいたところでもございます。今後とも、議員御指摘のとおり、市民の皆様に関心を持っていただけるよう、引き続き、様々なツールを活用しながら分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） それでは次に、被災者の実態と今後についてお尋ねしますが、被災者の今後の生計の維持について、行政の支援策はないのでしょうか。また、生活居住の確保についてですが、まだ何も決まっていない方々の動向の把握と、今後の対応についてをお尋ねいたします。併せて、みなし住宅に対する家賃補助など、延長はされましたけども、いつまでの延長なのか。大きな不安の1つでもあります。このことについて、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨により住居に被害を受けられ、自らの資力では住宅を確保することができない被災者の方への住宅といたしまして、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて提供するみなし応急仮設住宅、熊本県から供与されて人吉市で維持管理等を行っている建設型応急仮設住宅、市営住宅の一部で公営住宅法上の用途廃止をした部屋を市営単独住宅として、それぞれ入居されている被災者に家賃を負担していただくことなく住まいを提供しているところでございます。

いずれも、入居期間が、入居日から2年間となっているところでございますが、現在、整備を進めています災害公営住宅へ入居される方や、土地区画整理事業など公共工事の影響により、自宅再建が応急仮設住宅供与期間内にできないなど、一定の要件がある場合は1年間の供与期間延長を申請していただいているところでございます。今後、さらに延長が必要と見込まれる場合は、熊本県と協議し、熊本県から内閣府へ延長の手続きを行ってもらうことになりますことから、市では支え合いセンターと連携し、被災者の住まいの再建の進捗状況を確認しながら、再建されるまでは被災者に寄り添った支援を継続してまいります。

次に、生活費の支援策に関してでございますが、災害義援金や被災者生活再建支援金の支給などがございます。義援金につきましては、今年の3月末で受付を終了し、早いうちに被災者へ最終配分ができるよう手続を進めてまいります。また、生活再建支援金の加算支援金につきましては、現時点では、今年の8月3日が加算支援金の申請期限となっているところでございます。

このほか、住まいの再建支援策といたしまして、リバースモーゲージ型の融資を受けられ

た場合に、借入額に係る利子の一部を助成するリバースモーゲージ利子助成、金融機関から融資を受けた場合に、借入額に係る利子の一部を助成する自宅再建利子助成、再建先として熊本県内の民間賃貸住宅に入居される場合に、契約に伴う初期費用として20万円を助成する民間賃貸住宅入居助成、再建先として熊本県内の公営住宅に入居される場合に、必要となる費用の負担軽減のため10万円を助成する公営住宅入居助成、熊本県内に再建先として新築や購入、賃貸住宅・公営住宅等へ転居する費用として10万円を助成する転居費用助成の5つの支援策がございますが、これらの申請期限は現時点では今年の7月4日となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ただいま答弁を聞きましても、様々な支援策はあるようには聞こえてまいりますけれども、被災者の方々、まだ決まっていない方々もおられます。関係者の方々も困っている方、まだいらっしゃいます。死活問題であります。ぜひ、今後とも、積極的な対応をお願いをしておきます。

それでは、次に、市政の現状と課題についてですが、行政は総合的なものであり、災害問題対応だけではないのは周知のとおりであります。私も、本市の発展は災害からの復旧・復興なくしては存在しないと申し上げております。ですが、それはそれで、皆さんの共通認識ですので、少し横に置いて考えたとき、市政全般での今の市政の現状はどのように受け止めておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

本市の市政運営は総合的指針となる市総合計画をもとに進めておりますが、令和2年7月豪雨被災後につきましては、人吉市復興計画第1期を策定し、復旧・復興を最優先に、可能な限りの財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取組を進めている状況でございます。その間の通常政策等につきましては、必要性・緊急性の精度を高めながら、さらに持続可能な市政運営を目指すという基本方針のもと、事務事業の見直しを令和5年度まで実施することとしております。

今後の本市発展のためには、現在進めている復旧・復興事業の一層の推進はもちろんのこと、被災前から取り組んできた施策や、人口減少により新たに顕在化する課題にも着実に取り組んでいくことが必要であると考えております。

限られた財源と人材の中で本市の将来を見据えた課題に取り組むためには、より効果的な施策を計画的に実施していくことが重要であり、また、これまで以上の庁内各部署間の横断的な連携が必要になってまいります。来年度は、第6次人吉市総合計画後期基本計画策定に向けた改訂作業に取り組む年になりますが、市復興計画第2期と一体化することとしており、本市の将来像をしっかりと見据え、復旧・復興と地域課題に向き合った計画を策定し、本市

の均衡ある発展を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 今後、しっかりと見直していただき、発展のために取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次に、市政運営の中で重要となる財政問題になりますが、本市の財政状況は健全なのでしょうか。本当に大丈夫なのか。ちまたでは、「市の貯金はもうないそうだ」。いわゆる財政調整基金や減債基金などを指すのでしょうか、健全財政というのは何を持っているのでしょうか。また、その財政指標、根拠とその意味を、概要で結構ですでお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

どの観点で健全財政というかということでございますけれども、予算には様々な原則がありまして、基本的に支出する経費の財源を、その年の歳入で賄うというのが基本的な原則となっております。こういった原則を一般財源という観点に置き換えて申し上げますならば、今、災害復旧に取り組む状況につきましては、極めて困難な財政運営を行っていく状況にあるかと考えております。市の財政の所管の責任者として、少し思いを述べさせていただきますならば、健全財政を最優先課題としますと、この状況を改善するには事業調整や取捨選択が必要と強く考えますものの、復興事業の遅れは市の衰退につながりかねず、市民の方々の新たなまちづくりに対する期待や市議会における議論を踏まえますと、本市の復興を果たしていくという目的と健全財政の両立を模索することを優先しなければならないと、今考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） ただいまの総務部長の答弁では、なかなか分かりづらい。市民の方がそれで理解されるか、本当に本市が大丈夫なのかというのは、今の答弁では分からないんじゃないかと。簡単に結構です。大丈夫なのか、大丈夫じゃないのか。厳しいのか、厳しくないのか。それだけお聞きします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

簡潔に、ということでございます。大丈夫か、大丈夫でないかということ、非常に厳しい状況ということをお答えをさせていただきます。ただ、厳しい状況だからということで、どうするかという問題はまた別という形で考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 本市の財政も非常に厳しいという中でございます。今後の質問の中で

も、今後、どう行政を立て直すかという話にもなってくるかもしれませんが。

そこで、次に、教育行政の現状と課題について質問に入っていきたいと思います。私もかつて、38歳で市議会議員に当選させていただいたときは、私自身も子育ての真ただ中で、また支持者の方、さらに取り巻く環境は子育て中の方ばかりでありました。教育問題を自分たちの大きな問題として、大いに議論をしたものであります。子供は国の宝、教育は人間形成の原点と、一般質問も行ってまいりました。また、各種提案も行っております。

そこで、令和2年7月豪雨災害は、本市教育に影響を及ぼしているのでしょうか。本市の児童・生徒の学力のレベルは、熊本県内においてはどのような位置にあるのでしょうか。また、今後、学力レベル向上のための方策はあるのでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害によりまして、自身が被災をして生活が大きく変わった子供がいます。また、自分は被災しなかったとしても、友達や祖父母などの被災であるとか、大きく変わった町並み等を目にして心を痛めた子供もいます。そのように、子供たちが大きな精神的ダメージを受けたことが最も大きな影響だったと考えております。

なお、災害後の調査によりますと、子供たちの学習時間への影響につきましては、災害前と比較いたしましても、災害の影響が認められるような大きな変化はございませんでした。

学力についてでございますが、学力を可視化・数値化することは大変難しいことではございますが、1つの目安といたしまして、国や県と比較して学力の状況を把握するものに、小学校3年生以上が対象となる熊本県学力学習状況調査と、小学校6年生・中学校3年生によります全国学力学習状況調査がございます。この2つの調査結果によりますと、本市の児童・生徒の学力は、実施する年度や対象の学年、学校、実施教科などによりまして若干の差は認められますが、国・県と比較いたしましても、同程度であると判断しております。

次に、学力向上対策について申し上げます。教育委員会といたしましては、学力向上を本市学校教育の重点事項に位置づけ、各学校と教育委員会が一丸となって取組を進めているところでございます。

具体的な対策の視点といたしましては、学力向上に対する意識の継続を図るということでございます。毎月の校長会議等で学力に対する思いや具体的な方策、最新の情報の提供などを行っております。また、学力向上の核となる事業の質的向上に資するというようなことといたしまして、人吉市立教育研究所に学力向上、英語教育、情報教育の3つの部会を設置いたしまして、年間を通して研究実践を進めていただいております。その成果は、年度末に、市内の教職員が一堂に会して研究発表会を行って共有化をいたしております。

また、熊本の学び推進校の2年間の県の研究指定校ということであるとか、また、熊本大学教育学部附属小学校と授業力向上プロジェクトに関わる連携協力に関する協定を締結する

など、他機関との連携による取組を進めているということでございます。

また、アドバイザー等の人的配置を教育委員会内や各学校に配置いたしまして、教職員の指導力・授業力向上及び様々な課題についての支援を図っているというところでございます。

学力向上は、学校全体の教育活動の質を高めることございまして、学校づくりそのものであるとの考え方にたった取組を進めておりまして、その結果として数値に表れてくるものであると確信をいたしまして、学力向上の対策を進めておるところでございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） ここで、有名な故事になりますけれども、皆さん御存じだとは思いますが、米百俵の故事の歴史がございます。かいつまんで紹介しますと、幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩の藩士、小林虎三郎による教育にまつわる故事であります。北越戦争で敗れた長岡藩は、藩も焦土化してしまい、どうにもできない中でそれを見かねた三根山藩から100俵の米が贈られたのですが、これを藩士で消費することなく学校設立の費用にしたもので、100俵の米も、食えばたちまちなくなるが、教育に当てれば明日の1万、100万俵となると諭し、自らの政策を押し切ったという話であります。この故事については、「人づくりはまちづくりの精神で復興」とタイトルもついております。苦しいときこそ教育の大切さが叫ばれます。このようなことで、本市教育行政について、どのように認識をしておられるのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

高瀬議員が今紹介された米百俵の精神は、今もなお長岡市のまちづくりの指針や人材育成の理念となって、今日に至っていると聞いたことがございます。

本市教育におきましても、将来を見据えた教育を推進するためにグローバル化・情報化を踏まえて学び続ける資質・能力を高める教育の充実、または特別支援教育を含め、誰一人取り残さない、子に応じた教育の充実、また、不登校やいじめ問題等に対応する支援体制の整備や関係機関との連携強化、さらには教員不足への対応や児童・生徒数の減少に伴う適正な学校の在り方、こういうことなどについてしっかりと検討を進め、学校をさらに魅力あるものにしていかなければならないと考えております。1年の計は穀物を植えるにあり、10年の計は木を植えるにあり、100年の計は人を育てるにありという言葉もございます。将来を見通した計画を立て、未来への投資として人材を育てることが地域や国の発展につながることは間違いないことであると思っております。

子供たちには限りない可能性がございます。将来の姿を頭に描き、揺るぎない信念のもと、今、何が必要か、大切かを明確化・共有化いたしまして、粘り強く子供たちの可能性を信じ続け、教育施策を講じていくことは、私どもの務めであると考えております。

高瀬議員が言われました米百俵の精神を肝に銘じ、人吉市の教育に尽力をしてまいりたい

と思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） ありがとうございます。今後も、ますますの教育行政の充実と推進に期待をいたしております。

ただいま教育長のほうからありました答弁が、教育問題の基本ではありますけども、どうしても、ここで触れないわけにはまいりませんのでお尋ねをしますが、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスの中のスマートフォン、いわゆるスマホ問題であります。この問題については、これまで時折質問を行っておりますが、今の社会情勢はめまぐるしく変動し、各面において多種多様な問題が発生しております。

そこで、児童・生徒のスマホ、パソコン等の問題ですが、教育委員会の認識はどのようなものかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

子供が携帯電話、スマートフォンなどを所持することに関しましては、緊急連絡手段の確保や情報収集能力がつくなどのメリットがあるといった反面、トラブルに巻き込まれる危険性、ゲーム依存による学力低下、不登校、ネットいじめなどのデメリットも多いことは理解しております。

ただ、子供をネット上のいじめや有害情報から守ることはとても難しく、多くの課題があると考えております。また、御家庭の協力が不可欠であることから、御家庭でも、子供さんの携帯電話等の利用実態の把握、マナーや情報モラルについての話し合い、フィルタリングの設定、ルールづくりなどを行っていただくことも重要であるため、情報提供や研修会の実施を通しまして保護者への啓発を行い、意識の高揚を図っているところでございます。

今後も、学校だけでなく、各家庭や関係機関、医療機関、それらの機関とこれまで以上に連携を強化していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） スマホは、今の時代では欠くことのできない文明の利器であり、これをなくしては社会が成り立たないという時代であります。

しかし、一方、時代の急速な変化は思わぬ犯罪の発生、根拠となり、児童・生徒にも大きすぎるほどの影響を及ぼしています。犯罪への巻き込まれ、いじめ問題、先ほど教育長も答弁で述べられましたいじめ問題の発生、そして、今後も他面な問題が提起されることは必然であります。SNSは、通話、LINE、ツイッター、インスタグラム、メール、フェイスブックなど様々であります。マッチングアプリによる問題発生もあると思います。さらにバーチャル化の促進による問題発生も、ますますややこしいことになっていくのではないかと

とも思っています。本来は、このSNSの問題は家庭教育での育成のはずであります、特に子供たちの会話はもちろんのこと、無料通話アプリLINEやメールの使用によるものが多く見られます。特にLINEを中心とした学校との関係、教職員、担任と生徒間、クラス内、部活、グループ、個人における中でのスマホ問題は存在しております。

日頃、どのような取り決めと指導があるのか。また、スマホによるいじめや事件性のある問題の事案はないのでしょうか。ある、なしにかかわらず、これまで、また現在、さらに、このことに関する今後の取組などがあればお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

これまで教職員に対しましては、児童・生徒との私的なメール等のやりとりは行わないこと、業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合には、校長に申請し、保護者の承認を得ることを周知し、教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底を図ってまいりました。また、児童・生徒に対しましては、各学校におきまして、各教科の授業、道徳の時間や特別活動、全体的な生徒指導の場や帰りの会など、あらゆる場で利用する際の危険やモラル、ルール、マナーなどについて計画的に学習や指導を行いまして、家庭での携帯電話利用に関するルールの作成等を行い、高い意識を持って取り組んでおるところでございます。

併せまして、携帯電話会社や警察署、医療機関から講師を招いた出前事業をはじめ、保護者向けの研修会の開催など、機会を捉えてトラブルを未然に防ぐために様々な取組をしてきております。

今後は、教職員の適切な対応といたしまして、児童・生徒と直接的な連絡等のやりとりをする場合には、私的なアカウントを用いてのメール等のやりとりを禁止とし、トークメンバーには複数の教職員を参加登録させ、やりとりの内容について複数人が確認できるようにし、組織として適切な対応がなされるよう指導をしていきたいと思っておりますし、それとともに、情報モラル教育の重要性につきましても、さらに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、児童・生徒に対しましては、各学校においてこれまでの取組を継続しながら、スマホ依存症の予防措置として何ができるのか、もしくは依存傾向やその兆候がある児童・生徒の自覚を促し、改めるきっかけづくりの機会をどのように提供すればよいのかについて、医療機関、専門職等との連携を強化し、各学校と一体となって、さらに取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ぜひ、子供の未来のため、ますますの御尽力をお願いをいたします。教育問題については、以上で質問を終わります。

次に、市政発展の推進策についての企画立案とその実行実現について質問ですが、私は従前から気になっていたものがあります。以前、行財政健全化計画を発表された折、そのことを含め一般質問を行っております。それは、市役所内に市職員で構成し設置されている人吉市政審議会と人吉市行政経営会議についてであります。この設置目的や趣旨内容、その実態及び現況についてお尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

政策審議会は、庁内各部署にて検討されております施策や事業等を進めていく上で、行政経営会議に諮る前に提案予定の議案を審議する機関でございまして、主任・係長級の実務の中心を担っている職員で構成され、部署のバランス等を考慮した選任を行っております。

活動状況でございますが、被災前は年平均6回程度開催しており、総合計画や地域福祉計画などの各種計画、新規事業や使用料改定など様々な議案を審議しており、被災以降は、令和2年度、令和3年度にそれぞれ一度のみの開催となっております。これは、被災後はスピード感を持って施策を進めていくことを最優先とし、政策審議会を経ず、直接行政経営会議にて組織的な決定を得るといった流れで進めていたためでございます。

一方、行政経営会議でございますが、最上位の意思決定機関でございまして、市長、副市長はじめ教育長、各部の部局長及び総務、財政部門の担当課長で構成され、令和2年7月豪雨被災前後に関係なく、月に1回ないし2回開催しており、年平均14回程度の開催をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 私は、この政策審議会は市職員の方の役職や年齢、所属にかかわらず自由闊達な議論の場と聞いております。その声が、私たち議員を含め、民間の構成の審議会等にも余りそういった声が届かないという印象であります。この上部組織の経営会議より、政策審議会が大いに活用されないといけないのではないかなと私は思うわけですが。新たな企画であったり、斬新なアイデアを生み、そういったものが提起されるべきではないかなと思っている次第であります。

これまで、回数にすると開催される回数が少ないというふうな印象を受けたところでございますが、ここから、また、他自治体の成功例等についてちょっと述べたいと思います。健全かつ活発な行政の推進は、他の自治体の成功例に学べといわれております。特に、類似都市の成功例は大いに参考にするべきと。成功事例を積極的に研修・研鑽する必要があると思っております。そのための予算措置は大いに講じてほしいと思っておりますが、この点について、いかが思われるかお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

職員の研修に係る分での御質問かと思っております。市では、これまで職員の勤務能率の

発揮及び能力開発のため、熊本市市町村職員研修協議会等への派遣研修や、講師を招いてのキャリア研修、また、市の各部署が講師となつての基礎研修など、職員の意識向上、専門知識や能力の向上、活気ある組織風土を構築するため、職員研修を実施しております。

この３年間、職員研修に係る予算は確保していますものの、新型コロナウイルス感染拡大や、令和２年７月豪雨に伴う災害復旧・復興業務の増大により、ごく一部の研修しか実施できていないのが現状でございます。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけも見直しされるなど、社会環境も大きく変化する可能性もありますことから、特に、研修の機会が少なかった若手職員の派遣研修や、階層ごとに期待する能力を身につけるための研修のほか、今、議員から御紹介がありましたような他自治体の先進的な取組などを学ぶ機会も取り入れながら職員研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、職員の研修は、専門知識の習得や職員個人の能力向上だけではなく、他自治体職員等との関係構築も期待できるほか、特に同じ年代職員間のコミュニケーションの向上が見込まれ、組織の活性化に大きく寄与するものと考えております。

いずれにしても、多くの研修の機会の提供、研修に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君） 政策審議会等も大いに活用していただいて、こういった研修なども、これまでなかなかできなかったということです。成功した類似都市なども研修を大いにやっていただきたいと思いますので、今後ますますの、日頃からの全職員の方々の企画立案と、その実行のための意欲を期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、今後の市政発展策についてですが、これは非常に大変難しい問題であります。発展策があれば鬼に金棒であり、何の問題もないところであります。このような議論もする必要がありません。しかし、常にこの点については行政の使命であります。どういう形であれ、発展策を見つけなければなりません。

そこで、私が申し上げたいことは、今すぐできることとして、やはり、市政の無駄の削減による財政の捻出にあると思っております。今の災害関係でも、少ないパーセントとはいえ、市単独費が必要となっております。これも、積みり積みっていきますと市の財政を圧迫することは必然であります。また、投資的事業の削減と施設などの市単独の在り方にも問題があると思っております。類似都市の施設を見てみますと、施設の内容と充実度、入場者数、経常収支のバランスなど、まさに桁の違いを感じるものが度々ございます。中でも、石野公園、道の駅の在り方については、昨日も同僚議員のほうから一般質問もあっておりますが、県内の道の駅をくまなく訪問して感じますのは、幾ら石野公園が体験型とはいえ、驚くほどの趣

向の違いとにぎわい、入場者数、人気度、施設の規模などが全く違います。これはほんの一例ですが、やはり、工夫や変化、応用、全てが足りていないと思っております。ほかにもいろいろありますが、1つの例として上げさせていただきます。

やはり、私は、市政発展については観光にあると思っております。2年8か月前の豪雨災害で立ち直れないほどのダメージを受けたと思われた方も大半でしょうが、本誌の観光資源は未だに健在しております。観光立市の樹立こそが、的を得た最良の発展策と考えております。今、本市は外貨の獲得が急務であります。外貨の獲得がない限り、発展の兆しはないと思っております。観光客の誘客は地産地消により、農業・農林業の繁栄にもつながります。さらに、宿泊業はもとより、飲食店、お土産品店などの販売促進で、あらゆる事業所に利益を還元し、雇用の促進も進み、あらゆる面において相乗効果をもたらすと思っております。この点についてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

観光の発展策についてでございますが、議員もおっしゃいましたように、地域外から外貨を獲得する大きな手段の1つと私どもも考えておまして、本市の喫緊の課題である復旧・復興を進めつつも、観光戦略は様々な産業と雇用を創出する地方創生につながるとともに、地域活性化の原動力となるものと考えております。

人吉球磨地域には、球磨川、球磨焼酎、温泉、あるいはくま川鉄道などローカル鉄道、相良家ゆかりの歴史文化財など、数多くの観光資源があり、本市におきましては一般社団法人人吉温泉観光協会が中心となり、また、地域全体においては候補DMO法人でもあります一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会が中心となって、これら多くの観光資源を活用し、各企業・団体におきましても誘客に取り組んでいただいております。

このように、観光の発展策の第一には、人吉球磨地域において官民一体となった観光地域づくりを推進することが重要と考えております。その一環として、近年の本市の取組としましては、観光資源の高付加価値化や看板となる観光商品の創出を目指しまして、観光庁の補助事業を活用し、民間主導、官民連携で、例えば人吉ひかりの復興プロジェクト、あるいはフォトウェディングツアー、焼酎蔵のツーリズム、その他様々な取組をされているところでございます。これらの多くにつきましては、以前のように団体客をバスで呼び込む薄利多売ではなく、人吉でゆっくりと特別な時間を過ごしていただくことで多くの体験などをしていただき、観光消費額を増加させることを目指しているところでございます。

また、インバウンドにつきましても、コロナ禍においては動画配信などのオンラインマーケティングに取り組んでおりましたが、コロナ禍も落ち着きつつあることから、コロナ禍以前から来訪の多かった台湾、韓国、あるいは中国などの東アジア圏をターゲットとした誘客にも今後は力を入れてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君） 部長が答弁されたように、今後、その実現のためにはやはりあらゆる広報の媒体、メディアを活用した宣伝に尽きると思っております。

災害から懸命に立ち上がる本市の姿、人情、山紫水明にして風光明媚な山や川、温泉、郷土料理、球磨焼酎、寺社仏閣など、災害から立ち上がる姿で十分でないかと思っております。今後、徐々に動向に応じ高い位置を目指せばいいことですから、まずは宣伝、復興アピールと併せた観光誘客を行い、宣伝をしてほしいと思っております。残念ながら、今、民間には体力がございません。観光客の誘客促進、それに伴う積極的な宣伝について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

本地域への積極的な誘客のためには、先ほど申しましたように観光資源の磨き上げを行いながらも、議員もおっしゃいましたように、まずは地域外の方に本地域を知っていただくということが初めの一歩でございまして、認知度向上のため、広告宣伝が大変重要であるということ承知しておるところでございます。

市が行う観光に関わる広告宣伝につきましては、広告料として支出しているものでは、雑誌あるいはラジオ及びウェブでの広告などがございます。その他に、イベントや物産展における観光PR、テレビ番組等のロケーション支援、あるいは先日試写会が行われましたフィルムコミッションとしての映画の撮影等の支援等も上げられると存じます。

今年度、市が実施した広告で一番多くの方に届きましたのが、花火大会のユーチューブでの動画配信でございました。現在でもアーカイブで御覧いただきまして、6 万回以上の再生をいただいているところでございます。

現在、広告の方法は、従来のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの活字媒体だけでなく、インターネットやスマホの普及によりSNSや動画サイトなど多岐にわたっておりまして、広告を受け取る側においては万人受けする情報ではなく、自分に合ったものでなくては、溢れる情報の中から見られることさえもなくなっているところでございます。そのような状況の中で、当市もでございますけれども、今まで大きな広告を打つことができなかった小規模な事業者様にとっても大きなチャンスであり、対象とするターゲットを絞り、届けたいターゲットに向けた小規模な広告を行うことや、SNS等を活用することにより効果的な広告宣伝を行うことができる時代となっておりますところでございます。

SNSを活用した広告の手法などにつきましては、人吉球磨観光地域づくり協議会においても勉強会などを行っており、また、人吉しごとサポートセンターH i t - B i zにおきましても、最も多い御相談はSNS等を活用した誘客や販売促進、自社ホームページ作成、クラウドファンディングなどの広報宣伝あるいはウェブマーケティングでございまして、多くの事業者にも活用していただいているところでございます。

このように、市としましては、限られた予算の中から効率的・効果的な広告宣伝を行ってまいりたいと思っておりますが、公平性の観点からも個別ニーズに対応した細かな宣伝をすることが困難な場合もございますので、それぞれの事業者につきましては、まずは自身の魅力をしっかりとPRしていただきたいと存じますし、その上で各事業者が行われる宣伝との相乗効果がもたらせられますよう、市としましては、例えば災害からの復興の状況であったり、そういったところにつきましてもあらゆる媒体を使ってしっかりとPRさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） 以前、平成29年3月議会で、私は同じような質問をしております。そのとき、市長もこのように述べられております、「私自身が先頭に立ち、積極的にPRをしてまいりたい」と。このようなことで市長自ら、やはり積極的な宣伝を心がけて、取り組んでいただきたいと思います。

コロナ明けといわれる今年に入っても、仕事の関係も関わりがありますけども、日本の観光地といえば京都、ここはもちろんのことですが、本市とよく比較される大分県日田市、湯布院町、その他の九州圏域の観光地、さらには岐阜県飛騨の高山市など観光地を見てまいりました。ここの観光客のにぎわいには本当に大変驚かされたわけです、私もびっくりしました。今こそチャンス到来ではないかと、この機会を逃すことなく積極的に取り組んでほしいと思っております。

ここで、最後に、今後の市政発展策について、概要、包括的にかまいませんので市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

被災からの復興に加え、今後の市政推進のためには、大きな柱として地域経済の復興があると考えております。今まで新型コロナウイルス感染症の対策事業及び被災からの復興事業を、国・県の支援のもと、市民の皆様と一丸となって取り組んできました。農林業の復興をはじめ、被災したホテル・旅館、観光施設も徐々に再開を成し遂げられる中、まちのにぎわいを取り戻そうという気運が高まっており、人吉市の復活のために適宜、あらゆる方策を打ち出していかなければならないと考えております。特に地域経済にとって注力していかなければならないのは、内需を拡大し、一方で、先ほど議員もおっしゃいましたように、いかに外貨を稼ぐかということになるかと思います。

今年度、令和2年7月豪雨で被災された宿泊施設も、そのほとんどの施設が営業を再開されました。宿泊施設の受け入れが活発になれば、施設の内外で提供される料理や球磨焼酎等が消費され、お土産の購買、観光施設での体験など、関連する産業や事業所にも経済効果が波及してまいります。人吉市の観光入込客の状況は、確かに熊本県内で観光入込客が一番多

い阿蘇地域と比べますと、水害及びコロナ禍前で5倍以上の開きがございました。しかしながら、コロナ禍以前には人吉市の観光入込客数は堅調に増加しており、平成31年には、これまでで最大の約146万人となっていたところです。新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、5月に5類に引き下げられましたら、観光客の動きもさらに活発になるものと思われます。

また、政策においてはサステイナブル、持続可能がキーワードとなっております。観光においても、以前のように入込客数の増大のみを追求するのではなく、人吉らしい持続可能な観光を目指す必要があります。そのためには、宿泊・体験などの価値の向上を図り、お客様の満足度を高めることが重要であると考えております。

観光は直接的な観光消費にとどまらず、産業や雇用を創出することにもつながり、また、住む地域を外から評価されることで、地域住民のシビックプライドの醸成にもつながることから、大変重要なものです。先人から受け継いだ歴史・文化や自然、日本で一番豊かな隠れ里の魅力を感じていただき、人吉のファンになってもらい、誘客を進めていくことがにぎわいを取り戻す1つの方法と考えております。

まさに今、稼ぐ力を高める観光を再始動させなければなりません。被災したことは不幸なことですが、この窮地にあつてこそ、地域が1つになって前を向く状況が生まれたとも考えられます。まさに、ピンチをチャンスに変える絶好の機会と捉えれば、新しい未来が待っていると思います。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君） ぜひ、観光の推進にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

各種質問させていただきましたけれども、懇切丁寧な答弁に重ねてお礼を申し上げます。

最後に、このたび退職される市職員の各位に心からの御慰労と感謝を申し上げます。今後とも健康に留意され、ますますの御健勝を御祈念申し上げます。また、今回の選挙に臨まれる全ての方々の御健闘も併せて御祈念申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第2号から議第35号の34件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和5年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）につきましては、3ページ、4ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算につきましては、5ページ、6ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として7ページに記載してありますので念のため申し上げます。なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第2号	令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）	各委〔別記1〕
議第3号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第4号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第5号	令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第6号	令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第7号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第8号	令和5年度人吉市一般会計予算	各委〔別記2〕
議第9号	令和5年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第10号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第11号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第12号	令和5年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第13号	令和5年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第14号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第15号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第16号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	経建
議第17号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総文
議第18号	人吉市学校教育振興基金条例の制定について	総文
議第19号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第20号	人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
議第22号	人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定 について	総文
議第24号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第25号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第26号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例 の制定について	厚生
議第27号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	厚生
議第28号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	厚生

議第29号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	厚生
議第32号	人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第34号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第35号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建

[別記 1]

議第 2 号 令和 4 年度人吉市一般会計補正予算（第12号）	
○予算委員会	第 1 条 歳入予算の補正（全款） 第 5 条 地方債の補正
○総務文教委員会	第 1 条 歳出予算の補正 1 款 議会費 2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部及び 4 項 選挙費） 9 款 消防費（1 項 4 目 水防費を除く） 10 款 教育費 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費） 12 款 公債費 13 款 諸支出金 14 款 予備費 第 3 条 繰越明許費の補正（2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部）及び 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費）） 第 4 条 債務負担行為の補正（2 款 総務費及び 10 款 教育費）
○厚生委員会	第 1 条 歳出予算の補正 2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部、2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費） 3 款 民生費（1 項 社会福祉費、2 項 児童福祉費、3 項 生活保護費及び 4 項 災害救助費の一部） 4 款 衛生費 第 3 条 繰越明許費の補正（2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部、3 項 戸籍住民基本台帳費）及び 3 款 民生費） 第 4 条 債務負担行為の補正（3 款 民生費）
○経済建設委員会	第 1 条 歳出予算の補正 3 款 民生費（4 項 災害救助費の一部） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

8款 土木費

9款 消防費（1項4目 水防費）

11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧
費及び3項 公共土木施設災害
復旧費）

第2条 継続費の補正（8款 土木費）

第3条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費、8款 土
木費及び11款 災害復旧費（2
項 農林水産施設災害復旧費及
び3項 公共土木施設災害復旧
費）

[別記2]

議第8号 令和5年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	第1条 歳入予算（全款） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用
○総務文教委員会	第1条 歳出予算 1款 議会費 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費） 8款 土木費（3項 住宅費の一部） 9款 消防費（1項4目 水防費を除く） 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費、5項 その他公共施設公用施設災害復旧費の一部） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為（2款 総務費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費（1項 社会福祉費、2項 児童福祉費、3項 生活保護費及び4項 災害救助費の一部） 4款 衛生費 5款 労働費 11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費） 第2条 債務負担行為（3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算 3款 民生費（4項 災害救助費の一部） 6款 農林水産業費 7款 商工費

8款 土木費（1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、3項 住宅費の一部、4項 都市計画費及び5項 河川費）

9款 消防費（1項4目 水防費）

11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費、3項 公共土木施設災害復旧費及び5項 その他公共施設
公用施設災害復旧費の一部）

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第14号 中心市街地の複合施設設置に関する陳情

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 23 分 散会

令和5年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月22日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和5年3月22日 午前10時 開議

日程第1	議第17号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第2	議第18号	人吉市学校教育振興基金条例の制定について
日程第3	議第19号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議第20号	人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制 定について
日程第5	議第21号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部 を改正する条例の制定について
日程第6	議第22号	人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第7	議第23号	人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する 条例の制定について
日程第8	議第24号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第9	議第25号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第10	議第26号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改 正する条例の制定について
日程第11	議第27号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
日程第12	議第28号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議第29号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第14	議第30号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議第31号	人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニ ケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

総文

厚生

日程第16	議第32号	人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第17	議第33号	人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	— 経建
日程第18	議第34号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議第35号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第2号	令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）	— 各委
日程第21	議第3号	令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	— 厚生
日程第22	議第4号	令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第23	議第5号	令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
日程第24	議第6号	令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第25	議第7号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第26	議第8号	令和5年度人吉市一般会計予算	— 各委
日程第27	議第9号	令和5年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	— 総文
日程第28	議第10号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	— 厚生
日程第29	議第11号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第30	議第12号	令和5年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第31	議第13号	令和5年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第32	議第14号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第33	議第15号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	— 経建
日程第34	議第16号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
日程第35	議第37号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第36	議第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第37	議第39号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
日程第38	議第40号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第39	陳第14号	中心市街地の複合施設設置に関する陳情	— 総文
日程第40	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第41	復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告		

日程第42 議会制度研究会委員長の報告

日程第43 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第44 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第45 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第41号 工事請負契約の締結について

発議第11号 人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

発議第12号 人吉市議会ハラスメント防止条例の制定について

3. 出席議員（17名）

1 番	松	村	太	君
2 番	徳	川	禎	郁 君
3 番	池	田	芳	隆 君
4 番	牛	塚	孝	浩 君
5 番	西		洋	子 君
6 番	宮	原	将	志 君
8 番	高	瀬	堅	一 君
9 番	宮	崎		保 君
10番	平	田	清	吉 君
11番	犬	童	利	夫 君
12番	井	上	光	浩 君
13番	豊	永	貞	夫 君
14番	福	屋	法	晴 君
15番	本	村	令	斗 君
16番	田	中		哲 君
17番	大	塚	則	男 君
18番	西		信八郎	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松 岡 隼 人 君

副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	浦 本 雄 介 君
復興政策部政策統括監	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	渕 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長	若 杉 久 生 君
(復興担当)	
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
水 道 局 長	秋 永 敦 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第17号から日程第7 議第23号まで

○議長（西 信八郎君） まず、日程第1、議第17号から日程第7、議第23号までの7件を議題として、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。

総務文教委員会に付託されました日程第1、議第17号から日程第7、議第23号の7件について審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第17号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年1月18日に、教育委員会学校教育課の任期付職員が窃盗容疑で現行犯逮捕された事案につきまして、市長、副市長及び教育長のそれぞれがその責任を負い、令和5年4月分の給料を1か月減額するものです。

委員から、過去にこういった事案があった場合、その都度減額があったのかとの質疑があり、過去にも職員の不祥事による事例があっている。直近では、平成27年10月に、当時の教育部長が酒気帯び運転により現行犯逮捕されて懲戒免職となった際は、市長が10分の1の3か月、副市長が20分の1の3か月、教育長が10分の1の3か月の減給を行っているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第18号人吉市学校教育振興基金条例の制定については、人吉市立小学校及び中学校の学校教育施設及び教育環境の整備その他教育振興事業の財源に充てる基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定するものです。

委員から、この基金は施設の修繕等には使えると思うが、児童・生徒一人一台パソコンの保守点検料や購入費用等は、この基金から出せるのかとの質疑に、今回の条件が施設整備に要する経費に充てることのみを目的としていることから、あくまでも環境の整備となってくるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第19号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、第2武

道場に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

委員から、第一市民運動広場、村山公園テニスコート及び弓道場の住所が変更になった理由はとの質疑があり、第一市民運動広場については、条例が制定された当時、錯誤して策定されていた。村山公園テニスコートについては、改正前の瓦屋町の番地は管理棟がある辺りの地番になっており、現在、管理棟は使われていないため、テニスコートの地番に改めるもの。弓道場については、庁舎建設において分筆された関係での変更であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第20号人吉市市民プール検討委員会設置条例を廃止する条例の制定については、人吉市市民プール検討委員会の所期の目的が果たされたので、条例を廃止するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第5、議第21号人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例の制定については、国の名称の変更に伴い、「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例」を「人吉市デジタル田園都市構想総合戦略審議会条例」に名称変更するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第22号人吉市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年度に策定し、令和6年度から開始する第6次人吉市総合計画後期計画に、令和5年度を終期とする人吉市復興計画を一本化させることに伴い、総合計画策定審議会の委員を増員するものです。

委員から、増員される5名は、学識経験者のほかに市民代表の方も入れられるのかとの質疑に、選定はこれからだが、総合計画前期計画の中で委員になられている方をベースに、学識経験者を加えていくことで、増員する5名については学識経験者の方をということで考えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第7、議第23号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例を廃止する条例の制定については、令和3年3月に第1期として策定された人吉市復興計画は、策定当初より令和5年度を最終年度とし、令和6年度以降は総合計画に一本化するため、人吉市復興計画策定委員会につきましては所期の目的を果たしたとし、同委員会を廃止するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第17号から議第23号までの7件について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第24号から日程第16 議第32号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第8、議第24号から日程第16、議第32号の9件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。

厚生委員会に付託されました日程第8、議第24号から日程第16、議第32号の9件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第8、議第24号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令等の改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものです。

子ども・子育て支援の拡充として、出産育児一時金を、1分娩当たり8万円引き上げるもので、現在の40万8,000円を48万8,000円とし、産科医療補償制度に該当する場合は、1万2,000円を加算し50万円の支給となります。令和5年4月1日以降の出産からの適用となります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の対象期間が、令和5年5月7日まで延長されます。これは、令和5年5月8日から、本件が5類感染症に引き下げられることから、国の財政支援の適用期間に合わせて条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第25号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定については、上位法の改正条文の繰り上げ等により条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第26号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブを、現在地の肥後銀行人吉支店からカルチャーパレス2階に移転することに伴い、位置の変更に伴う条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第27号人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子ども医療費の助成の対象となる現行の「満15歳」に達する日以後の当初の3月31日までを、「満18歳」に達する日以後の当初の3月31日までと改正をするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第28号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、現在、保育園等で送迎バスの事故などが起きていることや、感染症への取組が必要であることを考慮し、国が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正したことに伴い、条例を改正するものです。

委員から、人吉市内に家庭的保育事業を行う者があるのかとの質疑に対し、市内に該当する施設はないとの答弁があり、委員から、該当する施設は現状ないということだが、該当する施設ができたときには周知徹底をお願いしたいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第29号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国の法律の改正により、引用している条項のずれや規定が削除されたことに伴い、条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第30号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国の法律の改正に伴い条例を改正するもので、安全計画の策定等により事故の防止などに取り組むための改正です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第15、議第31号人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定については、条例制定の背景として、国際的な条約で言語には「音声言語」と「手話言語」があることが認められています。日本でも、障害者基本法の改正により「言語（手話を含む）」と明記されています。本市においても、手話が言語であることの普及及び障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策を総合的かつ計画的に推進するために条例を制定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第32号人吉市保健センター条例の一部を改正する条例の制定については、保健センターが西間別館に移転することに伴い、位置を変更する内容の改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第24号から議第32号までの9件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第33号から日程第19 議第35号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第17、議第33号から日程第19、議第35号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

経済建設委員会に付託されました日程第17、議第33号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議第35号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第17、議第33号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、令和4年9月定例市議会で可決し、成立いたしました人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例が、同地区の事業計画の決定の公告の日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、事業計画の決定に伴い、法的に設置する土地区画整理審議会の会長及び委員と土地区画整理評価員の報酬額を新たに規定するものでございます。

審査の過程において委員から、土地区画整理審議会の委員は何人かとの質疑に対し、学識経験者2名、地権者等のうち、選挙された者8名の、合計10名であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第34号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第19、議第35号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、いずれも、市営住宅家賃等に係る債権について債権放棄ができるようにするものでございます。

市営住宅家賃等に係る債権については、債権の整理をすることができる規定がないことから、現状では多額の収入未済額が蓄積され、債権の管理を続けていく状況となっております。徴収が不可能な債権の管理を続けるか、または債権放棄をするかは各自治体に委ねられており、今回改正をすることで、市営住宅家賃等についても、徴収の見込みがない債権を調査することができるようになり、市営住宅家賃等の合理的な管理、未納額等の整理を進めることができるようになります。

具体的には、消滅時効の起算の日から5年を経過し、債務者の所在が不明で、徴収の見込みがないと認められるときなどでございます。対象者は、市営住宅家賃の滞納退去者で、現時点では92世帯が対象となっているとの説明がっております。

慎重審査の結果、いずれも、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第33号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第33号人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、紺屋町の土地区画整理事業を進めるために土地区画整理審議会及び土地区画整理評価委員の報酬額を規定するために行われるものです。紺屋町の土地区画整理事業は止めるべきだという思いから、この議案に反対するものです。

この紺屋町の土地区画整理事業計画案が、1月25日に開催された説明会で示されました。その記事が書かれた人吉新聞を見てみますと、「賛否の声、相次ぐ」という小見出しの中の文章の一部にはこのように書かれています。「反対する住民は、「堤防拡幅・かさ上げにより土地の価格が下がった場合の責任は」、「堤防沿いに大きな道をつくっても、避難の際は川から離れるので避難路になるのか」「溢れたら使えない」「治水対策とまちづくりの計画を引き離すべき。さらに被害が大きくなる」などと質問を次々に浴びせた」というものです。先日、紺屋町の方と話していたら、この事業の話題になり、このようにいわれました。「行政は住民の要求に基づいて事業を行うというのがありようだと思う。地元から土地区画整理事業を求める声が出されたわけでもないのに、このように事業を進める人吉市に対して怒りが収まらない」というものです。換地と減歩がなされた土地が示されるのは、これからです。益城町でも、条件が悪くなったり、先祖からの土地を放棄しなければならない換地処分に、

当初賛成した人も換地案に同意せず、計画どおりに進んでいないということが起こっています。納得されていない方が大変な思いをされたり、事業が進まず復興が遅れたり、長期の仮住まいに耐えられず、町内から出ていく方も生まれることが考えられます。

私は、土地や堤防のかさ上げなどの治水対策は行うべきだと思いますが、そもそも土地区画整理事業は多くの問題を含んでいます。とりわけ、住民から反対の声が出ているこの土地区画整理事業は、止めるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第33号について採決をします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第33号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第33号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第34号、議第35号の2件について、経済建設委員長の報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第34号、議第35号は、原案可決確定いたしました。

日程第20 議第2号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第20、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） おはようございます。

日程第20、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から11億7,513万4,000円を減額し、歳入予算の総額を226億3,194万3,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金4億482万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業費等の最終見込みによるものや、災害復旧事業の事業費が確定したことによるもの等です。

次に、22款市債1億6,840万円の減額補正は、市庁舎別館施設改修事業債や、防災ラジオ整備事業等における事業費の最終見込みによるもの等です。

審査の過程において委員から、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金、まち・ひと・しごと総合交流館施設使用料、中学校英語検定チャレンジ事業補助金、人吉市体育協会補助金返還金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第20、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正の主なものは、2款総務費、1項総務管理費、城見庭園利活用調査検討業務委託料は、整備方針等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、委託料の全てを繰り越すものです。

委員から、一時避難所として使用できる公共施設の計画があっていると思うが、たたき台等はできているのかとの質疑に、城見庭園の利活用については、地域から何らかのコミュニティ施設をとの意見が上がっている。どういった施設がふさわしいか、庁内の関係部署で検討を行っており、今月中にある程度の案をまとめ、次年度以降は、地元町内の方の意見を踏まえながら、どういった施設をつくるのか検討していきたいとの答弁がっております。

次に、歳出予算の補正ですが、2款総務費の主なものは、1項総務管理費、1目一般管理費の退職手当の増や、6目財産管理費のマイクロバス運転業務委託料の減などです。

委員から、退職手当の増額は、定年以外の退職者が多かったのかとの質疑に、定年退職者が6名、任期付き職員の満了等が20名、自己都合での退職が5名、希望退職の職員が3名ということでの増額となっているとの答弁がっております。

9款消防費の主なものは、2目非常備消防費の消防団員研修や消防出初式の中止に伴う事業費の減や、3目消防施設費の防火水槽修繕工事の最終見込みによる減、防災ラジオの配布数確定に伴う災害用備品の減などです。

委員から、防火水槽の修繕は毎年何か所あっているのかとの質疑に、令和4年度は1か所の修繕、令和5年度は、今ところ4件ほど問合せが来ている状況との答弁がっております。

10款教育費の主なものは、1項教育総務費、2目事務局費の、小学校3年生以上に配備している一人一台端末を自宅に持ち帰るための持ち帰り用ケース、児童・生徒用机の天板拡張器具、学校へ配布した消毒液などの購入残額の減や、日本語支援委託料及び外国語指導助手

派遣業務委託料の実績見込みによる減などです。

委員から、中学校では、天板を拡張した場合、歩くスペースがなくなると聞いているが、使っていない教室もあるのかとの質疑に、35人学級では教室に比較的余裕があることから、天板の取付けも容易にできている。ただ、40人学級では取付けが難しい状況もあることから、工夫して活用していただくようお願いしているとの答弁。

日本語支援委託料と外国語指導助手派遣業務委託料は、どのような内容か。また、減額となった理由はとの質疑に、日本語支援委託料は、児童・生徒の中で外国にルーツを持つ児童・生徒に対して、日本語の指導をしていただくための業務委託。外国語指導助手派遣業務委託料は、市教育委員会所属の英語教育アドバイザーと共に各小中学校をまわって英語教育の指導をするALTを契約する業者への委託。日本語支援委託料の減額が大きい理由は、小学校と中学校に1名ずつ日本語支援が必要な児童・生徒がいたが、1学期末をもって転出したことから、2学期以降、この日本語支援の必要がなくなったことによる減額となっているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第20、議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算（第12号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正、2款総務費、1項総務管理費、特定空き家除却工事は、2回の入札不調により、年度内完了が難しいことから繰り越すものです。

委員から、入札不調の理由については把握しているのかとの質疑があり、時期的に業務が集中しているためではないかと思われるとの答弁がっております。

債務負担行為補正は、生活保護システム改修業務委託料、タブレット端末等使用料の2件を廃止するもので、共に被保護者の医療扶助オンライン資格確認導入事業において、国が定めるシステム改修の仕様に遅れが生じ、事業年度を令和5年度へ変更するものです。

歳出予算の補正について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、地区公民館等整備費補助金について、委員から、減額の理由について、また、補助金制度の周知はどのように行ったのか、さらに、この補助金は令和5年度も継続するのか、申請数が少なかった理由はとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染対策として地区公民館の換気機能改善や非接触化に対する補助金で、上限30万円ではあるが50町内分の予算を計上した。しかし、申請実績が33町内で、予想を下回った。周知は、町内会長連合会の役員会や理事会等で説明し、1

月には未申請の全町内会に連絡を行い、さらに、この補助金は今年度限りであることも町内会には説明を行った。申請が少なかった理由としては、地区公民館の改修予定がないことや、補助金を利用しても、町内会で経費の一部を負担する必要があるため、申請しなかったとのことであるとの答弁がありました。

2 項児童福祉費、3 目母子父子福祉費、給付金の増額は、物価高騰の長期化に伴う児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対する生活支援対策で、1 世帯当たり 2 万円と子供第 2 子以降につき 5,000 円を給付するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費について、委員から、水質保全生活環境施設負担金の増額理由について質疑があり、万江川で川遊びできる場所があるが、その少し上流に山江村万江地区農業集落排水処理施設があるため、水質保全や印象の面において、ポンプ圧送にて川遊びできる場所より下流に排水をしている。山江村万江地区農業集落排水処理施設に係るポンプ設備に対する負担金であるが、今年度は電気料等の高騰により負担金に不足が生じたため、増額するものであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16 番」と呼ぶ者あり）

16 番。田中哲議員。

○16 番（田中 哲君）（登壇） 日程第 20、議第 2 号令和 4 年度人吉市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、継続費の補正ですが、8 款土木費、3 項住宅費、災害公営住宅整備事業（その 2）は、災害公営住宅東校区地区の事業者選定が不調となったので、年割を令和 6 年度まで延長するものでございます。

次に、繰越明許費の補正の主なものですが、6 款農林水産業費、2 項林業費、林道等維持補修工事、作業道草津線 1,300 万円の追加は、作業道草津線の工事に伴うもので、令和 2 年豪雨災害により労働需要の急増から、作業員の確保が難しく、年度内完了が困難なため、繰り越すものでございます。

審査の過程において委員から、作業員の確保はできるのかとの質疑に対し、契約は済んでいる。今後は、計画的に行うよう業者には伝えてあるとの答弁があっております。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路新設改良事業、立石合ノ原線は、工事施工範囲が農地と隣接しており、耕作者等との施工方法等の協議に不測の日数を要したため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

審査の過程において委員から、なぜ日数を要するのかとの質疑に対し、近隣の農地に水が

溜まっており、恐らく水路の隙間から水漏れがしているようである。現在、所有者の方と協議を行っているところであるとの答弁がっております。

次に、歳出予算の補正ですが、6款農林水産業費、1項農業費の補正の主なものは、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金の下球磨地区農業用廃プラスチック類処理対策協議会負担金の増額で、使用済みの農業用ビニール・ポリフィルム・肥料袋などの産業廃棄物の不法投棄や野外焼却をなくし、地域ぐるみで適正処理を進めるため、処理経費の一部を同協議会へ支援するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料の増額は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金返還金でございます。これは、令和2年7月豪雨災害に伴う農業用機械・施設等の修繕、再取得に係る同事業において、令和3年度に概算払いを行ってりましたが、事業の要件である令和3年度中の事業完了ができなかった分が新たに1件判明した分の返還金のうち、国・県への返還金でございます。なお、今回の対象者は1名で、12月補正分と合わせまして計3名でございます。

7款商工費、1項商工費の補正の主なものは、2目商工業振興費、13節使用料及び賃借料の減額で、モゾカタウン人吉駅前の設置期間が令和6年1月まで延長され、期間延長分に関し、支払いが一括払いから月払いに変更になったことから、令和4年度分と令和5年度分に分ける必要が生じたため、減額するものでございます。

8款土木費の補正の主なものは、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金の減額は、各事業の確定によるものでございます。

審査の過程において委員から、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は利用されていないのではないかと質疑に対し、相談は受けているので、それに伴い増額補正させていただいたところであるが、最終的には申請がなかったものであるとの答弁がっております。

さらに委員から、危険地帯であるかどうかというのは、住んでいる方は知っているのかとの質疑に対し、危険マップは配付しているので、認識されていると思っているとの答弁がっております。

3項住宅費、2目住宅建設費、14節工事請負費の増額は、公営住宅ストック総合改善事業で行います原城団地給水設備改修工事、原田団地1号棟外壁改修工事に、国の補助金の追加配分に伴う増でございます。

11款災害復旧費の主なものは、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、11節役務費の増額は、土砂処分手数料で、令和2年災大柿地区外農地災害復旧工事において、農地に堆積した土砂の処分手数料を増額するものでございます。

15節原材料費の増額は、農業施設原材料で、令和2年災大柿地区外農地災害復旧工事で農地表土の購入分を増額するものでございます。

3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費、14節工事請負費の減額は、令和

2年7月豪雨で被災した中川原公園災害復旧工事が令和5年度に着手となったため、今年度予算を減額するものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第2号については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第2号令和4年度人吉市一般会計補正予算に、反対の立場から討論を行います。

この補正予算の土木費には青井地区土地区画整理事業負担金が含まれており、これに反対するものです。この青井地区土地区画整理事業は、先ほど討論した紺屋町の土地区画整理事業と同じように進められてきたものであり、住民の要求をもとにして計画された事業ではないと思います。今後、換地と減歩がなされた土地が示された後に、納得されていない方が大変な思いをされたり、事業が進まず復興が遅れたり、長期の仮住まいに耐えられず町内から出ていく方も生まれることが考えられます。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第2号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

日程第21 議第3号から日程第25 議第7号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、議第3号から日程第25、議第7号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第21、議第3号から、日程第25、議第7号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第21、議第3号令和4年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,579万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億390万1,000円とするものです。

歳入の1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税の減額は、主に被保険者数の減少によるものです。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の増額の主なものは、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）のほか、令和4年度から始まった未就学児の保険税軽減分を繰り入れる未就学児均等割保険料繰入金の増で、いずれも最終見込みによるものです。

歳出の5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費の減額は、会計年度任用職員に関する減額です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第22、議第4号令和4年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,791万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,609万円とするものです。

歳入、1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の減額は、当初、被保険者数及び所得額を多く見込んでいたことによる減額です。

歳出の3款保健事業費、2項、1目保健予防事業費の減額は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に係る経費について、看護師等の採用に関する減額です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第23、議第5号令和4年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2億3,177万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,751万4,000円とするものです。

歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金の減額の主な内容は、市町村格差による介護保険の財政の不均衡を是正するために交付される調整交付金の減額です。また、特別調整交付金の増額は、コロナにより影響を受けた第1号被保険者に係る保険料の減免額に対するものです。

歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費の減額の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により認定期間を1年間延長する措置を行ったことで、審査件数が減少し、主治医意見書作成料支払処理委託料が減額となるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第24、議第6号令和4年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）については、水道事業の収入及び支出について、見込額が確定したことなどによる補正です。

収益的収入の1款、1項、1目給水収益の増額は、令和2年7月豪雨及びコロナ禍等の影響により、厳しく当初予算を見込んでいたこと、また、豪雨災害後の新築に伴う新設が増加したことなどが主な要因です。

収益的支出の1款、1項、2目配水及び給水費の増額の主な要因は、人吉市水道施設等の維持管理業務委託において、修繕単価の高い道路での漏水事故対応が多発したためです。漏水事故増加の原因は、水道管の老朽化と、災害復旧工事等に伴う大型車両などの頻繁な往来により埋設している水道管の損傷によるものと推測しているとの説明がありました。

また、20節動力費の増額は、配水池ポンプ等の動力に要する電気料金の高騰に伴い、前年度と比較して10%程度不足を生じるため、増額するものです。

資本的支出の1款、4項、1目国庫補助金返還金は、新設の項目で、令和2年7月豪雨によって被災した水道施設等の復旧工事を国庫補助金の交付を受けて行うため、国の規定により、消費税に相当する額については返還して精算するために行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第7号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、収益的収入、1款、4項、1目長期前受金戻入の増額は、災害復旧事業による固定資産撤去処分に伴うものです。収益的支出の1款、4項、2目その他特別損失の増額は、災害復旧事業による固定資産撤去処分に伴うもので、資本的収入、1款、1項、1目建設改良企業債の減額は、過疎対策事業債へ変更したことによるものです。

債務負担行為、人吉浄水苑等運転管理業務委託は 現在の契約期間が令和5年3月31日で終了となるため、新たな契約締結を行うために債務負担行為を設定するものです。3年間の複数年契約と、性能発注方式を柱とした包括的民間委託を導入しているものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第3号から議第7号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第26 議第8号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第26、議第8号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第26、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算のうち歳入全款、第3条地方債、第4条一時借入金及び第5条歳出予算の流用につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の総額は204億1,592万3,000円でありまして、このうち一般財源が102億2,740万8,000円であります。

執行部より一般会計歳入構造構成比を示した資料が提出され、歳入予算のうち自主財源が29.5%、依存財源が70.5%となっております。

次に、一時借入金の借入れの最高額は30億円と定められております。

自主財源の主なものとして、1款市税に35億6,282万2,000円が計上されております。内訳の主なものは、市民税14億5,781万1,000円、固定資産税15億843万6,000円などです。

依存財源の主なものとして、11款地方交付税49億7,200万円のうち、普通交付税は43億円、特別交付税は6億7,200万円で、過疎地域に指定されたことに伴い、準過疎地域として算入されていた交付分の減などを見込み計上されています。

15款国庫支出金は、地方創生推進交付金200万円、デジタル基盤改革支援補助金1,168万7,000円、公共土木施設災害復旧費負担金として、中川原公園災害復旧工事に対する負担金2億1,101万6,000円等を含む51億945万円、16款県支出金は、球磨川流域復興基金交付金として、大規模被災地住まい再建移転促進事業に対する補助金1,800万円、建設型応急仮設住宅に係る民有地部分の用地購入費6,201万3,000円等を含む16億4,441万7,000円、22款市債14億9,860万円等が計上されております。

審査の過程において委員から、デジタル基盤改革支援補助金、庁舎機能単独災害復旧事業債、へき地児童生徒援助費等補助金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第26、議第8号令和5年度人吉市一般会計当初予算のう

ち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費の主なものは、1項総務管理費、1目一般管理費の、公共交通機関のない地域における生活交通の確保と主要施設との利便性の向上を図るための予約型乗合タクシー運行補助金及び、くま川鉄道の災害復旧に係る市町村補助として、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）。7目企画費の、本年10月予定の人吉高等学校創立100周年記念事業に対する補助金などです。

審査の過程において委員から、人吉高等学校創立100周年記念事業に対する補助金は、ほかの町村も出すとのことだが、人口割で出されるのかとの質疑に、球磨郡町村会で300万円の補助を予定されている。割合は、令和3年10月1日時点の人口で割り当てられており、人吉市は38%となる。なお、過去10年間の人吉高校における生徒の出身市町村割合では43%になるとの答弁。

マイクロバス2台購入のための補助金とのことだが、不足分の500万円を市町村で補助するものかとの質疑に、事業計画書では目標1億円を考えられており、主な収入として寄附金を考えられている。なお、マイクロバスの購入については、2台で1,600万円と予算書には記載されているとの答弁。

過去に同様の事例があったのかとの質疑に、人吉高等学校では70周年、80周年、90周年で補助をしている。そのほかの学校では、平成3年に当時の球磨商業高等学校20周年、平成6年に球磨工業高等学校30周年、平成14年に人吉高等学校五木分校30周年、多良木高等学校80周年、南稜高等学校100周年で補助を行っているとの答弁がっております。

次に、8款土木費の主なものは、3項住宅費、3目民間住宅対策費のうち、18節負担金、補助及び交付金の中の交付金で、大柿地区において災害リスクの低い地区外へ再建先を確保する世帯に対して、再建の形態等に応じた支援金を交付する交付金です。

委員から、建設購入300万円の9件分とのことだが、9件が対象ということになるのかとの質疑に、具体的に9件、話があるというわけではないが、9件くらいは可能性があるということで設定させていただいているとの答弁。

300万円の根拠はとの質疑に、新築または改修の場合に上限300万円を支給する制度だが、熊本県の復興基金に同様の事業があり、その事業がベースとなっているとの答弁がっております。

次に、9款消防費の主なものは、2目非常備消防費の8節旅費で、山鹿市で開催予定の女性消防隊操法県大会に出場するための旅費や、5目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金の水災補償加入促進助成金などです。

委員から、水災補償加入促進助成金の申請状況はとの質疑に、今年度は9件の申請となっている。令和5年度は保険の切替えが多いと保険会社から聞いていることから、令和5年度

は申請が増えると考えている。また、問合せも増えているとの答弁がっております。

次に、10款教育費の主なものは、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の外国語指導助手派遣業務委託料、ICT支援員派遣業務委託料。4項社会教育費、5目文化財保護費の人吉城跡石垣修理工事のための工事請負費。5項保健体育費、1目保健体育総務費の小学校社会体育活動の指導に係るスポーツコーディネーター業務委託料。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の14節工事請負費で、蒸気式天吊りコンテナ消毒装置及び専用コンテナ設置工事や、蒸気ボイラー1・2号機取替工事に係る経費などです。

委員から、学校支援アドバイザーとはどのような業務を行うのかとの質疑に、昨年度まで人吉っ子アドバイザーと呼んでいたものを、人吉っ子という表現が業務内容に適しているのかとの議論があったことから、名称を変更したものと答弁。

これまで、各小中学校に1人ずついた学校用務員を、9名から6名に減らすことになった理由はとの質疑に、令和4年11月から、令和5年度の教育部の組織編成について協議をしており、その中で、学校用務員の業務の平準化・効率化を目的に、行財政健全化計画に基づき9名から6名と検討を進めてきた。学校用務員の方からも業務の共同化をお願いしたいという意見や、学校に配備してある耕運機等の大型の備品についても共同利用を図りたいということから、6名で全ての学校をまわって作業を行うということで計画を進めてきた。その中で、昨年12月に学校用務員の方全員に説明会を行い、学校用務員の配置について、校長、教頭、主幹教諭にも説明を申し上げてきたとの答弁。

スポーツコーディネーター業務委託料について、業務内容はとの質疑に、小学校社会体育のプログラム等委託料との答弁。

現在、社会体育について、保護者から参加料は徴収していないのかとの質疑に、児童1人につき年間7,000円徴収している。こちらは、指導者への報酬が主なものとなっているとの答弁。

学校給食センター施設設備改修工事で蒸気式天吊りコンテナ消毒装置及び専用コンテナ設置工事を毎年されていると思うが、何年間での計画か。また、現在何年目なのかとの質疑に、コンテナの入替えについては、令和2年度から4基ずつ入替えを行っている。全部で40基あることから、10年の長期計画で行っているとの答弁がっております。

次に、11款災害復旧費の主なものは、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費の、大村横穴群災害復旧工事及び人吉城跡災害復旧工事に係る経費です。

12款、1項公債費、1目元金については、1億7,170万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、くま川鉄道災害復旧資金貸付金償還金の増や、平成24年起債の防災行政無線整備事業の償還が終了したことなどによるものです。

13款諸支出金の主なものは、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費の、職員の定年の段階的な引上げにより、2年に一度定年退職者が生じないことから、定年引上げ期間中、退職

手当の支給額が年度間で大幅に増減するため、基金を活用し、年度間の財源調整を行い、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するため、任意積立てを行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第26、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

債務負担行為の地域福祉計画等策定業務委託料は、第4次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に伴い、その業務委託について債務負担を設定するもので、委託期間を令和5年度から令和6年度に設定し、限度額605万7,000円とするものです。

次に、歳出予算について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、工事請負費300万円は、各町内に設置している防犯灯のLED化及び修繕を行う防犯灯設置工事費です。

委員から、町内会から要望をしてからどれくらいの期間で設置されるのかとの質疑に、年2回発注しているので、遅くとも要望があった翌年度には設置しているとの答弁がありました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、システム保守委託料は、災害時避難行動要支援者等支援システム保守に係るもので、地域福祉推進事業委託料は、地域福祉コーディネーターを人吉市社会福祉協議会に配置し、委託するものです。緊急通報体制等整備事業委託料は、建設型・賃貸型の応急住宅に入居する高齢者等に緊急通報装置を貸与する事業に係るもので、地域支え合いセンター事業委託料は、人吉市地域支え合いセンター設置・運営事業委託に係るものです。

2項児童福祉費、3目母子父子福祉費について、委員から、高等職業訓練促進費とはとの質疑に、看護師や保育士等の資格取得を目指す、母子や父子のひとり親を支援する費用であるとの答弁。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、病院群輪番制病院運営事業負担金と休日在宅当番医制運営事業負担金の内容はとの質疑に、病院群輪番制病院運営事業負担金は人吉医療センターと公立多良木病院が対象で、夜間帯の医療体制整備のための負担金であり、休日在宅当番医制運営事業負担金は日曜と休日の医療体制整備のための負担金で、いずれも人吉球磨の10市町村で負担金を出しているとの答弁。

5目環境衛生費について、ごみの再資源化を目的に子ども会等が行う資源ごみ回収に伴う報償費は、どのような団体に対して支払っているのかとの質疑に、子ども会だけでなく、老

人会や町内会なども登録していただくと、報償費を支払うことができるとの答弁。

11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費について、委員から、それぞれ工事請負費として存目1,000円を計上してあるが、どのような施設を想定しているのかとの質疑に、1目民生施設災害復旧費は、矢岳町にある岳寿館や現在休館中の老人福祉センターなどを想定、2目衛生施設災害復旧費は市営墓地等を想定しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第26、議第8号令和5年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費の主なものは、2目農業総務費、18節負担金、補助及び交付金は、くまもと県南フードバレー推進協議会負担金など計4件分でございます。3目農業振興費、13節使用料及び賃借料は、梅園の用地借上料、瓦屋町の市民農園の半年分の農地借上料などでございます。14節工事請負費は、市民農園を令和5年3月末で閉園しますことから、地権者の方へ原形復旧して返却するものでございます。

審査の過程において委員から、今後、市民農園はどうするのかとの質疑に対し、農地に関する法律が改正され、狭い面積でも借りることなどができるようになったので、市として新たにつくることは考えていないとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金のうち、補助金は、大畑麓地区をモデル地区として、令和2年度から令和4年度までの3か年事業として取り組んできましたが、令和5年度まで要望可能となったことによる中山間農業モデル地区支援事業補助金（機械整備等）などがございます。交付金は、中山間地域等直接支払事業交付金が、大畑麓地区、下田代地区、上戸越町開墾地区、木地屋町駒返地区、永野地区の5地区分、農業次世代人材投資事業交付金は、個人経営分として年間150万円が6件、75万円が1件、夫婦経営分が年間225万円が1件、新規予定として年間150万円が1件の計9件分でございます。2項林業費、2目林業振興費、10節需用費のうち、消耗品費の主なものは、森林環境譲与税を活用し、新生児向けに贈る地元産材でつくった食器等の購入費です。3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金は、球磨川漁業協同組合への補助金で、稚鮎放流事業に対するものでございます。

審査の過程において委員から、ほかの自治体の状況についての質疑があり、五木村、球磨村、相良村、山江村は補助金を支出しており、八代市は、補助金ではなく担当課において直接購入しているとの答弁がっております。

7款商工費、1項商工費の主なものは、1目商工総務費、12節委託料の、ふるさと納税業務委託料で、受付サイト事業者や中間業務業者が実施するふるさと納税支援や、収納代行、管理システム保守運営、カタログ作成などのPR業務、計10件分でございます。27節繰出金は、工業用地造成事業特別会計の中核工業用地造成事業に係る公債費償還金及び、中核工業用地調整池災害復旧工事費に充てる繰出金でございます。

審査の過程において委員から、工業用地の市の管理はどの範囲かとの質疑に対し、調整池側ののり面は全て市の管理、国道側は、工場立地法上20%の緑地が必要であり、その部分の「のり」は企業に譲渡し、その他の部分は市の管理とする予定であるとの答弁がっております。

2目商工業振興費、12節委託料は、IT企業等を本市への誘致へとつなげるべく、都市圏におけるサテライトオフィスのPRや、くまりばを活用したワーケーションの誘致、社会人の学びの場である「ひとよしくま熱中小学校」を通じた人材育成と関係人口の創出等を委託するIT企業等協創促進業務委託料、人吉しごとサポートセンターHit-Bizに係る熊本県よろず支援拠点のコーディネーターをはじめ、従事する職員の服務管理等を委託する人吉しごとサポートセンター業務委託料などでございます。

審査の過程において委員から、人吉しごとサポートセンターは、今後どうするのかとの質疑に対し、このやり方で当面行っていきたいとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金の補助金、商店街活性化事業補助金は、商店街への支援・助成により市街地活性化を図ることを目的とし、各種事業に伴う補助を行うものでございます。中心市街地活性化推進事業補助金は、令和4年度に引き続き、豪雨災害からの復興やアフターコロナを見据え、公有地や遊休不動産を活用した社会実験などを通じて中心市街地エリアの価値向上を図るものでございます。

審査の過程において委員から、商店街の活性化は、この金額で足りるのか、どのような使い方をするのかとの質疑に対し、商店街活性化事業補助金はイベント事業が2件分、空き店舗開業支援事業が合計で12件分、中心市街地活性化推進事業補助金はTMO事業に関する補助であるとの答弁がっております。

地域デジタル通貨普及促進補助金は、地域デジタル通貨の安定運営と普及促進を図ることを目的として、地域デジタル通貨の運営主体であるきじ馬スタンプ協同組合に対し、運営費の一部とポイント付与事業におけるポイント分を支援するものでございます。

審査の過程において委員から、内訳について質疑があり、運営費補助に130万円、ポイント付与について、利用額を推計で1億2,000万円としており、その1%で120万円であるとの答弁がっております。

5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費、10節需用費は、複写機使用料などの消耗品費をはじめ、総合交流館の施設維持管理のための燃料費、電気料、上下水道代などでございます。

す。12節委託料、水源掘削委託料は、被災した井戸に関しまして、新たな場所で掘削するものでございます。なお、まち・ひと・しごと総合交流館につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、総合交流館に入居している企業の電気料は、別に徴収しているのかとの質疑に対し、賃料に含めている。開館当時議論はあったところで、メーターを付ける方法もあったが、動力を使うことはないので、家賃込みでもいいのではないかとということとなった。今後、歳入歳出の観点から見直していくべきところは見直していく必要があるが、今のところはオフィス需要なので、それほど極端に差は出ないだろうということで、賃料の中に含めさせていただいているとの答弁がっております。

さらに委員から、なぜ、井戸を掘削する必要があるのかとの質疑に対し、温泉が50度ほどあるので、温度を下げるためである。上水道では経費がかかるので、井戸水が必要であるとの答弁がっております。

8款土木費の主なものは、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で、14節工事請負費は、人吉球磨広域行政組合受託事業で実施します赤池水無地区里道改築工事でございます。6目交通安全対策費、14節工事請負費は、市内一円の市道における交通安全対策関係の工事及び里道・私道における交通安全対策関係の工事請負費でございます。3項住宅費、2目住宅建設費、12節委託料は、木造仮設利活用住宅敷地造成設計業務委託料でございます。16節公有財産購入費は、災害公営住宅の用地購入費及び災害公営住宅購入費でございます。3目民間住宅対策費は、令和5年度から、民間住宅対策に係る予算費目として新たに創設されております。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、アスベスト調査分析事業補助金、民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金などです。

審査の過程において委員から、この項目の補助金は、補正予算で減額となっているが、当初は予算が上がってきているということは、この項目は必要な予算という認識でいいのかとの質疑に対し、補助制度で、制度のお知らせもしているので、予算計上させていただいているとの答弁がっております。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち補助金は、鍛冶屋町通りの民間修景施設整備に対して補助を行う街なみ環境整備事業補助金でございます。

審査の過程において委員から、補助の内容についての質疑に対し、景観に配慮した形で家を改修する場合に補助を行うものであるとの答弁がっております。

5目土地区画整理費は、令和5年度から土地区画整理事業に係る予算費目として創設されたものでございます。主なものでございますが、12節委託料は、都市防災総合推進事業による用地測量委託料、被災市街地復興推進事業に伴う建物調査委託料、被災市街地設計等業務委託料でございます。なお、紺屋町、上青井町におきまして、現地視察を行っております。

9款消防費、1項消防費、4目水防費の主なものは、12節委託料のうち、樋門・樋管操作

委託料は、国が管理する樋門樋管操作委託料は17か所の2名分（操作員・代理人）と、県が管理する樋門樋管操作委託料13か所及び御溝川側樋門操作委託料でございます。

11款災害復旧費の主なものは、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費、14節工事請負費でございまして、令和2年7月豪雨に伴う過年災公共土木施設災害復旧工事（補助事業）で実施します中川原公園災害復旧工事でございます。

5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費、14節工事請負費のうち、まち・ひと・しごと総合交流館施設設備災害復旧工事は、令和2年7月豪雨により被災いたしましたまち・ひと・しごと総合交流館温泉施設の災害復旧費でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第8号令和5年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算に反対するのは、1つ目に、総務費に川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれており、これに反対するものです。国土交通省は、令和2年洪水の災害対策を、球磨川緊急治水対策プロジェクトとして実施しています。日本共産党国会議員団が入手した資料によると、人吉市街地以外の球磨村神瀬地区や八代市坂本村などでは宅地かさ上げや輪中堤、遊水地など、不十分ながらも治水対策が行われています。ところが、人吉市においては、中川原公園の切り下げ以外、氾濫対策は何もありません。このように対策が行えないのは、ダムが前提の治水対策となっており、人吉市街地の河道流量4,000トンが55年間据え置きになっているからです。国土交通省九州地方整備局は、2021年5月に、熊本豪雨を超える洪水時に、以前計画されていた川辺川ダムがあった場合の効果と限界を示す試算結果を公表しました。結果は、1.3倍以上の流入量で緊急放流に移行するとなっています。新たな流水型ダムでも同様のことが考えられ、緊急放流が行われればダムは何の役にも立ちません。ダムに頼った治水では、むしろ被害を大きくしてしまいます。それよりも、どんな洪水でも効果を生む、ダムに寄らない治水をさらに進めるべきだと思います。

2つ目には、土木費の5目土地区画整理事業費に土地区画整理事業を進めるための予算が組まれており、これに反対するものです。これに反対する理由については、議第33号並びに議第2号での反対討論で述べたとおりです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第8号について、各委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第8号は、原案可決確定いたしました。

日程第27 議第9号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第27、議第9号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第27、議第9号令和5年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金運用利息と雑入の地方公共団体からの出捐金、民間からの拠出金、寄附金、歳出の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金の利子積立金となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第9号について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第9号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 議第10号から日程第32 議第14号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第28、議第10号から日程第32、議第14号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第28、議第10号から、日程第32、議第14号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第28、議第10号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入の1款国民健康保険税の減額は、社会保険の適用拡大や、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行するなどの被保険者数減少によるものです。

4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金を8万円増額した保険者に対し、1件当たり5,000円を臨時的に財政措置をするものです。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のオンライン資格確認等運営負担金について、委員から、負担金の内容はとの質疑に対し、マイナンバーを活用して保険の資格情報を集約して、医療機関等で活用するシステムを国が構築したが、そのシステムの運営費用について保険者が負担しているとの答弁がっております。

2款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、令和2年7月豪雨により令和2年度、3年度は一部負担金の免除を行っていたため減少していたが、減免期間が終了したため、1人当たり前年度比10.25%の増額の見込みとなっております。

2款、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、前年と同じ35件を見込んでいるが、1件当たり8万円増額した積算となっております。

5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費、集団健診・個別健診に係る特定健康診査委託料は、受診者数2,600人と想定して積算されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第29、議第11号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入の1款、1項後期高齢者医療保険料現年度分は、後期高齢者医療広域連合からの通知額をもとに計上し、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくものです。

歳出の2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金等を広域連合へ納付するものです。

3款保健事業費、1項、1目健康診査事業費は、近年の受診者数の伸び率などから、医科健診を2,273人、歯科口腔健診を211人と見込んで積算しております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第30、議第12号令和5年度人吉市介護保険特別会計予算については、介護保険事業の令和4年9月末時点の状況が、令和3年度と比較し、高齢者数は30人増加し、認定者数は80人減となっております。第8期介護保険事業計画においては、令和5年度の高齢者数を1万1,616人、介護認定者数を2,347人、給付費の額を42億8,883万3,000円と推計していたが、令和4年9月末の状況から、令和5年度の給付費の推計額を38億184万5,000円に減額し、保険料基準額を6,100円で積算しております。

歳出ですが、2款保険給付費は介護サービス費の支払いに要する費用で、令和4年度は、災害後は軽度者の要介護認定者数が増加する傾向があるとの分析により認定者数増加で推計していたが、実績は減少となったため、前年度当初予算よりも減額となったとの説明がありました。

5款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用です。

次に、歳入の1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の介護保険料基準額に基づき算定されています。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金が前年度より減額されている要因は、歳出の介護保険給付費の減に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第31、議第13号令和5年度人吉市水道事業特別会計予算については、収益的収入、1款水道事業収益は、前年度と比較すると828万7,000円を減額しています。継続的な給水人口の減少傾向、令和3年度と4年度の有収水量の伸び率の低下などによるものです。

収益的支出の1款水道事業費用、1項、1目原水及び浄水費、10節備用品費の水源地に設置する防犯用監視カメラ3台分について、委員から、監視カメラはどこの水源地に設置するのかの質疑があり、茂ケ野水源地、井ノ口水源地、古仏頂水源地にそれぞれ1台ずつ設置するとの答弁がっております。

2目配水及び給水費、19節路面復旧費に計上されている土手町路面補修工事につきましては、現地視察を実施しております。4目総係費、16節手数料は、口座振替手数料などで、令和4年4月から、スマートフォン決済、P a y P a y、L I N E P a y、P a y Bが導入されていますが、令和5年4月からはd払い及びa u P A Yが追加され、水道料金等支払いの利便性を拡充し、徴収率の向上を図る目的です。

次に、資本的収入ですが、1款、1項、1目企業債は、昨年度比3,940万円の増額となっており、本年度策定されたアセットマネジメント計画による今後10年間の財政見通しに基づき、令和5年度から起債額を引き上げるものです。

資本的支出、1項、1目構築物費、一般改良工事は、西瀬橋配水管復旧工事ほか3件分で、起債対象工事は6件分の工事費となっており、いずれもアセットマネジメント計画に基づき実施するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第14号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計予算について、収益的収入、1款下水道事業収益は11億7,688万9,000円で、前年度と比較して1億2,720万6,000円で、約12%の増額となっています。1項営業収益、1目下水道使用料の増額は、災害からの復旧に伴うものです。

委員から、その他営業収益の指定工事店登録手数料について、指定工事店登録の数と増減の状況はとの質疑があり、現在の登録数は97件で、令和2年7月豪雨以降、約30件増加しているとの答弁がっております。

次に、1款資本的収入は、前年度比4億6,789万7,000円の増額となっています。増額の要因は、令和2年7月豪雨からの復旧事業によるものです。

1款資本的支出は、前年度と比較して5億2,615万2,000円の大幅な増額となっています。これも令和2年7月豪雨からの復旧事業によるもので、1項建設改良費8億1,856万5,000円は、前年度比5億987万8,000円の増額です。

また、3目処理場事業費では、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、人吉浄水苑機械濃縮設備改築工事委託料3億2,000万円が計上されています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第10号から議第14号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第33 議第15号及び日程第34 議第16号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第33、議第15号及び日程第34、議第16号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第33、議第15号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算、及び日程第34、議第16号令和5年度人吉市公共

用地先行取得事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第33、議第15号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億908万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものですが、1款財産収入は、共栄精密株式会社へのI区画の貸し付けによる梢山工業団地土地建物貸付収入。

2款繰入金は、中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金及び災害復旧費の工事請負費に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものは、2款災害復旧費、1項工業用地災害復旧費、1目人吉中核工業用地災害復旧費、14節工事請負費6,576万2,000円は、令和2年7月豪雨により被災いたしました調整池の復旧工事でございます。

3款公債費は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金及び元金借入れに伴う地方債利子でございます。

審査の過程におきまして委員から、過去の工事について質疑があり、それぞれは別の場所ではあるが、今まで過去2回災害復旧工事を行っているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第34、議第16号、令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,000万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、4款、1項市債、1目公共用地先行取得事業債の4,000万円で、これは、今後復興関連事業を進めるべく、公共用地として土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について起債による借入れを行うものでございまして、令和5年度の見込みとして、青井地区及び中心市街地地区の合計6件分でございます。

次に、歳出の主なものは、1款、1項、1目公共用地先行取得事業費、16節公有財産購入費4,000万円は、今後、復興関連事業を進めるに当たり、被災市街地復興推進地域に指定している青井地区及び中心市街地地区における土地区画整理事業に伴う用地の先行買収分として、必要となる土地の先行取得を行うための用地購入費でございます。

審査の過程において委員から、仮に6件分で4,000万円をオーバーするようなことがあれば、どうするのかとの質疑に対し、この6件は売っていただける見込みのある方である。仮に金額を提示して、やはり難しいとなった場合には、別の場所を当てることになる。その場合は金額も変わってくるので、その際は議会にも相談させていただきたいとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第16号は、原案可決確定いたしました。

日程第35 議第37号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第35、議第37号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第37号について、選任同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第37号は、選任同意することに決しました。

日程第36 議第38号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第36、議第38号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第38号について、選任同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第38号は、選任同意することに決しました。

日程第37 議第39号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第37、議第39号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第39号について、選任同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第39号は、選任同意することに決しました。

日程第38 議第40号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第38、議第40号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第40号について、選任同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第40号は、選任同意することに決しました。

日程第39 陳第14号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第39、陳第14号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第39、陳第14号中心市街地の複合施設設置に関する陳情につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和4年11月28日に、九日町・紺屋町再生会議、木本雅己氏ほか2名及び、人吉の偉人に学ぶ会、会長、松本晋一氏から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容としましては、令和4年6月に実施した「まちなか賑わい施設についてのアンケート」集計結果から、76%が「中心市街地に「複合的な交流の場」が必要である」と回答しており、4人のうち3人が、まちなか賑わい施設の設置を望んでいます。複合的な交流の場の機能では、図書館、観光案内所、地域情報センター、コミュニティセンターが多く、カフェ・レストランの併設を希望する声が多い。このうち、観光案内所、地域情報センター、カフェ・レストランは、主機能でなく併設的に設置できることから、図書館機能を主とした複合施設の設置が市民の第1希望です、との内容でした。

陳情提出後、現在の図書館の蔵書数や今後の増床等の計画、他自治体の図書館の規模や利用者状況、地域の方々の土地の利用状況など、様々な調査を経ながら委員会において慎重に審査を行ってきました。

審査をする中で委員から、現在の図書館の増床予定はとの質疑に、現在の400平米から800平米に増床する計画で進めているとの答弁。

用途地域は商業地域に該当すると思うが、図書館を主とした複合施設を建築することは可能なのかとの質疑に、前面道路が6.7メートルから8メートルに面している場合、指定容積率400%までの建築物の設置であれば可能であるとの答弁。

図書館を建てるだけの土地を確保できる見込みはあるのかとの質疑に、戸別訪問等の調査で用地提供の御意向がある方が約2割いらっしゃるが、土地がいろいろなところに分散している。そういった土地を集める手法をどうするのかという課題も1つあるとの答弁。

浸水した場合を考えると、1階部分に図書館機能を置くのは厳しいのではないかなと思うがとの質疑に、ウェブ上で本を予約して、受け取りのみを行うようなサテライト機能を持った図書館であれば、可能性はあるとの答弁がっております。

また、委員から、中心市街地に複合施設をということの趣旨は賛成できるが、浸水地区に図書館機能を持ってくるのは難しいのではと思う。こういった機能を持った図書館だと利用

者が増えるのかなど、もう一步踏み込んだ検討を重ねていく必要がある。賑わい施設の設置については理解するところだが、図書館機能を主とした複合施設となると、場所や機能の問題など様々に課題があり、まだ研究・検討が必要とのことなので、趣旨採択すべきとの意見があり、慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件についての総務文教委員長の報告は趣旨採択であります。陳第14号について、委員長の報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳第14号は、趣旨採択することに決しました。

日程第40 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第40、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第40、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。第14回となります本特別委員会は、令和5年3月2日木曜日、午前10時より開催いたしました。審議事項は、熊本県農林水産部農村振興局農村計画課にお越しいただき、田んぼダムの取組について説明をいただき、審議を行いました。

まず、先進地である新潟県見附市の田んぼダムについて、映像を視聴し、その後、熊本県のこれまでの取組について説明がありました。実証実験では、田んぼダム専用堰板を設置した田んぼでは、最大で約80%のピークカット効果を発揮したとのことでありました。ただし、台風第14号の影響で、令和4年9月17日から19日にかけて発生いたしました長時間にわたる降雨においては、田んぼダムとしての機能が徐々に低下することも確認されたとの説明がありました。

説明の後、質疑を行い、委員から、畦の補強についてどのように対応していくのか。もし、畦が崩れた場合はどこが補償するのかとの質疑に対し、畦の補強は、地域の合意形成があれば多面的機能支払交付金の中で畦塗りも可能となっており、国の補助事業でも可能である。また、崩れた場合については、まずは崩れないような田んぼダムの取組をしていく必要がある。例えば、堰板を畦いっぱいには設置せず、五、六センチメートル低く設置するなど、対策は必要となるとの答弁。

また、県内他市町村の田んぼダムの取組状況についての質疑に対し、南阿蘇村で、熊本大学と一緒に試験研究を重ねて取り組まれている。田んぼダムに興味を持っている市町村は多いが、実際の取組はこれからであるとの答弁があつております。

今期の本委員会は、令和2年9月10日に第1回を開催し、同年11月4日の第2回では、令和2年7月豪雨で被災した箇所を、老人福祉センターをはじめ、全部で14か所、視察いたしました。改めて災害のすさまじさを見せつけられ、治水・防災の重要性というものを感じたところでございます。

また、昨年、令和4年8月9日には球磨川水系河川整備計画が策定され、今後30年という期間にわたり、様々な取組で治水対策を行っていくとのことでございました。

これまで合計14回にわたり委員会を開催し、様々な協議を行ってまいりましたが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興はまだまだ道半ばでございますので、治水・防災については、今後も引き続き取り組んでいただくことを要望いたします。

以上、第14回治水・防災に関する特別委員会の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので質疑を終了します。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第41 復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第41、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第41、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

令和4年12月27日に第17回、令和5年3月2日に第18回を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

第17回は、人吉市復興まちづくり計画の進捗について（中心市街地地区）の審議を行いました。

執行部から、土地区画整理事業区域内の公共施設配置（案）や内水排水対策（案）、山田川の河川整備と土地区画整理事業との連携について、今後の事業認可に向けたスケジュールなどについて説明がありました。

委員から、中心市街地での無電柱化の計画はないのかといった質疑や、山田川の対岸の整備計画などについて質疑がありました。また、委員から内排水対策は徹底してもらいたいとの要望があつております。

次に、第18回は、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区・中心市街地地区、人吉市復興まちづくり計画における避難路整備説明会についてを審議しました。

まず、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について、11月30日での特別委員会で説明した取組状況から現在までの進捗状況について説明がありました。

次に、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区・中心市街地地区の説明では、事業認可を受けた人吉都市計画事業、青井被災市街地復興土地地区画整理事業のスケジュールや土地地区画整理審議会、換地についてのスケジュールなどについて。中心市街地地区については、中心市街地地区全体の整備イメージ案や紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業における事業計画（案）の事業概要やスケジュール等について説明がありました。

委員から、土地地区画整理事業における営業補償についてや、人吉郵便局道向かいの整備方針などについて質疑が出されております。

次に、人吉市復興まちづくり計画における避難路整備説明会については、避難路整備計画路線における住民説明会の概要や各路線の整備計画について説明がっております。

最後に、復興のまちづくりに関する特別委員会まとめとして、本委員会は、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興事業において、復興まちづくりに関する諸問題について調査を行うことを目的として、令和3年6月23日に設置されました。調査事項である復興まちづくり計画については、人吉市復興まちづくり計画の策定、計画に基づく重点8地区の取組状況について審査を行ってきました。また、上益城郡益城町に、災害公営住宅及び土地地区画整理事業についての視察を行っております。

被災市街地復興推進地域については、青井地区、中心市街地地区における土地地区画整理事業について審査を行ってきました。現在、青井地区においては、青井被災地復興土地地区画整理事業、国道445号都市計画変更が決定。中心市街地地区においては、紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業の認可を受けています。

安全・安心のまちづくりについては、浸水リスクの高い大柿地区における住まいとコミュニティについてや、復興まちづくり計画に基づく避難路整備事業について審査を行ってきました。大柿地区については、現在、遊水地計画外の地域の方々に大柿地区からの移転促進のため、移転新築または移転先住宅の改修に係る費用の支援を行っております。

また、市民との意見交換会については、紺屋町の共栄会と人吉ひかりの復興プロジェクトの2団体と意見交換を行いました。共栄会とは屋台村構想について意見交換を行いましたが、令和4年12月に飲食店街「紺屋小町」が整備され、新たなにぎわい創出の拠点となることが期待されています。

豪雨災害から2年8か月が経過し、被災した道路や公園、農林業施設等の復旧、町なかでのイベントの開催など、徐々にではありますが、復旧・復興が進み、にぎわいも戻ってまい

りました。

しかし、これから始まる土地区画整理事業や中神町城本地区・大柿地区における遊水地計画、災害公営住宅の建設などによる住まいの確保など、本格的な復興まちづくりはこれからであると思っています。今後の復興まちづくりがより一層前進するよう、全庁一丸となって取組を進めていただくことをお願いし、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第42 議会制度研究会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第42、議会制度研究会委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

日程第42、議会制度研究会委員長の報告をいたします。

本議会制度研究会は、前期からの課題であります議会改革に取り組むために、令和元年6月18日に、全議員で構成し発足しました。

今期は、議会制度研究会の中に議会報告会及び意見交換会に関する部会、議会基本条例の制定に関する部会、議会のIT化・ペーパーレス化に関する部会の3つの部会を設置して議論を行ってまいりました。

議会制度研究会は、議員研修を含めて合計25回にわたって議論を重ねてまいりました。今期検討しましたことについて、項目ごとに御報告いたします。

まず、議員報酬、政務活動費、常任委員会の行政視察についてですが、令和2年度から令和4年度までの3年間にわたる市の行財政健全化計画の期間中における議会の自発的な対応として、議員報酬は、議長、副議長、議会選出の監査委員が4%減額、その他の議員が3%減額。政務活動費は年間24万円を2分の1の12万円に減額。委員会の行政視察は、毎年の視察研修を2年に一度に見直し、実施してまいりました。

次に、議会報告会及び意見交換会についてですが、今期は新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害の影響により、報告会は1回のみの開催になってしまいました。議会報告会及び意見交換会に関する部会においては、今後の実施形態について協議を行いました。現在、本市議会では各委員会から報告を行い、その後、質疑応答という形で行っております。先進地においては、報告会の名称を親しみやすいものにし、議員と市民がグループをつくっ

て意見交換会をするほか、議場で音楽コンサートを含めて行うなど、市民の皆様が参加しやすい取組をされているようですので、本市議会におきましても、今後、多くの方に御参加いただきますよう、引き続き協議を行ってまいります。

次に、議会基本条例についてですが、本条例は、人吉市議会の志す基本理念及び基本方針を定め、議会の最高機関として令和4年6月28日に施行いたしております。条例の前文にありますように、本市議会は、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意であります。今後も、引き続き、議会がこの条例に沿って運営されているかどうかの検証を行ってまいります。

次に、議会のIT化についてですが、議会のIT化・ペーパーレス化に関する部会においては、主にタブレットの導入によるペーパーレス化について協議を行い、既にタブレットを導入されているあさぎり町議会の視察を行いました。また、本部会においては、執行部が所有しているタブレットを使用してペーパーレス会議やオンライン会議を試行いたしています。現在、議員への連絡の一部でペーパーレス化を図っており、また、一部の会議においてはタブレットを使用しております。今後の方向性については、タブレットを導入すべきであるとの意見のほか、ペーパーレスだけでなく、オンライン会議の実施についても、関連条例の改正も含めて検討すること、来期は導入できるようにしてほしいとの意見があったところです。今後も継続して、タブレットの導入によるペーパーレス化の実現に向けて進めてまいります。

最後に、議員定数についてです。本市議会の議員定数は、昭和26年4月から24人、平成11年4月から22人、平成19年4月から20人、平成23年4月から18人となり、現在に至っております。このことについては、まず、令和3年3月から4月にかけて、議員18人全員を対象に、議員定数に関するアンケートを行いました。結果、「現状が適当である」という意見が13人、「多い」という意見が4人、「その他」が1名でした。現状が適当の理由としましては、「市民の声を広く拾い上げるためには、現在の定数が必要」との意見や、「多様な民意を代表するのが議会であり、民意を議会へ反映させるのが議員。住民の代表としての議員を削減すれば、議員は身近な存在から遠くなる」などございました。一方で、「多い」の理由としては、「平成23年から人口が約4,000人減少している。議員の数も減らすべき」「人吉市の現在の人口数及び将来の人口減少とさらなる高齢化による財政の減少が考えられるため」というものなどでした。また、早稲田大学マニフェスト研究所所長の中村健氏を講師に招き、「議員定数を考える」と題して議員研修を行いました。研修では、議会議員の役割、議会事務局の役割について、また、住民参加の在り方については、先進地の具体的な事例紹介も含めながら講義をいただきました。

その後、令和4年2月から3月にかけて、人吉市議会に関する市民アンケートを実施いたしました。このアンケートは、議会だよりに併せて約1万3,000枚、全戸に配布を行い、「議会への関心があるか」など、幅広くお尋ねしました。その中で、回答数は348通ありま

した。その中の議員定数についての質問では、「今のままでよい」が64通、「多すぎる」が242通、「少なすぎる」2通、「分からない」が40通でした。また、「適正と思われる議員定数」についての回答では、回答数が最も多かった議員定数は15人、次いで10人、そして12人などでした。

その後、4回の議会制度研究会を開催し、様々に議論を重ねた結果、時期改選時から、現在の18名を2名減の16名とすることに決定しました。

以上、様々に検討を行ってまいりましたが、全てに通じているのが財政問題、少子高齢化、人口減少など、地方議会を取り巻く環境も厳しさを増していることです。来期におきましても、時代の変化に対応できる議会として改革の努力を惜しまず、継続していただきますよう祈念しまして議会制度研究会委員長の報告とさせていただきます。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、議会制度研究会委員長の報告を終了いたします。

日程第43 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第43、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第43、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和5年2月24日金曜日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、6番井上光浩議員と7番、私、豊永貞夫が指名されました。

日程第2、会期の決定では、皆越てる子議会運営委員会委員長（あさぎり町）の報告の後、会期は2月24日に開会し、3月27日を閉会とする32日間とし、2月25日から3月26日までを休会とすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和4年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5、議案第2号人吉球磨広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について、日程第6、議案第3号人吉球磨広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、日程第7、議案第4号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議

案第5号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第6号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第7号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第11、議案第8号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第12、議案第9号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この9件では一括して、理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第1、議案第1号及び日程第7、議案第4号から日程第10、議案第7号までの5件については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる3月27日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に、議案第2号、議案第3号、議案第8号及び議案第9号の4件について、執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に、委員会の閉会中の継続調査を諮り閉会することとし、定例会1日目を散会しました。

以上、報告を終わります。

日程第44 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第44、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 日程第44、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和5年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和5年2月22日水曜日午後2時から、下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1、会期の決定については、2月22日1日間と決定しました。日程第2、会議録署名議員の指名があり、2番、五木村選出、川邊正美議員、3番、相良村選出、永田博人議員を指名しました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の分限に関する手続及び降下に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の懲戒の手続及び降下に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第6号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第7号人吉下球磨消防組合職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第8号人吉下球磨消防組合職員の再任用に関する条例を廃止

する条例の制定について、以上、議案第1号から議案第8号まで一括提案があり、特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第9号人吉下球磨消防組合個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護の法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、新たに制定するもの。特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第10号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から、それぞれ582万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,198万1,000円とするものです。特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第11号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,743万2,000円とするものです。対前年度比としては3億2,462万8,000円の減額です。特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第12号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和5年6月30日をもって玉名市が脱退するため、規約の一部を変更する必要があるものです。特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第45 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第45、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和 5 年 3 月第 2 回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りします。

議第41号工事請負契約の締結についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とします。

追加日程 議第41号

○議長（西 信八郎君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ、恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました案件議案につきまして御説明いたします。

議第41号工事請負契約の締結についての案件は、令和2年7月豪雨により被災した西瀬コミュニティセンターを、隣接する市有地へ移転新築する西瀬コミュニティセンター新築建築工事に関するものです。

指名競争入札の結果、株式会社岩井工務店が1億7,204万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結することにつきまして、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ただいま説明がありました議第41号に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

お諮りをいたします。本件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第41号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第11号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題にすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第11号

○議長（西 信八郎君） それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇） 発議第11号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第11号

人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月22日

人吉市議会議長 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会議員

牛 塚 孝 浩 宮 原 将 志

田 中 哲 徳 川 禎 郁

西 洋 子 福 屋 法 晴

松 村 太 井 上 光 浩

高 瀬 堅 一 豊 永 貞 夫

犬 童 利 夫 平 田 清 吉

宮 崎 保 池 田 芳 隆

本 村 令 斗 大 塚 則 男

発議第11号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律が議会には適用されないことから、議会が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

以上で、人吉市議会の個人情報の保護に関する条例案の提案理由の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ

者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをします。発議第11号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第11号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長(西 信八郎君) ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

発議第12号人吉市議会ハラスメント防止条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(西 信八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第12号

○議長(西 信八郎君) それでは、提出者の説明を求めます。(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

2番。徳川禎郁議員。

○2番(徳川禎郁君)(登壇) 発議第12号人吉市議会ハラスメント防止条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第12号

人吉市議会ハラスメント防止条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年3月22日

人吉市議会議長 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会議員

宮 原 将 志 田 中 哲

牛 塚 孝 浩 大 塚 則 男
松 村 太 井 上 光 浩
宮 崎 保 本 村 令 斗
福 屋 法 晴 高 瀬 堅 一
豊 永 貞 夫 犬 童 利 夫
平 田 清 吉 池 田 芳 隆
西 洋 子 徳 川 禎 郁

発議第12号人吉市議会ハラスメント防止条例案は、人吉市議会において、議員間及び議員から職員に対するハラスメントを防止することにより良好な議員の活動環境及び職員の職場環境を確立するため、条例を制定するものでございます。

以上で、人吉市議会ハラスメント防止条例案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをします。発議第12号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第12号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号は原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで今期をもって勇退されます議員並びに3月31日付で退職されます職員から挨拶の申出がっておりますので、これを許可します。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 8番議員の高瀬堅一です。大変お疲れのところ、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、12年前、38歳で市議員に初当選させていただきました。今、3期目を終えようとしておりますが、次期4期目への挑戦について、日々熟慮に熟慮を重ねてまいりましたが、断腸の思いではありますが出馬を断念することにいたしました次第であります。理由につきましては、議員活動と家業との両立の困難性にあります。初当選時から家業を営んでおりましたが、いわば二足のわらじであったわけであります。私の信念として、家業が一片たりとも議員活動に影響を与えたり、またおろそかにしてはならないということを肝に銘じてやってまいりました。このような中、令和2年7月豪雨災害で私の会社の施設も被災をし失ったわけですが、以来、苦悩、苦労の日々ではありましたが、一念発起し、現在、場所を変えて再建に向けて施設建設に着手をしております。また、SDGs、いわゆる再生可能エネルギーの開発で電気供給不足を補うべき地熱発電のための掘削事業などにも取り組んでおります。

このような状況を鑑みましたとき、会社には多数の従業員がおり、また、その家族、関係者がおり、この方々の生活維持を、生計の維持を守らなければならないという使命もございます。このようなことで、議員活動と家業のバランスを失する事態となれば、市民の皆さんはもとより、全ての関係者の方々に多大な御迷惑をおかけすることは必至であると考えたところであります。

この12年間、議員活動を思い起こしますと語りきれないほどの喜怒哀楽の思い出がありますが、あえて申し上げさせていただくならば、私はこの12年間、厚生委員会に所属させていただきました。副委員長はもとより、今日まで3回連続、6年間の厚生委員長を務めさせていただきました。厚生委員会は、ゆりかごから墓場までとの言葉がありますように、一生にわたり市民生活に直結するものばかりです。それゆえに、市民の方々の日々の暮らしの安寧を願いながらの議員活動であったと思っております。市民の皆様と激しく議論を交え、その願いが実現したときの、あの満面の笑顔と感謝の言葉をいただいたときの感動は忘れることができません。

また、私が至福の時を心から感じましたのは、厚生委員会と執行部の皆さんとの反省会や懇親会でありました。そのとき、私は冒頭の挨拶に必ず、今夜は無礼講で、議会、執行部の垣根を越えて楽しく愉快的ひとときにしましょうと、必ず挨拶の中で申し上げてまいりました。その効果は定かではありませんが、いつも、本当に楽しい時間をいただきました。執行部の皆さんとは、気さくに仕事のこと、プライベートなことなどに話題が及び、いつも会話に楽しい花が咲いたことを思い出します。勢い余って二次会、三次会に繰り出したことも度々ございました。このことが、私にとって鋭気とエネルギーになったと感謝をしております。

こうして挨拶をさせていただいておりますものの、私の胸の内の不安と焦りは、やはり令和2年7月の豪雨災害の被災者、関係者の方々の今後のことであります。本当に我慢に我慢を重ねられ、声を出すこともできず、希望を失い、今後の生活をどう生き抜いていくのかと

思っておられる方がたくさんおられます。ぜひ、今後とも、執行部、議会におかれましては最大にして最良の御尽力をお願いしたいと思っております。そして、ますますの市政発展を心から願っております。

余分なことではありますが、いろいろな引き際に、よく後ろ髪を引かれる思いといわれますが、私は3期目を終えましても50歳であります。このことを自分の誇りとして、今後、各面での条件が整いました暁には、再度、このような場に立てればと思っております。

最後に、議員各位、退職される職員の方、また、現職の全ての方々のますますの御健勝と御繁栄を心から御祈念申し上げます。また、今期の選挙に臨まれる全ての方々の御健闘を心から御祈念申し上げ、私の挨拶にさせていただきます。皆様、本当にありがとうございます。（拍手）（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫です。議員として、最後の御挨拶の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

少し略歴を述べさせていただきます。私は、昭和45年に、人吉市消防吏員として拝命を受けました。その後、合併により、昭和49年に人吉下球磨消防組合が発足いたしました。市消防吏員から40年10か月勤めた現在の人吉下球磨消防組合を、平成23年に退職いたしました。そして、その年の4月の統一地方選挙に挑戦し、議席を与えていただきました。それから3期12年間にわたり、議員として活動することができました。そのように務められましたのも、活動を共にさせていただきました議員の皆様や市民の皆様から様々な御意見・御提言をいただいたからこそと思っております。御支援と御指導をいただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、議会を休むことなく務められましたのも、家族の理解と妻の後押しがあったからと思っております。家族にも感謝したいと思っております。

振り返りますと、平成23年、東日本大震災の出来事は脳裏に焼き付き、今も忘れることができません。その後も各地で震災や豪雨災害が多く発生し、平成28年には熊本地震で本市庁舎も被災しました。令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大、そして7月豪雨災害は誰もが想像できなかった、忘れようにも忘れられない未曾有の大災害となり、甚大な被害を受けました。当たり前が当たり前でなくなり、非日常的な状況になりましたが、ときを乗り越えて、これまで行政をはじめ、多くの皆様の御尽力や御支援により現在に至ることができているところでございます。改めまして全ての方々に感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

そのような中、新市庁舎が完成し、業務が開始されたことが明るいニュースでありました。議会改革におきましては、災害時連絡会議指針や議会基本条例の策定に議員の皆様と共に携われ、御指導と御協力をいただいたことが強く印象に残っています。改めまして、議員の皆様

様や議会事務局、そして職員の皆様に厚く御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議会活動では、市民の目線で考え、市民の幸福向上につながるのか、ましてや市政の発展につながるのかなど考えながらの活動でございました。今期で勇退するに当たり、これまで指示をいただきました市民の皆様から様々な御意見をいただく中で、身に余る言葉などをいただきました。そのような御意見をいただき、本当にありがたく、うれしく思いました。しかし、私自身の年齢や体調など、そして今後の余生などを考えましたときに、ここが引退のときと思いましたので勇退を決断した次第でございます。今後は、これまで多くの皆様にいただきました御指導あるいは御厚情などを胸に、そして、これまで議会活動に携わった時間と皆様方を私の財産として、そして一市民としてできることに頑張り、市政を見守っていきたいと思っております。

終わりにになりましたが、本年4月に行われます統一地方選挙に挑戦されます市長をはじめ各議員の皆様のお健闘を心からお祈り申し上げます。そして、今後、人吉市のますますの発展と皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念申し上げまして私の最後の挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西 信八郎君） 次に、執行部からお願いします。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

議会最終日の貴重な中、お疲れのところ、このような挨拶の機会をいただき、心から感謝申し上げます。また、本会議中に、本年度をもって退職をする職員に暖かいねぎらいの言葉を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

私は、昭和62年に、鼻ひげと長髪を携え横浜から帰還をし、市役所に奉職をいたしました。キャラクター的には3年も持たないという評判の中でしたが、市長をはじめ上司、先輩方、同僚、部下職員に恵まれ、また、議員各位の御指導によって本日を迎えることができました。心から感謝申し上げます。しかしながら、市職としては市民課とか税務課とか福祉課とか、いわゆるTHE・市役所といわれる部署の経験がなく、近所では身近な相談にも答えられない役立たずの公務員と呼ばれていたのが心残りでもございます。当時は、柄にもなく市職員になったということで、どういうモチベーションで仕事をやればいいのか分からず、ただ、愛する人の住む町をよくしたいという純愛の一点だけで登庁していましたが、その愛も半年足らずでなくし、路頭に迷いました。この36年の歳月でカラスのような黒髪もチャボのような真っ白になってしまいました。在職中は20年以上が企画畑で、企画課長補佐のときに2年連続で課長を失ったことが悲しい思い出でございます。故人に退職の感謝を届けたいとも思っております。

平成4年に、楽しかった初任の水道局から企画課へ異動し、川辺川ダム建設促進協議会の担当になりました。母の実家が五木村で病院をしていて、母も看護師として働いており、幼

い頃から五木村は第二のふるさとであり、多くの知人、友人に囲まれて育ちました。そんな自分が川辺川ダム担当になったときは、何という数奇な運命だろうと思いました。母の実家も、私が19歳の頃、ダム絡みの転出で熊本に戻りまして、祖父は慣れない場所での生活がたたたり、1年余りで亡くなりました。物思いのついた頃から、ふるさがダムの底に沈む人々の思いの中で生きてきた記憶がございます。幼なじみの1人が五木村の村会議員をしておりまして、ダムを巡る会議等で会うたびに目配せをし、複雑な思いを通わせておりました。

平成20年に、当時の田中市長が川辺川ダムの白紙撤回をされ、市長はダム反対ということで川辺川ダム建設促進協議会の会長は球磨村長に代わり、事務局はそのまま市企画課に残るというねじれ現象が起きました。当時の事務局長、井上裕太さんと事務局次長の私は、仕事の的には自らの市長と対峙するという、小説よりも奇なりという状況になりました。二人で沿岸道路を歩いて球磨村役場に決裁に通った日々が、昨日のここのように思い出されます。

市役所生活の終盤になって、本市における遊水地計画の所管部署になり、父祖の地を失う皆様との対話に職員も悩み、私も様々な思いが去来いたしました。このような犠牲に応えるためにも、できる限り多くのヒト・モノ・コトを守ること全力で傾注しなければならないと思っております。そして、緑の流域治水の進展による、本市を含む流域の一日も早い治水安全度の向上を何よりも願っております。

本市は復興のさなかであり、まだまだ多くの困難が予想されます。熊本県をはじめ、全国の自治体から多くの皆様が人吉市の職員として心を砕かれていることに最大の敬意と感謝を表し、議員の皆様と市長をはじめ、職員一同が健康に留意をされ、この難局を乗り越えられますことを心から祈っております。今期で勇退をされる犬童議員、高瀬議員、本当にお疲れさまでした。4月に再選に臨まれる松岡市長をはじめ議員各位の御健闘を衷心よりお祈り申し上げます。「永遠に巡り来る春よ、あなたは三つの宝を忘れずに届けてくれる。年ごとによみがえるライラックの花と、西の空に沈むあの星と、そして愛する人の思い出を。ウォルター・ホイットマン」長年の間、本当にありがとうございました。（拍手）

○市民部長（丸本 縁君）（登壇） 皆様、こんにちは。

大変お疲れのところ、発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、先般の一般質問の折には、議員の皆様から私ども退職者に対しまして、温かいお言葉をいただき、重ねてお礼を申し上げます。小林政策統括監のユーモアと情緒溢れる発言の後で月並みの御挨拶になるかと存じますが、私なりにお話をさせていただきます。

私は昭和60年4月に市役所に入庁いたしまして、最初の配属先が市民課でございました。以来、38年間の勤務の中で総務課や建設部管理課などの内務事務も約14年間経験をさせていただきましたが、市民課や老人医療、介護保険、国民健康保険など、市民の皆様に関わる窓口のある部署に長くお世話になり、市民の皆様や先輩職員に育てていただきました。

窓口業務を振り返りますと、仕事として当然のことをしただけにもかかわらず、ときには

市民の方から「ありがとう」と言っていただけ、お役に立てたという小さな喜びを感じることができる大変幸せな仕事であったと思います。私も、これからの人生、行政に限らず、社会生活の様々な場面で多くの方にお世話になると思いますが、関わっていただく方々への感謝の気持ちを忘れず、「ありがとう」と言える人間として社会に関わってまいりたいと思っています。

また、令和2年7月の豪雨災害は、本市や被災者の皆様にはもちろんのこと、当時、部長職2年目の私にとりましても忘れることのできない出来事でした。発災直後から職責を果たすべく精一杯努力してまいったつもりですが、災害廃棄物処理や被災家屋の調査、罹災証明書の発行業務と、想像を遙かに超える膨大な業務量をこなして疲弊する職員を前に、部長として苦しんだこともございました。

そのような中、松岡市長、迫田副市長をはじめ、市職員の皆様、熊本県など自治体職員の皆様、議員、関係各機関、ボランティアの皆様など多くの方々に支えられて今日に至ることができましたことに心からお礼を申し上げます。

議場におきましては、総務部次長時代も含め6年間、本会議に出席させていただき、議長、副議長、今期をもちまして御勇退される高瀬議員、犬童議員をはじめ、全ての議員の皆様に御指導・御鞭撻をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。

結びになりますが、人吉市の一日も早い復興と皆様のますますの御活躍をお祈り申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。今まで本当にありがとうございました。（拍手）

○水道局長（秋永 敦君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

貴重なお時間をいただきありがとうございます。議員の皆様には、重ね重ね暖かい労いのお言葉をいただきありがとうございます。多くの皆様からの御厚情によりまして、私は41年間の勤務となりまして、特に最後の1年間は、新市庁舎におきまして職員の1人として仕事ことができましたことに心から感謝を申し上げます。

私には、今でも忘れられないお二人の方がいらっしゃいます。お一人目の方は、今はもう亡くなっていますが、友人のお父さんで、30年前当時、町内会長をされていました。とても気さくな方でした。私は総務課に勤務をしており、あるとき、こんなことを言われました。「市民にとって市役所は敷居が高い。ドキドキして、勇気を絞って出向いている。戸惑っている人を見かけたら、ぜひ声をかけて、窓口まで案内をしてもらえませんか」というような内容でした。確かに、そう言われてみると、庁舎には独特の雰囲気があるように思います。それ以降、私は、少し勇気を出して積極的に市民の方にお声かけをするようになり、少しは市民の気持ちにより添えたような気がしました。そういった気持ちの持ちようは、家族、ファミリーという概念に通ずるもので、市民の方と職員が家族のような関係が築ければすばらしいなと思ったものでした。

もう一人は、スナックを経営されていた方で、当時、人吉温泉球磨焼酎祭りといっており

ましたが、その実行責任者の方でした。いつも「市役所はすごいな、300人の優秀な職員がいて、人吉市を引っ張る大企業だね」と口癖のように言われていました。うれしくもあり、くすぐったくもあり、毎日励ましながら祭りの準備を進めていたことが思い出されます。今思えば、職員としての誇りを育てていただいているように思います。「市の発展は君たちの頑張りにかかっているんだぞ」と。今の私があるのは、そういったお声かけをしていただいた市民の方や、市長をはじめ議員の皆様、先輩職員、職員の皆さん、特に上下水道のライフラインを守るため24時間体制で頑張っている水道局職員、多くの方からお支えいただいたおかげであり、人吉という郷土で仕事に携わることができましたことは、人生の礎を築いた貴重な時間であり、いとおいしい日々でもあり、感謝の気持ちでいっぱいです。

私は市内をよく散歩しますが、修復中の人吉城跡や清流球磨川を目にしますと、あの災害がなければと、一抹の寂しさを感じることがありますが、それは郷土を愛する気持ちが強いことの表れではないかと思っています。本市は日本遺産の中で、「日本で最も豊かな隠れ里」を標榜しています。何が豊かなのかと問われますと、司馬遼太郎の作品の中では「お米が豊かだ」としてありますが、私は現代風にアレンジして「テーマが豊かである」と置き換えます。つまり、アウトドア、食、人吉温泉、球磨焼酎、社寺仏閣など誇れる文化、自然や一人一人の市民、人物が豊かだと考えます。本市は、そのテーマの複合が大きな魅力です。そして、まちづくりの目指すところは、子供が地元に戻ってくるまち、外国人を含め人が移り住んでくるまちに尽きます。夢があるまちには人もやってきますし、子供も帰ってきます。

最後に、皆様方の今後の御健勝と御多幸をお祈り申し上げまして私のお礼の御挨拶といたします。長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（北島清宏君）（登壇） 皆様、こんにちは。

議会事務局長の職務において、挨拶の機会を自らつくったにもかかわらず、寛大にもお許しいただきありがとうございます。

昭和62年に入庁しまして約35年間お世話になりました。振り返りますと、皆様に助けていただいたことがほとんどで、自分で何かをやり遂げたという記憶もございませんし、歯車の1つにもなり得てなかったのではと考えるところではございますが、今反省したところでどうしようもありません。

このような私ですが、こうして、今日ここに立ってられるのは、ここにいらっしゃる皆様をはじめ、先輩や同僚の皆様のおかげと存じます。この場を借りまして、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

本来なら、ここで略歴なり、微力ながらと続けるところでございますが、それもおこがましいので、今後は皆様に御迷惑をかけることなく、これからの生活を楽しみながら、できることを精一杯やっていくということをお誓いできればと存じます。

最後になりますが、皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝、市政のますますの発展を心

からお祈りいたしまして、私の言葉といたします。もう一度言います。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西 信八郎君） 次に、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、大変お疲れのところ、恐縮でございますが、私からも御挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは、私が2期目の市政運営を預からせていただきましたこの4年間、議員の皆様には大変お世話になりました。特に令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延、そして、今も我々の脳裏に色濃く残る豪雨災害の発災と、めまぐるしく移り変わる状況の中で、議員の皆様には、執行部が提案します議案等について御審議をいただき、また、様々な場面での御助言・御協力をいただくなど、まさに車の両輪としてこの未曾有の難局に共に立ち向かっていただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

また、今期をもちまして勇退をされます犬童議員、高瀬議員におかれましては、市政発展のために御尽力を賜り、誠にありがとうございました。私にとりましても市議会議員時代からお世話になったお二人でございますので、心の底から寂しい思いを抱いているところでございますが、人生100年時代とも申しますし、これからの人生もまだ長うございます。今後とも、人吉市のために様々な形で御指導を賜りますと幸いに存じます。

春という季節は出会いの季節であり、また別れの季節でもございます。この3月末をもって定年等で退職される職員の皆様方は、私が37歳で市長に当選してからの8年間、市役所の同僚として、そしてほとんどの方が私の人生の先輩として、人吉市民の幸福向上のため、一緒に汗を流していただきました。特に豪雨災害以降は、人吉市の復旧・復興のため昼夜を問わず、まさに身を粉にして人吉市のために尽力され、市長として感謝の念に堪えません。今後は、皆様それぞれの道を進まれることとは存じますが、お体に十分気をつけられ、喜ばしい、そして有意義な第二の人生を歩まれることを心から祈念申し上げます。

この4年間を振り返りますと、議員の皆様方、市職員の方々、そして何より市民の皆様の深い御理解と御協力をいただきましたからこそ、コロナ禍、そして豪雨災害という、本市にとってまれに見る難局を何とか乗り越えてこられたのだと、改めて感謝を申し上げます。平時から有事へと、本市を取り巻く状況は劇的に変わりましたが、ふるさと人吉を愛する心は、本市にお住まいの皆様全てに共通するものだと思います。今後も本市の復旧・復興は続いてまいります。この歩みを止めることなく、一日も早い復興を成し遂げるべく、今後も力を尽くしてまいりたいと存じます。

結びに、これまで市政運営に御協力いただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。この4年間、大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） 以上をもちまして、令和５年３月第２回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後２時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 犬 童 利 夫

人吉市議会議員 井 上 光 浩